

## 令和2年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和2年9月7日（月）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和2年9月 7日

至 令和2年9月24日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第38号 工事変更請負契約の締結について

日程第 7 議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定について

日程第 8 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第16 議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

日程第17 議案第49号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第20 認定第 1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定について
- 日程第25 認定第 6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定について
- 日程第26 決算特別委員会の設置について

## 令和2年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和2年9月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介
代表監査委員	松沢晶二		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第3号 説明、質疑

6) 議案審議

議案第38号から議案第51号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

7) 決算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第38号 工事変更請負契約の締結について
3. 議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定について
4. 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
8. 議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
9. 議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
10. 議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
11. 議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
12. 議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
13. 議案第49号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
14. 議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
15. 議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）
16. 認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
17. 認定第2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
18. 認定第3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
19. 認定第4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
20. 認定第5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定について
21. 認定第6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、令和2年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。最初に監査委員から、令和2年7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和2年8月定例会が、8月11日及び12日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会令和2年第2回定例会が8月31日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から、令和元年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番 太田正治議員、第5番 伊藤まゆみ議員、第6番 松本喜美人議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和2年第3回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から9月24日までの18日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの18日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛） おはようございます。令和2年第3回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中の所ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

気象庁の発表によりますと、かつて経験のしたことのない非常に大型の台風10号が九州から次第に離れてはおりますけれども、暴風区域が広いために、まだピークが過ぎても非常に離れた地域において暴風や大雨に厳重な注意が必要だというふうに言われております。被害のないことを祈るばかりであります。

さて、今年の夏は、新型コロナウイルス感染症の影響で例年であれば、全国各地において開催されている夏祭りなどもなくなり、風物詩ともいえる甲子園での高校野球の熱戦も交流試合として実施をされました。加えて1年先送りになりましたが、本来であれば東京オリンピックが開催をされ、日本代表選手に声援を送り、メダル獲得の余韻に浸っていたであろうなど、楽しみにしていたあらゆる行事・イベントがなくなり、村民の皆様も寂寥たる思いをしたことと推察いたします。

そして、先月28日には安倍首相の辞意表明という突然のニュースが日本中を震撼させました。私自身6年前の神城断層地震の折りに、被災地視察に訪れた首相とのやりとりを思い出し、感慨深いものがありました。

さて、この夏の観光客の入込状況についてであります。観光事業者によりますと、7月に関しては梅雨明けが8月にずれ込んできた天候不順が続いたことが大きく影響し、8月は新型コロナウイルス感染症の再拡大が入込みに響いたとのことであります。

7月中旬以降は東京都で感染例が相次ぎ、その後も各地で報告が続いたことが、感染再拡大を懸念をし、旅行を控える動きにつながったのではないかと、また、観光業界ではGo Toトラベル事業に大きく期待をしていたところですが、事業開始直前に東京都が支援対象から除外をされたことは、7月の4連休やお盆期間中の観光需要を下押しをしてしまったのではないかとの声が聞かれました。

このような状況下で、7月は前年比31.3%となる3万8,300人と推計しています。8月は

現在集計中ではありますが、主要観光スポットを抱える索道事業者、山小屋、交通事業者によりますと、8月に入って一部に持ち直しの動きはあるものの、依然として厳しい状況が続いているとの見方は共通しており、8月全体の状況とすれば前年比3から4割程度まで落ち込むのではないかとみております。

次に、各課の事業執行状況について説明をさせていただきます。

総務課関係では、新防災行政無線設備更新事業については、広報はくばにおいて、進捗状況をお知らせをしておりますが、順次、各家庭への戸別受信機設置工事や屋外子局工事を進めております。

戸別受信機設置については、これまでに、落倉区、通区、内山区、佐野区、野平区といった親局からの遠端地区から着手をし、9月中は沢渡区、飯森区の工事を実施を予定をしております。今後も順次進めてまいります。各家庭に対して、はがきでのお知らせをするとともに、周囲への安全等に細心の注意を払い実施をしておりますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

職員研修については、近年は学校による白馬岳登山を実施をしないこと、移住をした職員が増加したこと、またコロナ禍において、多くの対面研修が中止となっていることから、過去にも実施をした登山研修を職員の体力にあわせ、上級から里山までの5コースで実施をすることといたしました。若い職員には、これを機に村の発展の基礎となった山小屋、登山道を自分の目で確かめてもらいたいと思います。

特別定額給付金ではありますが、8月の24日をもって定められた申請受付期間が終了となりました。給付対象者数8,707人のうち、99.2%に当たる8,636人から申請があり、8億6,320万円を支給をいたしました。なお、これには給付辞退者4名を含んでおります。申請を行なわなかった配達不能郵便世帯は71世帯71人でした。申請を行なわなかった世帯及び配達不能郵便世帯のうち外国人の割合は76%となっております。

白馬村第5次総合計画後期計画策定につきましては、現在のところワーキンググループを3回、計画策定委員会を2回、計画審議会は2回を開催しております。策定作業は概ね予定どおり順調に進んでおります。

昨年度に宣言をいたしました「気候非常事態宣言」、「ゼロカーボンシティ宣言」につきましては、具体的な行動計画策定に向け、現在は再生可能エネルギー連絡協議会設立準備会を立ち上げ、基本方針に基づく作業を進めております。新型コロナウイルス感染症の影響で予定をしておりましたスケジュールが若干遅れてはおりますが、将来を見据えてしっかり議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算総額は4,024万7,000円を追加をし、予算総額72億7,985万円とするものであります。

補正予算の主なものとして、歳入は、新型コロナウイルス感染症対策として新たに交付決定をされた国庫金の増額や施設利用者の減少に伴う施設使用料の減額です。

歳出は、新型コロナウイルス感染症対策のための新たな事業による増額や中止や、先送りとなった事業による減額及び4月の人事異動に伴う人件費の組み替えになりますので、ご審議をお願いいたします。

観光課関係ではありますが、県・市町村連携の新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業についてですが、これは県の緊急事態措置等に伴う休業要請等に協力をした事業者に対して、協力金・支援金を支給をするものですが、白馬村における申請件数は678件、このうち支給決定件数は659件、不支給決定は19件となっております。

支給決定を施設種別でみると、宿泊施設が513件と最も多く、次に飲食施設が109件となっております。本来であれば、ゴールデンウィークは稼ぎ時であるにもかかわらず、多くの事業者が感染拡大防止を第一に考えていただきましたことに深く感謝をいたします。

また、商工業者向け事業継続緊急支援事業についてですが、これは厳しい経営環境を強いられている村内商工業者に対して、緊急支援金を支給するもので、第一次分として564件、第二次分として342件、合わせて906件の支援金の支給が完了をしました。

また、白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム商品券事業についてですが、白馬村では7月の22日に購入引換券を対象世帯4,009世帯に発送し、8月の1日から31日まで白馬商工会において3,209世帯、1万809セット、1億809万円相当の商品券を販売をいたしました。8月31日で商品券の利用期間が1か月経過をしたこととなりますが、換金ベースではこの間に約4万2,000枚、4,200万円相当が利用されたとの報告を受けているところであります。

事業者の資金繰り支援に関する状況ではありますが、県中小企業融資制度のこれまでの申込件数は38件、申込金額は7億8,770万円となっており、第一四半期の急伸していた状況には及びませんが、中小企業の資金需要は引き続き高い水準で推移しております。

農政課関係では、少雪、長梅雨、高温といった異常気象が続いており、農作物への影響が懸念をされており、既にテレビや新聞でも野菜価格の高騰が報道をされているところであります。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、飲食業や観光業の低迷により、農産物の受給も減少するなど、在庫量がますます増加していく中で、来年の作付面積の減少、米価の下落、異常気象、病害虫の発生や野生鳥獣の被害など、様々な問題が推測をされ、今後の農業は、ますます厳しい状況に向かっていくものと推測をされます。

スノーピーク・ランドステーション白馬の芝エリアを活用したマルシェは7月の23日からの4連休を皮切りに、毎週土曜日を基本に開催をされております。

農産物や加工品、クラフト、製菓や飲食物など、村内の個人やグループ・団体も含め、20張り程度のテントにおいて、新たな顧客の販路拡大の機会と捉え、各自が創意工夫をこらして魅力を発信しております。賑わいを見せております。この週末マルシェは10月下旬頃まで開催をしていく予定でありますので、皆様からのお立ち寄りをいただきたいというふうに思います。



税務課関係では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う延滞金免除等の特例措置を設けた村税の徴収猶予につきましては、8月末までに国民健康保険税を含めまして、71名の納税義務者からの申請を受理しており、その税額は4,300万円余りにのぼっております。

昨年度まで、改善傾向にありました村税等の徴収率であります。村税、国保税ともに、現在のところ昨年度を下回って推移をしております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的な影響から、納税困難者のさらなる増加も予想され、今年度の村税等の収納は、大変厳しいものになると危惧をしているところであります。

このため村税等の納付に関する相談や徴収猶予や減免などの制度説明を引き続き丁寧に実施をしていく一方で、税負担の公平性と、村民サービスの向上のために財源確保に努めているところであります。

建設課関係では、これまで計画の策定作業を進めてまいりました立地適正化計画の関係ですが、8月の27日に開催をされました計画策定委員会におきまして、村内誘導区域の原案を、お示しをさせていただきました。

現在、各委員からの意見集約を行っており、今後年内を目処に成案となるよう策定を進めていきたいと考えております。本議会会期中に、議員の皆様にもこの原案をお示しをさせていただき予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

令和元年度の決算におきましては、除雪費が1億800万ほどの決算となっておりますが、これは平年の2分の1ほどの規模であります。昨年の暖冬による寡雪が大きく影響しておりますが、除雪事業に携わる皆様が抱えている機械経費の負担増大や担い手不足といった課題も浮き彫りになってきておりますので、この冬のシーズンに向け、円滑な除雪体制が構築をされるよう委託料算定基準の見直しなどの検討も行なっているところであります。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として整備を実施をしております。白馬リサイクルセンターの建設事業の建築工事については、6月の30日の広域連合臨時議会での議決を受け、来年の3月31日までの工期で工事が始まりました。

また、建築工事の施工管理業務及び白馬山麓清掃センター解体工事に向けた事前の調査業務、白馬リサイクルプラザ基本設計業務の受託業者も決定をし、マテリアルリサイクル施設整備関連の事業が進められております。

健康福祉課関係では、先月の臨時議会で補正予算をお認めをいただいたインフルエンザ予防接種事業ですが、これは、この冬の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を見据え、新型コロナウイルス感染症と発熱など共通症状があるインフルエンザの流行を抑制をし、医療現場の負担軽減や混乱を避けるため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成をするもので、対象を村民全員に拡大してまいります。

なお、予防接種につきましては、村内各医療機関での協力をいただき、来月1日から開始をされ

ますので、特に重症化リスクの高い高齢者の方などは、早期の接種をお願いをします。また、国が定める優先順位の基準に基づき対象者に対して直接通知を発送する予定です。

また、村民の皆様に対しましては、改めまして、新型コロナウイルス感染症対策の基本である手洗い、うがい、咳エチケット等の新しい生活様式、新たな日常のすすめに沿った行動をお願いを申し上げます。

上下水道課関係では、上水道事業についての今年度の給水申込口数は8月末日で既に50件を超え、昨年同様に住宅等の建築数が増加をしていることが伺えますが、この秋以降は新型コロナウイルスの影響により、申込口数の伸びは鈍るものと予想をしております。

ことしのお盆期間中の配水量は1日平均8,700トンであり、昨年と同時期から比べますと約5%減少という配水量でありました。当初は、新型コロナウイルスの影響から大幅に減るのではないかと考えておりましたが、別荘や貸し別荘等の入り込みは順調であったようですし、在宅の方々も多かったからではないかと推察をしているところであります。

教育部委員会部局では、最初に教育課関係では、補正予算（第3号）で事業化をいたしました小学校の情報通信ネットワーク整備工事は、8月の20日に入札を行い施工業者が決定をし、本年度内の竣工を目指してまいります。また、1人1台の端末整備は市町村自治振興協会の共同調達に参加をし、すでに納入業者が決定をしております。現在、端末に設定するソフトウェアや補償などについては詳細を詰めているところであります。

両事業により、令和3年度からは小中学校で1人1台の端末が整備をされ、ICTを利用した学習が進むことが期待をされるところです。

村内の学校は2学期に入り、運動会や音楽会などの恒例行事の時期になっておりますが、ことしは新型コロナウイルスの感染症の影響もあり、どの行事も新しい生活様式を取り入れて、工夫をして開催をしていく予定です。また、修学旅行については、感染リスクの少ない県や長野県内などと、行く先や方法を工夫しながら実施をしていくよう各学校で計画をしております。

子育て支援課関係では、新型コロナウイルスの影響により、遅れておりましたが、今年度試験的に実施をすることを目標に掲げておりました放課後子ども教室の開設について、白馬北小学校との調整もとれ、保護者ニーズもアンケートの実施により把握できたことにより、10月からの実施に向け準備をしております。また、北アルプス連携自立圏の事業であります病児・病後児保育については、これらも新型コロナウイルスの影響により、予定より遅れておりますが、10月1日から市立大町総合病院内で開始ができるよう準備をしているところです。

新型コロナウイルスの関係の給付金の事業進捗については、8月末時点になりますが、国の給付事業であります子育て世帯臨時特別給付金事業は、児童数993人で給付額993万円、村の単独事業であります子育て支援金給付事業は、児童数1,418人、ひとり親102人、給付額1,622万円です。申請期間が9月の30日までとなっておりますので、引き続き周知をしてまい

りたいというふうに思っております。

生涯学習スポーツ課関係では、毎年8月に実施をしております成人式について、新型コロナウイルスの感染症拡大の事態の収束が見通せない状況を受け、全国各地から帰省をする新成人が一堂に会することにより、本村において感染が拡大する恐れがあることから、新成人の皆さんの健康及び安全面に配慮をし、本年度は開催を見合わせ、来年度に延期をさせていただきました。

また、9月の6日に計画をしていた第62回の村民運動会は、村民健康スポーツデーに名称を変え、ラジオ体操を実施をし、好評を得たわけではありますが、やはり1年に一度は村民が一堂に会して、運動する機会を続けていかなければならないと実感をしたところであり、毎日の運動の必要性等も考える機会となりました。

工事関係では、さきの臨時会でお認めをいただきました白馬村B&G海洋センター体育館の大規模改修工事につきましては、工事の進捗に伴い増工に関する変更契約議案を提出をさせていただいておりますので、ご審議をお願いいたします。

決算関係ですが、一般会計の決算の状況を申し上げますと、一般会計の決算の状況は、決算規模の歳入64億6,500万円、前年比5億8,700万円の減、歳出では63億800万円、前年比6億6,900万円の減となりました。

学校給食センター建設事業費や北アルプス広域によるごみ処理施設建設事業といった大型事業が終了したこと、また雪不足による除雪経費の減額ということもあって、決算規模は縮小しております。

歳入の面では、村税の決算状況は、総額15億2,200万円余りで、前年比と比較して5,000万円余りの増額となりました。これは、個人及び法人村民税の調定額の伸びに伴う収入増が主な要因であります。

徴収率は、現年課税分、合計徴収率ともに2月末までは、前年度を上回る数値で推移をしてきましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けて、3月末には現年課税分が昨年の数値を割り込み、最終的には97.9%と、昨年度0.3ポイント下回る結果となりました。しかしながら、全体徴収率は5年連続して前年度を上回り、昨年度を2.7ポイント上回る83%という実績でありました。

なお、徴収権の消滅等による不納欠損額は、1,600万円余りで、不納欠損額を差し引いた後の村税収入未済額は、2億9,400万円余りとなっております。

地方債は、大型事業の終了により前年比5億2,300万円の減となりました。

歳出の面では、歳出削減に努めるわけですが、雪不足による除雪の委託料の減額などにより維持補修費が1億2,600万円の減、大型事業の終了により普通建設事業費が6億7,000万円の減となりました。

また、財政調整基金は取り崩しをせず、昨年度の余剰金処分により年度末基金残高は6億

8,200万円ほどで、前年比3,400万円ほどの増となっています。ふるさと白馬村を応援する基金は2億5,000万円ほどの取り崩しをいたしました。寄附金の増加に伴い、年度末基金残高は5億3,300万円となり、7,500万円ほど増えているところであります。

特別会計等の決算状況であります。国民健康保険事業勘定特別会計決算につきましては、歳入総額は10億8,729万777円、歳出総額は10億6,880万9,398円で、実質の収支額は1,848万1,379円となり、全額翌年度への繰り越しとなりました。

なお財政調整基金に2,012万円余りを積立て、年度末の残高は1億8,240万円余りとなりました。また、一般被保険者国民健康保険税の滞納繰越のうち、医療給付金分、62万9,908円、後期高齢者支援金分21万8,992円、介護給付金分3万5,211円については、不納欠損処分をしております。

また、後期高齢者の医療特別会計の歳入総額は9,805万6,396円、歳出総額は9,763万4,202円で、実質の収支額は42万2,194円となりました。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は、376万9,572円、歳出総額は375万8,812円で歳入歳出差額は、1万760円となりました。

水道事業会計においての収益的収入は3億4,016万6,960円で、収益的支出は2億4,702万7,697円ですが、資本的収入は1,293万9,860円で資本的支出は9,171万5,265円です。不足をする7,877万5,405円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

下水道事業会計においての収益的収入は、5億6,745万6,976円で収益的支出は5億4,521万1,000円です。資本的収入は4億4,721万8,769円で、資本的支出は5億7,009万873円です。不足する1億2,287万2,104円は損益勘定留保資金等で補填をしております。

本定例会に提出をします案件は、報告1件、議案14件、決算認定6件であります。

議案等につきましては、担当課長等に提案説明を申し上げますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会にあたりましての挨拶といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより、報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることはできないと定められておりますので申し添えます。

#### △日程第5 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別

紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりをください。

専決第14号の内容ですが、令和2年4月17日の午後3時ごろ、白馬村大字北城14920番地13先の村道3093号線において、損害賠償請求者が所有する乗用車が、走行中、本村が管理する道路横断側溝を通過する際にコンクリート製の蓋が跳ね上がり車体底部及び後部バンパーを損傷させたものであります。

村は、損害賠償請求者に対して、車両の修理代金16万5,880円の全額を賠償したものです。説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5は終了いたします。

これより、議案の審議に入ります。

#### △日程第6 議案第38号 工事変更請負契約の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第38号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 議案第38号 工事変更請負契約の締結について、ご説明いたします。白馬村B&G体育館大規模改修工事に伴う工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度白馬村B&G体育館大規模改修工事であります。変更金額につきましては、変更前契約額7,150万円、変更増加額750万2,000円、変更後契約額7,900万2,000円です。契約の相手方は、長野県北安曇郡白馬村大字上城23287番地、株式会社宮尾建設、代表取締役宮尾英明でございます。

増額の主な理由は、体育館アリーナ天井においてアスベストが見つかり、撤去処分及び屋根材の室内側にさびが発生していたため、ケレン及び錆止め塗装を行なう必要があることが判明したため、工事内容を変更し、解決を図るための増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第7 議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定

についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例の制定に至ったこれまでの経過を最初にご説明をさせていただきます。

近年白馬村では、外国人観光客や外国人住民が急増し、共にまちづくりをし、仕事をし、白馬村の経済を発展させると共に独自の多文化共生の生活文化を生み出してきました。

平成28年度に策定をした白馬村第5次総合計画の基本構想でも、「これからの10年間白馬に集う皆さんが白馬村の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化もお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り切る。そして、一人一人が豊かさを感じながら成長することができる白馬村を目指していきます」と定めております。

白馬村が世界に開かれた村として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとする、あらゆる不当な差別を解消することはもとより、全ての村民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは白馬村経済の発展と村民福祉向上のために極めて重要であると考えます。

その一方で、外国人が所有する物件を管理する不動産管理会社などの方々との意見交換の中で、緊急時において土地所有者と連絡が取れず、それぞれの管理に支障が生じているという意見も多数出されました。

今後は、外国人住民の個人情報の収集による緊急時への対応などにより、安心安全な村づくりを進めていくことを可能とするとともに、多文化共生の推進のため、本条例を制定したいという経過でございます。

それでは、議案書第1条の目的は、白馬村において多文化共生社会の推進に寄与することとしております。

第2条では、基本理念を規定し、第3条から第6条までは、村や議会などそれぞれの責務について規定しています。

第7条では、多文化共生の推進への広報活動、調査研究。第8条では、地域社会の一員としてともに生活する社会環境の形成を図るために、多文化共生支援員を置くことを規定しております。

第9条から第11条までは、情報管理について規定をしており、特に個人情報保護については、第1項で必要な措置を講じること、第2項では白馬村個人情報保護条例に規定する、個人の姓名、身体または財産の安全を守るための情報収集できる旨を規定しており、第3項では、逆に、緊急かつやむを得ない場合には多文化共生支援員に情報を提供することができる旨の規定をしております。

附則として、この条例の施行日は公布の日としています。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、別表中、教育委員会の案2、白馬村学校のあり方検討委員会を追加したいものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうを御覧ください。

白馬村就学支援委員会の下に白馬村学校のあり方検討委員会を追加したいものです。

委員会は、教育委員会の求めに応じて、学校運営及び施設整備に関する諸問題を調査検討するもので、委員は12名以内、地域住民や学校関係者などで構成されます。任期は、検討結果を教育委員会に報告した日までとしております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、先にご説明いたしました、議案第40号に関連して、委員報酬を定めたいものであります。

2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

農地利用最適化推進委員の下に、白馬村学校のあり方検討委員会を追加し、報酬を日額と半日額で定めたいものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長(横川辰彦君) 議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

GIGAスクール構想の実現のため、ICT教育学習支援員の中に、GIGAスクールサポーターを設けるために条例改正をしたいものでございます。

末尾の新旧対照表を御覧ください。

現在ICT支援員を雇用するために、時給1,000円を限度に設定していますが、より専門的な知識を有する者を雇用したいため、限度額を2,000円に設定したいものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長(下川浩毅君) 議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、内閣府令であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、同省令を参酌して定めております。白馬村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行ないたいものでございます。

改正の主の内容でございますが、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について、さまざまな対応策により引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合に、連携施設の確保を不要とされたことなどの規定を定めるものでございます。

それでは、議案をおめぐりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。2枚目



の2面に新旧対照表がございます。

第35条第3項及び第36条第3項は、内閣府令の基準と同様のものに改めるものでございます。

最終ページ第42条第4項第1号は、地域型保育事業所を卒園後の受け皿の提供を行なう連携施設において、引き続き保育の提供がなされる場合は、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

第2号は、第1号以外の場合で、連携施設の確保が著しく困難であると村長が認める場合において、連携施設の確保を不要とする規定でございます。

第5項は、前項の第2号に係る部分である規定であることから、その旨を明記したものでございます。

施行期日につきましては公布の日でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第12 議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、厚生労働省令でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、同省令を参酌して定めております。白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行ないたいものでございます。

改正の主の内容でございますが、国では全国の家庭的保育事業者等のうち約半分の事業者が、連携施設を確保できていない状況であることを踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を延長すること、卒園後の受け皿について利用定員が20人以上の企業主導型保育事業の施設、または、地方自治体が運営費の支援等を行なっている認可外保育施設から確保できるようにするために定めるものでございます。

それでは議案をおめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

4ページ、第6条第4項第1号は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行なう連携施設において、引き続き保育の提供がなされる場合、連携施設の確保を不要とする規定でございます。

第2号では、第1号以外の場合で、連携施設の確保が著しく困難であると村長が認めるときは、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

第5項は、前項第2号において家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業の施設、または地方自治体が運営費の支援を行なっている認可外施設で村長が認めるものについて、連携協力を適切に確保しなければならないとする規定を追加するものでございます。

7ページ、第45条第2項は、満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内、保育事業所において村長が認める場合に、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

8ページ、附則第2条は、本則第22条の規定と同義となったため削除するものでございます。

附則第3条は、経過措置を5年間延長するものでございます。

また、そのほかの改正につきましては、文言等の修正や追加でございます。

施行期日につきましては公布の日でございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第13 議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第13 議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、厚生労働省令であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、同省令を参酌して定めております。白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行ないたいものでございます。

改正の内容でございますが、放課後児童支援員認定資格研修をいまだに受講できていない職員に対して、受講機会を確保する必要があることから、所要の規定を定めるものでございます。

それでは、議案をおめぐりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

最終ページ、第10条第3項は、認定資格研修の実施者に、指定都市の長、中核市の長を追加するものでございます。

附則第2条は、平成32年3月31日までの経過措置を当分の間に改めるものでございます。

施行日につきましては公布の日でございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、保育所の入所基準に満たない児童、具体的に申し上げますと、保護者のどちらか一方が就労されていない場合など、家庭において必要な保育ができる環境であるもの、いわゆる一号認定の児童、当村の場合で申し上げますと幼稚園等の対象児童が、保護者の希望により、私的な契約により保育所に入所する場合、保育料の無償化の対象外となることから保育料を定める必要があるため、白馬村保育料条例について所要の改正を行ないたいものでございます。

それでは、議案をおめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

4ページ、第1条は、この条例の趣旨に私的契約による保育所の利用に要する費用を加え、5ページ、第6条、保育料の減免を削除し、4ページ、第5条保育料の額の決定を第6条に繰り下げ、新たに第5条として私的契約時の保育料の規定を設け、第2項に、保育料や服飾費と同様に、日割り計算となる規定を設けてございます。

繰り下がった第6条の見出しを改めまして、第2項に、第1項の保育料の額の決定と同様に、私的契約時の保育料の額の決定の規定を追加してございます。

5ページ、第8条は、保育料、私的契約時保育料及び服飾費の減免の規定に改め、第9条は、私的契約時保育料を追加し、7ページ、別表第1に、私的契約時保育料、3歳以上児は月額3万円、3歳未満児は月額6万円と定めてございます。

施行期日につきましては公布の日でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

令和元年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金9,661万2,070円のうち、9,000万円を建設改良積立金に積み立て、残額の661万2,070円を翌年度、繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時13分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第16 議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,024万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,985万円とするものであります。

8ページの歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税は、集落支援員1名減により、特別交付税を350万円減額するものです。

12款1項1目民生費負担金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための、登園自粛要請による、保育料67万4,000円の減額です。

13款使用料及び手数料、607万円の減額は、全て新型コロナウイルス感染症による、施設使用者の減少に伴う使用料の減額です。

9ページを御覧ください。

14款2項1目民生費国庫補助金、372万3,000円の増額は、新型コロナ対応分として、子ども子育て支援交付金417万9,000円の増額などによるものです。

3目土木費国庫補助金240万8,000円の増額は、防災安全交付金から、道路メンテナンス事業補助金への移行と、補助額の確定によるものです。

5目教育費国庫補助金202万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として、伝統的建造物群保存地区、青鬼地区の土蔵修理を先送りにしたことなどによるものです。

6目観光商工費国庫補助金357万5,000円の増額は、多言語案内標識をJR白馬駅前、八方バスターミナルといった、主要交通結節点に設置するための補助金です。

7目総務費国庫補助金721万1,000円の増額は、戸籍住民事業法改正システム改修補助金698万6,000円などによるものです。

10ページを御覧ください。

15款2項2目民生費県補助金283万8,000円の増額は、幼児教育保育無償化における例規整備等に対する、子ども子育て支援事業補助金247万5,000円などによるものです。

4目農林水産業費県補助金131万6,000円の増額は、田の区画拡大事業の増工に伴う補助金118万円の増額などによるものです。

9目観光費県補助金98万7,000円の増額は、国庫補助金でも説明しましたとおり、多言語案内標識を、JR白馬駅前、八方バスターミナルといった主要交通結節点に設置するための補助金178万7,000円などによるものです。

11ページを御覧ください。

18款繰入金502万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として、事業を先送りしたことなどによる、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金の減額によるものです。

19款繰越金2,142万5,000円の増額は、令和元年度決算額の確定によるものです。

20款4項1目雑入1,584万4,000円の増額は、北アルプス広域連合過年度還付金1,506万5,000円、EV充電インフラ普及支援助成金50万円の増額などによるものです。

12ページを御覧ください。

21款1項村債では1目臨時財政対策債914万8,000円の減額は、発行可能額の決定によるもの、5目土木債560万円の増額は、橋梁点検等から工事費に事業内容を組み替えたことによるものです。

13ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合の負担金、退職手当組合負担金は、4月の人事異動に伴う人件費の組替えによるものです。また、正職員の配置等により、会計年度任用職員の給料、報酬につきましても、組替えを行なっております。人件費の組替えにつきましては、説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

2款1項5目姉妹都市提携事業226万円の減額は、新型コロナにより、姉妹都市交流訪問の中止によるものです。

13ページから14ページにかけまして、6目ケーブルテレビ白馬管理運営事業278万4,000円の増額は、支障移転工事請負費によるものです。

10目地球温暖化対策事業50万円の増額は、EVシェアリング事業補助金の増額交付決定により、事業費もこれに伴い増額するものです。

15ページ3項1目、戸籍住民基本台帳事業768万1,000円増額の主なものは、国の施策による、国外転出者のマイナンバーカード等の利用実現を図るため、住民基本台帳及び戸籍の附票の電算システムを回収するための電算委託料698万7,000円です。特定財源としまして、国庫補助金として10分の10交付されます。

16ページから17ページにかけまして、7項3目スポーツ振興事業151万7,000円の減額は、新型コロナによるスノーハーブクロスカントリー大会と、全日本マウンテンバイク大会中止によるもの。同じくスキー大会推進事業200万円の減額も、新型コロナによるFISカップジャンプ大会の開催断念によるものです。

3款1項1目社会福祉総務事業35万2,000円の減額は、歳入でも説明をいたしました新型コロナ対応分として交付される、子ども子育て支援交付金に併せてファミリーサポートセンター感染症対策費として白馬村社会福祉協議会補助金50万円増額などによるものです。

3目心身障がい者福祉事業78万3,000円の増額は、報酬改定に伴うシステム改修のための電算委託料39万8,000円などです。

18ページ。6目住民国保事業140万8,000円の減額は、国保オンライン資格確認自庁システム改修分に係る国庫補助金を一般会計ではなく、国保会計で直接収受するよう、県から指導があったことにより、一般会計を減額するものです。

19ページ。2項1目放課後子どもプラン事業100万円の増額は、社会福祉総務事業でも説明しました、新型コロナ対応分として交付される子ども子育て支援交付金に併せて、南北小学校放課後児童クラブの除菌用消耗品等の購入によるものです。同じく、児童手当等給付事業259万1,000円の増額は、歳入でも説明いたしました幼児教育・保育無償化における例規整備等の委託料247万5,000円などによるものです。

2目子育て支援事業185万1,000円の増額は、先ほどの放課後子どもプラン事業でも説明をいたしました新型コロナ対応分として交付される、子ども子育て支援金交付金に併せて、家庭や妊産婦の子育て支援事業に対する、コロナ対策消耗品50万円などによるものです。

19ページから20ページにかけまして、3目しろうま保育園運営事業96万2,000円の減額は、人件費の減額と大町市への広域入所による委託料50万円によるものです。同じく子育て支援ルーム運営事業218万1,000円の減額は、人件費の減額と先ほどの子育て支援事業でも説明いたしました、新型コロナ対応分として交付をされます子ども子育て支援交付金に併せて、一時預かり及び子育て支援拠点事業として、子育て支援ルームの消毒用消耗品、工事請負費100万円によ

るものです。

21ページ。4款1項4目母子保健事業100万円の増額も新型コロナ対応分として交付をされます子ども子育て支援交付金に併せて、乳児全戸訪問事業と養育支援事業のコロナ対策消耗品100万円によるものです。

22ページ。2項2目し尿処理事業132万8,000円の減額は、白馬山麓事務組合負担金の減額によるものです。

5款1項2目、農業総務費256万9,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額と、大北農業振興協議会負担金50万円の減額によるものです。

23ページ。3目農業振興事業318万6,000円の減額は、不在となっている集落支援員1名の雇用をやめたことによるものです。

4目農業基盤整備促進事業118万円の増額は、歳入でも説明いたしました、田の区画拡大事業の増工に伴う補助金の増額によるものです。特定財源として、県支出金が10分の10交付されます。

24ページ。2項1目有害鳥獣被害対策事業98万1,000円の増額は、イノシシ被害急増による、貸出用電気柵設置委託料40万円の増額などによるものです。

25ページ。6款1項1目観光総務事業997万5,000円の減額は、白馬の夏祭り開催中止による協賛金150万円などの減額によるものです。

3目21観光戦略事業150万円の減額は、新型コロナにより、対面方式での調査ができなくなったため、来訪者調査業務委託から、観光事業者実態調査委託への事業内容変更による減額です。

25ページから26ページにかけて、海外観光客受け皿整備事業686万5,000円の増額は、歳入でもご説明いたしました、多言語案内標識をJR白馬駅前、八方バスターミナルといった主要交通結節点に設置をするための事業費786万5,000円の増額などによるものです。

2項1目商工振興事業2,200万円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、県制度資金、融資利用の大幅増による、信用保証協会保証料補給負担金2,500万円の増額などによるものです。

27ページ。7款2項2目除雪事業66万9,000円の増額は、融雪車両の修繕のため、車検点検手数料の増額によるものです。

28ページ。3目村道改良国庫補助事業922万8,000円の増額は、橋梁点検等の減による、実施点検委託料1,520万9,000円の減額と、工事請負費2,443万7,000円の増額によるものです。

3項1目、河川総務事業102万円の増額は、県単河畔林整備工事請負費72万円の増額などによるものです。

29ページ。5項1目村営住宅管理事業60万5,000円の増額は、村営住宅白馬団地の解体にかかる現居住者の移転補償費50万円などによるものです。

30ページ。8款1項1目非常時消防事業176万円の減額は、新型コロナのため、出初式やポ

ンプ走法大会中止によるものです。

2 目常備消防事業 2 4 万 1, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、北ア  
ルプス広域連合負担金の増額です。

3 0 ページから 3 1 ページにかけまして、9 款 1 項 2 目教育委員会事務局一般事業 1 2 8 万  
7, 0 0 0 円の増額は、新型コロナによる小中学校の修学旅行中止に伴うキャンセル料の保護者負担  
緊急支援補助金 7 7 万 7, 0 0 0 円などによるものです。

3 2 ページ。4 項 4 目伝統的建造物群保存事業 4 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、歳入でも説明いた  
しました伝統的建造物群保存地区、青鬼地区の土蔵修理を先送りしたことによるものです。

お戻りいただき、5 ページを御覧ください。

第 2 表地方債補正につきましては、臨時財政対策債、道路新設改良事業の限度額を変更しており  
ます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 7 議案第 4 9 号 令和 2 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第 1 7 議案第 4 9 号 令和 2 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会  
計補正予算（第 1 号）を議案といたします。提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

**住民課長（山岸茂幸君）** 議案第 4 9 号 令和 2 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第 1 号）につきましてご説明いたします。

第 1 条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 3 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を 1 1 億 5 4 5 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

5 ページの歳入明細をお開きください。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 3 目事業補助金 7 0 万 4, 0 0 0 円の増額は、マイナンバーカード  
に保険証機能を追加するための電算システムの改修費補助金で、当初予算では一般会計に計上し、  
国保特会への繰出金の財源としておりましたが、長野県からの指導により、一般会計を減額し、本  
会計で直接収受するため計上するものであります。

5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 1 4 0 万 8, 0 0 0 円の減額は、事務費繰入金に含まれている、先  
ほどご説明しましたシステム改修費分の繰入額を減額するものであります。

2 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金 1, 2 2 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、システム改修費の  
補助残分、令和元年度からの繰越額の確定により、繰越金の予算額に対し、不足する額を増額する  
ものであります。

6 款繰越金 1, 1 5 1 万 9, 0 0 0 円の減額は、繰越額が確定したことにより、減額をするもので



あります。

6ページを御覧ください。

7款諸収入3項5目雑入435万3,000円の増額は、令和2年3月に長野県国民健康保険団体連合会へ、概算払いをしました療養給付費、審査支払手数料について清算により、435万3,567円が同連合会から還付されたことによる増額であります。

7ページの歳出明細を御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費及び3款国民健康保険事業費納付金。1項1目一般被保険者医療給付金は、それぞれ財源の組替えを行うものであります。

8ページに移ります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目保険給付費負担金等償還金434万4,000円の増額は、歳入で補正しました還付金につきまして、出資時の財源が長野県から交付された普通交付金であることから、還付された全額を長野県に返還する必要があるため、当初予算計上額に不足する額を増額するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

#### △日程第18 議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第18 議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

2条のところです。収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的収入に43万円を追加し、収益的収入総額3億2,650万円といたします。収益的支出に82万円を追加し、収益的支出総額2億7,400万7,000円とするものでございます。

会計年度任用職員の児童手当及び共済組合の負担金また社会保険料の増額に伴うものでございます。これによりまして、水道事業会計予算第8条に定める職員給与費も82万円増額となりまして4,121万8,000円とするものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

**日程第19 議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第19 議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第2条のところですが、

資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入に488万3,000円を追加し、資本的収入の総額3億9,787万5,000円といたします。

資本的支出に540万9,000円を追加し、資本的支出総額5億1,989万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額、1億2,201万6,000円は損益勘定留保資金で補填するものといたします。

収入の関係です。1枚おめくりください。

負担金といたしまして、区域外流入分担金、また、受益者負担金が増額見込みでございます。

支出につきましては、建設改良費のうち、工事請負費の関係でございますが、不具合となりましたポンプ施設の更新工事費、それと負担金補助金のところでございますが、区域外流入工事に対する補助金の増額でございます。

また、1枚お戻りください。

下水道会計予算8条に定めました職員給与費は人事異動に伴い、28万3,000円減額いたしまして、2,876万5,000円とするものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第47号を除く、議案第38号から、議案第51号までは、お手元に配付しました令和2年第3回白馬村議会定例会常任委員会と付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議案第47号を除く、議案第38号から議案第51号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより、認定案件の審議に入ります。

**△日程第20 認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について**

△日程第21 認定第2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第24 認定第5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定について

△日程第25 認定第6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定について

議長（北澤禎二郎君） お諮りいたします。日程第20 認定第1号から日程第25 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までは、一括議題とすることに決定いたしました。

最初に日程第20 認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。私からは歳入全般と、議会、監査、総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課等の長が順次説明をまいります。

それでは、令和元年度歳入歳出決算書85ページを御覧ください。

歳入総額が64億6,533万2,135円、歳出総額が63億845万9,717円で、歳入歳出差引額は1億5,687万2,418円、繰越明許費繰越額2,816万1,000円。実質収支額は1億2,871万1,418円。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は、6,500万円であります。

5ページにお戻りください。

まず、歳入でございますが、村税は15億2,216万4,084円で、内訳は村民税が4億6,547万5,506円。固定資産税が9億799万6,136円、軽自動車税が3,345万8,700円、村たばこ税が7,255万4,242円、入湯税が4,267万9,500円であります。不納欠損額は、1,698万7,332円で、収入未済額は、2億9,421万961円であります。

6ページを御覧ください。

地方譲与税が7,155万9,007円あります。

7ページに移りまして、地方消費税交付金が1億8,738万2,000円。地方交付税が19億7,893万円であります。

8ページを御覧ください。

分担金及び負担金は、7,213万5,429円であります。主なものは、保育所保育料及び延長、一時及び休日保育料負担金2,107万円余り。

9ページに移りまして、土地改良事業受益者負担金625万円、学校給食費負担金3,398万3,091円であります。

使用料及び手数料は7,175万6,486円であります。

使用料の主なものは、ジャンプ台リフト使用料、2,752万9,844円。ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料598万8,804円。ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料569万9,474円、土木使用料の公有財産占用料682万8,322円であります。

手数料の主なものは10ページを御覧ください。

衛生費、雑排水汲取り手数料等318万8,480円あります。国庫支出金は、5億4,637万1,212円で、国庫負担金の主なものは、児童手当負担金8,409万2,665円。国民健康保険保険基盤安定負担金1,243万3,913円。身体障がい者福祉費負担金6,595万5,200円。

11ページに移りまして、公共土木施設災害復旧負担金2,213万8,296円あります。

国庫補助金の主なものは、プレミアム付き商品券事業補助金、870万8,600円、子ども子育て支援交付金1,232万7,000円。幼児教育保育無償化による子育てのための施設等利用給付国庫交付金993万9,900円。

12ページに移りまして、土木費、社会資本整備総合交付金2,369万2,000円、防災安全交付金が4,258万円。教育費、小学校のエアコン設置に伴う学校施設環境改善補助金繰越分が3,421万7,000円。観光費関係の地方創生推進交付金1億9,267万円あります。

国庫委託金の主なものは13ページを御覧ください。

総務費、ナショナルトレーニングセンター委託金1,229万1,963円あります。

県支出金は、2億8,553万8,760円です。

県負担金の主なものは、児童手当負担金1,922万2,332円。国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金5,836万1,737円。身体障がい者福祉費負担金3,010万7,421円あります。

県補助金の主なものは、14ページを御覧ください。

民生費、障がい者医療給付事業補助金743万5,000円、子ども子育て支援事業交付金1,196万9,000円。

15ページに移りまして、農業費の多面的機能支払交付金2,600万4,921円あります。

県委託金の主な内容は16ページを御覧ください。

総務費、ジャンプ競技場管理委託金4,694万6,670円。県民税徴収委託金1,724万8,777円、参議院議員選挙事務委託金684万4,244円であります。

17ページを御覧ください。

財産収入は、2,466万3,271円です。主なものは、山小屋加湿器収入950万円でありませ

ず。

18ページを御覧ください。

寄附金は3億3,912万6,497円です。主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金3億2,462万4,497円。一般寄附金1,100万円であります。

繰入金は2億6,007万円で令和元年度における財政調整基金繰入金はありません。主なものは繰越を含むふるさと白馬村を応援する基金繰入金2億5,044万円であります。

19ページを御覧ください。

繰越金は、明許繰越事業分を含み、4,165万3,905円です。諸収入は2億9,801万7,484円です。

諸収入の主なものは、20ページを御覧ください。村税延滞金577万6,518円。白馬村商工振興資金預託金回収金、2,000万円。

21ページに移りまして、北アルプス広域連合過年度還付金2,598万8,000円。介護保険地域支援事業受託金3,645万3,000円。EV充電インフラ普及支援助成金等545万8,415円。観光費負担金5,000万円。

22ページを御覧ください。天狗山荘雪害復旧工事等にかかる過年度分を含めた損害保険料1億381万円余り。職員派遣に伴う長野県後期高齢者医療広域連合負担金679万6,079円でありませ

ず。

村債は7億2,726万9,000円です。主なものは、臨時財政対策債1億5,076万9,000円。ケーブルテレビ機器更新工事に伴う一般単独事業債2,130万円。スノーハープ改修事業に伴う辺地対策事業債530万円。道路新設改良事業等に伴う土木債2億1,680万円。

23ページに移りまして、新防災情報配信システム事業に伴う緊急防災減災事業債1億640万円。ウイング21屋根改修事業に伴う、一般単独事業債8,560万円。小中学校のエアコン設置に伴う学校教育施設等整備事業債1億1,540万円。災害復旧に係る公共土木施設、災害復旧事業債1,870万円であります。

次に24ページからの歳出でございます。

議会費7,557万4,472円は議員12名の報酬手当、職員2名の人件費が主なものでありませ

ず。

総務費総務管理費の一般管理費2億6,211万5,981円は、24ページから25ページを御覧ください。

特別職3名、一般職14名及び嘱託職員6名の人件費、ページ下の通信運搬費等1,078万円余り。

26ページに移りまして、中ほど、公会計支援業務等委託料515万円余りが主なものであります。

27ページを御覧ください。財産管理費4,250万5,250円の主なものは、嘱託職員2名の報酬537万円余り。ページ下の建物災害共済保険料525万円余り。

28ページに移りまして、庁舎3階階段昇降機設置工事などの庁舎改修修繕工事費825万円余りであります。

交通安全対策費48万円は白馬村交通安全協会への補助金で、防犯対策費40万円は、白馬村防犯協会への補助金であります。

姉妹都市提携費280万7,795円は、静岡県河津町、和歌山県太地町、オーストリア・レヒヒとの交流経費であります。

企画費4億1,137万1,903円の主な内容についてですが、白馬高校支援事業につきましても、教育課より、企画一般事業の中の白馬村図書館等複合施設基本計画策定事業につきましても、生涯学習スポーツ課よりご説明いたしますので、これら以外の総務課の負担する事業についてご説明をいたします。

29ページを御覧ください。ページ中ほどのふるさと納税返礼品送料等9,979万円余り。ふるさと納税業務等委託料1億2,988万円余り。ケーブルテレビ白馬の電柱電話使用料等668万円余り。

30ページに移りまして、いこいの森借上料690万円。北アルプス広域経常費負担金1,592万8,000円。地域づくり事業等補助金565万円余りであります。

31ページを御覧ください。電算業務費3,170万5,351円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,421万円余り。庁内システム広域設置負担金974万円余りであります。

環境保全費の景観形成事業は、後ほど建設課よりご説明をいたします。

32ページを御覧ください。環境政策費623万5,590円の主な内容は、二酸化炭素排出抑制対策事業委託料456万500円であります。

少し飛びまして、34ページを御覧ください。選挙費736万4,591円の主な内容は、35ページ参議院議員選挙に伴う経費として684万円余りです。

36ページを御覧ください。統計調査費155万612円は経済センサス、農林業センサス調査等の経費です。監査員費60万9,612円の主な内容は監査員報酬49万3,000円です。

飛びまして、68ページを御覧ください。非常備消防費2,694万4,655円の主な内容は、消防団員報酬612万円余り、消防団員等公務災害補償掛金等530万円余りであります。

69ページを御覧ください。広域常備消防費1億6,525万2,200円は、北アルプス広域連

合への負担金などであります。

70ページを御覧ください。消防施設費566万3,310円の主な内容は、消火栓設置工事費320万円余りであります。

防災費1億1,046万3,394円の主な内容は、新防災情報システム工事請負費1億644万円であります。

飛びまして、82ページを御覧ください。公債費6億1,465万7,824円は、長期債の元金と利子、一時借入金の利子であります。

83ページを御覧ください。諸収入3億3,887万6,475円は財政調整基金及び減災基金利子積立金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、白馬村地域情報化施設基金積立金。

84ページに移りまして、ふるさと白馬人づくり寄附金に基づく積立金であります。

次に86ページを御覧ください。財産に関する調書であります。令和元年度中の増減は、土地につきましては、森上旧国鉄官舎の土地の売り払い、神城断層地震の当局用地購入、国土調査による地籍変更などで、141.69平米減少し、建物につきましては、沢渡の村営住宅と教員住宅の解体で、木造150.70平米減少であります。

87ページを御覧ください。物品に関する調書であります。令和元年度中の増減は、地域包括支援センター、地域支援事業で公用車を1台購入し、スノーハーブで小型除雪車1台を購入したものであります。

最後に基金に関する調書であります。令和元年度末基金の現在高は、財政調整基金が6億8,100万円余り、減災基金が2億1,700万円余り、福祉基金が1億2,000万円余り。ふるさと白馬村を応援する基金は、総額5億3,300万円余りで、計16億5,595万5,550円となっております。

私からは以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、長澤会計室長。

**会計管理者会計室長（長澤秀美君）** それでは、会計室関係についてご説明をいたします。

決算書30ページ1番下を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、7目会計管理費になります。支出済額の損額は307万3,774円です。支出済額の内訳につきましては31ページを御覧ください。

11節、需用費の消耗品費が29万1,966円。印刷製本費が33万184円。修繕費が1万6,200円。

12節、役務費、口座振替手数料が100万7,584円。13節委託料は電算委託料が62万7,840円。19節負担金補助及び交付金は、大北農協役場出張所負担金が80万円となっております。

会計室関係は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 税務課関係につきまして、ご説明をいたします。決算書は、32ページをお願いいたします。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費支出済額5,405万9,847円は、職員8名と嘱託職員2名の人件費が、主な内容であります。

同じく32ページの下段、2目賦課徴収費4,169万9,452円の主な内容は、7節賃金233万4,440円は、外国人対応や確定申告における臨時職員の人件費です。

33ページ、13節委託料2,984万6800円のうち、備考欄、国税連携委託料261万円余りは、地方税共通納税システムの導入と、地方税電子申告審査サービス、電子申告データ連携サービスの利用に関する費用。賦課収納業務電算委託料924万円余りは、村税の課税処理や滞納整理システムの運用と保守に関する委託料。地番図更新等作成委託料859万円余りは、航空写真等を活用した地図情報システムに関する委託料。

土地評価替業務委託料875万円余りは、来年度の評価替えに向けて3か年の債務負担行為として契約をしている委託業務の令和元年度分委託料及び標準宅地の土地鑑定評価の委託料が主な内容であります。

14節使用料及び賃借料106万1,592円は、地図情報システム、Yahoo! 公金支払い等の利用料。

19節負担金補助及び交付金151万3,320円のうち、長野県地方税滞納整理機構負担金137万円余りは、構成団体による均等割、徴収実績割などから算出された負担金であります。

23節償還金利子及び割引料527万8,307円は、税法上の規定による修正申告、確定申告、税額校正による還付金が主な内容であります。

税務課関係につきましては、以上であります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第20 認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について、引き続き各課の説明を求めます。続きまして山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） それでは、住民課関係につきましてご説明いたします。

決算書は33ページをお開きください。

下のほうになりますけれども、2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費1,847万円余りは、職員人件費のほか主なものは34ページになりますが、13節委託料は住民基本台帳、戸籍に関する電算委託料として207万円余り、14節使用料及び賃借料は、戸籍システム使用料として143万



円余り、19節負担金保証及び交付金、備考欄、北アルプス広域連合負担金は住民基本台帳、戸籍に関する共同サーバーの維持管理に要する負担金として369万8,000円。番号カード関連事務交付金は、地方公共団体情報システム機構へ127万5,000円を支出しております。

次に44ページを御覧ください。中ほどになりますが、3款民生費1項社会福祉費6目住民総務費2億2,399万円余りは、職員等の人件費のほか主なものは19節負担金補助及び交付金、備考欄、後期高齢者医療療養給付費負担金7,319万円余り、長野県後期高齢者医療広域連合負担金は、事務費負担金として339万円余り、28節繰出金、備考欄、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金が1億668万円余り、後期高齢者医療特別会計繰出金は2,278万円余りが主なものであります。

44ページから45ページにかけてまたありますが、7目福祉医療費4,129万円余りの主なものは、45ページの12節役務費、備考欄、診療報酬証明手数料102万円余りは、福祉医療に関する事務手数料として長野県国民健康保険団体連合会へ支出したもので、20節補助費3,902万円余りは、18歳以下の子供、障がい者、母子等の医療給付費として支出したもので、前年度と比較しまして、380万円ほど減少しております。

次に49ページをお開きください。

3款3項国民年金費355万円余りは、職員人件費、電算委託料が主なものであります。4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費4,261万9,305円のうち住民課で執行しました金額が3,020万6,305円で、職員人件費のほか主なものは50ページになります。11節需用費、備考欄、光熱水費369万円余りは、公衆トイレ17施設の上下水道使用料及び電気料、13節委託料、備考欄、雑排水収集処理委託料が283万円余り、トイレ管理委託料192万円余りは、公衆トイレ17施設の清掃委託料、19節負担金補助及び交付金、備考欄、北アルプス広域連合負担金350万6,000円は、火葬場の運営負担金であります。

次に、51ページになりますが、24節投資及び出資金、備考欄、水道事業会計出資金314万円余りは、簡易水道事業償還換金について国が毎年度示します繰出基準に基づき、その元金の2分の1を水道事業会計へ支出したものであります。

次に、52ページを御覧ください。

中ほどになりますが、4款2項清掃費1目塵芥処理費1億2,300万円余りは、一般廃棄物の処理に要した費用で、前年度と比べ2億1,775万円余りの減額となっております。これは、北アルプス広域連合負担金が1億7,300万円余り、白馬山麓事務組合清掃センター負担金が3,458万円減少したことが主な要因であります。塵芥処理費の主なものは、12節役務費、備考欄、一般廃棄物処理手数料最終処分費分817万円余りは、北アルプスエコパークの焼却処理で発生した焼却灰及び白馬村から搬入されたガラス、陶磁器くずを大町市グリーンパークに埋め立て処分した費用、13節委託料、備考欄、塵芥処理委託料3,993万円余りは、ごみの収集運搬等に要した費用であ

ります。

53ページに移ります。

14節、使用料及び交付金550万円余りは、清掃センターなどの敷地として使用しております土地の借り上げ料。19節負担金補助及び交付金、備考欄、北アルプス広域連合負担金5,914万円は、ごみ処理の広域化に伴う負担金、白馬山麓事務組合負担金は、清掃センター分として624万円、ごみ集積場設置補助金は、2つの行政区に補助しました小規模ステーション設置分を含む補助金112万8,000円が主なものであります。

中段の2目し尿処理費7,521万2,000円は、クリーンコスモ姫川に関する白馬山麓事務組合への負担金であります。

住民課関係は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 衛生費の上下水道課所管分についてご説明いたします。

50、51ページを御覧ください。

19節負担金補助及び交付金の中で、合併処理浄化槽整備事業補助金でございますが、51ページの備考欄のところにもありますが1,241万3,000円でございます。これは、合併浄化槽の標準設置工事費の約3割を国、県、村で補助するものでございます。令和元年度は合計29基に補助金を支出いたしました。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** それでは、健康福祉課関係につきましてご説明を申し上げます。

決算書、39ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は5,973万1,653円の決算額で、主なものとしましては、健康福祉課の職員4名の人件費と、19節負担金補助金及び交付金にございます白馬村社会福祉協議会に対する運営補助金2,349万9,000円です。2目老人福祉費は4,970万4,997円の決算額で、次ページをお願いします。13節の委託料1,815万4,000円のうち、乗り合いタクシーの運行委託料が1,263万1,000円。白馬メディアへの配食サービス事業委託料が267万9,000円。白馬村デイサービスセンター岳の湯の指定管理料180万6,000円のほか、次ページ19節の温泉施設利用高齢者等助成金の238万4,000円。20節の扶助費、老人福祉施設措置費2,257万8,000円が主な支出内容でございます。

続きまして、3目障がい者福祉費は1億3,228万8,292円の決算額で、次ページをお願いいたします。

こちら20節の扶助費1億2,408万1,000円が主な支出でございます。内訳としましては、在宅での訪問サービスや施設への通所、入所を利用するサービス、自立促進のための就労支援など

に係る自立支援給付費の9,575万円、障がい児のサービス利用に対する、児童福祉給付費の2,089万7,000円などがございます。

続きまして、4目社会福祉施設費は1,097万3,372円の決算額です。

次ページでございます19節の北アルプス広域連合負担金525万4,000円は、養護老人ホーム鹿島荘の運営、改築事業の負担金で、そのほかは光熱費等の保健福祉ふれあいセンターの維持管理費となっております。

次に、5目介護保険費は、1億9,734万1,804円の決算で、主な支出内容といたしましては、嘱託職員3名、正規職員1名に係る人件費のほか、13節介護予防日常生活支援総合事業等委託料で680万2,000円。

次ページ、19節になりますが、介護保険運営に対する北アルプス広域連合負担金の1億5,809万4,000円や白馬村社会福祉協議会負担金1,477万1,000円でございます。

少し飛びまして、49ページをお開きください。

6項1目プレミアム付商品券費は659万9,161円の計算です。こちらは昨年度の消費税引き上げ時に子育て世帯や低所得者の負担軽減等消費の下支えを目的に実施した事業で、商品券のプレミアム分の補助金660万9,000円が主な支出内容でございます。

続きまして、51ページを御覧ください。

4款1項2目保健予防費は、6,248万5,277円の決算額です。主な支出内容は保健師2名、管理栄養士1名の人件費のほか、11節需要費の医薬材料費488万3,000円、こちらはワクチンの購入費等で、13節の検診委託料3,155万6,000円は、がん検診、乳幼児健診、各種予防接種などに関連する支出でございます。

なおこちらの保健予防費のうち、約3分の1ですが、子育て支援課所管のものが含まれておりますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、次ページ、52ページを御覧ください。

3目医療対策費の決算額は960万1,012円でございます。

19節北アルプス広域連合負担金704万7,000円は、平日夜間救急医療、病院分輪番制運営等の事業負担金で、そのほか冬期スキー傷害診療に対する負担金200万円が主な支出内容となっております。

健康福祉課の関係は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** 農政課関係についてご説明いたします。

53ページの中段からとなります。

5款農林業費の決算額は1億7,482万6,188円です。1項農業費1目農業委員会費は1,108万7,018円の支出で、担当職員の人件費、それから農業委員会等の報酬258万円余

り、嘱託職員1名分の報酬149万円余り。

54ページをお開きください。農家台帳システム及び農地地図情報システム使用料92万円余り、北安曇地区農業委員会協議会負担金等42万円が主なものでございます。

次に、2目農業総務費は3,578万1,933円の支出で、農政課職員運営分の人件費及び19節負担金補助金及び交付金は大北農業振興協議会やJAからの派遣職員負担金等260万円余りが主なものでございます。

3目農業振興費は2,901万2,897円の支出で、主なものは1節報酬の嘱託職員2名分の人件費374万円余り、11節需要費の神城多目的研修集会施設農業体験実習館、ソバと乾燥施設に係る消耗品や光熱水費が主なものでございます。

55ページをお願いします。

13節委託料26万円余りは、体験実習館の管理、ソバ収量回復に係る試験作付等の各委託が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料91万円余りは、公用車の借り上げ、体験実習館及び姫川源流休息施設用地の土地借り上げが主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金の主な内容は、村の重点作物の産地化推進に係る産地作り対策負担金100万円。中山間地域等直接支払交付金が676万円余り。白馬村水田農業ビジョンの実現に向けた経営所得安定対策等推進事業補助金226万円余り、特産品開発団体支援補助金等65万円。新規就農者6名への支援として青年就農給付金が776万円余り、認定農業者6名への農業機械等の導入の補助金242万円が主なものでございます。

次に4目農地費は6,399万5,726円の支出です。1節報酬及び7節の賃金は、嘱託職員及び臨時職員の人件費となります。13節委託料は奈良井地積に係る湿原保全業務委託118万円余り。水路の長寿命化に係る潜水調査業務委託料165万円が主なものでございます。

56ページを御覧ください。

14節使用料及び賃借料では、村内各頭首工の土砂上げに係る重機使用料150万円余りが主な支出となります。

15節工事請負費の484万円余りは、農業施設の補修にかかる村単工事費であり、特に水路改修、畦畔の修繕等が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金では多面的機能支払交付金3,427万円余り、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動、共同活動等を支援する交付金として12の組織に交付をしております。他の区画拡大事業の補助金293万円余りにつきましては、農地の耕作条件を改善するための畦畔除去や暗渠排水の設置にかかる工事費への負担金であります。北城南部地区営圃場整備事業負担金875万円は、事業費5,000万円に対しての村及び受益者の負担ということで、17.5%の支出であり、閑地の割り込み設計業務が主な内容でございます。

28節繰出金279万円余りは、農業集落排水事業会計への繰出金となります。

続きまして、2項林業費1目林業振興費は1,163万1,966円の支出です。1節報酬186万円余りは、鳥獣被害対策実施隊の出動に係る報酬です。

11節事業費119万円余りはペレットストーブ用ペレットや林道の路面補修が主な内容となります。

57ページを御覧ください。

13節委託料184万円余りは、林道管理に係る草刈り等。それから貸出し用の電気柵の設置、県の森林税を活用した森林づくり推進支援事業の各委託料が主な内容でございます。

19節負担金補助及び交付金327万円余りは、ペレットストーブ2台分の購入補助、狩猟登録や免許の新規取得等の補助金、あと間伐の嵩上げや個人の電気柵への補助金121万円余り、白馬村有害鳥獣被害防止対策協議会が行なう地域向け広域の電気柵購入に係る負担金107万円余りが主なものでございます。

23節償還金利子及び割引料の森林整備事業補助金返還金8万円につきましては、森林整備に係る補助金不正受給に絡む補助金のうち、施業不適正と判断された支援金について事業者から返還を受け同額を県に返還したものでございます。

25節積立金273万円は、森林環境譲与税に係る基金への積立てであります。

続いて57ページから58ページにかけてであります。3項地積調査費1目地積調査事業費の支出233万6,648円です。担当職員の人件費、それから嘱託職員の報酬、また数値の測量業務の委託料880万円が主な支出となります。これにつきましては、八方地区の一部の調査を行っております。

次に、少し飛びまして82ページをお開きください。

10款災害復旧1項農林業施設災害復旧費3目現年発生林道施設災害復旧費は252万1,800円の支出であります。平成30年からの繰越事業であり、林道細野線の上部の土留工20メートル及びL型側溝また舗装溝の工事が主な内容となります。

農政課関係につきましては以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** それでは、観光課関係の決算について説明いたします。

決算書は58ページからになります。

6款観光商工費の支出済額は7億1,556万2,819円の主な内容について説明してまいります。1項観光費1目観光総務費の支出済額は5,635万8,592円です。長野県等への派遣職員3名含む、職員6名、臨時職員1名分の人件費と、17節公有財産購入費になりますが、観光施設整備事業費の償還金が主なものです。

これは長野県観光協会が、事業主体として実施した山小屋の改修や登山道の整備、遊歩道の改修

に係る事業費の償還金です。

59ページに移りまして、2目観光施設整備費の支出済額は7,941万322円です。11節需用費のうち、山岳観光施設修繕費188万円余りは猿倉荘の消防設備をはじめとする村営山小屋の施設、設備の修繕に要した費用です。平地観光施設修繕費103万円余りは、落倉自然園の木道や塩島城址遊歩道、姫川源流、親海湿原の案内標識の修繕費が主なものです。

13節委託料では、山岳観光施設維持管理委託料として400万円余り、平地観光施設管理等委託料として385万円余り、駅前休憩所運営業務委託料として151万円の支出となっています。山岳観光に係る委託料は、登山道の維持管理業務や猿倉駐車場の誘導、交通整理業務が主なもので、平地観光に係る委託料は、白馬駅前の観光案内業務、主要な道や遊歩道等の維持管理業務が主なものです。

60ページに移りまして、15節工事請負費は6,223万248円の支出です。前年度繰越事業である天狗山荘雪害復旧工事費が5,994万円、二股に新設したヘリポートの造成工事費が229万円余りです。天狗山荘は平成29年雪害によりその後の2年間は復旧工事のため営業を休止していましたが、復旧工事は完了いたしましたので、本年7月18日から営業再開しています。

3目観光宣伝振興費の支出済額は5億2,575万3,454円です。

61ページに移りまして、13節委託料の支出済額は2,458万5,100円となっていますが、ナイトシャトルバス運営業務委託料1,474万円余り、観光地経営会議等運営支援業務委託料416万円余り、訪日外国人等維持交通環境調査業務委託料249万円余りが主なものです。

15節工事請負費では、姫川サイクリングロード改修工事費として288万円余り、18節備品購入費では、村営山小屋寝具購入費として205万円余りをそれぞれ支出しました。

19節負担金補助及び交付金では、白馬村観光局や広域観光団体に対する負担金、地方創生推進交付金事業に係る負担金や補助金を支出し、支出済額は4億8,820万624円です。白馬村観光局負担金は6,282万5,000円の支出です。観光振興負担金等は1,745万円余りの支出で、大糸線ゆう浪漫委員会や北アルプス3市村観光連絡会、昨年4月に大北地区索道事業者協議会と大町、白馬、小谷の3市村で設立した広域型DMO、白馬バレーツーリズム関係が主なものです。

地方創生推進交付金事業に係る負担金や補助金ですが、令和元年度には3つの交付金事業を実施いたしましたので、事業ごとに整理して説明してまいります。

1つ目は「世界ナンバーワンズノーリゾート」と「通年型マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業です。3年事業の3年目、最終事業年度となります。備考欄では2020FWT白馬大会事業負担金1億円から62ページの白馬バレーツーリズム負担金300万円までの6項目計1億1,439万円余りが該当します。

2つ目は、Hakuba Valley世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けた、グランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業です。5年事業の2年目となります。備

考欄では、グランピング事業新施設開業準備費用負担金2,000万円から経済産業構造分析事業負担金200万円までの3項目と、2項目飛ばした地方創生推進交付金事業補助金2億1,000万円、計2億5,500万円が該当します。

3つ目は、世界級通年型マウンテンリゾート、白馬バレーの実現に向けた、ドローンを活用した次世代型山岳観光創造事業です。3年事業の1年目になります。備考欄では山岳ドローン物流実用化事業負担金1,828万円余りとプロモーション事業負担金1,000万円が該当します。

この節の備考欄の最終にある緊急経済対策負担金1,000万円は、暖冬雪不足を受けた緊急経済対策のうち、観光需要喚起共同事業負担金になります。

4目観光安全浄化対策費の支出済額は632万9,261円です。山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動に要する費用のほか、兎平浄化槽使用料が主なものであります。

63ページに移りまして、5目観光特産品の支出済額は204万1,690円で、11節需用費の夢白馬農産物処理加工所屋根修繕工事費81万円余りと、14節使用料及び賃借料108万円余りが主な支出になります。

なお、この108万円余りは道の駅白馬の敷地の借り上げ料です。

6目遭難対策費の支出済額は275万8,156円で、登山相談所の開設に要する費用と山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものです。

続きまして、63ページ後段から64ページにかけて、2項商工費1目商工振興費の支出済額ですけれども、こちらは4,291万1,344円です。白馬商工会が実施する経営改善普及事業、地域総合振興事業に対する補助金、マル経資金の利子補給補助金、創業支援事業補助金のほか中小企業融資制度に基づく保証料補給負担金399万円余り。21節貸付金にある預託金2,000万円が主なものであります。

なお、令和元年度における、創業支援補助金は、新規創業8者に対して補助金510万円を支出いたしました。

観光課関係の説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 続きまして、建設課関係31ページからお願いいたします。

一番下段の9目環境保全費です。決算額は507万7,500円ですが、このうち本年度総務課から建設課に移管となりました景観関係事業として、景観計画策定業務委託料498万円余りを支出をしております。

決算書飛びまして、64ページを御覧ください。

7款土木費関係です。

1項1目土木総務費3,212万7,760円は、4名分の職員人件費や土木積算システムの使用

料など経常的な経費が主なものでございます。

65ページ、2項1目道路橋梁総務費は380万8,391円で、道路台帳の補正委託料330万円などが主なものでございます。

その下、2目道路維持費1億6,255万3,688円は、村道の維持補修と除雪業務に要した費用が主な内容でございます。13節委託料のうち除雪委託料は9,668万円余りの支出でしたが、昨年の寡雪の影響で前年比1億1,300万円余りの減となりました。

そのほか、66ページの15節工事請負費村道維持補修工事費は1,906万円余り、16節原材料費1,734万円余り、これは、各地区へ支給した資材費などでありますけれども、こういった経費が主な支出となっております。

その下、3目道路新設改良費につきましては3億647万613円の決算額でございます。

13節委託料は3,713万円余りの支出で、測量や実施設計、工事の施行管理の委託料が主なものでございます。

15節工事請負費は、補助事業、起債事業を合わせまして2億5,100万円余りで、道路改良のほか、舗装修繕、橋梁修繕等に支出をしたものでございます。

67ページ、17節公有財産購入費346万円余りは、道路用地取得費でございます。

その下、4目の交通安全施設整備費243万円余りの支出は、村道のセンターラインやガードレール設置などに要した費用でございます。

3項1目の河川総務費218万7,100円は19節負担金補助及び交付金の河川、砂防関係同盟会などの負担金170万円余りが主なものでございます。

その下、4項の都市計画費の関係でございます。

1目都市計画総務費は539万円2,520円で、立地適正化計画策定委託料535万7,000円などが主なものでございます。

その下、2目都市公園費は237万4,510円で、これは、大出公園の維持管理費に管理に要した費用が主なものでございます。

68ページ、5項住宅費の関係です。1目住宅管理費は168万円余りの支出でございまして、村営住宅の維持管理費のほか、工事請負費では空き家状態となっております沢渡住宅の解体費として132万円を支出をしております。

その下、2目住宅費119万1,000円は、克雪住宅普及促進事業の補助金であります。

しばらく飛びまして82ページを御覧ください。

災害復旧費関連でございます。2項公共土木施設災害復旧費4,252万1,800円は、昨年繰越となりました日向大左右地区及び菅地区の災害復旧工事と、それに伴う実施設計委託料が主な支出でございます。

以上で建設課関係の説明を終わります。



議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課関係につきましてお願いいたします。

決算書のほうは28ページをお開きください。

白馬高校支援に関する決算額についてご説明いたします。2款1項6目総務費企画費4億1,137万1,903円のうち1節報酬2,187万円余りは、白馬高校支援事業に従事する地域おこし協力隊に係る報酬です。

29ページ、4節共済費、社会保険料373万円余りのうち、白馬高校支援事業に係る社会保険料は280万円余りです。

30ページ、19節負担金補助及び交付金、白馬山麓事務組合等負担金1億4,676万円余りは、白馬高校支援事業に係る白馬村負担金です。内訳は、小谷村が雇用している地域おこし協力隊の一般財源分として120万円余り、白馬高校支援事業への白馬村負担金として1億4,553万円余りです。

続きまして、決算書のほうは71ページをお開きください。

9款教育費の教育課所管部分についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費182万9,694円は、教育委員4名の報酬旅費と関係団体への負担金でございませう。

2目事務局費2億2,608万405円の内容です。1節報酬嘱託職員報酬は、教育指導員1名、事務嘱託職員1名の報酬です。2節給料から4節共済費は、教育長と教育委員会事務局職員4名分です。11節需用費の繰越明許費は、中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事の事務費を繰越すものでございませう。

72ページ、13節委託料設計管理委託料253万円は、学校空調設備設置工事に係るものであります。

14節使用料及び賃借料情報機器等リース料645万円余りは、小学校のパソコン教室の機器更新に伴うリース料であります。

15節工事請負費1億6,200万円余りですが、村営住宅の解体工事132万円、小学校の中規模改修1,113万円余り、繰越事業の学校空調設備設置工事は1億4,963万円余りでした。

なお、繰越明許費853万円は中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事の工事請負費です。

2項1目小学校費学校管理費2,209万8,754円は、南北小学校の維持管理に伴う経常的な経費です。主な内容ですが、1節報酬学校用務員2名分です。11節需用費1,349万円余りのうち主なものは、消耗品126万円余り、燃料費246万円余り、73ページ光熱水費542万円余り、修繕費433万円余り、13節委託料防犯防災業務等委託料168万円余りです。

2目教育振興費4,798万6,693円は、小学校の運営に係る経費です。主な内容ですが、1節報酬学校費報酬110万円余り、村費講師等7名の嘱託職員報酬2,028万円余り、7節賃金AL

T臨時講師等の臨時職員等賃金389万円余り、11節需用費消耗品費543万円余り、13節委託料教育用コンピュータ保守委託料131万円余り、74ページ、児童健診等委託料199万円余り、18節備品購入費図書購入費177万円余り、教務備品購入費294万円余り、負担金補助及び交付金遠距離通学補助金160万円余りであります。

3項1目中学校費学校管理費827万4,714円は中学校の維持管理に伴う経費です。1節報酬嘱託職員報酬は、学校用務員1名の報酬。11節需用費のうち主なものは、燃料費139万円余り、75ページ、光熱水費310万円余りです。

2目教育振興費4,657万6,087円は、中学校の運営に係る経費です。主な内容ですが、1節報酬村費講師等5名の嘱託職員報酬1,377万円余り、7節賃金ALT、ICT教育支援員等の臨時職員等賃金383万円余り、11節需用費消耗品費339万円余り、13節委託料教育用コンピュータ保守委託料126万円余り、76ページ、14節使用料及び賃借料情報教育環境整備事業リース料1,365万円余り、18節備品購入費教務備品購入費240万円余りであります。

続いて、81ページを御覧ください。

5項3目学校給食費8,758万4,227円は、給食センターの維持運営に係る経費です。主な内容ですが、1節報酬、調理員10名と栄養士の嘱託職員報酬2,429万円余り、11節需用費消耗品費136万円余り、燃料費107万円余り、光熱水費801万円余り、賄い材料費3,483万円余り、13節委託料は施設保守管理委託料440万円余り、82ページ、18節備品購入費はセンターで使用する生ごみ処理機の購入費です。19節負担金補助及び交付金、自治振興組合負担金149万円余りは給食費を管理する学校徴収金管理システムの負担金です。20節扶助費60名余りの準要保護児童援助費301万円余りです。

教育課の説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 子育て支援課関係についてご説明申し上げます。

決算書45ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費支出済額1億6,405万4,195円は、職員2名の人件費のほか、南小及び北小放課後児童クラブの運営経費などがございます。主な内容につきましては、1節児童クラブ指導員の4名の報酬714万円余り。

1ページおめくりいただきまして、46ページ。

20節児童手当1億2,300円余り、施設等利用給付費1,320万円余りは、10月から開始となりました幼児教育・保育無償化により、幼稚園等に新たに給付制度として設立されたものでございます。

2目子育て支援費は支出済額3,648万943円で、主に子育て世代包括支援センターの運営経費などがございます。保健師及び保育士4名の人件費、相談員として任命しております嘱託職員2名

の人件費のほか、47ページ、13節業務委託料204万円余りのうち、主なものとして、遠隔健康ビデオ相談サービス、小児科オンライン156万円余りでございます。

3目保育所費支出済額1億6,220万1,799円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。主な内容につきましては、正規職員、嘱託職員、臨時職員の保育士及び給食調理員等の人件費でございます。11節消耗品費252万円余り、燃料費185万円余り、48ページ、光熱水費369万円余り、給食等賄い材料費929万円余り、13節電算委託料388万円余りは、幼児教育・保育無償化による保育料システムの改修費などでございます。

少し飛びまして、51ページ。

2目保健予防費支出済額6,248万5,277円のうち、子育て支援課所管の支出済額は2,089万3,007円でございます。主な内容につきましては、8節医師等謝礼171万円余り、11節医薬材料費488万円余りのうち468万円余り、13節健診等委託料3,155万円余りのうち1,062万円余りでございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** それでは続きまして、関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** それでは、生涯学習スポーツ課関係につきましてご説明させていただきます。

決算書36ページをお願いいたします。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は2,863万5,183円で、職員3名分と嘱託職員1名分の人件費でございます。

次に、37ページ、2目施設管理費は1億1,291万7,215円で、ジャンプ競技場に9,079万円余りとスノーハープに2,212万円余りの維持管理費でございます。ジャンプ競技場の主な支出内容は、光熱水費773万円余り、リフト改修修繕に1,100万円、委託料では施設運営業務に4,935万円余り、雪止めネット脱着業務に768万円余り、圧雪車点検に273万円余りでございます。財源は、県よりのジャンプ競技場管理委託料が4,694万円余り、リフト収入ほか2,886万円余りでございます。スノーハープでは、委託料として管理委託業務に826万円余り、圧雪車の修繕に149万円余り、芝生の管理業務に144万円余り、工事費では木橋の修繕に352万円を支出してございます。財源につきましては、辺地債で530万円、使用料で145万円余りでございます。

続いて、3目スポーツ事業振興費では3,000万6,950円で、スポーツ功労賞を4名に、スキースポーツ育成振興奨励金や競技スポーツ大会出場激励金を36名に授与しております。また、各種スポーツイベントや事業への助成として2,851万円余りを支出しております。

続いて、38ページを御覧ください。

4目ナショナルトレーニングセンター費は1,336万358円で、マネジメントスタッフやミー

ティング等に係る旅費が187万円余り、選手が施設を利用するための利用料、燃料費、施設整備委託料等750万円余りが支出でございます。全額国の委託金で補われておりますが、本年度は平成29年、30年分の返還金が397万円余りが含まれております。

少し飛びますが、76ページを御覧ください。

9款教育費4項社会教育費では4,099万8,746円で、1目社会教育総務費は1,838万円余りで、主な内容は、社会教育委員6名の報酬と職員1名分の人件費、ウイング21ホールの自主公演負担金で200万円、7月7日に七夕寄席、9月23日にジャズコンサートを実施しております。

続いて、2目公民館費521万円余りで、公民館長の報酬、生涯学習の講座として、はくば塾、ふれあい教室、里山道中や歴史巡りなど、各教室の経費でございます。

78ページ、3目図書館費1,242万円余りの主な内容は、図書館司書3名分の人件費、図書館システムの保守や機器借り上げに277万円余り、エアコンの入替え工事に127万円余り、図書購入に129万円余りでございます。また、白馬村図書館等複合施設基本計画策定業務に係る委託料599万円余りは、2款総務費1項総務管理費6目企画費に含まれております。

続いて、4目文化財保護費は1,096万円余りは、森上撓曲の掘削調査に244万円、神城断層地震アーカイブの構築とその利用に関する事業として100万円、青鬼の伝統的建造物群保存地区補助として改修工事補助金が580万円余りが主な内容です。

79ページ、中段ですけれども、5項保健体育費は2億5,885万2,630円で1目保健体育総務費1,846万円余りは、職員2名分の人件費とスポーツ推進委員の報酬、続いて80ページに、体育協会の補助金などが主な内容でございます。2目体育施設費で1億5,280万円余りは、白馬村社会体育施設とウイング21の維持管理費で、ウイング21臨時職員賃金としては690万円余り、光熱費1,142万円余り、ウイング21保守管理委託に827万円余り、B&G体育館の大規模改修工事に係る設計で231万円、ウイング21高屋根の改修工事に1億1,189万円が主な内容でございます。

以上で、生涯学習スポーツ課の関係の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、日程第21 認定第2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。山岸住民課長。

**住民課長（山岸茂幸君）** 認定第2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

初めに、決算書102ページを御覧ください。

歳入総額が10億8,729万777円、歳出総額が10億6,880万9,398円で、歳入歳出差引額は1,848万1,379円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入につきまして説明いたしますので、90ページにお戻りください。

1款国民健康保険税は2億5,027万7,727円で、不納欠損額は87万9,421円で、執行停止後3年を経過した者、または消滅時効などにより61名について処分をしたもので、内訳としましては、外国籍の者が52名、日本国籍の方が9名という内訳であります。徴収率ですが、現年課税分、滞納繰越分を含めた徴収率は92.4%で、前年度より1.6ポイント上昇いたしました。

91ページを御覧ください。

3款県支出金1項県補助金6億8,156万8,265円は、財政運営主体の長野県から白馬村が行なう保険給付等に必要な費用の交付を受けたもので、1節普通交付金6億6,488万円余りは、保険給付等に要した費用に対する交付金、2節特別交付金1,668万円は、財政状況等に応じた財政調整のための交付金であります。4款財産収入の16万円余りは財政調整基金の利子分であります。

92ページにまたがりませんが、5款繰入金1項一般会計繰入金は1億668万円余りで、一定のルールに基づいて人件費、事務費、保険基盤安定事業等に対する繰入金で、92ページになります。2項基金繰入金は、元年度も財政調整基金からの繰入れはございません。

6款繰越金3,992万円余りは平成30年度からの繰越金、7款諸収入1項延滞金及び過料139万円余りは国民健康保険税に係る延滞金であります。

93ページをお開きください。

中段の3項雑入728万円余りは、平成30年度において概算払いをした療養給付費などの精算による国保連合会からの還付金が主なものであります。

続いて、歳出につきまして説明いたしますので、95ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費2,193万円余りは人件費のほか、主なものは、13節委託料332万円余りは給付システム等の電算委託料であります。2項徴税费119万円余りは、国民健康保険税の賦課徴収に要した費用であります。

96ページになります。

2款保険給付費は6億7,227万円余りで、前年度と比べ2,900万円ほど減少しております。

続いて、97ページを御覧ください。

中段より下になりますが、4項出産育児諸費588万円余りは、14名の方に支出した出産育児一時金であります。

続いて、98ページの中段になります。

3款国民健康保険事業費納付金3億2,987万円余りは、長野県が各市町村に交付する保険給付費等交付金などの財源に充てるため、白馬村が長野県に納付した費用であります。

続いて99ページの中段を御覧ください。

4款保険事業費1項特定健康診査等事業費973万円余りは、特定健診に要した費用で、主なも

のは、13節委託料839万円余りは、長野県健康づくり事業団等への健診委託料で元年度の受診率は52.9%でありました。2項保険事業費564万円余りの主なものは、1目疾病予防費19節負担金補助及び交付金の人間ドック補助で、193名の方に補助を行なっております。

続いて、100ページを御覧ください。

5款基金積立金2,012万4,283円は財政調整基金への積立金で、令和元年度末の基金残高は1億8,240万8,624円となりました。

6款諸支出金798万円余りは、1項1目一般被保険者保険税還付金が93万円余り、3目保険給付費負担金等償還金704万円余りは、国保連合会からの精算金等を長野県へ返納したものであります。

以上で、国民健康保険事業勘定特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたしますので、決算書109ページをまずお開きください。

歳入総額が9,805万6,396円、歳出総額が9,763万4,202円で、歳入歳出差引額は42万2,194円となり、実質収支額も同額であります。

106ページにお戻りください。

歳入につきましてご説明をいたします。

1款後期高齢者保険料は7,511万100円でありました。3款繰入金2,278万4,956円は一般会計からの繰入金であります。

108ページをお開きください。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費175万円余りの主なものは、1項1目徴収費は、後期高齢者保険料の徴収に要する費用が106万円余り、2目保険事業費69万8,000円の主なものは、19節負担金補助及び交付金の人間ドック補助金で、元年度では36名に補助を行なっております。

2款分担金及び負担金9,586万円余りは、被保険者が納付した保険料7,470万円余りと、保険基盤安定分として白馬村として負担すべき費用2,100万円余りを合わせた金額で、長野県後期高齢者医療広域連合に支払った費用であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、日程第23 認定第4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定について、日程第25 認定第6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定についての説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 認定第4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

最初に決算書115ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額376万9,572円、歳出総額375万8,812円、歳入歳出差引額1万760円で、令和2年度への繰越金となります。

歳入から説明をいたします。112ページへお戻りください。

1款の使用料及び手数料は農集排の使用量でございまして90万9,500円、2款繰入金是一般会計からの繰入金で279万7,000円です。3款繰越金は昨年からの繰越金1万85円、4款諸収入5万2,987円は地元からの負担金でございます。

次のページをお開きください。

歳出の説明をいたします。

1款1項1目一般管理費は、農集排の使用料を徴収するための事務費でございます。2目施設維持管理費の関係でございますが、11節需用費、光熱水費が主な支出でございます。12節役務費11万4,100円は汚泥の処理費用が主な支出です。13節委託料154万9,560円は処理場の運転保守管理の委託料でございます。2款公債費178万4,000円余りは起債の元利償還金でございます。

116ページには財産に関する調書を載せてございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わりたいと思います。

続きまして、認定第5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明をいたします。

決算書117ページをお開きください。

収益的収入及び支出の関係です。水道事業収益の決算額は3億4,016万6,960円です。水道事業費用の決算額2億4,702万7,697円でございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出の関係でございます。

資本的収入の決算額は1,293万9,860円、資本的支出の決算額は9,171万5,265円です。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額を過年度分損益勘定留保資金などで補填してございます。

次のページでございます。

損益計算書の関係から説明いたします。

細かい内訳については後ほど125ページから明細で説明をさせていただきます。

まずは、119ページ、右のほう、下から4行目を御覧ください。

本年度純利益でございます。元年度の純利益9,017万6,136円となりました。令和元年度も利益を計上することができました。

続きまして、120ページを御覧ください。

剰余金の計算書でございますけれども、先ほど利益処分議案でご説明いたしました、未処分利益剰余金9,661万2,070円のうち9,000万円を建設改良積立金に積み立て、661万2,070円は翌年度の繰越しとしたいものでございます。

続きまして、121ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、固定資産の関係につきましては、128ページの固定資産明細書でご確認をいただきたいと思っております。

固定資産の合計26億1,200万円余り、無形固定資産の合計21億1,200万円余りでございます。流動資産は3月31日の決算時のことでございますが、現金預金で6億3,542万円余り、未収金2,600円余り、貯蔵品が910万円余りでございます。流動資産の合計は6億7,000万円余りということで、固定資産合計合わせますと資産合計27億9,300万円余りになります。

負債の関係でございますが、固定負債の合計、それから流動負債の関係につきましては、企業債のほか、4月以降に支払いを予定しています未払金などを合わせてございまして7,847万円余りでございます。繰延収益は、長期前受金、収益化累計額等でございます、負債9億1,000万円余りとなります。

資本の関係、それから剰余金の関係でございますが、利益剰余金の関係でございますが、減債積立で5,860万円余り、建設改良積立2億8,600万円余り、利益積立7,000万円、未処分認利益剰余金が今年度9,600万円ということでございます。剰余金合計5億2,000万円余りとなりまして、先ほどの合計と一緒にございまして、負債資本の合計も27億9,000万円余りということになります。

次のページ御覧ください。

事業報告書を載せてございます。

主な改良工事と委託業務につきましては122ページ右側の欄に記載してございますので、御覧いただきたいと思っております。

123ページにつきましては、業務関連につきましては、30年度との数値の比較等を掲載してございます。後半のほうでございますが、事業収入合計でございますが、給水収益はやや減ったものの、加入件数が増えたということになりまして、前年度よりも330万円余りの増額となっております。

続きまして、124ページのほうを御覧ください。

キャッシュフローの計算書を載せてございます。

現金の1年間の動きを示したものでございますけれども、業務活動、投資活動、財務活動等で分けてございます。投資活動、それから財務活動はマイナスではございますが、それを業務活動が補いまして、現金の期末残高6億3,500万円余りということになってございまして、現金の期末残



高は増加となっております。

続きまして、125ページでございますが、収益的収入及び支出の明細の関係でございます。

収入の関係では、水道使用料が2億5,740万円余りということで、総収入の81%ほどを占めているものでございます。2項営業外収益のところでございますが、3目補助金、他会計補助金は簡易水道事業の起債償還利子と一般会計からの補助金でございます。4目長期前受金戻入の関係は、改正地方公営企業法に基づき、平成26年度の決算から適用されているものでございまして、前受金を収益化したというものでございます。

支出の関係でございます。

水道事業費用ですが、1項営業費用1目浄水費は、浄水場の管理運営に関する経費で、支出額の主なものは、浄水場の管理に伴うもので18節運転管理の委託料1,820万円余り、25節電気料等の動力費375万円余りでございます。

2目の配水及び給水費は、各配水池及び配水管の維持管理などの経費でございます。支出額の大きいものでございますが、4節の嘱託職員の人件費、また18節水質検査、水道台帳の補正の業務委託料、21節揚水機、水道メーターの交換工事をはじめといたしました漏水修理工事等の工事請負費でございます。

続きまして、126ページの関係ですが、25節動力費等は各配水池等の電気料でございます。4目総係費は水道料金の賦課徴収に関わる経費でございます。5目本年度の減価償却費の関係でございますが1億540万円ほどでございました。

2項営業外費用の支払利息は企業債の利息分でございます。3項特別損失の過年度損益修正損343万円余りでございますが、これは漏水減免による使用料の還付でございます。

続きまして、127ページを御覧ください。

資本的収支の明細書でございます。

資本的収入1,293万円の内訳でございますが、消火栓工事や県の道路改良工事に係る負担金として979万1,000円、簡易水道事業債の償還金といたしまして、一般会計から314万円余りです。

資本的支出の1項建設改良費3,334万円余りの内訳でございますが、職員の人件費や老朽化した施設の改修工事費、道路改良に伴う配水管の布設替えに先立つ設計委託業務等が主な支出でございます。2項企業債の償還金でございますが5,600万円ほどでございます。

128ページを御覧ください。

これ固定資産の明細書でございます。

また、129ページにつきましては、企業債の明細書でございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計について終わります。

続きまして、認定第6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定について説明をいたします。  
元年度より公営企業会計という形になってございます。初めての決算ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

最初に131ページお開きください。

収益的収入及び支出の関係です。

下水道事業の収益の決算額5億6,745万6,976円、下水道事業費用の支出の関係でございますが5億4,292万7,316円でございます。

次のページお開きください。

資本的収入及び支出の関係でございます。

資本的収入の決算額4億4,721万8,769円、資本的支出の決算額5億7,009万873円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を引継金・損益勘定留保資金で補填してございます。

次のページ御覧ください。

損益計算書の関係でございます。

詳細につきましてはまた後ほど説明させていただきますが、これも右側、下から4行目御覧ください。

本年度の純利益でございます。元年度の純利益1,673万2,423円ということでございました。

134ページ御覧ください。

剰余金計算書でございます。

この金額そのまま繰越利益剰余金といたしまして、令和2年度へ繰り越すものとなります。

次、135ページ御覧ください。

貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、固定資産の関係はまた後ほど142ページの明細書でご確認をいただきたいと思いますが、固定資産の合計93億1,000万円ほどございます。流動資産の関係、3月31日の決算時でございますが、現金預金といたしまして6,725万7,000円余り、未収金1,860万円余りとなっております。資産の合計93億9,965万円ほどになります。

負債の部でございます。

同じく建設改良等の財源に充てるための企業債である固定負債の合計36億3,625万1,000円余り、流動負債の関係でございますが、やはり企業債のほか、4月以降支払いになります未払金などがございます。流動負債の関係4億9,000円ほどでございます。繰延収益は、長期前受金と収益化累計額差し引きまして49億9,000万円ほどございまして、最終的に資本につきましては、負債資本合計は、先ほどの資本合計と同額の93億9,965万円ほどになります。

続きまして、136ページ事業報告書でございます。

主要な建設改良工事と委託業務につきましては、右側に記載してございますが、浄化センターの更新工事、中央監視制御盤の更新等を行なっております。

137ページにつきましては、業務関連につきましては、平成30年度と比較できるものにつきましては計算してございます。

138ページでございますが、キャッシュフローの計算書でございます。

これも水道同様、1年間の現金の動きを示したものでございます。これにつきましても現金の増減の関係でございますが、4,410万円ほどございまして、期首残高1,315万円ほどを加えまして、現金の期末残高6,725万7,000円ほどございまして、先ほどの貸借で説明したとおりでございます。

続きまして、139ページお聞きください。

収益的収入及び支出の明細でございます。

収入の関係では1目下水道使用料です。1億7,757万円余りでございます。2項営業外収益1目の補助金は一般会計からの補助金でございます。4目長期前受金戻入の関係2億2,200万円ほどでございますが、これも地方公営企業法に基づき前受金を収益化したものでございます。

支出の関係でございます。

水道事業費用でございますが、1項営業費用の1目管渠費は施設の管理運営に関する経費で、主なものは、マンホールポンプの点検委託料180万円ほど、修繕費155万円ほど、電気料等の動力費370万円ほどでございます。

2目処理場費は浄化センターの運転維持管理などの経費でございまして、支出額大きなもの、運転管理の委託料、それから汚泥の運搬処理の処分費合わせまして4,389万円余り、電気料等の動力費が710万円等でございます。

3目総経費は下水道料金の賦課徴収に関わる経費でございまして、電算システム会計運用業務等の委託料といたしまして、次のページでございますが296万円ほどで支出してございます。

4目減価償却費でございますが3億3,120万円ほど、5目資産減耗費は2,500万円ほどでございました。

2項営業外費用の支払利息は企業債の利息分でございます。

3項特別損失は過年度損益修正損で940万円ほどでございまして、これにつきましても漏水減免等による使用料の還付でございます。

141ページ御覧ください。

資本的収支の明細でございます。

内訳でございますが、1項企業債が1億4,730万円、2項の補助金は国庫の補助金4,520万円、一般会計から2億3,485万円でございます。

3項負担金は区域外流入の分担金で1,266万円余り、受益者負担金として225万円余り、東部地区からの負担金が103万円余りでございます。

4項道路改良に伴う長野県からの補償金でございますが390万円が収入となっております。

資本的支出の内訳でございますが、建設改良費として、人件費のほかに長野県による道路改良工事に先立つ管路布設替え工事の設計委託業務の費用でございますが391万円、また、区域外流入等に伴います公共ますの設置工事費といたしまして345万円余り、浄化センターの長寿命化更新事業における電気設備更新工事でございますが、これが7,540万円余りでございました。

2項企業債の償還の関係4億6,950万円余りです。2項のところに国庫補助金返還金となって11万7,404円となっておりますが、これは電気設備の更新工事で排出されました残材料のうち、鉄くず等リサイクル物として収益となったというものに関しましては、その相当額を返還するというようになってございまして、返還したものでございます。

次に、142ページでございます。

固定資産の明細書でございます。

また、143ページにつきましては企業債の明細書でございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで松沢代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。松沢代表監査委員。

**代表監査委員（松沢晶二君）** それでは、決算審査報告を申し上げます。

議会選出の松本監査委員と私、松沢の両名で令和元年度の一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金の運用状況につきまして、令和2年8月3日から7日まで決算審査を行ないました。提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合して、正確であると認められました。また、各基金は初期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1ページから12ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して意見及び要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。

14ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活が一変し、あらゆる業種における経済活動が激変している。内閣府が発表した、2020年4月から6月期の実質国内総生産GDP速報値で

は、前期比年率27.8%減で戦後最悪のマイナス成長となった。

白馬村では、2019、20シーズンの雪不足の影響と新型コロナウイルス感染症の影響により、基幹産業である村内の観光産業並びに観光に関連する事業に大きな打撃を受け、先行きが大いに懸念され、運営財源の縮小が想定される中での新しい生活様式を取り入れた新型コロナウイルス感染症拡大の防止を講じつつ、村民の暮らしを守り、従来の行政サービスの質、量を確保するとともに、社会経済活動の回復に努めていかなければならず、合理的かつ効果的な行政運営が求められる。

1、決算規模と収支状況では、単年度収支が6,438万8,513円の黒字、実質単年度収支も6,520万3,235円の黒字決算となったことは評価したい。財政構造の状況では、経常収支比率、公債費負担比率の指数動向に要注意である。

2、急激に進行する人口減少や少子高齢化に伴う経済の縮小、加えて新型コロナウイルス感染症の影響による村税の減収が見込まれ、徴収猶予の特例制度も実施されている。限られた財源及び行政資源を最大限に生かし、事業の選択と集中、多様な財源の活用等により、一層の効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な財政運営に努められたい。

3、白馬村第5次総合計画、総合戦略の重要業績評価指標で定めた目標の達成に向けて村づくりを推進されたい。

4、適正かつ公平な課税と積極的な徴収による税収の確保と徴収率の向上に努められたい。また、債権管理と滞納の解消にも十分配慮されたい。

5、当面は厳しい行財政運営が続くが、複合施設としての新図書館建設計画を含めた公共施設等の適正管理への対応が大きな課題である。中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を望みたい。

次に、公営企業会計の2会計についてであります。

初めに、水道事業会計について15ページを御覧ください。

水道事業の経営、財務状況については、経営状況、すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されている。経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠です。水道料金の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に努力されたい。

また、的確な債権管理と滞納の解消に努められたい。

日常的には、安全かつおいしい水の提供に努めていただき、長期的な水の安全供給という観点から、今後とも適切な判断のもと必要十分な対策を講じられたい。

次に、下水道事業会計について16ページを御覧ください。

下水道経営の基本は、下水道使用料収入の安定的な確保であり、優秀水量の向上に努められたい。未接続者に対する積極的な啓発を図るなど、接続率を高める活動に前向きに取り組むことが肝要であり、快適な環境の保持、水質保全にもつながります。

併せて、白馬村浄化センターの汚泥処理施設利用率の向上も図られたい。経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠です。社会情勢、人口推計、環境の変化などに応じて、より効率的で経済的な方策を模索しながら事業を推進されたい。

また、長寿命化計画を着実に進め、効率的な更新や費用の平準化等により、将来にわたって安定した下水道サービスを提供できるよう施設の適正な維持管理と機能の安定確保に努められたい。

以上、決算審査に当たりましての意見及び要望でございます。

次に、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして説明を受け、審査を行ないました。

数値は正確であると認められました。意見として、早期健全化基準を大きく下回っているが、実質公債費比率1.0ポイント、将来負担比率5.3ポイントとともに前年度に比べ上昇している。今後とも将来の負担の軽減に留意し、効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な行財政運営に努めていただきたい。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第26 決算特別委員会の設置について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第26 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第47号及び認定第1号から認定第6号までは、いずれも令和元年度の決算認定に係る案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議案第47号及び認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、9月8日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日、9月8日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

令和2年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和2年9月8日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和2年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和2年9月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介
代表監査委員	松沢晶二		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問



開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。本日は通告された方のうち5名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 皆さんおはようございます。7番日本共産党加藤亮輔です。

大型台風10号が、九州の西側を北上し、九州沖縄地方に暴風雨による大きな被害を発生させ、大陸を北上中です。本来なら、今日は台風一過で過ごしやすい日になるかと思いましたが、湿度も高く、熱中症の危険が高い日になる予想です。

本日は、午後4時まで5人が質問を行い、長丁場になります。テレビを御覧の皆さん、水分を取りながら一緒に村政のことを考えていただければ嬉しく思います。

時間も限られていますから、早速質問に入りたいと思います。

1問目は、図書館など複合施設基本計画についてです。

村は、新たな図書館等複合施設の建設に当たり、教育委員会による図書館施設検討委員会を開催、住民を対象にアンケート、ワークショップなども実施。また、総務課も各分野の専門家による有識者会議での検討を行ってきました。それらの意見を基に、庁内で検討を重ね基本計画を策定したものです。このような経過の上で、利用しやすく行きたくなるような素敵な図書館を建設するために2問質問いたします。

1、広報はくばで4月から3回に分けて図書館等複合施設基本計画についての説明が掲載されました。しかし、建設候補地については、村民からいろんな意見を聞きました。

そこでお聞きしますが、基本計画策定メンバーは何名で委員会の責任者はどなたか。また、会議は何回開催し、十分に議論ができたとの考えかどうか。次に、候補地採点メンバーはどなたが行ったのか。3点伺います。

2、今回の図書館等複合施設は子育て、社会教育施設を含む図書館複合施設と決定しています。その候補地を決定するに当たり、6項目の評価視点を設定しながら、子育て、社会教育施設にふさわしい候補地かどうかの評価視点がありません。その理由はなぜか。

また、官民連携の評価視点については、1次、2次と2回ダブって行なっていますが、その理由を伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤亮輔議員から、村の図書館等複合施設基本計画について、2項目についての質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、基本計画策定メンバーと責任者ですが、白馬村図書館等複合施設基本計画につきまして、前年度の基本構想を受けて、令和元年度で総務課にて業者に委託をし、策定をいたしました。計画策定に向けた意見を聴くことを目的とした有識者会議は1回開催いたしました。策定のための会議というものは開催をしておりません。

候補地の採点につきましては、有識者や関係者へのヒアリングを基に、採点項目については総務課、生涯学習スポーツ課及び子育て支援課と受託業者の協議により定め、各項目の点数について、受託業者において決定をいたしました。

最終的には、成果物として基本計画の報告書を検収したことから、村としてJR白馬駅を最優先候補地とすることを決定をいたしましたので、私が責任者ということになります。

次に、候補地の選定に係る子育て・社会教育施設にふさわしい候補地かとの評価点につきましては、検討の前段において図書館及び子育て支援施設を備えた複合施設ということが決まっておりますので、立地と利便性、周辺環境、主要地からの距離、住民の視点による利点、駐車場確保の項目において、図書館及び子育て支援施設としてふさわしいかという視点で採点をしたものとなっております。

官民連携に関する視点で2度評価を行っている理由につきましては、AからDの4候補地における評価と、AまたはDの2候補地における評価をそれぞれ分けたものと考えており、建設及び維持管理に係る費用や施設の運営を考えたときに、官民連携により財政負担の軽減と民間の創意工夫による質の高いサービス等が期待できることから、改めて評価項目に設定をしたものです。

いわゆるPFIの手法に限らず、地域の事業者との連携も含めて相乗効果を生み出し、観光で訪れる皆様にも住民にとっても足を運びたい施設となる期待を込めて、JR白馬駅を最優先候補地といたしました。

解決しなければならない課題は多くありますが、JR東日本との協議も含めて、様々な検討を行っておりますので、議会の皆様のご理解とご協力をお願いをしたいというふうに思います。

1点目の図書館等複合施設の基本計画についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 答弁ありがとうございます。

それで、再質問したいと思います。

まず、今、庁内検討委員会というのか、庁内で話し合いを持たれたというのを、なぜかきっちりした組織、はっきりした組織というのか、そういうものではないような感じで私は受け取ったんですけど、なぜきっちりメンバーを選んで、村長以外の責任者を選んで検討しなかったのか。その辺は、今までの検討委員会と多少違ったような決め方をしていますが、それはなぜなのでしょう。

まして、この図書館については、10億から20億、それ以上かかるかという、大きな建設物です。そういうものについて、何か、場所について、はっきり、あやふやな状態で決まったような受け止めを私はしたんですけど、今の答弁から。その辺、どういう事情で、きちんとメンバーを決めなかったのか、その辺をまずお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、ただいまの候補地の選定についてというところのご質問でございますが、まず基本構想の委託を行ない、それに引き続く基本計画ということで、村長の答弁にもございましたとおり、委託業者に対して基本計画の策定業務を委託をしたというところがございます。

その中で、やはり候補地をどこに絞るのかという点につきましては、あらかじめ、それぞれ先ほどの採点項目に係る各課でと、理事者のほうとの話の中で、やはり用地をどこにしていこうかというのは、内面的に進めたというところがございます。

これは、当然、交渉に当たっているわけでもございませんので、どこでこういう情報が出るのかということも、相手にとっての失礼のないようにしなければいけないというところで4つの候補地に絞ったというところの経過はございます。これも、委託者がどのように採点をするのかという点につきましては、自分で庁内の中で採点をするということになると、結論ありきのところが見えますので、委託、いわゆる受託業者がどのように判断をするのかというところで、委託作業の中で判断をしていただいたという点がございます。

それと、もう一点は、有識者会議につきましても、基本構想の段階でいろいろなご意見はいただきましたが、やはり候補地がある程度決まっていかなかなか意見が申し上げられないということがございましたので、この点につきましては、有識者会議を一回、村のほうからぜひ開催したいということでお声がけをさせていただき、そこに受託業者も入った中で、この候補地に対してどのように考えるのかという点を取りまとめたという経過でございます。

魅力のある施設にするために、今、庁内のほうではどういう付加機能をつけるのかというのは、改めてまた担当課のほうで作業のほうに入っているというふうには伺っておりますが、基本計画の段階での経過につきましては、ただいま私がお説明いたしましたとおりでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 次に、点数のつけ方のところ、採点の仕方。

先ほど、答弁の中で総務課と子育て支援課、それから生涯学習スポーツ課の3名が中心になって決められたような答弁でした。

それで、もう一つ、今総務課長のほうからの答弁では、受託業者と、それから有識者会議でも候補地について考え方を聞いたというようなことの答弁でした。この16点でしたか。あの同点になった。それからその後、2点差がついた。この点数をどういう形で、その3人の課長という形で特定していいかどうかちょっと疑問なんですけども、3課のメンバーで決めたのか、有識者会議、それから選定業者も含めて得点を決めたのか。

その辺、もう少し詳しく説明ができればお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、点数のつけ方ではありますが、村長答弁にもございましたとおり、項目につきましては、それぞれ担当課の課長、または担当者も同席しておりますので、3名ということではございません。若干、打ち合わせで参加人数が変わりますが、基本的には担当課長と担当者が出たということで、各課複数名が出ております。

有識者会議につきましては、基本的にどこに絞りこむという作業については行なっておりません。したがって、候補地に対して、それぞれ有識者がどう考えるのかというものをを出していただき、それをまとめたというところでございます。

ですので、採点の項目につきましては、当然私どももかかわってはおりますが、配点につきましては、いろんな意見を伺った中で、受託者が配点をしたということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今の採点の仕方ですけど、何かやっぱりはっきり分からない状態なんです。

この問題をずっと引き続き質問しても駄目だとか、皆さんで考える問題提起のための議題にはあまりならないと。ただこういう問題もあるっていうことだけは、これで提起できたと思います。

それで、次の質問に入りたい、移ります。

基本計画の今後のスケジュールを見ますと、用地交渉及び取得については、令和2年度から始めるということになっています。で、最優先事項の、駅前の計画イメージ図を見ますと、一番下側に

予定されている子育て支援施設の420平米の土地、この土地は全てJR東日本が所有しているのかどうか。それとも、村民の方もこれダブっているのかどうか、その辺のところ。

それから、この駅の計画を見ますと、どうしても駐車場の関係とか、子育て支援施設の関係で、駅の東側、裏側の土地も多少必要になるおそれがあるというのか、必要になってくると私は思うんですけど、その辺も含めて、だからJR東日本は、駅の東側の土地をどれぐらい所有しているのか、その2点について伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 今のことにつきましては、現在計画に入っております用地につきましては、基本的には全てJRの用地となっております。民地は今のところ含まれておりません。

ですけれども、今後の部分としては、JRのほうと協議をして進めていきますけれども、まず1つ目に駐車場の確保ができるかどうかという部分が、大きな問題があろうかと思えます。その部分につきましては、さらに民地の取得等も視野に入れていかなければならないだろうというふうに思っております。

それと、駅の東側の部分については、現在は東のほうについてはまだ考えておりません。基本的には、この計画については、西側で完結できるようなものとして計画をされておりますので、まずは西側でできるのかどうか。いろんな課題をクリアをし、できないということであれば、次の段階に東側を視野に入れるのか。あるいは、他の候補地を検討するのか。

そういう形で進めていく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今の駅前土地のことに引き続きですけど、基本計画の中には、約200席のホールを造ることが一つあります。それから、駐車場としては50台分の駐車場が止められるようなスペースを確保したいというふうにも書いてあります。

そういうことと、それからもう一つは、先ほど言いました子育て支援センター的な要素を加味すると、やはり今の駅の西側、駅の2階、3階部分だけでは、到底賄いきれないということは、課長も十分ご存じですし、確認していると思うんですね。そうするとどうしても東側というのが目にくんですけど、今の答弁でいくと、東側については、先ほどの計画では、2年、3年に用地を買収するというふうになっているんですけど、まだ東側について用地を買収しようとか、そういうところにはまだ踏み込んでいないという理解でよろしいかどうか、お聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 現時点では、東側については考えておりません。

西側につきましても、ここの立候補地のイメージ図ということで出されていた部分があろうかと

思いますけれども、その部分での駐車場を除く面積的な部分としてはクリアになっております。ただ、その細長いところでいいのかどうかというのは、別に考えなければならぬのかなというふうに思いますし、駅前広場の部分の駅の建物自体の造りを、今の造りよりもロータリー側に出すことができないか。そういうことも視野に入れていかなければならぬのかなというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今の答弁の中でも分かるように、駐車場についても、それからスペース的な問題、子育て支援施設のああいうアスファルトといおうか、コンクリートの上で、子供が遊ぶことが本当にいいのか、もっと新しく造るんだったら芝生のそういう緑地のあるようなところも確保したほうがいいのかとか。そういういろんな意見が出ていますから、この辺については、十分議論を担当課のところでやってもらいたいと思います。これも問題提起として出しておきます。

次の質問ですけど、以前、図書館の基本構想が決まった後に、新しい図書館長を決めるということが、そういう説明がありました。で、この図書館長がいまだに決まっていないというところが、やはりこの場所についても、非常に左右する問題かと私は思うんですけど、この図書館長はいつ頃決まる。で、この図書館長に一番やってもらいたい、重視していることは何か。

この2点について伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 図書館長につきましては、まず一つについては、図書館自体が複合施設という形となっております。ですので、その中の図書館長がいいのか、複合施設の施設長として図書館長を、要は一体的なものとしてやっていく館長が必要なのかということもあります。

で、図書館の運営方針、運営方法にも関わってくるんですけども、例えば、図書館の中に交流施設が含まれるのか、交流施設は別のものにするのかということについても、場所等が決まった後、もうちょっと具体的な形が見える中で図書館長というものを任命していければなというふうに考えておりますので、現在、場所も実際にできるかどうか検討している最中でございますので、実際の運営内容の部分のところから一緒にやっていければなというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** そうすると、建設場所を決めてから図書館長を決めるというような考えで理解していいのかどうかということ。

それから、2点目、これはちょっと村長にお聞きしたいんですけど、やっぱり一番重要な建設費の問題です。場所が大体駅前のあそこで造ると。それから、図書館施設としては、1,500平米、子育て支援のところ800、ホール250、漫画、カフェと、それぞれ合計370平米と。面積も

決まり、場所も決まっている。そうすれば当然、建設費も大体概算はできると思うんですけど、村長自身、どれぐらいの建設費を予定しているのか、その辺を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員の建設費はどのぐらいの予定しているかというような、そういった質問だと思いますけれども、私のほうからそういった声を上げますと、それが独り歩きしてしましまして、給食センターの件がそうであります。まず、村ではある程度の建設費というものは、想定はしているわけでありまして、まだまだ先ほど答弁の中でもクリアしなきゃいけない部分があるというようなことで、今、駅ということで進めているわけでありまして、ハードルが非常に高いということは、以前から私のほうから申し上げているところであります。

今回も、建設費をいかに抑えるかということで、白馬駅というようなことを想定したわけでありまして、議会の皆さんからいろいろな研究会というものを立ち上げて、私のほうに報告がなされているわけでありまして、白馬村合併以来、六十数年たつわけでありまして、今まで図書館というものに対して、この一番、村民のための施設である図書館というものに、ないがしろにしてきたというようなことでありますので、しっかりと将来にわたって、村民から愛される、そしてまた観光客、そしてまた地域の皆さん方が、よりどころになるような、そんなふうな施設にしたいというふうに思っておりますけれども、ご案内のようにコロナウイルスの関係で、非常に鼻がくじかれたというような状況で今いるわけでありまして、そしてまたいろいろな面で刻々と状況が変わってきている状況でありますので、そんなことも含めて、しっかりと将来に向かった図書館建設というものを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、建設費が幾らということは、私のほうからは、今のこの現状では申し上げられないということでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありますか。加藤議員。加藤議員ちょっと、スポーツ課長のほうで。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 図書館長について、場所が決まってからかというご質問でございますけれども、場所の方向が見いだせるとき、要は議会の皆様と場所についても合意が取れるような状況になったときには、図書館長という職を新たな図書館長の任命というのも考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありますか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 建設費については答えられないというような答弁でした。

それで、全体的に村長の今の答弁も、全体的に抽象的で、これだけ計画で場所も大きさも設備も大体決まってきておるのに、まだ抽象的な答弁を繰り返すのはちょっといかがなものかと思っております。

そもそも、インバウンド事業が白馬村で拡大して、駅の見直しをやる。で、景観の向上も絡んで、

駅前電柱の地中化工事も始まると。それから、官民連携のことも二、三年前から叫ばれていると。それで、JR長野支店、支社というかそのところにも白馬村の図書館の担当をする人がいるとかいないとかという話も聞いているし、県からもいろいろ注文とか、白馬村の将来について、村長が絶えず話されと思うんですね。

その辺のところ、駅前をどうしていくか、図書館どうしていくかというところをもう少し村民にアピール、情報を出したほうが、今後もし駅前に造るんだったら、やはりそのほうが得策だと私は思うんです。それを何にもこの抽象的な答えばっかで行くと、やはりあやふやになるからもう少し明快な答弁をお願いしたいんです。

駅前を村長はどうしたいというふうに考えているのか。また、駅前に図書館を造るに当たって、どのような思いがあるのか。その辺、村民にお知らせする意味で答弁願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 駅前を村長はどうしたいのかというそういった質問だと思いますけれども、先ほどから言っておりますとおり、そうはいつでも白馬村の玄関口であります。そんな中で、以前と比べて駅も乗降客が減ってきている、そういった状況の中で、これから白馬駅を存続していくためにも、白馬駅前を活性化しなきゃいけない、そんなことも含めて、この複合施設、図書館を含めた複合施設が駅前にあることによって住民、そしてまた観光客が集まるというようなことを想定をしているわけでありまして、そんな中で先ほど答弁にもありまして、いろいろ交渉していく中で、非常に難しい問題が出てきていると。日々、刻々と状況も変わってきているという、そういったこともあります。

そんな中で、ただ駅前、駅に図書館、複合施設を造るためにその建設費が非常に高くなるというそういったことも想定をされるわけでありまして、そんなことも含めて駐車場の問題、そしてまた建設費の問題、そういったことを勘案する中で、最終的にその交渉の中で詰めていきたい。そういった話は、以前から議会の皆さんにもしているわけでありまして、まだまだ課題が非常に大きいということをご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 課題が大きいというようなことで、これだけ時間をかけて、30分これたつんですけど、あまり具体的な答弁、聞いていた村民にしても分かったか分からんようなそういう行政の方針です。

それで最後に一つだけ。広報で3回説明されました。村民からこの図書館について担当課のほうへ質問とか要望とか、そういう内容のものが何件ぐらい届いているか。また、どういう内容が多かったか、その辺分かれば教えていただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 私のところに直接来ているものはございません。ですけれど



も、図書館協議会等を踏まえた中で、いろんな委員さんのところから出ている部分としては、図書館自体は森の中で静かに本を読んだほうがいいんじゃないかとか、そういう意見は出ております。

子供の部分につきましても、自然の中で遊んで見ていられるようなところがいいんじゃないかとか、そういった意見も出ております。

ただ、どこに造るにしても、運営費、あるいは建設費というのが大きな問題になってきます。そのことから、村として官民連携の導入することによって、今後の運営費、あるいは建設費というのが抑えられる方策があるのかどうか。もし抑えることによって一般財源が低くできるのであれば、それも一つの方法であろうという意見もあります。

ただ、いま一つあるのが、どうしても駅にという部分ですと観光目線が多いんじゃないかということもありますので、住民目線を踏まえた中の施設整備というのを考えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 最後に要望というか要求ですけど、今、3回広報に掲載されて、さほど住民から意見が届いていないということなんですけど、やはり長年の夢である図書館、それから村長の公約でもあり、それから村の予算も先ほど言ったように多額の予算を使う。そういう夢のある文化施設ですから、もう少し広報はくばに掲載しただけじゃあなく、住民説明会とか、何か違う形で直接村民と対話するような形の催物を開催していくべきだと私は思うんですけど、そういうことをまずお願いしたいんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 今の加藤議員の言っていること、ごもっともな部分だと思います。

JR長野支社のほうと、現在、打合せをしております。で、駅ということで、進む方向が見えてくるようであれば、決定する前にいろんな方との意見の交換等ができる場を設けたいというふうには思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** では、次の質問に移りたいと思います。

2番の新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

新聞報道では、9月7日現在、新型コロナウイルス感染症は、世界で2,696万人、日本で7万1,419人、長野県で287人で、感染死亡者は世界で88万955人、日本で1,357人で、長野県での死亡者は1名です。また、長野県を見ても、2月25日に1例目が発症して、100例目は7月28日で154日かかっていますが、200例目は8月26日で29日間で拡大と、スピードが増しています。

これから秋冬に向かって、既存のインフルエンザと混在し、村内でも発症するのは時間の問題だ

と思います。冬の前に対応すべき課題と不安の解消のために、4点質問します。

1、コロナ禍で、村内の事業実績が落ち込んでいると思います。

村は、村民の暮らしの実態を把握するための調査を行なったかどうか。また、暮らしの実態を知るために、①昨年と今年の3月から7月までの合計観光客入込数。

②7月末時点での村税、固定資産税、国民健康保険税の昨年と今年の収納率比較。

③村税、固定資産税の納税猶予及び国民健康保険税の納税猶予と減免申請数。

④社協が窓口の生活支援のための緊急貸付け、総合支援の昨年と今年の申請数と総額を伺います。

2、今年の冬の営業を不安視する村民がたくさんいます。国の方針にも左右しますが、村として今冬のインバウンドは例年どおり受け入れるのか、制限するのか。受け入れるのであれば、十分な準備と対策が必要となります。また、制限するのであれば、十分な補償が必要です。村のインバウンド方針と対策について伺います。

3番目、インバウンドを全面中止した場合の村の観光客及び売上高のシミュレーション結果を伺います。

4番、6月の一般質問で村民希望者へのPCR検査は実施しないとの答弁でした。しかし、ワクチンが開発されるまでは、感染者を早期発見し、隔離・保護をすることでしか拡大を防ぐ方法はありません。感染不安を抱えての経済活動の拡大は、世界各地で失敗しています。少なくとも村内の医療従事者や学校、保育園、介護福祉施設従業員等、社会的検査が必要と考えますが、実施予定はありますか。

4点、お伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 新型コロナウイルス感染症の対応について、4項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の質問にお答えします。

まず、コロナ禍における村民の生活実態を把握するための調査を行なっているかとの質問ですが、これまで村民の皆様に対して、聞き取りや調査、アンケートをお願いするといったことは実施しておりません。

しかしながら、先月末までに13回の開催を数える新型コロナウイルス感染症対策本部会議においては、質問されました事項はもちろん、庁内各課が掌握している様々なデータや情報を毎回各課長から報告を受け、本村及び村民の皆様の実態把握に努めるとともに、庁内の情報共有を図っているところでもあります。

さて、具体的な項目の数値4点のご質問ですが、①3月から7月までの観光客入込数は、昨年は62万6,300人、これに対して本年は26万8,300人です。

②として、7月末時点の村税等の収納率は、村民税が昨年39.6%に対して本年38.9%、固

定資産税が昨年48.9%に対して本年45.9%、国民健康保険税が昨年25.1%に対して、本年が24.4%であります。

③徴収猶予の申請数であります。8月末時点の納税義務者数で申し上げますと、村民税が19件、固定資産税が53件、国民健康保険税が20件。また、国民健康保険税の減免の申請数は、18件であります。

④最後に、申込先として白馬村社会福祉議会が事務を行なっている資金貸付けについてであります。貸付上限額が20万円の緊急の小口資金の受付件数と貸付総額は、本年4月から8月末時点で71件1,420万円となっており、昨年度は、4月から3月ベースで2件30万円でありました。また、貸付上限額が60万円の総合支援資金は、本年度は34件1,770万円ですが、昨年度の実績はありませんでした。

2点目のこの冬のインバウンドの方針等についてですが、日本は現在、新型コロナウイルスに関する水際対策として146の国・地域からの入国を制限していますが、入国制限の一部緩和の動きもあり、7月29日にはタイとベトナムに対して、ビジネス目的の渡航者に限り入国の手続が開始されました。また、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドなど、アジアやオセアニアの14か国・地域についても、受入れ再開に向けた協議が再開をされているところであります。

ただ、入国制限の緩和は段階的に進められ、まずはビジネス目的の入国者に限り受入れ、次に留学生、そして観光客という方針が示されていますので、この冬の入出国の規制状況が大きく好転することは見込めないと見なければなりません。

したがって、この冬のインバウンド観光は極めて厳しい見方をせざるを得ませんが、終息後に観光旅行をしたい国として、日本の人気は引き続き高いという調査結果もありますので、今の段階から感染症対策全般を継続しつつ、安全・安心に関する取組を徹底し、観光地としての清潔さを整えておくべきであると考えております。

なお、この冬のインバウンド観光を制限するの点という点であります。国が緊急事態宣言を発令しない限り、村としてインバウンド観光を制限することはありません。

3点目の、インバウンドを全面中止した場合の影響についてですが、索道事業者協議会の統計によると、昨年の冬の外国人の観光客数は、HAKUBA VALLEYエリアの10スキー場で37万5,000人とされております。

そのうち白馬エリアにおける観光客数は8割程度、また、冬季来訪者の調査結果から1人当たりの消費額を1万7,000円と仮定をすると、昨年冬における外国人観光客による観光消費は51億円となります。

この冬のインバウンド観光がゼロであった場合は、昨年に相当する外国人観光客と観光消費が失われることを想定すると、この冬の観光客数は30万人減少し、観光消費は51億円減少することとなります。

最後に、PCR検査について、「少なくとも村内の医療従事者・学校・保育園・介護福祉施設従業員等に対する検査が必要と考えるが、実施するか」との質問について答弁させていただきます。

まず、医療従事者・学校・保育関係者・介護福祉施設の職員など多くの皆様には、感染の不安を抱えながら厳しい環境の中、地域住民の生命と健康を守り、村民生活の維持のためにご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症対応方針の中で、医療・検査体制の整備などさらなる感染拡大への備えを進めるための取組として、これまで新型コロナウイルス感染症患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制の強化を進めており、これまで帰国者・接触者外来に加え、この6月に市立大町総合病院に設置をされた簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターが県下10圏域に設置されるなど、感染が疑われる方についてははっきり検査を受けられる状態になったと認識をしているところであります。

東京都世田谷区では介護施設、保育園の全職員を対象にPCR検査を実施する、という報道もございますが、PCR検査については、以前から申し上げておりますとおり、現在の感染の有無を検査するものであって、たとえ、陰性と診断されても翌日には感染している可能性があり、高齢者に対しては感染した場合の重症化リスクが高いため、「ある程度有効性、有用性は認められるが定期的に実施をする必要があること」、一方の子供については、「重症化する例が少ないため優先順位としては低いのではないかなど、専門家からも疑問が呈されているところであります。

県内においては民間医療機関でPCR検査等を自費で実施をしているところもありますが、その数はまだ少なく、その体制は十分整っていない状況であります。

村といたしましては、PCR検査等につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止や重症化予防のため、今後も国の方針や他市町村の動向に注視をしつつ、県と連携・協力して適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。今朝の新聞の報道にもありますように、長野県でも簡易な検査ができるような、そういった体制を県のほうでも進めているという報道がありましたけれども、そんなことも含めて、村と県と連携を取りながら、スムーズな検査対応ができるのかどうかも含めて、県の指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと10分です。

質問はありますか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 答弁ありがとうございました。

では、あと10分と言われるとことで、質問を続けたいと思います。

皆さんのところに資料を作ってお手元にお渡ししました。この資料については後で見ただければいいのですが、表面の表1については、全国的な経済状況、コロナ禍による解雇とか、求人倍率がどう変わった、失業率が増えたどうの、のことが書いてあります。下に、コロナに関する県民

世論調査ということで、長野県世論調査協会が行った、3月27日と5月30日に行った内容が記載されています。その下に白馬村の共産党支部で行ったアンケートが、またその下に書いてあります。このコロナに対する具体的な調査については、村は行っていないということで、対策会議の中で話し合いをしとるといような報告でしたけれども、やはりコロナの中で生活が苦しくなってきた、それから仕事もままならないというようなところが、このアンケート結果及び新聞や村から頂いた数値などを見ても、その結果が表れています。そういう中でやはり早く冬についての対策を、私はすべきだと思うんです。冬に対する対策は、今言ったように、国が今もう制限を加えているわけなんです。外国人についても、来ない場合51億でしたか30万人くらいの観光客が減るといことも報告でありました。それがそのまま行けば、やはり今年の3月からずっと雪がない、コロナが起きて夏も駄目だった、この冬も駄目だといような状態が1年続くということになるんですけど、その中で白馬村として、県や国が行う以外に、この冬に向けて何をやろうとしているのか、そこをまず、村民が元気になるような、そういう政策を発表していただけると、私としては非常にうれしいんですけども、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 質問にお答えします。

1年間ずっと駄目になる、それを払拭するような施策。今この時点で持ち合わせていれば、すぐ予算化なりしているところでありますけれども、なかなか難しいのが現状であります。

ただ、インバウンドにつきましては確かに非常に厳しい、これはみんな業界の方々には想定をされております。ただ、よく言われているんですけども、日本全体で見るとインバウンドの人口というのは3,180万人ほどです。逆に日本から外国へ出ている旅行者、この数も2,008万人といふかなりの数があります。3,000万人入ってこれないですが、2,000万人は出ていけないという側面もあるのかなと、考え方を少し変えると。そういった中で、そういった方々を取り込めないかなといったことを考えているのと、あと、私ども、観光課長が中心になっている事業者とは懇談を重ねております。こういった状況でありますので、例年になくご意見を聞いて、対応については検討してまいっております。

あと一つ、まだ正式な発表はされておられませんけれども、例えば事業者にとって自分の宿に泊まっている、例えばお客様に発熱等感染の不安が生じた場合どう対処したらいいか、どう医療機関に運んだらいいかという懸念があるんですが、白馬は小谷と協同してその搬送体制を、今、県の協力の下、構築しようという取組をしております。近々正式な発表ができるかとは思いますが、そうした取組をして不安の払拭に努めているということも紹介させていただいて、答弁とさせていただきます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今、自動車の搬送のことがちょっと出ましたけど、不安なことについて、このアンケート及び聞き取り調査の中で事業者から聞いたことをちょっと述べたいと思います。

1つは、店からお客さんへ感染させてはいけないと、これは一番の命題だということが、各宿主というか経営者は言います。その体制をつくらないためには、先ほど言ったようにPCR検査を本当はやったほうがいいんだけど、どうもお金がかかる理由でやらないような感じですけども、そのときにまずチェックインをまずお客さんがします。チェックインした時に38度くらいの熱があったと。そのお客さんは施設へ迎え入れるのかどうか。どうしたらいいか。

2つ目に、滞在中、1週間くらい滞在していて、3日目にそういう症状が出たと。その場合どういう対応をするのかと。同じ宿の1人が熱が出たと。あとの2人についてはどうするのかと。

それから、隣におる部屋についてはどういう対応をしたらいいのかと。

それから、あとで感染しているという部屋、感染もどき、まだ結果が出ていない部屋、これはどれくらいの消毒をしたらいいのか。それから、その部屋は何日間使ってはいけないのか。

それから、大きな誘客を几帳面にやっている客は、お客さんが帰れば次の日またお客さんが来ます。そのお客さんをその部屋へ迎え入れることは当然できない。そういう場合どうしたらいいのか。

まだこれほかにたくさんあるんですけど、その辺観光課長、どういうふうにお答えできるか、1つや2つだけでもいいから、答えていただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えさせていただきます。

基本的には、長野県のほうで、宿泊施設運営ガイドラインだったと思うんですけども、コロナ疑い者が出たときの対応、チェックインのときにはどうしましょう、連泊の中で出たときはどうしましょう、そのときの医療機関、保健所との連絡、それから部屋の隔離、そんなものも含めて書かれています。

加えて、感染が陽性だったという後の施設消毒についても、基本的には保健所の指導に基づいて消毒を行うというふうに書かれていますので、基本ガイドラインというんでしょうか、県で発表しているものによって対応していただくようになります。

先ほど副村長が申し上げた、疑い事例の方に対する交通支援、こんなものを村は独自で考えておりますので、施設での対応、それから施設から指定医療機関への搬送、このあたりも今整えているところですので、あくまでも旅行者の安全・安心、それから負担というのを解消しつつ、かつ事業者の負担も軽減する、そんなことを目標にいろんな取組を進めているところであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。それでは、質問時間がありませんので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番太田伸子議員の一般質問を許します。太田伸子議員。

**第11番（太田伸子君）** 11番太田伸子でございます。

7年8か月、日本国のためにお務めいただいた安倍総理が、ご自身の体調不良により辞任するとニュースに驚きました。新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両輪を推し進める強力な政権の速やかな誕生を願うとともに、トップリーダーは常に激務に伴う体調管理は大切なことと感じました。白馬村のトップリーダーである下川村長も、体調管理には万全を尽くし、村民が日々安心・安全な営みができるように、村政運営に全力を尽くしていただきたいと思えます。

本日は、村の代表監査委員にお越しいただき、通告に従い、財政援助団体監査についてと新型コロナウイルス村独自施策についての2点を伺います。

初めに、財政援助団体監査について伺いいたします。

8月5日の観光局理事会において、村の財政援助団体の第16期、昨年度の監査を受けた報告がありました。そこで、財政援助団体の監査について伺いいたします。

1番目に、対象となる団体の範囲、監査の時期はいつ頃でしょうか。

2番目に、観光局は先日と説明がありましたが、この時期では村も前年度の決算も終わり、観光局も総会が終わっています。なぜ、このような時期なのかを伺います。

3番目に、監査を終えた感想を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松沢代表監査委員。

**代表監査委員（松沢晶二君）** 最初に、財政援助団体の対象となる団体の範囲、監査の時期についてお答えいたします。

地方自治法第199条において、「監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、」普通地方公共団体の事務または普通地方公共団体の機関の権限に属する事務のみならず、「当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」と同条第7項にて規定されています。

また、白馬村監査基準第14条第4号の「財政援助団体等に対する監査」において、「財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき、又は村長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの」と規定しているところでもあります。

監査委員では、毎年度、監査計画を策定し、年度当初に監査計画を示しています。その中で、財政援助団体等監査の実施時期を指定し、毎年2月に実施しています。この監査では、各課において個人、団体等を問わず、補助金や負担金等を交付している財政援助団体等の調書を事前に提出していただき、その中から課ごとに3件程度を抽出し、2日間にわたり監査を実施しています。

次に、このような時期に財政援助団体である観光局の監査を行なったのかについてお答えいたします。

地方自治法第199条第5項により、随時監査ができるとされており、監査計画でも、「監査委員が必要と認めるとき」にできるとしています。また、地方公共団体の長である村長からは、財政援助団体に対する監査もしっかり実施するよう求められてもいましたし、村から白馬村観光局へ支出している負担金が多額であることや、特にここ2年は地方創生推進交付金関係の事業規模も大きいこと、白馬村観光局の第16期社員総会資料に誤りが散見されたこともあり、7月14日に所管する観光課と関係人である観光局職員にも出席をいただき監査を実施しました。

次に、監査を終えた感想であります。白馬村観光局は、村から負担金により運営している部分が非常に大きく、負担金の予算額に対する決算額に490万円ほどの余剰金が出ていたので、年度末に精算し、村に戻すべきではないかと思われることから、検討するよう提言をさせていただきました。あわせて、社員総会資料についても、助言をさせていただきました。監査については、村長にも報告をさせていただきました。

白馬村観光局は、公的色合いが強い法人であるがゆえに、法人としてしっかり運営をし、観光によるにぎわいある白馬村をもたらす先導役として、活躍していただくとともに、期待もしているところです。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員質問ありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 今年度は、新型ウイルス感染予防のところで、観光局の中での多くの事業が中止や縮小になっています。先ほどの答弁の中にもあったんですが、もう一度確認してお聞きしたいんですが、村の当初予算で認めた観光局への負担金、私は6月の一般質問でも観光課の課長のほうに指摘させていただいて、返還すべきではないかというふうに言わせていただいたんですけども、この負担金の余剰金というのが出ているというか余ってきているお金があるんですけども、それに対する精算の仕方というのは代表監査委員のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松沢代表監査委員。

**代表監査委員（松沢晶二君）** 先ほど監査を終えた感想の中でも申し上げましたが、負担金の予算額に対する決算額に余剰金が生じたときは、年度末に精算し村に戻すのが望ましいと考えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 先日の観光局の総会資料では、地方創生推進交付金事業として村からの負



担金を活用して、世界ナンバーワンスノーリゾートの取組と、通年型マウンテンリゾートを見据えた観光促進事業、FWT関連事業を実施したと報告がありました。

そのうち、フリーライド白馬大会においては、再三議会でも観光局に対してただしてきたところがあります。この大会の主催は観光局と実行委員会としています。実行委員長は、観光局の事務局長、事務局は観光局が行なっています。本来、この議会の中で大会の収支報告というものを求めたときもありましたが、当初は議会に提出する義務はないというふう拒否されましたが、再三いろんな協議を重ねていった中で、地方創生推進交付金事業として村からの負担金を活用しているところを指摘して、やっと提出していただいたという経緯があります。その中で精査しましたが、日付や数値において曖昧な点が大変多く見受けられました。訂正した書類を出していただきたいというふう申し入れしていますが、いまだに出ておりません。外部監査では、このフリーライド白馬大会も交付金事業としてやっているのですが、監査されていますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松沢代表監査委員。

**代表監査委員（松沢晶二君）** FWT白馬実行委員会に監事が2名、また白馬村観光局にも監事が2名いますので、FWT白馬大会に関する外部監査は特に実施していませんが、本事業は国の補助事業で、国の会計検査が入ることもあり、適正な事務処理、関係書類の適切な管理、保存などに留意されるよう観光課にお願いしています。大会決算書に関し、数値の一部に不備を見受けたときには、報告内容、疑問点の確認、是正の助言など速やかに対応しています。

決算書の件については、村長にも報告をさせていただきました。通帳残高と決算書残高に不一致があったので、整合を確認できる書類を求めましたが、いまだに提出されないことは甚だ遺憾に思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** ここに観光局の方がおられないので、いろいろお話をしても片手落ちになると思いますので、このFWTに関しましては、また別の機会に協議させていただきたいと思いません。

ただ、代表監査委員におかれましては、村の監査委員の立場で、今後とも観光局の会計を含めた基本的な運営の適正な指導をお願いしたいと思っております。

そこで、村長にお尋ねいたします。村長は、代表理事も兼ねておられます。まあ、代表理事とはいえ、村長が執務されたり、執行されているのではなく、村の観光を代表するところの理事であると私は感じています。そこで、代表監査からも、今、村長のほうにいろんなところの報告をしたというふうにお聞きしましたが、報告を受けて村長はどのように受け止められていますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 私にということで、通告が事前にありますので、持ち合わせておりませんが、先ほど言われるように、観光局の代表理事は村長ということになっているわけでありませ

そんな中で、ちょっと繰り返しになりますけども、大きなお金を動かす観光局というようなことで、ぜひ代表監査委員に、援助団体ということで何か間違いがあればいけないから、ぜひ代表監査委員に見ていただきたいというような要請をいたしまして、本来ならば観光局の監査というのは観光局には別に監査員がいるわけでありまして、村の立場としてぜひお願いしたいということで、実施したところであります。

そんな中で、先ほど来、余ったお金に対しては村へ490万円ですか、余剰金が出ている、それについては村へ返すべきだというようなことを、そしてまた細部について、事務の執行についても、村から一人職員が派遣をされているわけでありまして、そういったことも含めてしっかりと村民の期待に応えられるような事務をやれという指示はしているわけでありまして。いろいろな指摘もあるわけでありまして、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 観光局の代表理事という立場をお尋ねするよりも、私は村長として、観光局に村からの負担金が多くいっている、観光局の中の代表理事という立場は、私は村長に失礼ですけど期待をするものでもなく、対外的に私は観光の代表だと、村の観光の代表だということで、観光局の代表理事になっていただいているという認識をしておりますので、執行に関して村長のほうからも厳しい目で観光局を見ていただきたいなというふうに思っています。

それでは、時間なるべく短縮したいので、次の質問に移りたいと思います。

次に、新型コロナウイルスの村独自施策について伺います。

依然として新型コロナウイルスの終息が見えてこない中、自粛ばかりで閉塞感に押し潰されそうです。村内外の往来も大変多くなってきたように見受けられます。長野県内では、依然として感染者が増大しており、引き続き警戒が必要な状況です。

白馬村では、いまだ感染者を確認していないことに村民の皆様の感染防止の協力、努力に敬意を申し上げます。6月定例会一般質問で、今年度の行政施策を見直しているとの答弁がありました。そこで、村独自の施策について伺います。

1番目、見直した結果、見送り、縮小、または延期等の事業は、伺います。

2番目に、今年度予算を見直して、新型コロナウイルス村独自の施策の考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 新型コロナウイルスの村単独の施策について、2項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、最初に新型コロナにより見直しをした事業についてお答えをいたします。

今回の議会で提出をいたしました補正予算案には、新型コロナウイルスの影響で確実に減額のあるもののみを計上をいたしました。

ご質問ありました減額する主な事業は、姉妹都市交流中止のための姉妹都市提携事業を約

230万円の減額、消防の操作大会中止のための非常備消防事業を約180万円減額、スノーハーブクロスカントリー大会や全日本マウンテンバイク大会中止のためスポーツ振興事業を約150万円減額、FISサマーカップ中止のため各種スキー大会推進事業を200万円を減額、青鬼地区の村所有の土蔵修理を先送りをしたため、伝統的建造物群保存事業を約420万円の減額、白馬の夏祭り中止のため観光総務事業を150万円減額、新型コロナウイルスにより対面方式が取れず観光調査委託内容を変更したため21観光戦略事業を150万円減額、合わせて1,500万円ほどの減額となっております。

さきにも述べましたとおり、今回は確実なものみの計上でありますので、今後も引き続き各種事業については、状況を注視するとともに、歳出の減額に努めていきたいというふうに考えております。

次に、村独自の施策についてであります。まず第2号補正で、子育て世帯への新型コロナウイルス影響を軽減をするため、約1,800万円の予算額を計上いたしました。

同じく第2号補正と第3号補正を合わせまして、商工業者向け事業継続支援交付金として4,500万円を計上し、また、第3号補正では、小谷村との連携事業として村民にプレミアム商品券を発行するのに、県補助金と小谷村負担金を控除して、村負担額として約3,000万円を計上をいたしました。

第4号補正では、インフルエンザ予防接種率を高めて罹患者を減らし、コロナ感染者に備え医療機関の負担を軽減するために約250万円、厳しい経営環境を強いられている山小屋運営事業者と山案内人を支援するため250万円、冬の外国人観光客の大幅な落ち込みが予想される中、冬季シーズンを含んだキャンペーン実施などにより宿泊事業者向け支援のため3,500万円、また、宿泊業者を除く観光業事業者を支援するために500万円、新しい生活様式に対応した飲食のデリバリー普及のため150万円。中小企業の資金繰りを支援するため利子補給補助金として3,000万円、高齢者とタクシー事業者の支援として、高齢者へのタクシー利用券発行のために1,000万円といった事業を組み立てているところであります。

以上、述べただけでも既に新型コロナウイルス対策として、1億8,000万円の村独自事業をやっているところであります。

また、第2号補正では、約5,000万円の財政調整基金を繰り入れる予定でありましたが、それを第4号補正で地方創生臨時交付金に組み替えました。これは、今後の新型コロナウイルスの状況によって、さらなる支援が必要となったときのために、また、新型コロナウイルスに限らず、近年多発をしております自然災害などに備えて、財政調整基金をなるべく多くを確保して、この状況下での臨時、緊急時に備えて使える状況にするといった考えであります。

また、新型コロナウイルスにより歳出予算も減額をしているわけですが、村税や使用料といった歳入予算の減額も見込められているところであります。

今後も、地方創生臨時交付金の第3次の配分なども考慮をしながら、今後の村独自事業につきましては、現状の把握と要望に対して検討するとともに、適切に対応をしてまいりたいと考えております。2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 先日の臨時会の中の補正で、観光局の負担金が500万円減額になって一旦村に戻って、その次下段のところでは、4,000万円の補正がつけられ、それで今回の冬の宿泊事業者に対しての3,000円の宿泊補助のキャンペーンが打ち出されたように思うんですけども、その辺は間違いないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。間違いありません。

議長（北澤禎二郎君） 太田議員。

第11番（太田伸子君） そのときの観光局負担金の500万円の減額というのは、6月に指摘させていただいた塩の道祭りとかいろんなどころの事業の縮小した分の余剰金を返されたのか、先ほど代表監査のほうで指摘のあった昨年度の余剰金の500万円、先ほど代表監査は490万円ほどとおっしゃいましたが、金額が似通っているのでも課長のほうにちょっと確認させていただきたいと思いますが、どちらでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。500万円の減額分については、今年度事業に係る予算の事業未執行が想定される部分ですので、今年度の負担金を減額したという形になっています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） それで、一旦減額されて、今回4,000万円のまた観光局に予算をつけて、観光局のほうで先ほど村長がおっしゃった冬の冬季キャラバンの宿泊事業者の皆様にも補助できるような、何ていうんですか、事業というところで、3,500万円の事業を考えられたというところでよろしいでしょうか。新聞にも載っておりましたが、事業費は3,450万円観光局がやるというふうにして、先日それに参加する事業者の皆さんへの説明会のチラシが入っていましたが、その事業のことでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 前回補正でお認めいただいた4,000万円の内訳とすれば、500万円はアクティビティクーポンに要する費用です。残り3,500万円が今動いております、白馬宿泊割というふうに名前をつけたんですけども、宿泊事業者に対する支援に充てるものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 観光局で村民の皆様というか、観光業の皆さんに、いろんなこういう独自の事業を計画していただくことはとてもありがたいことだと思っています。ただ、それが事業されるたびに村から補正をつけてやるというところに私は疑問を感じます。観光局の保留されている基金というか、というものは8,000万ぐらい、総会の資料の中ではありました。なので、村のほうでも村長にいろいろお願いして事業をしていただきたいけれども、やはり村のほうのお金も、村税の減額とかも見込まれていて、村としてなかなか基金を崩してまでというふうにはできないという答弁も前のときには副村長からいただいています。なのに、財源のある観光局にそういう補正までをつけて、どうして観光局には予算をつけられるのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 観光局の、今、余剰金というふうにおっしゃいましたけども、そこからもしっかりと観光業として負担をさせています。

例えば、昨年冬になりますかね、暖冬、雪不足を受けた緊急経済対策、観光需要喚起事業では村が1,000万円、観光局が1,000万円と均等を出しております。また、先ほど申し上げたアクティビティクーポンは局が500万円、村が500万円と均等に出して1,000万円事業としております。

ただ、白馬宿泊割の3,500万円につきましては、これまでにいろんな宿泊施設、事業者と負担していく中で、村として宿泊産業をしっかりと支援しなければならないというそういう意識の下で、村が今のところは全額負担しております。ただ、昨日今日と説明会をする中では、やはり予算的にもう少し大きくなるのかというような声も聞かれております。それを、また村でさらに負担というところは難しいところも出てこようかと思っておりますので、そういうときにこそ、まだ残っている余剰金というのを投入するべきかなというふうに担当課としては考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** とても納得できるような説明でしたが、私は反対だと思います。

まず、観光局のあるお金でやっておいて、足りないときは村が負担金をもう少し足しましょうというのが、私は筋道、そのほうが先ではないかなと。先ほどから聞いておりますと、観光局で寡雪対策で行われる事業に関しましても、常に半分は村のほうで出して、観光局半分、そのように常に村のほうも出しています。そうではなくて、余剰金があるのであるならば、先に観光局がやっていた中で、足りなくなってくる、村民の皆さんに対してできなくなるから出すという道筋のほうが、この余剰金というものも、先ほどの指摘されました毎年の余剰金を積み上げてきたお金ですので、まずそちらのほうから使っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 若干経過を申し上げます。私が観光課課長になった平成29年度につきまし

ては、観光局財政非常に厳しくて、剰余金を取り崩すというもので、当時で言うのとあと3年で剰余金がなくなると、そうした場合資金がショートして、年度当初にでかくお金を借り入れるか、村からの負担金をアップしなきゃいけないと、そういうことを回避するために、確かに剰余金を増やす必要はないけれども、減らさないような局財政運用をしていこうというところで取り組んだところが今に来ております。

議員さんおっしゃるのは、確かに今非常時なので、まず剰余金をということも重々わかる場所ではありますが、もちろん観光支援というのは、村の立場でもやっていかなければいけないと、局がそれを全てやるというものではないというふうに考えておりますので、協調して今、今年はやっているということでもあります。

先ほど太田課長言ったとおり、今後、今の宿泊割が非常に好評であって、まだ要望があれば、そこは局と相談しながら局のお金を使っていくこともやぶさかではないというふうに考えています。ただ、今現在の局の財政状況をちょっと私もしっかり把握しておりませんので、そこら辺を最優先、局が潰れては何にもなりませんので、そこら辺を考慮しながら、今後については考えていきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 局の構造上、潰れるということは絶対にないというふうに、これだけの村からの負担金がいっていますので、ないとは思いますが、しっかりと見ていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、村長の答弁の中で、今年の新型コロナウイルスの独自の施策をいろいろお聞きいたしました。これって、先日、第2次臨時交付金を申請するための事業計画をお聞きしたものであると思うんですけども、これをこのまま事業化されていくおつもりでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

1次、2次につきまして、同じですけども、国のほうに臨時交付金に対する実施計画という調書を上げさせていただきました。当然のことながら、各項目によって事業費というのは差異が出てくるということは想定をされますので、各課で上げられている、要は予算に反映している、反映されているもの、また実施計画に加えて載せているというものもございますので、この項目の中での、項目間流用というのは当然のことながら考えているということでございます。したがって、予算化をしている部分がほとんどでありますから、これに沿っていきたいというふうに考えております。

ただ、村長の答弁にもありました第3次の交付につきましては、まだ情報が何も届いておりませんので、一旦財政調整基金については引き上げさせていただきましたが、その金額の状況を見ながら、財政出動等について考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** この2次の実施計画を国のほうに提出するに当たって、検討の時間が短いのでとりあえず上げますという説明を私は受けた覚えがあります。イートデリバリーや高齢者タクシーのタクシー券などは、まだまだ検討する余地があるのではないかというふうに議員のほうからも意見が出たと思うんですけども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 実施計画の調書につきましては、このまま出させていただきますが、太田議員もご指摘いただきました今のやり方について、どういうふうに、少し改善の余地があるというものについては、担当課のほうで再度構築し直すというお話は伺っております。当面は、この計画のほうで上げさせていただきますが、実際の内容については、若干違いは生じてくるものだと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 個々に、いろんな事業に対していろんなこと別にけちつける気はありませんけれども、やはりいろんな声を私たちのほうからも、議員もいろんなところで耳にしていますし、意見を聞いております。その辺の意見は、ぜひくみ上げていただきたいので、ただ実施計画で予算を取るために上げるときだけ議員に話をするのではなくて、実施する前には少しご相談もしていただきたいなというふうに思っています。

それで、先ほど村長の答弁の中で、今年、新型コロナウイルス感染予防の観点から、事業が縮小されたり見送ったりして、出てきた金額というのが約1,500万円、今聞きました。それで、自主的に、何て言うんですかね、実施する予定であったけれども、この今の緊急の経済状態になっているときに実施しなければいけない事業なのかというふうなところの事業の見直しというのは、前に、6月にお聞きしましたら、総務課長は、「今やっていますので、もう少ししばらくお時間ください」と言われて3か月たちましたが、いかがでしょうか。何か見直しは始められていますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 今回の項目、補正予算の中での自主的な先送りといいますか、考えについては、伝統的、いわゆる伝建の青鬼については、主幹課のほうで自ら判断をしたというところでございます。そのほかにつきましては、事業が実質できなかつたものというのが非常に多いというのは、議員もお聞きして思ったことと思いますが、予算につきましては認めていただいたという部分もありますので、できる限り後期でできるものについては考えていくという考えはそのままの説明のとおりであり、今回はいわゆる削減等の確定のものという、先ほど村長も答弁でいたしましたけれども、今後において、実質先送りをせざるを得ないというものの中には出てくるものも考えら

れますが、この9月の補正予算の段階で自主的に落とすものについては1項目、そのほかについては何とか進めていきたいということで、この調書、それぞれ歳出の減るもの、歳入の減るもの、それと税等については今回の補正は載せておりませんが、既に徴収猶予が発生してきているという部分もありますので、キャッシュフロー上でできれば事業費を下げるというお願いももしかすれば財政の立場からすることも考えられますが、現時点では、お認めいただいた予算については、何とか執行できるものについては頑張っけてやっけていきたいという共通の認識の下、進めてきたということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁は終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 昨年の予算の組み立の中で、行政の皆さんがいろいろ考えて本年度1年間事業しようという組立ての中から、私たちも予算を認めさせていただきましたので、考えた中の予算、上げた中の予算というのは、ぜひやっていただきたいと思います。思いますが、このような12月、1月雪がない、それから3月になってコロナ感染対策で、このような村の経済状態になるということとは誰も予想していなかった事態であります。

今、白馬村・小谷村この近辺で、コロナの感染者の皆さんが出ていない、それから夏、観光客の皆さんいつもよりはととても寂しいですけれども、結構車の往来があったように、それから夏、暑くても白馬は涼しいというところから、日帰りの皆さんとかもたくさん来ていただいて、何か白馬の中が、コロナでマスクと消毒さえやっけていれば、去年と同じような気分になっているというか、気が緩んでいるわけではありませんけれども、日常対して今までと変わっていないというふうに思っているところがあります。

やはり、そうではなくて、これから来る経済状態を見たときに、先ほどの宿泊キャンペーンをしたところ、いろいろもっと増やせないかというくらいに評判がいい、ただ受入れをする宿の方は、先ほどの加藤議員がちょっとお聞きになっていましたけれども、お客様を迎えるためのこの準備というものには、今までに目の見えない、もっと大きな経費がかかってきています。その辺のところ、迎える、お客様を来ていただくためのことだけでなく、中に住んでいる村民が、営業施設が心配なくお客様を迎え入れできるような施策というものは、もう今のところは考えておられないのでしょうか。お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。今、ご質問にあったコロナ対応の補助というところだと思わうんですけれども、国のほうで持続化補助金というメニューがあります。その中で、コロナ対応という補助率も額も、かさ上げされた補助事業があります。そちらの一番は商工会がメインで受け付けて、国へ上げていくというような形なんですけれども、今その利用を商工会とともに進めているというところでもあります。近いところでは、10月の申請があるんですけども、これまでも数多



くの宿泊事業者を中心とした事業者の方の応募があったと聞いております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 一番初めのときの県の30万円という観光事業者に対しての緊急対策の補助金から見ても、白馬村はやはり観光事業に携わっている皆さんが近隣よりもはるかに多いところで、国の持続化給付金だけでなく、こういう村だからこそ白馬村の中でこの事業と同じような、大きな規模でなくていいんですけども、そういうふうな考え方をしていただきたいと思いますが、それはもう国と県に任せた施策というふうにお考えになっていますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁に戻ります、横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** すみません、持続化という名前がつくのであれですが、先ほど太田が申し上げたのは、持続化補助金という、いわゆる宿泊施設等でコロナ対策の修繕等行うときの補助金ということであります。今、私、まだまだ私や観光課長との話し合いの中では、第3弾の交付金がある中では、そういったものについては検討していきたいと、検討の余地があると。いわゆるもう少しの支援で事業継承、事業継続できるという考えになるなら非常に有効であるというふうを考えておりますので、そこら辺また庁内に提案していきたいというふうには考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 何回か出てきます、3次の臨時交付金の話が出てきますが、もちろん期待もしますし、出していただければとてもありがたいことなんですけど、今、国のほうは、先ほど申し上げましたように、総理が替わるというふうな国も今変わる時期に来ていて、どれだけのものが今まで補助金で多分来るだろうということで事業を計画されているものも、申し訳ないんですけども、今年に限っては、どうなるかわからないと私は思っています。国で、多分これが補正につくのでこの事業をやりたいとかというよりも、やはり村の中でこの事業を止めてもこのコロナの今の皆さんに、宿の方々また観光に携わる方々が元気になっていただいて、税金で村をまたもとに戻してもらえば、それだけでも村の中は、活性化していくと思います。ぜひその、もちろん3次の臨時交付金、期待されるもいいんですけども、もう少し自分たちの村の中の見直しというものをお願いしたいんですが、その辺は、何とかならないでしょうか。副村長。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 先ほどから総務課長申し上げたとおり、9月の補正については本当に今までも確定したものであります。中には、冬季予定しているけれども規模縮小できるもの、せざるを得ないものいろいろあります。そういったものは、もちろん予算執行しませんので、予算を落とさなくても、支出しなければ予算残ということでもあります。いつ落としても、決算上は変わりませんのでそこら辺ぜひ、今落とさないからどうのこうのということじゃなくて、もう少し先を見ていただければなというふうに思います。もちろんそういったことを、削れるものは削りながらコロナ対策

等に充てていくということは、財政運営上必要なことだと思っておりますので、考えてまいります。  
よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。質問ありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** いろんな、村が前に進んでいくために、コロナ対策だけではないと思います。いろんなことやっていかないといけないということ、村民が生活して毎日日々暮らしていくには、コロナのことだけを考えているだけでは、村は前に進んでいかないとこのように考えます。ただ、ただ今は、まずコロナの対策も考えていく中で、村がほかのことも考えていく。一番は、やはりコロナの対策をしていただきたいなというふうに思っています。

先ほど来、村長もまだ具体的にというふうには決まっていますが、図書館の複合施設の問題とかそれから教育委員会のほうでは、小学校の統合で在り方委員会、検討委員会とかいろいろその前に進むための準備になるものも進められています。私は今回1,530万円という当初予算で、スクールバスの試験運行の予算つけられています。これは、説明では、1,000万円ぐらいは、補助金があるであろうというふうな想定の下で、しかし一般財源で1,530万円見えています。統合の在り方検討委員会が行われるのであれば、小学校が統合する前に、スクールバスの試験運行があってもいいのではないかと。今回、試験運行するような形で小学校のところにはいろいろお手紙も来ているようですけれども、結局は、今、遠距離通学手当をもらっている保護者のところで遠距離通学手当を減額してまでこの試験運行、それも限られた子供たちしか使えない、この試験するほどの事業なのではないかと。また検討していただきたいと思いますが、答弁いただいてもよろしいでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** スクールバスの運行ですとか、学校の在り方検討委員会についてご意見を伺いました。貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第11番（太田伸子君）** 先ほど、副村長からも執行していないものは残ってくるのでとおっしゃっていただいたので、ぜひ今、意見として述べさせていただいたので検討していただきたいと思いますし、保護者の皆さんの声もぜひ聞いていただきたいと思います。

8月の観光局の理事会で理事の方が、村内の観光局に対する厳しい意見を受け止め、今後の局の運営について危機感を理事の方で話されていました。コロナウイルス感染というところで、新しい生活スタイルになってきている今、観光で生きる村としてインバウンドと国内観光をしっかり見つめ直して、今後の局の在り方も検討する時期に来ているのではないのでしょうか。これもまた村長に課題として、ご意見させていただいて一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問ありませんので、第11番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、第4番太田正治議員の一般質問を許します。第4番太田正治議員。

**第4番（太田正治君）** 4番、太田正治です。

今年は気候変動の大きな年となり、7月までは雨が多く、8月に毎日暑く、夕立もなく、畑作に大きな影響が出ておる今日この頃であります。個々の健康状態に気を配りながらも生活が強いられている今日この頃でもあります。

本日は、2つの質問をさせていただきます。

最初の質問は、村道・河川の管理についてであります。

最近、各地区の構成が少子高齢化により偏り過ぎており、山間地区では村道の維持管理が大変なところが多くなりつつあるように思います。

また、河川等の現状と今後の維持管理について、次のことについて伺います。

1つ。

春の雪解け後の道路整備については、従来より慣例ではありますが、各地区において行っており、資材支給と機材の支援はされておりますが、最近には区に加入する人が少なくなっており、少子高齢化現象の中、大変な時期になっております。

大きな区においては村道等少なく、山間地区集落においては現状維持するのに大変かと思えます。今後、行政として各種作業にどのような支援をしていくのか伺います。

2つ目。

オリンピック関連でオリンピック道路やウイングに入る道路ができ、多くの方に利用されておりますが、ある場所においては管理がされておらず、また中学校グラウンド横においてはボランティアの方により管理されております。地下道を出た東側では管理されておられません。観光で訪れる方に与える影響がよくないと思います。

民地との関連があると思えますが、現状の把握と今後の方針を伺います。

3つ目。

最近のお客様は、サイクリングを楽しむ方や、ハイカーの方が農道を通行される方が多くなりました。以前は、農家の方が草刈り等しておりましたが、最近の農道の整備がよくなく、通行される人が困っていると思えますが、農道の整備について伺います。

4つ目。

村で管理されている河川の管理について、以前にも質問をさせていただいておりますが、木流川で河床に幾つもの島的——堆積砂利であります——な形になり、大雨でも降ると堤防の基礎部分

が現れることがあり、堤防決壊を心配する方が多くあります。

また、各地を流れる河川にも木が流れ着いたりしており、最近では集中豪雨的な雨もあり、河川の周囲が崩れないか心配しております。河川の災害に対しての現状の把握と今後の対策についてお問い合わせをします。

以上4点、よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田正治議員から、村道・河川の管理について、4項目について質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、山間集落における作業負担の増大と村の支援策について、質問であります。作業に必要な資材や燃料などにつきましては、区長の皆様からの申請に基づいて村の予算の範囲内で支弁をしております。

ただ、議員ご指摘のように区民の高齢化や担い手の不足により、作業自体が立ち行かなくなってきたといったお話も伺いますので、そういった相談があった場合には、現場の状況や優先度合いも考慮した上で、集落支援員や重機による直営作業などの対応も行っているところであります。

2点目は、具体的にウイング21への進入村道の管理についてご質問を頂いておりますが、これは道路脇斜面の草刈り作業についての内容かと思えます。

この場所につきましては、確かにトンネル西側は地域の皆様のご協力により、のり面等の草刈りを行っていただいております。改めて地域の皆様のご協力に感謝を申し上げたいというふうに思いますが、一方で、トンネルの東側は管理が行き届いていないというご指摘でありますので、その実態を確認した上で、村としてどういった対応をすべきか、検討をしてみたいというふうに思います。

1点、ご理解を頂きたいのは、村道の総延長は300キロにも及ぶことから、この全てを同じ条件で村で管理していくことは現実的に難しいと考えます。まず、歩行者や通行車両への危険度、通学路指定の有無などを勘案し、優先度をつけながら対応しているのが現状であります。

その上で、村が主体的に管理を行なわなければならない部分と、地域住民の皆様からもご協力を頂きながら適正管理をしていく部分のすみ分けをしながら、引き続き、道路環境の維持保全に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いをいたしたいと思えます。

3点目の、農道の整備についてのご質問ですが、農道と呼ばれる道路につきましては、農業利用を主目的に整備した道路と、公団上赤線で、農作業用道路としても昔から利用をしている道路があり、全ての状況を把握することは現実的には困難であるというふうに考えております。

村といたしましても、農道の維持管理は、各地区からの要望を優先をし、白馬村土地改良区が管理をするエリア、建設課の管理する赤線など、その状況や危険性などを確認した上で優先順位を決め、各管理者と調整をしながら実施をしております。

なお、限られた予算の中での対応となりますので、農道の草刈りや軽微な補修といった作業につきましては、引き続き、地区の皆さんや農業者の皆さんに自主的なご協力を頂き、維持管理をしてまいりたいと考えております。

また、地域の共同作業による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる12組織があります。この事業に該当するエリアの中の維持管理であれば、この事業の活用をご検討いただくよう指導をしているところであります。

最後に、河川の災害に対する現状の把握と今後の対策についてのご質問であります。ご指摘の木流川の状況につきましては、比較的河川幅が狭いため、緊急対応を必要とする危険箇所はありませんが、保健福祉ふれあいセンターの下流からJRまでの間で一部土砂が堆積をし、川幅の狭くなっているところは把握しております。

この川は、上流に中電の発電施設や上水道の取り入れがあることから、大雨などの場合は停水となりますので、現状、下流での氾濫は想定をしておりますが、地区や沿線住民からの強い要望があれば検討してまいります。

なお、その他河川につきましては、姫川・平川・松川といった一級河川は長野県が管理主体となります。最近、地区役員懇談会等において、村民の皆様から河川内樹木の伐採や浚渫をしてほしいといった声も多く出されておりますことから、その都度、県に対し要望を上げさせていただいております。

大町建設事務所においては、こういった現状を酌み取っていただき、本年度から2年から3カ年の計画で、姫川及び平川、松川の樹木の伐採、浚渫事業に取り組んでいただくこととなりました。この事業につきましては、太田議員もご指摘されている河川災害の防止に加え、景観保全の面からも大きな効果が上がるものと期待をしているところであります。

以上、1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

それでは、一つずつお聞きをしていきたいというふうに思っております。

1つ目、先ほどもお話ししましたが、村の住民登録はされておりますけれども、全ての方が地区に加入されていない状態が多いと。これはもう、何年も前から地区の住民の加入率が50%なり70%というようなところが多いという話は誰もがご承知のことと思います。言葉が悪いようですが、半強制的に地区に加入させられていないところが多いというふうに言っても過言ではないかというふうに思います。ましてや、山間地区での少人数のところでは、道路の維持管理が大変難しいというふうに思っております。

これは、一つの例えでお話ししますので、もう行政の皆さんはご存じかと思いますが、道路の法面等を除草剤に頼り草木が生えてこない状態になってしまっているところがあると。大雨で

も降るとのり面が崩れてしまい大きな災害になります。このような状態になった場所があるわけ  
ございますけれども、今見ると、現在でも草木が生えてきておりません。このような状態であると  
また災害が起きるといふ形になります。

この状態を行政は把握をしているのか。もし把握をしていたら、地区名は結構ですけれども、お  
話しいただきたいなというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 太田議員から、除草剤散布に係る道路の管理のご質問でございますけれど  
も、正直申し上げまして全てを把握はしておりません。

1点、申し上げますと、私どもが直営で維持管理をしている路線網とかありますけれども、実際、  
除草剤散布をしながら管理をしているところもございます。現実的に法面崩落ですとか、いろい  
ろな面での、また危険性というものも考えられるということであれば当然、それもまた見直しをして  
いかなければなりませんけれども、大変申しわけありません、ここの地区の除草剤散布の状況です  
とか、それに対する危険性というのは把握しておりません。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

現在、誰もが見ても、通行されると、道路から二、三メートル先は草木が生えていないと、笹も  
生えてこないというような場所がございます。やっぱり、除草剤を使うと草の根、木の根が生えて  
こない、伸びないという形になり、地滑りが起きるような形になります。

ぜひ、このような作業が行なわれないような形でご指導いただければいいのかなと。結局、草木  
が生えてこなければ地滑りが起きますので、結局、また行政で法面の工事をしなければいけないと  
いう形になります。

先ほども言いましたように、地区の人数が少なくなってくると除草剤等に頼るといふ形が多かろ  
うと思いますけれども、できればそういうものを使わずに、人間の手で草木を刈り払いをしていた  
だいて通行できるような形にしていいただければと思いますので、よろしくお願いをしたいといふ  
ふうに思います。

今後、そういう場所がほかの地区であるかという話になると、多分ほかの地区ではないというふ  
うに、私は、自分の足で見た感じではないと思いますけれども、ぜひ行政の皆さんも地区を歩いて、  
目を大きく開けて見ていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをします。

次に、今、行政で熊出没の無線を流しております。

今年の夏、木崎湖西側道路を散策していた人が熊に襲われたという記憶はあると思いますけれど  
も、道路の両サイドに草が覆われていると近くに熊がいてもわからないことが多いと思います。

また、人里に熊が出没する時期となっております。このようなことになると、地域住民の命が危

ないということもありますし、普通の村道を歩くのは、大人ならいいんですけども、小学生等が歩いている部分があると大変危険かと思いますが、このようなことで、もう少し道路の草刈りをうまくできるかできないか、その辺ご指導できるのか、考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 先ほどの村長の答弁のほうと繰り返しにはなりますけれども、全ての村道を見渡しますとやっぱり300キロぐらいの延長になるということになりますので、その全てを同じような条件で、草刈りを全て行うというのはなかなか難しいというふうに考えます。

今、具体的に熊対策といったようなお話がございましたけれども、ある程度、熊の通るルートですとかいうものを特定できるのであれば、やはり地域住民の皆様の力を借りながら、草刈りなりの対応も当然していかなければいけないと思いますし、当然これは村道沿いだけではなくて、個人の所有地、最近、別荘なんか手が行き届かなくなっているような敷地も多々あると思います。そういったところもやはり視界を遮ってしまう、熊の被害にもなりかねないというようなこともございますので、トータルで熊への被害をどうしていくかと、防いでいくにはどうしたらいいかというのは、またいろいろ考えていかなければいけないと思いますけれども、村道に関しては、引き続き住民の皆さんのお力添えも頂きながら、管理を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** いずれにしましても、行政だけで管理をするということは大変難しいと思います。ぜひ、地区住民を動かして、自分たちの地域は自分たちで守るというような考えをもっとアピールしてもらいたいなというふうに思います。

地区に入っていないなくても道路は通りますので、大勢の方から草刈り等してもらわないと、熊とかいろんなものが出てきたり、いろんな草があつたりして事故が多いという部分もあろうと思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

道路の関係はそのくらいにしまして、次に、オリンピック道路の関係にちょっと触れてみたいなというふうに思っていますが、オリンピック道路と農道との間隔、間隔というか、間に他人の農地が入っていれば農地の人が草刈りをするわけなんですけれども、オリンピック道路と他人の土地が入らないで、すぐ農道になるようなところがあります。

あえて言うならば、今、圃場整備をしている北側のほうにクロネコヤマトさんがあって、その西側に前のおそば屋さんなんかがあるんですけど、その反対側のところが、微々たるもんですけれども待避場があります、と言えはわかるかと思いますが、待避場の横のところはオリンピック道路開通以来、全然、草木の刈り払いもしてなくて、すごい状態だったんです。

これは今回、自分がそのこのところの圃場整備の関係で地権者と話して許可を頂いたり、多分、その人の土地じゃないと思いますけれども、自分で手を出して半日ぐらいかけてきれいに刈り払いをしておきましたけれども、やはり、草だけでなく木が生えてくると、いろいろなものが、ごみが投げられたり動物が入ったりするというような状態になります。

それから北のほうに来るとおそば屋さんがありますけれども、あの間というものは草刈り等されておられません。それと西側も今、農家の方が草刈りをしていない状態になっていますので結構荒れているようなところがあります。

いずれにしても、お客さんの通る道、オリンピック道路はもう、地域の方も通りますけれども、お客さんが多く通りますので、ぜひ、その辺も行政の力をお借りしなければ草刈りができないような状態かなというふうに思いますので、ぜひ、地域を見て、またお話を頂きたいなというふうに思います。

そこはそのぐらいでいいんですけども、それから、先ほど中学校の話をしてありますけれども、中学校のグラウンド横については、地域の方がやるというかボランティアがやっているんです。地域の方は役員知らないんです。それは最近になって、このところ二、三年の間なんですけれども、ある方がやっているんですけども、やっぱり地域の役員を通してやるなら、地域の方が誰でも協力できるような形になると思うんですけども、ボランティアみたいな感じでやっているという状態なんです。

やはり、地域の役員を経由して、みんなで地域を守るという形がよろしいかと思うんですけども、これは建設課だけでなくほかの課も一緒かなというふうに思います。

地下道を抜けた先のところは、先ほども話をしましたが民地との境の関係もあると思いますけれども、民地のほうの上のほうは草刈りしてあります。下は草刈りしていません。やぶが垂れ下がってきて、今の時代になると歩行者が通る道路のところへ垂れ下がってきています。この管理はどこが管理するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 今、具体的にウイング21の進入路のトンネルの前後のお話ございましたけれども、基本的にのり面の部分に関しましては、村が所有し管理をしている部分だというふうに思います。

ただ、それが全て管理が行き届いているかというわけではありませんので、先ほど村長答弁にもございましたとおり、その状況を確認しながら、当然、危険度なんかも勘案をして、村が対応していかなければいけない部分であれば村がやっていく。

ただ、地域住民の皆さんがボランティアでやっていただいている部分に関しましては、大変ありがたいことですし、白馬町のその区間だけでなく、ほかの地区でも多くの箇所に対応いただいていることもございます。そういった皆様のお力添えも頂きながら、引き続き適切な管理に努めてまい



りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

中学校西のボランティアについては、今現在2人の方がやっております。これは私も見ているので分かるんですけども、地域の皆さんが、みんなで協力できるようなところは、ボランティアも結構ですけども、地域がかんだほうが一番いいんじゃないかというふうに思ひます。

それから、地下道を出た東側については、法面については村の管理というふうになっておるようですけども、村が管理するというのは大変かと思ひますので、これも地域の方とお話をさせていただいて、ぜひ協力を頂くという形のほうが絶えずきれいになっているんじゃないかなというふうに思ひます。

ここで書いていませんが、言うなれば、ウイングの周りも草が大変だと思ひます。これも管理するのは行政、村だというふうになると思ひますけれども、やはりウイングの周りもきれいにするには地域の方の協力を頂いたほうが、もっとみんなきれいになるなというふうに思ひますので、ぜひ村で背負わないで地域に相談しながらやっていただいたほうがよろしいかと思ひますので、その辺も今後、考えていただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひをします。

それから、あと、農道の関係でございますけれども、先ほど村長からお話がありました。

農道の管理は、やっぱり地権者の方が大半、今までは草刈りをしたり平らにしたりして整備をしておりました。

神城地区では、圃場整備がされてきれいな区画となっております。道路整備もされているというふうに思ひしております。北城地区においては、今、北城南部に於いて圃場整備がされておりますので、だんだんと村の力を借りて、最終的には舗装までなるというふうに確認しておりますので結構なんですけれども、それと、今、白馬高校の西側については砂利取りをしていますので、長い時間かかると思ひますけれども、道路ができれば結構よくなるのではないかなというふうに思ひますが、最終的に中部で残るのは瑞穂、いわゆる大櫛川から八方線、白馬岳線の間が無法状態なんです。結構、あそこにホテルがあったり、八方とのほうへ行く、この皆さんが農道を通ります。

やはり、管理されていないという部分もありますので、こういう部分というのは、行政にお願ひお願ひで、というんじゃなくて、やはりこれからは農政課の皆さんと農家の皆さんとの懇談会の席上を、そういうお話をされて管理していただくような方法というのは取れないんでしょうかね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

今、言われているのは八方の関係であると思ひますけれども、今後、あの辺の圃場整備的部分も考えていかなければいけないということは頭の隅にはありますけれども、現状ではやはり農政課、

それから地域住民の方との話の中で、草刈り等は進めていきたいというふうには考えております。

また、毎年農地懇談会等も認定農業者との話の中でいろいろ話をしてしておりますが、そういう中でも議題に上げて取り組んでいきたいなというふうには考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

やはり、地域の今の農家の皆さんは、はっきり言って自分で農地を、農地というか、田んぼを作っておりません。ほとんどが担い手になっております。担い手に任せるといふ形も結構だとは思いますが、担い手さんも人がいないという形で大変かと思っております。

いずれにしても、自分の土地は自分で管理をしていただいて、昔のようなきれいな田園風景が見られることを望むしかないなというふうには自分で思っていますけれども、ぜひ地域と農政課の皆さんと話をさせていただいて、昔のような田園風景を作っていただくことを希望したいというふうに思っております。

それでは次に、4番目の質問であります。木流川について、以前にも質問させていただきました。その後、そのままのようでありますけれども、今回、担当課でふれあいセンターから下流を調査していただいたようです。そのときに、地域の住民の方とお話しされたということで、地域住民の方から自分に電話がありました。

その内容は、私も今までどういう状況だったかという詳しい経緯というのが分からなかったわけなんですけれども、地権者のお話によりますと、以前、川幅が狭く石積みであったと、その後、改修をされて現在の川幅にしてもらったというようです。

この前、質問したときには、その辺私も聞いたのか頭から抜けたのかよく分かりませんが、地権者の方からお話を頂いて新たな堤防を造ったという話ですが、「今の堆積土砂があるところをほじると昔の石垣が出るよ」というお話でございます。

今後、今ある、数、たくさんあるわけじゃないと思いますが、この堆積土砂だけでも取り除くことができるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

堆積土砂につきましては、取り除くことは可能だと思いますが、今、言われるように両側に石垣、またその基礎があるというところでは、現状のままの状態のほうが河川にはいいのかなと。上で大水が出て、下に来るといふことは考えにくいわけですが、結構、堤防が高いので、現状のまま置いておくのが妥当かなというふうには考えております。

ただ、強い要望があれば、その辺は予算化に向けて検討はしていくつもりでおります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

堆積土砂が山ほどたまっていればというお話ですが、私も確認していますが、大した土砂じゃないので、現状のままのほうがよいという判断であれば、ほかの地権者の方にまたお話をし、ご理解を頂いていきたいというふうに思っています。

木流川については、さっき村長からのお話がありましたが、大雨が降ると八方のほうで水量の調節ができるということですので、そんなに大きな心配はないかと思いますが、様子を見たいというふうに思っています。

もう1点、木流公園のちょっと下のところで、大きな石とか流木がたまったようなところがあって、毎年春に川掃除をしておるんですけども、この辺の整備ができるかできないか、お聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

とりあえず、現場を確認させていただいて検討していくつもりでおります。今すぐできる、できないは申し上げられません。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

また、検討させていただいて、やるようであればぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

すみません、それから次の関係でございますが、河川の関係でございますけれども、これは国道の関係でございますが、以前、国道406号のある場所で大雨が降りまして、道路が陥没をし、通行された方が川に流されたということがありました。

先ほど村長からも平川・松川においては、河川内にある木を伐採していくというようなお話もありましたし、私も県の方からも聞いております。

ただ、村内の小さな川のところに、やはり木が流れ着いたり大きな石があったりして、大雨でも降ると大変かなというふうに思っていますが、その辺のパトロールとか、その辺はどうされているのかをお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 河川のパトロールというふうのご質問でございますけれども、道路も含めまして定期的に職員が巡回をしたり、あるいは住民の皆さんから情報提供を頂く中で、危険と思われる場所についてはその都度、対応していくような現状ですけれども、太田議員からご指摘がありました、木が倒れているとか、石が流れ込んでいるといったような細かい状況まで全て把握できているかという、そういうわけではありません。

もし、具体的にこの場所が危険ではないかというような情報があるようでしたら、また情報を頂ければ当然、そういった対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

やはり最近、豪雨的な大雨が多いと思っております。ぜひ、大きな災害が起きないように見回りをしていただいて、安心・安全な生活ができるような対策をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、2問目の質問に移っていききたいと思います。2問目の質問は、営農指導についてであります。

北城南部地区の圃場整備が承認され、第一工区の工事がだんだん進んできており、第四工区の整備が完了すれば、稲作だけでなく、畑作で高収入の作物をとと言われております。現在のような草だらけのソバ畑では大きな収入とはいかないと思っております。

現在、白馬においてハウスイチゴの栽培を担い手の1法人と、他の業者の方2人の方が栽培に取り組んでおりますが、松本の担い手の方が白馬において3ヘクタールほどの土地を借りて、新たな農業に取り組みたいとお話があるようです。

また、北城北部地区においても圃場整備のお話があるように聞いておりますが、そうなれば真剣に新たな畑作農産物に取り組まなければならないと思っております。担い手育成のために行政として、新たな営農指導をどのように取り組んでいくのかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2問目の営農指導について質問にお答えをいたします。

圃場整備並びに農業を推進する上で、認定農業者や新規就農者への指導・支援は、今後ますます重要になるというふうに考えております。

白馬村は水田の単作地帯であり、畑作農業については転作作物のソバや育苗ハウス利用のトマト等が主となっておりますが、一方、農作物は気温によって育ちが異なり、この頃の温暖化傾向もあり、作付時期の変更や、元来白馬には向かないとされていた作物も作付できるようになってきているというふうに聞いております。

また、認定農業者や新規就農者の中には、新しい作物の導入や体験農業を通じて農業所得の確保や宿泊集客に努めたい等の新たな経営形態の提案を行っている農業者も見られます。

こうした状況を踏まえて、新しい作物や新規の経営形態の指導については、県の営農支援センターや農協の協力を得ながら、技術指導や販路確保など、作付から小売りまで一体的に支援ができる体制を築いてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、営農指導、非常に大事な指導でありますけれども、白馬村は、いわゆ

る観光にウエートをあまり置き過ぎた関係で、営農指導がなかなか対応できていなかったというようなこともありますので、今後については、先ほども申し上げましたとおり、県それからJA等のご協力を頂きながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。

先ほど、ハウスイチゴのお話をしましたけれども、皆さんのお手元にコピーで配っておりますけれども、これはNOSA Iながの2020夏の13号という、この本に、これは農家の方に配られておりますけれども、その中に記事があって、一つはここにご紹介をさせていただきました。ちょっとこの記事を紹介させていただきますけれども、見ていただければよろしいかと思います。

柳澤直樹さんは2013年からJAあづみ管内でイチゴ農家になるための研修を受け、2015年に就農しました。松本市の三才山と岡田と安曇野市の豊科田沢に加え、浅間温泉にもイチゴハウスを設置し、白馬村にも拡大予定です。

浅間温泉のわいわい広場に設置したいちごハウスでは、近隣の温泉水を利用したウォーターカーテンに加え、音楽を流しながら栽培することにより、音泉いちご。この音泉は、見ていただければ分かりますが、温泉の温でなくて音楽の音でございまして、と銘打って同広場内の売店で販売しています。柳沢ご夫妻に加え、パートさん6人も栽培に従事し、観光農園を営業しているほか、地元の直売場や、旅館などにも出荷していますと。イチゴ農家としての一番のやりがいはダイレクトに消費者から喜びの声をもらうことだと柳沢さん。研修当時に、近くに住む子供のおいしかったという感想をおじいちゃんが代筆をしてファックスを送ってくれたことが柳沢さんのよい思い出になっています。夏期はメインの商品である信大BS8の9に加え、冬期は美鈴や恋みのりなど、近隣のスーパーでは、手に入りにくい商品も栽培しており、他県のイチゴ農家を視察し、積極的に栽培技術研さんに励むなど意欲的に活動しているとあります。このような新たな商品に取り組むことが大切だと思います。白馬では、落倉地区にてこの秋より始めたいとの情報もあるようですが、この話を聞いて村長はどのように感じたのかお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** イチゴ農家が落倉で計画しているといった質問の中で、村長どう考えているかということでありまして。先ほど申し上げましたとおり、非常に農業振興においては、大変期待をしているところでありましてけれども、まだどんな状況になるかはちょっと把握はしておりませんが、もしイチゴ農家が落倉でということになりますと、非常に期待をしているということでありまして。そんな程度でご理解をいただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。いずれにしましても、そういう新しい農業に取り組む人が入ってくるということでもあります。今、白馬では、ミニトマトを多く取り入れている方がおります。これ以外に、雪中甘藍も取り入れる方もおりますし、隣の小谷村でも多く取り組んでおります。まあ、雪中にんじん、ニンニク、薬草等ありますけども、これからは、農政課は大変だと思いますけれども、農協や普及センターと力を合わせていただいて、新しい農業に取り組んでいただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしましても、白馬でこれから農業で生きるということが、観光だけじゃなくて農業と観光というふうに、新しい農業に取り組むことをお願ひをしまして、一般質問これで終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第4番太田正治議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時55分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 2番、丸山勇太郎です。

コロナ禍の中、実りの秋を迎え、今回は農政の質問をします。では、質問に入ります。

まちづくりと農林行政について。

観光と農業が村の基幹産業との表現は長い間使われていますが、現実には農業生産額は観光のそれには遠く及ばないものの、農林業が観光業の基盤を形づくっていることには疑う余地はなく、特に景観という視点においては、農林業が生み出す風景は観光立村の礎であり、持続可能なまちづくりには農業の持続が不可欠です。

ところが、現実には、特に北城中部を中心に荒廃農地の増大が続き、山林は荒れ、害獣による農作物被害や熊の出没は、村民生活をも脅かすものとなっています。

利用可能な平場は、事実上農地だけでも言える中で、土地利用計画はもとより、大切な景観の維持、観光の未来像、将来的な公共事業用地確保など、様々な分野で農地や身近な山林の保全と利用の基本的な考え方が重要になっています。

農地政策を中心に、最近の農林行政における次の点について伺います。

1番。

都市計画マスタープラン——これ、2002年に作成されております。土地利用計画——これは1999年に国土利用計画として作成されております。ともに作成時期があまりにも古く、内容的にも本村のまちづくりの規範にはなっていません。しかし、利用可能な平場イコール農地の状況下、農政課ではどんなプランに基づき、農地政策を進めてきたのか伺います。

2番。

村は農業振興地域特別見直しのペースを自ら崩しました。しかし、立地適正化計画と第5次総合計画後期計画を現在策定中。また、間もなく都市計画マスタープランと景観計画を策定しなければなりません。このタイミングでこそ将来を見据えた農業振興地域総合整備計画を樹立するとき、農地政策の明確な方針を村民に示すときです。

仕切り直して特別見直しをする考えを伺います。

3番。

圃場整備事業は、集約的、効率的な農業には欠かせませんが、現行及び今後計画されている事業では、地元負担軽減の条件として、圃場の85%を担い手に任せること、加えて12.5%は高収益作物が義務付けられているとのことですが、高収益作物の作目や販路はどうするのかを含めて、現状の農業法人や認定農業者が担い切れるのか伺います。

4番。

細々とでも農地を守り、稲作を続ける兼業農家にインセンティブを与える村独自の施策はないか。こういったものが何かなければ、兼業農家の自作営農は、あと10年程度ではないかと思われま

す。真剣にこの施策を考えるときですが、行政の考えを伺います。

5番。

具体的な開発計画のない山林の大規模な皆伐が行われています。白馬村開発指導要綱では、3,000平米以上を超える樹木の伐採は、第4条から第7条で住民説明会、事前協議、協定書の締結を、また、第13条では切りっ放しでの放置の禁止を謳っています。

なぜ、伐採届だけで皆伐を許しているのか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山勇太郎議員からまちづくりと農林行政について、5項目の質問を頂いておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の、農政課ではどんなプランに基づき農地政策を進めてきたかとの質問であります。長野県では平成20年に、長野県食と農業農村振興の県民条例に基づき、長野県の食と農業・農村の持続的な発展を図り、目指すべき方向性を明らかにする長野県食と農業農村振興計画を策定し、5年ごとにその内容を見直しをしながら現在に至っております。白馬村のみならず、県下の市町村は、この振興計画を土台として農業及び農地政策を進めてきております。

第3期長野県食と農業振興計画では、大区分の第4章に、県内10地域の特性を踏まえたそれぞれの10年後の地域農業・農村の目指す姿の実現に向けて、将来の発展方向、目標、具体的な取組内容を示しております。とりわけ、北アルプス地域は、標高が高く、冷涼な空気と清冽な水、昼夜の気温差が大きい環境下で水稻を中心とした農業経営が営まれており、また、アスパラガス、加工・業務用野菜等地域の立地条件を生かした農産物生産が展開をされているところであります。

白馬村も県の振興計画を基本に、白馬村農業再生協議会が定めます水田農業ビジョンにより、毎年、白馬村の農業の現状を分析をし、その方針を定め、地域水田農業の活性化の基本的な方向、具体的な目標を毎年定めて村の農業における作付けの指針・農地の利用方針等を定め、実施をしてまいりました。

2点目の農業振興地域の特別見直しの考えのご質問ですが、農業振興地域については、農業振興地域の整備に関する法律に定められております優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地、いわゆる「青地」として指定するものですが、この法律では、「その区域内にある農業振興地域について、おおむね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産、その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについて、調査を行なうものとする。」とされており、「基礎調査の結果により又は経済事情での変動、その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」とされております。

平成29年度に基礎調査を行っており、次回基礎調査は令和3年を予定しています。

農政課では農地は守るべきものであり、農政課自ら農業振興地域の大規模見直しを行なうものはありません。ただし、「農用地区域以外の区域内の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である」と認められる場合で、かつ「当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農産物の効率化、その他、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」については、見直しを行なうこととされております。

農地を農地以外のものとして転用して使用するに値する具体的事由がある場合や、村、その他の計画等により、農地以外の土地利用に供する計画がある場合には、いわゆる農振農用地からの除外が一定条件下で可能です。また、計画的に大きな区域を除外する場合には、総合見直しによる計画変更が必要となります。

農振農用地であっても、地域振興上やむを得ない土地利用計画などがある場合は、担当課に相談を頂きたいと思っております。

なお、村が策定する立地適正化計画や第5次総合計画、また、都市計画マスタープランの整合性に係る農振地域の見直しについては、当然行なっていくこととなります。また、通常の転用、開発等計画を伴う農振除外は、年2回、随時見直しがありますので、ご相談を頂きたいというふうに思っております。

いずれの場合でも、開発等を理由とする場合の農振除外は具体的計画が必要となりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の、高収益作物の作目や販路はどうするかを含めて、現状の農業法人や認定農業者が担い



切れるかといった質問であります。まずは、初めに訂正をさせていただきますが、地元負担軽減の条件の一つといたしましては、丸山議員の認識のとおり、圃場を担い手に貸し付ける、いわゆる集積化を85%達成することです。さらに、もう一つの条件といたしまして、担い手ごとに1ヘクタール以上の農地の固まりをつくる集約化を80%達成することであり、高収益作物の作付率は地元負担軽減の条件ではありません。

しかし、高収益作物の作付率12.5%達成という内容につきましては、事業計画の段階で設定した目標値であり、達成すべき内容であることには変わりはありませんので、地元実行委員会の営農計画策定委員会の皆さんと調整をして、高収益の作物の作目や販路などを含めた営農計画の見直し、具体化をしていく予定であります。

また、この圃場整備では農地の大区画化や農道、水路の整備を行いますので、担い手の収量の増加、労働時間や労働費用の軽減が見込まれます。具体的に10アール当たりの水稻耕作を例に、設計士が実現可能な目標として出した数字をお示ししますと、収量は102%の増加、労働時間及び労働費用は53%の削減となっております。

これは、農業機械の更新なども考慮していることから、少し大げさな数字になっているかもしれませんが、圃場整備が担い手の負担軽減に大きくつながることは確実であるといえますので、農業法人や認定農業者が担い切れるように進めるための圃場整備を、県、実行委員会の皆さん、担い手の皆さんと連携をし、推進してまいります。

さらに、新規の農業法人や認定農業者の認定促進に努めるとともに、太田正治議員への答弁でも申し上げましたが、新しい作物や新規の経営形態の指導については、県営農支援センターやJAの協力を得ながら、技術指導や販路確保など、作付けから小売りまで一体的に支援できる体制を築いてまいりたいと考えております。

4点目の、農地を守り、稲作を続ける兼業農家にインセンティブを与える村独自の施策はないかとの質問であります。白馬村の現在の担い手への集積率は80%を超え、また、村も大規模農家への土地集積や支援など、積極的に行ってきた経過があります。

先ほど、圃場整備の答弁でも申し上げましたが、担い手への集積率が条件とされているように、国や県についても担い手等、大規模農家への集積を推し進めており、「人・農地プラン」において担い手農家への集積が求められておるような状況で、議員のご指摘のとおり、小規模兼業農家への縮小は避けられないものと考えます。

兼業農家でも意欲のある農家については、農地集積による規模拡大や認定農業者への認定などにより、安定した農業経営を目指していただきたいと思いますが、残念ながら、離農される場合については、担い手への利用集積にご協力を頂く形になりますし、併せて、白馬村の農地の維持について協力を頂きたいと考えております。

とはいえ、非常に大事な問題であり、現時点で意欲を引き出すための施策は持ち合わせておりま

せんが、今後、県やJ Aとも相談をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

最後に、具体的な開発計画のない山林の大規模な皆伐についての質問であります。森林法では、森林所有者に対して立木の伐採前に市町村へ伐採及び伐採後の造林届出書を提出することを義務付けております。

農政課では、市町村森林計画との整合性等を届け出の際に確認して、適正な森林施業を行なうよう指導しています。また、1ヘクタール以上の伐採での土地の形状を変更する場合は林地開発に該当するもので、県に許可申請をするよう指導しているところであります。

白馬村開発指導要綱については、以前は総務課、現在では建設課が所管をしており、農政課では開発指導要綱に該当するような伐採届については、担当課に協議するよう指導をしているところであります。

また、無届けの伐採行為について発見した場合は、直ちに伐採を中止をし、伐採届を提出するよう指導し、伐採届の提出に際しては、隣地に影響が出ないようにすること、できるだけ樹木を残して周囲の景観に配慮すること、災害防止のために砂防指定地等の制限林や急傾斜地等の皆伐は行わないことを森林所有者に指導しているところであります。

しかしながら、過去の伐採届については、一部に伐採内容が明確でないもの等がありました。特に森林法に関する理解不足により、提出をされた届出の申請者や伐採の目的、その内容を精査をしないまま安易に受理をしてしまったケースがあり、このあたりの対応や事務処理につきましては、今後、このようなことが起きないように、伐採届の内容をしっかりと理解した上で、適正な審査に努めてまいりたいというふうに思います。

また、議員ご指摘のとおり、伐採届のみで処理されてしまっているというケースが確かにございまして、このことは、環境基本条例施行規則や開発指導要綱に照らし合わせると適切でなかったというふうに考えます。

一つの原因として、担当課同士の連携不足もあろうかと思っておりますので、その点につきましては、業務体系の改善が図られるよう、先ほど申し上げましたとおり、担当課長を通じて指示をしたところであります。

なお、ここ数年の事例を見ますと、明らかに森林環境整備のために行われる伐採もございまして、森林法などの上位法令により既に許認可手続が済んでいる事業もございまして、これらに対しては、一律で事前協議を求めていくべきかどうかという点につきましては、さらに検討の余地があるかと思っております。こういった部分については、今後、景観計画策定作業と合わせ、条例、規則等の改正も視野に検討をしてまいりたいというふうに思います。

若干長くなりましたけれども、丸山勇太郎議員のまちづくりと農林行政についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** いつも私の答弁長いですね。

1番のことは、私、農業政策を聞いていないんですよ、農地政策、どんなプランに基づき農地政策を進めてきたかというのを聞いているんですけど、まっ、いいです。

2番から入っていきます。

農業振興地域の特別見直し、これ、平成30年度がそのスケジュールだったはずですけどやらなかったわけです。先ほども村長答弁では、5年ごとにおおむねやることになっているということもある、答弁されていまして、具体的計画がなければやらないということもおっしゃってましたけども、具体的計画ありますよね。北城南部圃場整備あるじゃないですか。北城南部圃場整備で農振の見直し、出し入れする必要がありますよね。また、八方尾根なんかではマスタープランなんかも出しているわけで。

そんな関係から、私、相談も受けているんですけどね、もう。平成29年当時の担当者はもう翌年の平成30年度にやる気満々で準備してましたし、30年度末には当時の農政課長と担当者から、私、ぜひちょっと相談乗ってほしいと呼ばれて、例の、その今ちょっと言及しました名木山周辺をどうするかというようにも相談もされているんです。だから、やる気満々だったはずですけど、やらなくて終わっちゃてるわけですけども。

この質問を作るに当たりまして、私、都市計画マスタープランはもとより、第3次総合計画以降の全てをひっくり返しましたけども、そのどれもに農業振興地域整備計画の見直しという言葉が載っています。第5次では、そこに「総合」という文字も入っているんですけども、これは私、役場経験通じて農業振興地域整備計画書なるものを、何か見た記憶がないんですよ。

そこでちょっと伺いますけども、農業振興地域整備計画なるものはどういう形で存在しているのか、また、直近ではいつ見直ししているのかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

白馬村の農業振興地域整備計画書、これにつきましては、昭和47年に制定をされまして、その後昭和60年、それから直近では平成29年というものがございます。

ただ、これをもって必ず総合見直しをするというものではございませんけども、先ほど、議員さんもおっしゃっているとおり、いろんな具体的な計画があるじゃないかという内容も確かでございますが、今、進んでいる立地適正化計画、それから、今後行われていく都市計画マスタープラン、こういうものにつきましては、先ほど村長の答弁にもありましたけども、当然、整合性を取りながら農振地域の見直しを行っていくというところになります。

あと、昨年ですかね、いろんな地主さん、あと不動産業者さんからの要望等もある中で、将来的に売地として農地以外の転用が、何と言いますかね、見え隠れするような農振の除外、こういうものにつきましては、見直しの対象には当てはまらないのではないかとということで、実際、実施して

いくには困難であろうという見解でございます。

いずれにしても、今後、進んでいくいろんな様々な計画、これに基づくもの見直し、それから、先ほど議員さんおっしゃいました八方地区のスキー場の下辺りの部分につきましては、たまたま昨日でございますが、八方尾根開発さんが来庁いたしまして、 Gondola みたいなものの計画があるというところで相談に来た経過がございます。農政課としましては、具体的な事案でありますというところで、至急図面を整えて協議を始めていただきたいという話をしながら、打合せをしたところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 端的にお答えいただきたいんですよ、質問したことだけについて。

私は、農業振興地域整備計画なるものは、どういう形で存在しているのかということ聞いたわけなんです。というのは、私も知っていますけども、地番をずーっと、多分若い地番から順番に並べた、多分一覧はあると思いますし、それを図面に落としたものはあると思うんですけども、何か文書で残した農業振興地域整備計画というのは出来ているのかということ。実は先週、課長をお尋ねしてそれを聞いたんですよ。ご存じのとおり、火曜日にお伺いしました。金曜日の夕方、ちょっと私、取りに行けなかったんで、課長持ってきていただいたのを見たんですけども。私ね、これって成立しているものなのというのが、今回の質問に関しては、いろんなところに取材してまして、当時の担当者にも聞いているわけですけども、今も、これ直近では平成29年度に作ったと言っているけども、これが成立している計画ならば、当然、県との協議が終わって、もちろん農業委員会にもかけて、あるいはそうことを、また繰り返すかもしれませんけども、公告・縦覧しなければ成立していると言えませんが、そうやって成立しているものならば、当然、議会にも届いていいと思います。

もう一度お尋ねします。これは、本当に成立しているものですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

当時、担当が29年に行ったわけですが、実施を、実施というか、計画を行ったわけですが、その後、一応課長会議にまではかけております。その後につきましては、公告等は行われていないという部分がありまして、この辺は、農政課の勝手という部分もございまして、完全な成立はしてございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** そうですよ。これが成立していれば、平成30年の特別見直しはできたわけですから。できないわけではない訳で、多分、これ成立していないんじゃないかなというふうに思うわけです。

そうしますと、正式に作ったのは一番最初のもの、昭和46年とか、7年とかというのはもう置いて、昭和60年に一筆管理を始めたんですよ。これ頂いて、私の記憶がよみがえってききましたけども、当時、そういえば農林課にいたなあと、全く違う仕事はしていましたがね。優秀な先輩職員がこれ手掛けたです、当時。臨時で使っていた飯田の女の子の名前まで覚えていますけども、その臨時を使って、本当に一筆ずつ拾い上げて、当時、それを積み上げていったら、白馬村中で750ヘクタールぐらいしか農地がないというのは、それまでは、本当は1,000ヘクタールあるということで農業委員会的には何か管理していて、そこから農地転用あれば引き算なんかしていたんですけども、250ヘクタール違うということで、県へ持っていったら、白馬村で250ヘクタール減るということは、長野県で250ヘクタール減るということだから、まかりならぬみたいなことを言われたっていうな、そんなことまで記憶に残っているわけです。

そうやってやってきたもん、そこがスタートで、あと平成23年というのは、多分、奈良井を外すときに、これを見直さなきゃいけなかったと思うんですけども。

そうしますと、昭和60年からという、今年、令和2年、35年たつんですよ。35年中、正式に見直したのは、平成23年の1回だけということになるわけです。実に前回は9年前ということで。だから、これ本当に正確に、正式にやっていないんですよ。本当、これいろんなことに通じる大事な計画なんですけども。

ちょっとその前に、もう1つちょっと疑問があってご質問しますけども、この第5次総合計画の中に、先ほども言いましたとおり、3次以降の総合計画全て農業振興地域のことは触れられていますが、そこには、この第5次総合計画の基本計画のほうですけど46ページ、そこに農業振興地域総合整備計画を見直すとあります。ここにそういうふうを書いてあるもんですから、私、通告文書の中でも農業振興地域総合整備計画と言ったわけですけども、これ「総合」という文字は入るのが正解ですか、それともないのが正解ですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

「総合」と入っているものが、正確だと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** この、じゃ、総合計画つくった当時の係長が今、総務課の課長補佐さんになっていますので、田中補佐に聞きたいと思いますけども、農業振興地域総合整備計画というのは正しい表現でしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。

**総務課長補佐兼総務係長（田中洋介君）** 田中です。

当時ですが、ちょっと詳細なことまで覚えておりませんが、各課の担当が出されたものを一応まとめたということで、出されたもんが正しいということで認識をしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** やはり、私、この質問を作るに当たって、ネット検索も2日にわたりGoogleとマイクロソフトのBingと2回、農業振興、計4回ですね、「農業振興地域総合整備計画」と入力しましたが、ヒットしないんですよ。これ、どうも「総合」という文字は要らないんですよ、だから、これ間違いです。農業振興地域総合整備計画、「総合」は。

それと、途中になってしまいましたけども、なぜ30年度に今までのペースだと行なわなければならなかったのをやれずに終わっちゃったのかということの質問を、あえて、貴重な時間ではしませんが、しかし、農地政策は全ての要です。この農地政策の基本的な方針がないと、現在進行形で進めている立地適正化計画、あるいはこの後の景観計画なんかみんなやっても無駄になるんですよ、無駄になるんです、農地政策が、ちゃんとしないと。これは、約20年前に経験していることなんです。土地利用対策室というのをつくったときに。あのときには都市計画の用途地域を引こうとしたんですけども、結局、引けずに終わったのは、用途をやってみても一色になっちゃうとか、あのとき、当時何色だったかな、オレンジ色だったか知らないけれど、準商業地域一色になっちゃうということと、それと、そういうことやっても、この農用地のほうは、農振除外して農地転用してということを繰り返されていくと、結局、どんどん建物が建って行っちゃうということですね。

そういうことに気がついちゃったんですよ。もちろん、途中、対策室もそうですし、そのとき策定委員に私なんか、ほかの課にいましたけど加わってましたけども、みんなそのときに気がついちゃったんですよ。それで、これ、白馬でやっても無駄だなあというところで、最後、都市計画のマスタープラン作って終わったというのが本当のところなんですけどね。

だから、農地政策って本当に大事なんです。

そういう中でちょっと私、聞いたところによりますと、農業委員会と農政課では考え方が違うというような話もあるんです。農業委員会って言っても、十数人の方々、みんな意見が一致しているかどうかはそれは知りませんが、農業委員会のある方々に言わせれば、荒れてしまった農地への復旧が難しいところ、かつ観光的に利用すべきところは、農地以外の利用の方向も考えてもいいんじゃないかというような考えを持っているというのは、聞いたんですけども、ところが農政課では、無策でありながら、農地はあくまで農地として保全していくべきという、そういうふうな、どっちかという農政課のほうを守りといいますか、そういう立場を取らざるを得ないのかもしれないけども、そういうような考えのように聞きましたが、そういうことですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

若干、今、申したような形の食い違いがあろうかと思いますが、個人的には確かに、利用してい

くところにつきましては外していくとか、そういう方向的なものはございますが、その中でも、農地は農地として守るというところの部分の基本のものにつきましては、崩すことがなかなかできないというのが事実でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 立場とすればそういう答弁になってしまうでしょう。それは、あえて追及はしませんけども、でも、観光立村でこれだけ荒れてしまったと、また、北城中部については、これ、まあ、北城南部、北城北部と圃場整備が入りますけど、中部ってなかなか入ってこれないんじゃないかなというように思うんです。そういう中では、先ほども言いましたように農地への復旧の難しいところ、かつ観光的に利用すべきところは、むしろ外して観光的に利用していくと、そういう方向でもいいんじゃないかと私は思いますけども。

建設課長にちょっと質問しますけども、先ほど来の話ですが、農政課や農業委員会の考え方を各課で共有しているのか、横の連携は取れているのか、特に、これから景観計画、あるいは立地的適正化計画、そういった関係で景観開発行政が建設課の所管となったわけですけども、いま現在策定中の立地的適正化計画、あるいは、この後の景観計画、都市計画マスタープランを作成するにつけて、連携はできているんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 現在、建設課で所管をしております各種計画策定に関するご質問ですけども、これは、今、現在進行形で進めております立地適正化計画でございますけれども、当然、庁内で各係長クラスで庁内策定委員会を立ち上げておまして、当然、今の農業振興地域整備計画だけではなく、ほかとの計画の整合性を図りながら、立地的適正化計画というものの素案を作り上げてきています。どちら側も村の計画ですから、恐らく重複して絵を描くということとはできないと思います。立地的適正化計画に関しますと、当然、農業振興地域というのが除外する対象となっておりますので、今、進んでいっている作業中で、それは除外をして絵を描いているという状況ですから。

そういうふうに詳しく、私どもの認識としましては、庁内で連携を取りながら、情報共有しながら進めているというふうに解釈しております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 3番の圃場整備の関係につきましては、先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたし、イチゴというようなことも考えられているようですので、あえて重複して質問はしませんけども、しかし、この高収益作物っていうのは、これ、結構負担になってくるんじゃないかなと、担い手にとってはね、負担になってくるんじゃないかなと。これは、北城南部だけの話じゃなくて、これから、北城北部はまだ面積が広いわけですし、それにまた、北城中部というのは全

く圃場整備が入らなくて、細かな田がいっぱいあるわけです。

それに比べて認定農業者の数って増えていないんですよね、それほど。だから、将来的に、今、先ほどは離農は避けられないというような、村長の答弁もありましたけども、これ、兼業農家が頑張ってるうちはやってもらわないと、どんどん離農していったときに今の担い手で担い切れませんか。

それほどのように考えています。大変ひどい、申し訳ないけど、ひどい稲作している担い手もいるんです。担い切れませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

利便性がよくなるという部分では、大分負担軽減にはなりますけども、今、現状の北城地区、今の圃場整備のところにつきましては、やはり、極端に言うと1社が賄っているような状況があります。ただ、実際にはその辺、全部が全部という部分は難しいと思われまますので、農政課の考えとしては、一応、人・農地プラン的な部分も含めて、実質化を図りながら集積、まあ、集積はいいですけども、集約の部分をちょっと考えていかななくてはいけないかなという考えではおります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 小規模な稲作をしている、1ヘクタール未満の稲作をしているところでも、もう全く採算性がないんです。農協から1枚1,400円の苗箱買って手で植えている間は、絶対もう無理なわけで、だから、みんなもう、やめる理由を探しているんです。トラクター壊れればやめる、コンバイン壊れればやめる、腰痛が悪化したらやめると、みんな言っていますよ。俺もそうです。俺なんて言っちゃいけないけど、私もそうですけど。本当に、異口同音に本当に言っているんです。

そういう中で、担い手中心のそういう農政というのは、もちろん、それはそれで進めてもらわないといけないんですけども、何かこの、そういう零細な農家がやりがいを持ってやっていける何か方法はないのかなというのが、このインセンティブという言葉になっているんですけども。

そういう中でちょっとお聞きしますけども、農地使用料のことなんですが、耕作を続けられない水田を担い手へ委託する場合、村が示す圃場整備未実施田の農地使用料は、10アール当たり、たったの2,000円です。10アール未満だと1,500円です。これ、10年前の4分の1以下になっていますけども、貸す側にとっては余りに安いこの金額設定の考え方を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

農地使用料につきましては、確かに、今、議員さんおっしゃるようになり安くなっているという事は確かでございますが、あくまでも、あれは、取引といたしますかね、賃貸の目安になる数字



であります。というところで、あれは1年ごとに見直しをしておりますので、今、言われた部分につきましては、農業委員会に諮って、再度見直しはしていきたいというふうには考えますが、あくまでも、あの金額につきましては、目安という話でご理解を頂きたいというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 目安といっても、口座引き落としになっていけば、自動的にもう下がっているんです。

で、2,000円という金額は、例えば、平川灌排の田んぼですと、そこから灌排の賦課金1,000円取られるんですよ。さらに固定資産税を払わなきゃいけない。そうすると、残すところは、どこか1回昼飯食いに行くぐらいのお金しか残らないわけですね。もちろん、担い手のほうに対するきちんとした施策も必要だけでも、それでも、この、ご先祖様から受け継いだ田を荒らしては済まないという、それだけの気持ちでやっている零細兼業農家に対しての、何らかこう考えてもらえないかなあと。そういうものがなければ、インセンティブって、英語を使っちゃっていても、直訳すると、動機づけですとか、成果報酬とかというような直訳もありますけども、私はこれを、「やりがい」とか「励み」とか「ご褒美」というなふうに、ちょっと訳したいと思うんですけども。稲作を続けることに対する何らかこう励みになることや、何らかご褒美、そういう皆さんがいてこそ、今の、先ほどの同僚議員の質問じゃないですけども、この田園風景が保たれているんですよ。そういうのがないと本当にもう荒れ果てます。もうちょっとそこのところ考えていただきたいなど。

特に景観ということでは、例えば稲をやめても何か花とか、あんまり手が掛かるものだとまたその負担になるわけですけども、何かそういうことを考えていただきたいなど、そこをお願いしときます。

時間もありませんので、最後の下の5番目の質問の、山林のこの皆伐のことなんですけども、実は、これは議会でも視察に行ったぐらいですけども、平成30年度では、和田野で実に1万4,000平米——これ、2か所合計ですけども——の山林の皆伐がなされましたし、その同じ年に、皆さん気づいてないんですけど、白馬岳線で6,000平米の伐採、皆伐がされているんです。

伐採届というのは、これ、略して伐採届と言っていますけども、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度なんですよ。だから切りっ放しじゃ駄目なわけで、切ったら植えるという制度なんですよ。で、和田野の場合は杉でしたので、用木としての杉というのは、切っちゃいけないということは言えないわけですね、切ってから後、ナラとかそういうものを植えてもらえばいいわけで。切った本人も、私の近所ですから、聞いたところによると、とにかく杉を切りたかったんだと。何かに利用するわけじゃなくて、また後の造林のことも考えているというようなことですから、まあ、和田野はいいとしても、白馬岳線のこの6,030平米、この伐採は広いです。

私、ちょっと届出書を、実は担当から見させてもらいました。これが、白馬村に在住の不動産ブローカーが届出人になっているんですよ。これ、森林法上は森林所有者が届出人でなければいけないことになっています。この白馬岳線沿いのケース、この森林所有者以外の不動産ブローカーが届け出ている伐採は、森林法違反だと思いますけども、このことについて農政課長の見解を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川農政課長。

**農政課長（下川啓一君）** お答えいたします。

先ほど村長の答弁にもございましたけども、やはりその伐採届に関する知識がない者がやはり受付をしたという事実がございます。その部分で安易に受理をしてしまったというケースが、今のまさにこの事例かなと、今おっしゃった事例かなと思います。弁解の余地はございませんけども、今後このようなことがないように十分指導し、まあ、反省をしているところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** ぜひお願いします。

これ届出書にも売地の維持管理という、そういうふう書いてあるんですよ。そんな理由で伐採届させちゃいけないわけです。そういうことがあってはならないから、白馬村開発指導要綱でそういうことを謳っているんですよ。だから、今、農政課長も言ったように、そういう、業者と対峙するようなそういう窓口、これは今度は建設課の景観行政団体になっていくとそうですけども、本当に業者に対峙してもものを言える職員を配置していただきたいと思います。そういうことで、ただこれ受付すればいいというものじゃありませんので、今回反省していただいておりますので、それ以上は言いませんけども。

私、ニセコへ私も行ったことがあります。白馬村では、ニセコへの視察というのは本当に何回も行っているんですけども、あれは白馬村の5年後とか7～8年後の姿だと思っていいと思うんです。まあ、良いも悪いもニセコ町ですとか倶知安町というのは参考になるとは思いますけども。

その倶知安町に行ったとき、なぜ外国人がここに寄りつくんだという。雪質の問題だとか、飛行機代が安いとかというの、そういうこともあるんですけども、ニセコ比羅夫のスキー場の下で、当時の担当者が、なるほどなあと思うことを言ったんですよ。外国人が好む3条件というのがありまして、1つは樹木があること、少し傾斜があること、で、スキー場に近いか、という。ああ、そうだなあ。まさに和田野もそうだし五竜白馬の森もそうですね。木があつて、少し傾斜があつて、スキー場に近いか。だから、まず真っ先、和田野や五竜白馬の森が外国人に目をつけられて、そこがほぼ手中に収めたら、今度はエコーランドだとか、みそら野だとかということになってきているんですけども。だから、外国人にしてみても木が大事なんです、何ととっても。木があつてなんぼなんですよ。

だから、さっきも言いましたように、用木の伐採はしようがないですけど、開発計画のない大規

模な皆伐は認めるべきではありませんし、山林はCO<sub>2</sub>の削減にも貢献しています。気候非常事態宣言、ゼロカーボン宣言の村として、樹木伐採にはどこよりも気をかけるべきだというふうに思っております。

もう一度だけ建設課長に質問しますが、今言ったように樹木こそ大事なわけですし、身近な山林の保全のことを、これからの景観計画や景観条例にうたい込んでほしいと思いますが、してもらえますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** まさに森林保全という部分に関していえば、景観のほうとも関連がございますし、みんな重要なあれだと思います。景観計画に関しましては、今後、策定委員会を立ち上げて議論を進めてもらいたいと思いますので、当然そういった中で、森林保全ということをしっかり入れ込みながら進めていければというふうに思いますので、またいろいろアドバイス頂ければありがたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は答弁を含めあと6分です。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 最後になります。質問です。

改めまして、農政と景観、開発行政の連携が大事ということで、農政課と建設課の連携が大事ということになってきますが、そこで副村長、今後の農政課と建設課の連携、もっと言えば、ほかの施策もそうですけども、庁内連携体制の構築、やってもらえますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 今回の一般質問、非常に胸に届いたというか、うちの役場の課題を突きつけられたというふうに思っています。

答弁にもあったとおり、村長からも、伐採届のこの扱いについてもちゃんと建設課と共有できているかということと言われて、指示したとありますが、先ほどまでも農政課長のほうには、しっかり、関係する全課、全て供覧というか、しなければいけないという指示もいたしました。

その他の業務につきましても、最も行政で非難されるのは縦割りでありますので、そこら辺は、各課連絡を密にするということはやっていきたいというふうに思っております。昔よりは密に、いろいろ会議はしているつもりでありますけれども、さらに横の連携を取るということは、課長だけでなく係長レベル、その下レベルが大事かと思っておりますので、そこら辺も徹底していきたいと思っております。お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

**第2番（丸山勇太郎君）** もう1つだけいいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 最後に村長に質問しますが、コロナで、せっかく当初予算で盛った海外研修というのは当然無理だと思うので、さっきも言いましたけども、白馬の未来は北海道の倶知安町を見れば分かると思います。あるいは、その隣のニセコ町はある意味理想的な町です。いろんなメンバーで何回も行ってはいますけども、ちょっと海外無理ですから、建設、農政なんかも含めて、そんなようなところに職員を視察に行かせてほしいなと思いますけど、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁をお願いします。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山議員からいろいろな提案をされておりますが、ちょっと今の前段、副村長のほうに指示をしたという話をしましたけども、本当に今回、森林の伐採の件について農政課しか把握していなかったというような、そういった反省がございまして。特に建設課、それから担当、下水道課含めて、全課いろんなところでチェックをするように、建築確認ができたときにみんな各課でハンコをつくじやないかと、それをどうしてやってなかったのかという話を副村長にした経過もございまして。そんな中で、今後そんなことのないように、ぜひ取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから1点、コロナで海外研修もできないというような状況でありますけども、本当にコロナで非常に大変であります。そういった中で、コロナの感染も大事だけでも経済も大事だといった中で、行政を預かる職員が、これを機会に、いい機会でありますので、しっかりとした研修をしていくことも非常に大事ななというふうに思っておりますので、また議会の皆さんからも、ぜひいろんな意味でご指導いただいて、行政を預かる職員が一番大事でありますので、そんなことを含めて研修に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 丸山議員、質問はありますか。

**第2番（丸山勇太郎君）** 終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時58分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 第8番、津滝俊幸です。本日の一般質問のしんがりということで、皆様お疲れのところ大変恐縮ではありますが、最後までお付き合いを頂くということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の後ろにテレビがありまして、8,000名の一般村民が見ているという緊張感を持って、対応していただきたいなというふうに思ひます。

収穫の秋を迎えて、台風10号が過ぎ去って、今日も結構風が吹いておりますけども、これから台風が本格化していったら、非常に農業をやる身としては、大変これから心配な季節になっていくわけでありまして。昨年のような、大きな洪水災害が出ないように願うところであります。

また、コロナ関係では、同僚議員からも観光関係の対策について、いろいろ、るる質問があったわけですが、確かに、観光立地の白馬ということで、観光のほうに行くのは当然でございますが、農業が置かれている立場も、非常に今、これから大変な時期になってきます。というのは、既に新聞報道等で話が出ておりますけども、業務関係のお米、それからそういった飲食関係の野菜、果物等々がやっぱり販売が滞っていると、売れていないという状況であります。これから収穫されて、物が売れていくという時期になって、価格も下落していくというような、村長答弁にもありましたけども、そういう状況になっていきますので、第3次の臨時創生交付金ですか、そういったのも出てくるというような話も聞いておりますので、そのときには農政のほうでも、しっかりと、下支えをしていただくような施策を考えていただきたいなというところであります。

それでは、一般質問のほうの質問事項について、お伺いをしていきたいと考えます。

まず、1つが景観形成と無電柱化についてであります。

景観形成計画というふうに書いてありますが、景観計画でもいいかなと思います。

景観形成計画については、令和3年4月より景観行政団体を目指すこととして同計画が策定されました。しかし、県と協議過程の中で現状の計画では景観行政団体として認定されないということをお伺いしました。

策定された計画の有効性について、伺います。

また、無電柱化については、平成30年12月無電柱化推進計画が策定され、現在、白馬町駅前において県による第1期工事が行われています。今後、順次、白馬駅前を中心とした国道148号線及び県道白馬岳線へも工事が行われていく予定で、白馬の玄関口が山岳景観がすっきりとした形に見えることへ、大きく変貌していくことに期待をしているものです。そこで、無電柱化に関わる街づくりについて伺います。

まず、景観形成であります。

なぜ、景観行政団体移行へできないのか、伺います。

県から求められているものは何か、また、いつ頃までに認定されるのか、伺います。

村景観条例の策定はいつになるのか、それまでの過程の事案はどうなるのか。

策定された景観計画の有効性はどうなるのか。

さらに、色彩計画の「もてなしのしつらえ」との関連と今後の色彩計画はどのようにしていくか。

無電柱化については、県の事業は、単に電柱を抜き、電線を地中に埋めるだけの事業に見えています。歩道や街路灯、植栽など街を形成していく部分については、どのような計画で、さらに事業化は誰が行っていくのか。

村の玄関口となる白馬駅前、通称、駅前ロータリーと言わしてもらいますが、無電柱化の工事対象区域外です。今回の工事に合わせて、中には電柱もありますので、合わせて工事を行なうべきと思いますが、地元からの要望やJRからの要望、白馬町無電柱化検討委員会ですか、そちらとの調整はどうなっているか、伺います。

また、今回の事業実施に伴い、駅前から八方に至る街並みを、さきの景観形成も鑑み、どのように形成していくのか、そのプランの内容についても、お答えいただけます。

全体を通して、ハクバ・バレーツーリズムのDMOにおいてデザインコードを検討しているということをお伺いしました。景観形成、無電柱化等と深い関連性がこのことについてはありますので、どのように連携していくかをお伺いしたいと思います。

以上、答弁よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝俊幸議員から、景観計画と無電柱化について合わせて8項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初の景観形成については、まとめてお答えをさせていただきますが。

なぜ、景観行政団体への移行ができないかという点でありますけれども、景観法の規定により、市町村が景観行政団体になるには、都道府県との協議及び同意の手続が必要になってまいります。現状では、景観行政団体への移行ができないのではなく、長野県との協議手続に一定期間を要する見込みであるため、当初、令和3年度からの移行を目指していたものの、1年先送りをさせていただくものであります。

この件に関しましては、長野県側から本村に何らかの条件をつけられているかというのではなく、手続上の、県の景観審議会、都市計画審議会への諮問、県の規則改正といった一連の手続に、当初見込んだ以上の期間を要するということが主な要因です。

また、その前段として、高さ制限やセットバック、届出対象行為の規模など、現条例の内容に沿った基本をつくっていくことが必要となることから、計画案の精査、見直しにも一定の期間を要することを踏まえて、移行の期間を延ばさせていただいたところであります。

先頃、議会の皆様にもお示しをさせていただきました、景観計画は完成形のものではなく、当初は、令和3年度の施行を目指し、内容を精査し、見直しを行なう予定でありました。

結果として、景観行政団体への移行と合わせて、さらに1年先送りをさせていただくことにつきましては、さきにご説明を申し上げましたとおりであります。昨年まで積み上げてきたワークショップ等での提案も生かしつつ、今年度は新たに景観計画策定委員会を立ち上げ、様々な意見をお伺いをした上で、さらによりよい計画に仕上げたいというふうに考えております。

先ほど述べましたとおり、令和4年度に景観行政団体への正式な移行に合わせ、景観法に基づいた新たな景観計画の発効を予定しておりますので、それまでの間は、従来の指導要綱、色彩計画に

基づいた対応をしてまいります。

次に、無電柱化についてお答えをしますが、この白馬駅前無電柱化事業につきましては、私ども長年の要望でありまして、本年度からいよいよ工事がスタートをいたしましたことを、大変うれしく思っております。改めまして、関係の皆様方のご協力に感謝を申し上げるところであります。

まず1点目の、無電柱化の計画、事業主体についてですが、基本的には道路管理者、今回の事業では長野県が全体的な計画を立案し、事業を実施をするわけではありますが、当然のことながら、電気通信事業者など道路占用者の協力や費用負担がなければなし得ない事業であります。

また、まちづくりと景観の観点からは、植栽や街路灯、案内標識、看板等トータルで絵を描いていくことが必要となります。この部分につきましては、これまで、白馬駅周辺整備検討会を開催をし、アドバイザーとして名古屋大学の太幡英亮先生にも加わっていただいて、様々なシミュレーションを基に何回も検討を加えてまいりました。

そして、先頃、第11回の会議で、おおむねの方向性を決定いただいたところですが、各事業の実施主体につきましては、基本的な共同溝工事や道路照明、植栽については、大町建設事務所が行い、占用物件として設置をされている街路灯の付け替えは、その所有者である地元行政区に担っていただくこととなります。この中で、街路灯付け替えに係る費用の捻出につきましては、一行政区の大きな負担を強いてしまう懸念もあることから、村としてどんな支援策ができるのか、現在検討をしているところであります。

また、統一をした街並みを作り出していくには、道路以外の敷地、具体的には沿線の個人敷地の植栽や看板類の統一化なども必要不可欠であります。そういった面におきましても地域住民の皆様のご理解をいただき、いかに得ながら進めていくかということが今後大きな課題であるというふうに考えております。

2点目の、白馬駅前のロータリー周辺の整備についてのご質問であります。確かに今回無電柱化の整備区間には入っておりませんので、特に街路灯や歩道デザインを統一をしていくためには、一体の事業として行なっていくことが理想ではあります。

その前段として、事業主体である長野県と土地所有者であるJRとの協議も進めていかなければなりません。費用負担の問題もクリアしていかなければなりませんので、今回の無電柱化事業の最終年になる令和6年度までには一定の方向性が出せるよう、関係者との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の、白馬駅から八方に至る街並みと景観形成のご質問であります。現在の無電柱化事業の区間は、八方口の六拾刈交差点までとなっておりますので、現状では、それより西の八方までの具体的なプランは持ち合わせをしているわけではございません。

まずは、第2期の無電柱化事業として、六拾刈交差点以西が早期に採択されるよう、県等に要望をしている段階でありますので、今後、事業が進展するのであれば、地元住民の皆様と検討をする

機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

最後に、HAKUBA VALLEY TOURISMとの連携についてであります。広域型DMOであるHAKUBA VALLEY TOURISMでは、白馬バレーエリアにおける景観デザインコードの策定に取り組んでいます。景観デザインコードとは、街並みを構成する要素に、一定のルールを定めることで、北アルプスの山々と調和をした美しい町を創るガイドラインのことで、標識サイン、街灯やベンチといったストリートファニチャーのデザインが対象となります。

このデザインコードについては、HAKUBA VALLEY TOURISMの小委員会において策定作業が進められており、そのメンバーには大町市、白馬村、小谷村の景観形成担当課と観光担当課がそれぞれ加わっているところであります。特に、景観形成担当課は各市村の条例や計画との整合性をチェックしつつ、必要に応じてデザインコードの成果を関連計画へ反映をすることも検討をしているところであります。

1点目の質問に対しての、答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 景観計画については、最初は総務課が担当してまして、この4月から建設課のほうに移ったわけですが、まず総務課長にお伺いします。

これが、総務課のほうで策定した計画で、この一番最終ページのところに、第5章になるんですけど、今後のスケジュールが書かれています。我々議員は、この出来上がった計画を見て、それで、このスケジュールに基づいて、多分、計画のあった後に、条例が出来上がっていくんだというような説明だったかと伺っていますけども、今、村長が言ったような一定期間を置いて、景観行政団体になっていくという話は、そのときには、私が聞き漏らしたのかどうか分かりませんが、私は聞いていないかなというふうに考えています。で、そのことについて、総務課長はどういう見解だったのかってことを、まずお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 昨年度の景観計画の最終章ですか、スケジュールの関係というご質問ですけども、作業進めている中で、我々、そのスケジュールに沿ってやっていくということで、実際、作業を進めておりました。ただ、先ほど村長の答弁にもございましたように、県の協議機関、県の都計審であったりとか、その関係機関の会議というのは、年間にある程度、回数と時期が定められているというような、お話については、ここら辺がちょっと総務課の中でも、詰めが弱かったかなという点がございまして、この点については反省するべきとは思いますが、まず条例についてはある程度、先行してできるものというふうに考えておまして、この景観計画をどのタイミングで生かしていくのか、これは、完全に全ての予定のスケジュールでいけるかどうかというところはございましたけども、当時の担当課の総務課とすれば、その考えで作業は進めていったということでございます。



以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** そうすると、総務課のほうも詳細なところまで、向こうのほうと詰めてなかったという事実は認めていただいたものの、これから先、どの程度の時間がかかるのかどうかというのは、担当課に移ってからの協議だったということの解釈でいいかなと思います。

それで、実は、ざら紙であれなんですけども、この計画書作るまでには、約2年間という時間と、お金の換算すると2年間で約610万余のお金がかかっています。先ほど、村長の答弁の中では、一定期間を置いて1年先送りしたという話になっていますが、その中でワークショップ等々で、総務課でやったときにはいろんな意見を聞いて、これを作ったと。で、その後、また策定委員会なるものを作って検討していくって今話があったんですけど、この予算というのはどこから出てくるんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** では現在、策定作業進めております私のほうの建設課のほうからお答えをさせていただきますけれども、予算につきましては、現在計上しておりますけれども、環境保全費の中に、この計画策定に関わる予算をしたためさせていただいてございますけれども、今回、補正予算でも少し同じ部分もございますけれども、基本的にはこの環境保全費、従来から継続の中で対応させていただくという予定であります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** そうすると、現段階では頭出した些少の予算の流用、それから後で、補正どのくらいつけるか聞きますけども、1年間ということなんですけども、そうすると自分たちで県のほうの環境課ということになるんですかね、そちらのほうと調整をしていくのか、中に俗にいうところのコンサルタントを入れて、業者委託をしながら、まださらに600万有余の上にお金をかけてやるつもりがあるのか、そこはどうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 予算のご質問でありますけれども、先ほど現状令和2年度につきましては、今年度認めていただいている予算をベースに、若干補正をお願いするにしても、その中で考えていきたいと。ただ、来年度さらにもう1年度延びる計画で進めておりますので、ちょっとその分の予算につきましては、現在精査をさせていただいて、どの程度コンサルに頼っておかなければいけないのかという部分については、ちょっと今の段階では、金額として申し上げることはできません。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** かかるお金については、致し方ないというところもあったりなんかするわけ

ですけれども、この景観を維持していく、要するに一番の素案になる部分のところ、私はもうこれ以上お金はかけられないのかなというふうに思っています。やっぱり、どこが悪くてどこが良かったのかと、それと2年という時間を費やしているということ、この上にさらに今年は景観行政団体に行かなくて、来年もう一回策定委員会をやって、その次の年ということですから、実質的には2年後ってことですよ。だから、そんなにお金かけてまで、どのくらいこれから先かかるか、課長分からないというふうに言っていますけれども、かけたくないという話もしていますが、私は、もうこれ以上かけるべきではないと思っています。

時間をそんなに余裕は。もともとこの環境保全と開発の決まりについて、これに基づきながら、これも条例化されているものですし、これがあるから、取りあえずはいいいんですけど、やっぱり一番の問題は今回、白馬村が先ほど、同僚議員も言っていましたけど、景観行政団体になれば景観計画というのは生きてくるわけですよ。それでさらに、それを条例化していくとさらにこっちに、我々の側にインセンティブがあって、どんどん入ってきた業者に対して、いろいろものが言えるということになっていくわけですよ。

そのために、総務課からいろんな業務も建設課に移ったということになるわけですよ。ですから、やっぱりそんなに時間もかけられないでしょう。お金もかけられないと思うんですけど、これ村長に聞いてもなかなか村長答えられない、副村長どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 議員さんおっしゃったとおり、そんなに時間はかけられないと、確かに、過去2年検討した経過があるので、それが無駄になるような見え方は、私も、予算的な無駄を生じた、住民の皆さんに思われたくありませんので、そこのところは、なるべく急がなければならぬという認識はあります。ただやはり、県との協議という肅然たる事実がありますので、そこら辺は、県との協議の中で、可及的速やかにできるように方策を取っていくという努力をしていくことは、必要かと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** ぜひそういうことで、大事な税金でありますから、しっかりと執行していくときには、対応していただきたいなと思います。

それと、開発というのは待たなして、もう日々動いていますから、ですから、先ほど同僚議員からも話がありましたように、開発なんていうのはどんどん始まっていますし、土地も、どんどん動いているというような状況もあったりなんかします。これは、我々一般質問の中でも、早くこういったものはつくって対応していくべきだということを、申し上げておりますので、そこはぜひご了解をいただきたいなと考えているところです。

それで、もう一点ですが、このスケジュールは計画のところを書いてあるスケジュールではなく

て、新たなスケジュールをできたら議会には出していただいて、こんな形で進めていくというようなロードマップというんですか、そういうのはできれば、この9月議会中くらいには、もう出していただきたいなと思います。これは要望です。

それで、もう一点なんです、今、立地適正化計画これはDMOを選定してやっていますけども、この最初につくった計画の中でも、立地適正化計画とは非常に親和性があるから、そこと手組ませるようにしていきたいというふうに言っています。どのような形で最後これ、例えば、計画にないものは追加する、あるものは逆にいらぬものは取るみたいなことはして、どうやって親和性をとるんですかね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁をお願いします。

**第8番（津滝俊幸君）** この計画との親和性ですよ。

**議長（北澤禎二郎君）** 矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 立地適正化計画と景観計画の親和性というか整合という部分だろうと思いますけれども、確かに先ほどこの景観計画の工程表の中でも、立地適正化計画と整合という部分が入っております。それを、本来、ここで1年間かけてやっていくという部分でありましたけれども、正直申しまして、どの部分で親和性を図っていくかという部分については、非常に難しい部分もあります。難しいといいますが、立地適正化計画と景観と、即結びつくものでもありませんので、ちょっとうまく言えなくて、申し訳ありませんけれども、立地適正化計画と景観計画というのは、立地適正化計画自体はある程度エリアを、誘導区域というのを設定していくような計画になるわけでございますので、その中で、景観計画との整合という部分に関しましては、もう一度ちょっと少し研究をしながら、今進めさせていただいているというところでございます。よろしく願いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 両方とも別々に計画が立っていて、非常に関連性のある計画でありますので、そのところが、お互いに同じ課でやっていますから、合わせていくってことはそんなに難しいことではないと思うんで、そこで、親和性っていうんですか、関連性が取れないようなことにはならないようにしていただきたいと思います。

今度、時間の関係もありますので、無電柱化のことについて伺っていきますが、地元から要望があるかという話の中で、今日の新聞、大糸タイムスなんかにも載っ取りましたけども、白馬町の有志の皆さんから、駅を早期に建て替えてJRと交渉するよというよというような要望が記事として載っておりました。たまたま、私が質問すると相まってというようなことになってしまったんですけども、せつかくそこんところの電線がなくなって、街並みがきれいになるわけです。それで、駅前ロータリーをどうするかってことは、とても大事なことだと思います。

村長の答弁では、中身が終わった後にロータリーの中をやるよという言い方だったんですけど、ど

うして同時進行はできないんですかね。これは、建設課長でいいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁をお願いします。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 駅前のロータリーの件に関しましては、地域の皆さんからも、本来一体でやっていくべきだねという要望は頂いています。ただ、これまでの反省として、まず国道と県道の無電柱化を進める。そのことを県に対して要望してきたというのが、先走ってきたのもありまして、なかなかロータリーの部分までの計画というのが、具体化してこなかったという反省はございます。

その中で過去の経過から申し上げますと、駅前のロータリー、国道の歩道と同じように無散水が入って、かつて大町建設事務所のほうが整備をしていた経緯があるんですけども、土地の区分からいきますと、長野県とJRの半々になっているということで、当時、JRさんと長野県の間で費用負担について協定を結んで、そして現在まで至っているという話も聞いております。

今後、事業として進めていくには、とりあえず、県建設事務所の事業として上げていただくという形で、まず要望していくということが大前提になろうかと思えます。その上でJRさんとの協議、さらに場合によっては費用負担という面では、村に対しても何らかの要望と言いますか、条件が来る可能性もございますので、そういった面も含めて、ちょっと一歩遅れたような形にはなるんですけども、最終的に駅前の無電柱化の整備が済んだ段階で、一体として整備ができるような、そんな要望活動はしていかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 我々村民としては、今の無電柱化をしていって白馬の駅前、八方に上がっていくあのメインストリートが、どのように変貌していくのかっていうのは、非常に興味が深いところなんですよね。ですから、青写真というか村民に分かりやすいような形で見せる。こんなふうに街は変わっていくんだよというように見せる。ある種の期待感も出てくると思うんです。

いろいろ村長はじめ皆さんがご尽力して、ここまでこぎ着けた。私も議員になってライフワークの一つとして無電柱化は、ぜひやってほしいということで、ずっと言い続けました。

ですが、やっぱり単に電柱を抜き、電線を埋めるだけではなくて、あの街並みを変えていただきたい。あの街並みに魅力を持っていただきたい。歩きたいっていうようなところにしてほしいんですよ。あそこの街並みが、私の本当に子供の頃に、今の駅前は出来上がっています。それからは、大きく変わってはいません。ですから、今回大きなチャンスでありますから、その街並みをやっぱり変えていくぐらいのつもりで、考えていただきたい。その中で同僚議員も、今日一番最初に図書館のことを言っていました。JRとの協議を進めていくという話になっています。ですから、駅舎、それから図書館、ロータリー、それからあそこの道路の無電柱化等々が全部、今、話がこう表に出てきたというところなんです。これらのものをどういうふうにとまとめて、どういうふうに進めて

いくつものなかっていうことを、お伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、無電柱化と駅の図書館とそれからロータリーと、いろいろな話が一緒に一気に出てきたわけでありまして、当初、白馬の駅に降りたときにクモの巣のような電線があったらいけないということで、無電柱化をぜひ進めていただきたいということで、私のほうから知事のほうにお願いをし、そして今回、三市村のDMOというようなこともあって、県のほうでも非常に力を入れてくれたというようなことで、今、無電柱化を進めているところであります。

そしてまた、図書館の関係については、図書館とか子育て支援センターを含めて、図書館という話が工事として上がっているわけでありまして、先ほど、加藤議員のところでも、お話をしたとおりの一体としてやっていけばいいにこしたことはありませんけれども、現状のままでは、一緒に一体としてやっていくということは、ちょっと非常に難しいということ。そういったことで、今駅という話も出ているわけでありまして、非常にハードルが高いという話もしているところであります。

そんなことで、できれば、無電柱化、ロータリー、それから白馬駅の改修、一緒に進めていけばいいわけでありまして、まだそんな村としては、そういったことは持ち合わせておりませんので、またこれから引き続き、そういったことを県のほうへもお願いをしたり、また、JRのほうへも要請をしたりという、そういったことは出てくるかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 私は、今すぐ何か予算を持って事業を着手しろということではなくて、村民に夢の与えられるようなまちづくりをしていくために、そこをこんな形にしたいんだということを、行政側が考えていく、それについて皆でいろいろ議論していくってということは、そんなにお金がかかる話じゃないし、いいんじゃないかなと、取りも直さず図書館の話があって、もう無電柱化が始まっていますし、この景観計画もやっていくというようなことであります。

ですから、こういったようなことを、ぜひちょっと鑑みながら言っていただきたいなと思うんですけど、考えていただきたいなと思うんですけど、この白馬村景観計画の中に、白馬駅前というのがありまして、この観光市街地景観重点地区に指定されています。この計画の中では、この中の一文をちょっと読ませていただくんですけど、駅前ロータリーのところのことをいっていますが、「白馬村を印象づける代表的な景観です。」っていうことを言っています。この中では、無電柱化のこともいっていて、再整備が計画されていると、

日本を代表する山岳景観と水と緑に彩られた雪と共生する生活系は、白馬村の顔をつくり世界水準のリゾートタウンであることをアピールします。駅前、現在の白馬駅前ロータリー及び白馬駅前商店街には、村のリゾート発展以来、いろいろな時期に建てられた建築デザインが混在し、さら

には店舗の看板やデザインも、それぞれ主張しあう状況下であり混乱した印象を与えます。そのため、多様性や個性を尊重しつつも、白馬の顔となるべき景観を整える必要があります。こういうことです。こういうことをどうやって計画していくかということ、私、聞いているんです。景観行政団体に移行も景観づくりのルールとして、

建物の高さを18メートル、建蔽率70、容積率200%以下に設定、さらに壁面線を道路から2メートル後退させることにより、歩道、自転車置場、雪捨て場、植栽、せせらぎといった余裕ある外構を可能にし、リゾートタウンにふさわしい景観づくりを検討してまいります。

建物形状については、敷地に余裕のある場合は、北アルプスの山並みに呼応する勾配屋根を原則としながら、隣地との距離を十分確保できないケースにおいては、耐雪型の屋根形状にするなど、市街地の歩行者に配慮した計画が求められます。外壁の素材や色彩も自然素材として、経年変化を考慮し、自然と共存するリゾートタウンにふさわしいデザインとすることで、重点地区全体が調和されることが望まれます。

ということを計画の中でうたっているんです。だから、このようにやっていただけりゃいいんですよ。と思いませんか。

次、今度は、県道白馬岳線です。白馬駅前からオリンピック道路と交差するところまでのところにあります、いわゆる、メインストリートか。今、六拾刈の体育館までの無電柱化が進んでいますが、その先のことについては、またこれからという答弁だったんですけども、そこは景観地区ということになっていて、ここも指定されています。そこにも、やはり同じような文言が書かれています。

県道白馬岳線は、多くの村民が利用する主要な公共施設や商業施設が集まる駅前地区にあり、村の生活、商業、文化を象徴するシンボルロードの位置づけにあります。

また、コンパクトシティやSDGsの理念に基づいた都市機能誘導の最重要拠点でもあることから、児童生徒や高齢者を含む村民はもちろん国内外からの観光客など、多様な人々が歩いて楽しめる街路として整備するといった、歩行者目線、ヒューマンスケールの都市デザインが重要です。そのため、白馬連峰をクリアに見せる電柱の地中化を進めるとともに、道路や歩道の構成、街路の舗装、街路樹や街路灯、道路看板や歩行者案内、水路やポケットパークなどの公共施設、ベンチなどストリートファニチャー、街路に面する建物や色彩、堀や生垣、アプローチの舗装や植栽、雪捨て場の確保など、景観軸を構成する全ての要素が調和するようなデザインとすることが大切です。

私が書いたんじゃないですよ、皆さんの委託された山田設計事務所この人たちが書いて、私たちに見せたものです。これらのものを絵にして計画つくったら、いいんじゃないですか。村長、もう1回聞きます。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、六拾刈から西側のことを言っていると思いますけども、そういった方向に向かって、今、進んでいるところでありますが、第一期工事として、先ほど答弁にも申し上げまし

たとおり、六拾刈の体育館まで進めていくということで、今、県のほうでもそういった調査、設計をしているところであります。引き続き、先ほど言ったようにとうとうと津滝議員申し上げましたけども、そういったふうに向かって村としても進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** はい、そうだと思います。このことを村民が全員知っているわけではありませんから、白馬村としては、この今の白馬の顔になる部分のところについて、村はこんなことを考えていて、こんなふうな街づくりにしていきたいんだということを、しっかりとアピールしていただきたい。また、事業化できることとできないことが多分あると思いますし、予算的にできることとできないこともあったりなんかすると思います。そのことについては、十分考慮しながら前へ進めていただきたいなと考えるところです。

時間の関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問事項になります。自治会運営の負担軽減についてということで、村として、集落支援の設置や自治会運営の手引きの作成、自主防災の重要性など様々な区への加入促進を行っていますが、依然として、自治会、区への加入率は低いようです。低いと言っても、70%くらい加入しているらしいですね。各区の課題は、役員の負担などによる担い手不足、高齢化や参加者不足による各作業泥上げ、道路清掃や草刈りなどですが、大きな負担になっています。街路灯等の共益費や募金などによる区費の増加、「広報はくば」や公共のお知らせの配布。未加入者については、これから、どうやって配布していくのかということも、非常に心配です。一律ではありませんが、各区とも、様々な課題を抱えています。この各区の負担軽減について、次のことについて、伺います。

1、村から依頼した役員の削減について。2、作業の負担軽減策。3、街路灯の電気料の一部負担。4、税外負担金。よく言われますが、赤い羽根、緑の募金、日赤の募金、スキー選手育成会募金等々があると思います。それらの募金の軽減と公平化。5、広報の配布物の軽減。6、未加入者への対応策。これは、先ほど心配したところです。特に、村の重要な内容が含まれているものがあったり、災害時の対応、それから防災等々についてです。7、区として体裁をなしていない状態の小集落への対応策。

以上について、お聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝議員の自治会運営の負担軽減についてということで、津滝議員、過去にも、こういった質問をされていると思います。また、同僚議員も同じ質問をされておりますけども、重複するかと思いますが、答弁をさせていただきます。

1点目の、村から依頼した区役員の削減についてでありますけども、地区役員につきましては、区からの役員負担の軽減への要望や時代の背景などにより、減らした経過がありますが、近年で申

し上げますと、平成30年度に花の里づくり推進委員長、それから令和元年度に農家組合長の役員について、減らしました。また、令和2年度からは、男女共同参画社会づくり普及員につきましては、専任ではなく兼務を可能にするなど負担軽減を図ってまいりました。現在は、体協委員について、組織の運営体制等も見直す中で削減の検討も行っており、今後も時代に合った体制としていきたいというふうに考えます。

また、2点目の作業の負担軽減策についてであります。それぞれの地区で抱えている課題や作業量が違うため、一概に申し上げることはできませんが、村や県と地区が協力して河川の草刈りを行った事例もありますので、お困りの点があれば、個別にご相談いただければというふうに思います。作業の負担軽減に直接はつながらないかもしれませんが、多面的機能交付金の活用など、地区にとって有利となる制度も活用するようお願いをしているところでもあります。今後も、軽減できる制度は検討したいと考えておりますが、このような公共的または公益的な団体等に対して、ふるさと納税を活用した事業者支援制度を創設をしておりますので、この制度を活用して、地域としての新たな担い手としても活躍をしていただければというふうに思います。

3点目の、街灯の電気料金を一部負担についてであります。以前の議会でも答弁をさせていただいておりますが、地区加入率低下による防犯灯等の維持管理、不公平感は、全国の地方、すなわち田舎が抱える共通課題だというふうに認識をしているところであります。そして、本村の多くの防犯灯は行政区の所有物であります。戦後間もない時期に、地域の住民が少しでも自分の住んでいる地域を明るくと灯そうと、地域主体で整備をし、行政がこれを支援した歴史があります。現時点では村が負担する考えはありませんが、役員の皆さんと一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、4点目の、税外負担金の募金活動の軽減と公平化であります。実施機関やそれぞれに目的や性質が異なるため、一つずつお答えをさせていただきます。

まず、スキー選手育成会の会費であります。平成11年度より、スキー競技を志すジュニア選手を国際スキー大会で活躍できるよう育成強化を行っており、育成会の在り方や方向性についても各機関と連携をし、スキースポーツの底辺拡大に努め、スキー選手を育てていくため、各地区を通じて賛助会員の募集を行なっているところであります。

あくまでも、ご賛同を頂ける方の任意での協力金であり、今後も、スキー選手を育て、この白馬から国内外の大会で活躍できるよう、ジュニア選手の育成と強化に力を入れ、スキー産業発展に寄与されることについて賛同いただける方を集っていきたいというふうに思っております。

これについては、不公平感のご意見も伺っておりますので、今年度中には負担軽減に向けた方向性を示したいというふうに考えております。

そしてまた、緑の羽根募金は、国土緑化運動のシンボルとして、戦後の荒廃した国土に緑を復活をさせる目的で昭和25年から行なわれ、平成7年には、緑の羽根募金運動の基盤強化と活動内容



の多様化等を図るため、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく緑の募金として、全国で募金運動が行なわれているところであります。

森林は、人が生きる環境を守るために、水源涵養、土壌保全、土砂災害防止など、森林機能を維持可能なものにするために、森林を育て、保全をするとともに、次世代に引き継いでいくための森林ボランティアの養成、次世代のリーダー養成などに大切に生かしているところであります。環境を守っていくためにも大事な募金と考えております。当面は現在の方式で住民の皆様への協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

実施機関は村ではありませんが、赤い羽根共同募金と日本赤十字活動資金につきましては、白馬村社会福祉協議会が募集事務を行なっております。

まずは、赤い羽根共同募金につきましては、戦後間もない昭和22年、市民が主体の民間運動として始まり、各都道府県単位で行なわれ、例年10月から12月末が全国の運動期間であり、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、福祉施設などが行なう様々な地域福祉の活動に役立てられているところであります。

平成26年の神城断層地震の際には、災害復旧に向けてのボランティアセンターの運営資金や被災世帯への災害援護金として、500万円近くの金額が県共同募金会より白馬村に支援を頂きました。

次に、日本赤十字社活動資金につきましては、実施主体の日本赤十字社は民間の団体であり、その活動は、皆様からお寄せをいただく日赤活動資金のみを財源として活動をしているところであります。日赤活動資金は、日赤長野県支部に集約をされ、災害支援等に役立てられているところであります。募集額の2割は市町村に還元をされ、被災者の救護活動、救護装備品、救命講習会等の地域活動に使用され、8割が全国での災害発生時の救援活動や、救援物資の配布等に使用されているところであります。

赤い羽根共同募金と日本赤十字社活動資金は、各地区において募金に協力を頂いておりますが、あくまでも募金者の自発的な意思によるものでありますので、募金の趣旨をご理解を頂いた上で、ご協力を頂ければというふうに思います。

社会福祉協議会では、当面は現在の方式で住民の皆様のご協力をお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、5点目の、広報の配布物の軽減についてでありますけれども、日頃、地区役員の皆様には、お忙しい中、月2回の配布に協力を頂いておりますことに対して、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。この配布物につきましては、情報化の進展といった電子化なども大きく注目をされている昨今、状況をしっかりと注視をし、今後において検討してみたいというふうに考えております。

6点目の、未加入者への対応策であります。広報誌の配布、災害時や防災などの対応につつま

して、配布物につきましてはホームページの活用、災害時の防災につきましては、現在整備を進めております防災無線や防災アプリを活用してまいりたいというふうと考えております。

また、以前から申し上げておりますとおり、自治会、行政区は任意団体であることから、加入、脱退は個人の意思によるものとなりますが、加入の促進については、今後も引き続き推進するように努めてまいりたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、区としての体裁をなしていない状態の少数集落の対応策であります。区として体裁をなしていない状態とはどんなことを指すか分かりませんが、少数集落への対応については、現在行なっている集落支援の委員の活用など引き続き個別に相談に乗るなど、支援を行なってまいりたいというふうに思います。

若干長くなりましたけども、答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁を含めあと7分です。再質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 確かに、村長が冒頭で言ったように、このことについては、これも私のライフワークの1つだと考えています。やっぱり自治会という各区で困っている課題、そのために集落懇談会とかそういうこともやって、今、区の状態がどういう状態なのか、住民はどんなことをやっているのかということを知りたい、これも村としての大事な行為だというふうに思っています。そのことに対して、随時、村はどういうふう変わっているか、どういうものに対して対応しているかということを知りたいと述べていただくと。やっぱりみんなが一番注目していることでもありますので、回を追うごとに聞いているということをご理解いただきたいと思っております。

それで、具体的にちょっと伺いたすんですが、この間、民生児童委員との懇談会を行ないまして、めいてつ区から民生児童委員は輩出していないというふうに伺いました。もう既に、去年の11月くらいからだったと思うんですけど、半年過ぎていて、なぜ、めいてつ区から出せないのか、また今後どうしていくつもりなのか、伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** この間の民生児童委員協議会との、議会との懇談会ですけども、そのときにもお話はさせていただいたんですけども、めいてつ区、たしかできて何年かたつわけですが、民生児童委員さんの選出については区からの推薦ということで、それについては引き続きお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 津滝議員、質問ありますか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** やはり各区にお願いして、兼ねているようなところもあつたりなんかするんですが、例えば、2か所の区から1名選出とかというようなこともやっていたりなんかするので、出てないんだつたら早く出していただくように行政側がしっかりと指導していただきたいと考えま

す。そこはそれでよろしく願います。

時間の関係で次のことに移ります。

作業の軽減ですが、多面的機能では、いわゆる自主的な作業を減らすということにはつながっていません。お金をもらうことになりすけども、作業を軽減する対策にはつながっていないということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、税外負担金については、確かに検討していただけるということで、そこは感謝しております。ぜひ公平感を持った募金活動というような形にしていきたいと。

街路灯のことについてなんです、ちなみに私の住んでいる堀之内区ですが、結構広い区になるんですけど、63本、調べたらありまして、年額で大体11万7,000円。年によって若干変わるとは思うんですけども、このうちの全額を持てという話じゃないんで、ぜひ調査を、各区でどのぐらいこの防犯灯に関してお金を使っているかというのを、調査をしていただいたらどうかというふうに思うんですが、総務課長、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 街路灯の各地区の費用負担のご質問でありますけども、どのぐらいかかっているのかという点については、調査のほうは一度はしてみてもいいかなというふうに、個人的に思っております。どのぐらいの金額が負担しているのか、それと併せて、議員の提案の、どういうふうにするべきなのかというのは、それぞれメリット、デメリットが背中合わせでございますので、その点につきましては、また改めてご相談をさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 津滝議員、質問はありますか。

**第8番（津滝俊幸君）** ぜひよろしく願います。

それから、最後の、区との体裁をされてないというところの部分に関してなんです、例えば、立の間4名、通は8名、青鬼は7世帯というような感じになっていて、要するに、もう世帯数が少ないことを私は指しています。で、こういうようなところで、ほかの大きな集落、例えば白馬町と同じようなことをやれと言ってもそれは無理な話だと思います。ですから、そのところはバランスを取りながら、区の役員とかそういったものを抽出していただく、選出していただくということを述べたいというふうに思います。将来的にどんどん減っていくことが予想される地区もありますので、そのところについては、どういった指導をしていくか、これは副村長に聞きます。さらに質問です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（横山秋一君）** 地区ごと、人口規模だけじゃなくて、歴史とか立地条件とかそれぞれ違っております。そういった中で、今どきの言葉でいうと、やはり持続可能を目指していくというのが共通した願いであるというふうに考えております。

ただ、それについてどうすればいいか。今議員おっしゃったとおり、確かにもう5世帯、6世帯というところに白馬町と同じ役割分担をさせようとか、そういったことはもうナンセンスだと思いますので、そこら辺は、きっぱりちゃんと少数地区については少数地区なりの活動の仕方というのを模索してまいりたいというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 津滝議員、あと1分です。

**第8番（津滝俊幸君）** ぜひ少数集落については、やっぱり村からのしっかりとした支援をよろしくお願ひしたいということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月9日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日9月9日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

令和2年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和2年9月9日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和2年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和2年9月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	山岸茂幸
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第3回白馬村定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は9名です。5名の方の一般質問は、昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行います。質問される議員は、その答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問をいたします。

最初に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） おはようございます。第1番太谷修助でございます。

今回の私の一般質問は、前回6月の定例議会の代表質問と非常に似通っておりますけれども、3か月間が経過した中で、内容も刻々と変わっているような感じがいたしますので、その違いを今回村長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

内容が昨日の加藤議員とあるいは太田伸子議員に答弁をされた内容と、少しダブっていることもあると思いますが、せっかく答弁書もお作り頂きましたので、そのままお読みいただければありがたいと思います。

それでは早速入ります。

ウィズコロナと経済活動再開について。

1、Go toトラベルキャンペーンが始まって、本来ならば村内の宿泊事業者がおしなべて参加していただけるのが当たり前なのに、なぜか参加件数が多いとは言いがたいような、村の全体の件数に対して何件の参加数があったのか、またその件数は多いと感じているか少ないと感じているか。

2、非常事態宣言解除後から、現在までの村内の入り込み数は全国の利用者数のうち、どのくらいの利用者がいたのか。日帰り客を含めて教えていただきたい。キャンペーンの効果は表れていると感じているか。

3、秋から冬のシーズンに向けての対策として、G o T oキャンペーンをさらに推し進めていくことが経済対策としてとても重要であると考えているが、国の方針に加えて、さらなる打開策を打ち出す必要があると考えるが、その考えはあるか。

4、経済活動が思わしくない中で、心配なのが税収の落ち込みである。固定資産税を含めて、8月現在で徴収猶予額はどのくらいか。

5、廃業、自然消滅、倒産といった具体的な数字があるのではないかと危惧しているが、経済対策を打てないまま推移している事業者がいるように伺っている。全部を助けることはできないと、6月定例会で答弁しているが、3か月過ぎても同じ考えでいるか。

6、新しい生活様式の基準を、村はどこまでレベルアップできるのか。

以上6点についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太谷議員からは、ウィズコロナと経済活動再開について6項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のG o T oトラベル事業の参加件数についてでありますけれども、G o T oトラベル事業は7月の22日の事業開始から約1か月が経過いたしました。赤羽国土交通大臣は、8月の25日の記者会見で、事業に参加登録をした宿泊事業者は、全体の49%、旅行業者が58%に達しており、現在申請中の事業者も含めると6割を超える水準であると述べております。白馬村における登録事業者数についてのご質問ですが、観光庁や事務局から市町村別の公表はありませんので、ホームページで公表されている都道府県別登録承認リストから白馬村分を抽出をしなければなりません。この作業は、リストにある事業者名から判断して抽出するといった手作業になりますので、あくまでも概数であることをご理解を願います。

リストを確認した結果、白馬村内の宿泊事業者の登録数は、約200件であり、宿泊事業者の総数を平成28年度の経済センサス活動調査結果の540件を用いると、全体の37%になりました。全国的な登録率が49%でありますので、白馬村における37%という登録率は低いといえるのではないのでしょうか。

ただ、観光庁は登録申請期限を延長しましたし、9月以降に地域共通クーポンの配布が始まるとされておりますので、今後、登録が延びることを考えているところであります。

2点目のG o T oトラベル事業の利用者数でありますけれども、赤羽国土交通大臣の記者会見では、事業の利用者数についても述べており、7月の27日から8月の20日までのG o T oトラベル事業の延べ利用者数が、約420万泊に上がったと明らかにしました。

このうち、村内における事業の利用者数という質問であります。現時点での把握するすべがありません。G o T oトラベル事業の効果という点では、宿泊事業者にヒアリングをしたところ、8月に入って予約が微増していたことから見ると、大きくはないものの、一定の貢献はあったとのこと



でありました。

また、9月上旬の予約の状況にもよい動きが見られるとの話がありましたので、徐々にではあります。効果があらわれ始めているのではないかという認識です。

また、GoToトラベルからの東京除外が見直されるか否かにより、大きく状況が変わってくるものと推測をしているところであります。なお、観光地利用者数とすれば、開会の挨拶でも申し上げましたが、7月は前年比31.3%となる3万8,300人、8月は前年比3、4割程度まで落ち込むのではないかと見ていますので、15万人から21万人程度になるものと見ています。

3点目の、村としてのさらなる対策についてですが、さらなる経済対策が重要であるとの認識は私も同じであり、そのための事業に要する費用として、さきの第3回臨時会において観光割引クーポン発行支援金4,000万円をお認めをいただきました。その説明の中でも触れさせていただきましたが、このうちの3,500万円は宿泊需要を喚起するためのクーポン原資に充てる費用です。

先日、白馬村観光局の宿泊専門部会において事業内容が検討された結果、白馬宿泊割という名称のもと3,000円の宿泊クーポン1万1,500泊分を発行することを決定したとの報告を受けています。対象期間は9月19日のチェックインから来年3月21日のGoToトラベル事業との併用も可能になっています。

GoToトラベル事業に白馬村宿泊割を上乗せすることで、この秋から冬にかけて旅行需要のある喚起を通じた域内宿泊事業者を支援してまいります。その支援を十分な量であるとは考えておりません。状況によっては、追加支援として財政出動はもちろん考えなければならない場合があると認識しているところであります。

次に4点目の質問であります。先ほど、先日、加藤議員等にも答弁いたしましたけども、村税等の徴収猶予額であります。8月末時点で固定資産税を含む村税が4,170万7,200円。国民健康保険税が182万6,000円です。

5点目の6月定例会における答弁の考え方についてお答えをいたします。

6月定例会では、宿泊施設の減少に関するご質問に対して、「新型コロナウイルスによる村内経済への影響は宿泊施設だけではなく、ほぼ全ての産業に大きなダメージを与え続けており、完全な終息時期についてはまだ誰も分からないというのが実情です。とはいえ、そのダメージを公費で賄い続けるということは不可能であります。」とお答えしたと記憶しているところでありますが、この答弁を「全部を救うことはできない」と捉えられたのではないかと拝察しますので、改めてご説明させていただきます。

答弁の中で、公費という言葉を用いましたが、これは村の一般財源を意味しており、村の財源だけで賄い続けることは困難であるので、国や県の支援策を有効に活用しながら、事業の継続と雇用の維持、生活の下支えに取り組むということをお伝えしたかったものです。

具体例を挙げれば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業継続支援や需要喚起事業の実施、国のGoToキャンペーン事業や県の県民支え合い事業などといった観光産業支援事業、切れ目のない資金繰り支援などといった事業継続や経済対策に関するもの、販路開拓や感染症対策を支援する小規模事業者持続化補助金、雇用維持を図るための雇用調整助成金などですが、こうした国や県の支援策を活用することで地域の経済、事業者、生活を守るという考えになります。

最後に、新しい生活様式についてですが、日本交通公社と日本政策投資銀行が共同で実施した、「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査」によると、新型コロナ終息後に観光旅行をしたい国・地域として、日本の人気は引き続き高く、アジアではトップ、欧米豪でも2位の人気となっている。日本を訪問したい理由としては、他の地域・国と比較して、清潔さが高く評価されているとレポートされております。

「HAKUBAVALLEYクリーン認証制度」は、今求められている安心と安全の提供、加えて来訪者に快適な滞在を約束するための清潔さの提供を実践することにより、持続可能なリゾートとしてのレベル向上を目指す取り組みであります。さきのレポートにあった清潔さという日本の強みを一層生かすとともに、その取組を旅行者に伝えるといった取組でもあります。

この認証制度は、対人距離の確保、手指消毒設備の設置、マスクの着用、施設の換気、施設の消毒といった基本的な感染対策を自己評価する方法を第一段階としておりますが、今後社会情勢に鑑みながら、評価項目を加除修正することとしており、認証内容の充実と認証事業者数の増加を図りながら、観光地全体の満足度の向上を目指すこととしています。

村としては、このクリーン認証制度を軸に受入側に求められる新しい生活様式への対応を進めてまいりたいと考えておりますが、より多くの事業者が自施設における安心と安全、清潔さの提供を実践するといった広がりや、地域としてのレベルアップにつながるものと考えております。

太谷議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** それでは、1番から再質問させていただきます。

GoToトラベルキャンペーンは、49%あるいは業者の58%ですか、大体5割、6割を超えるのではないかとご返事なんです、ご存じのように、白馬村の宿泊施設は、かなり件数としては世界的にもエリア的な人口割合からいって、とんでもなくたくさんあって、大分減ったんですが、私は50%ならまずまずかなという数字なんで、この数字は納得しているんですが、けど、もっと多くて当たり前だと思うんですが、何でその50%前後で推移しているのか、その原因は何だというふうにお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。それぞれの登録申請していない事業者の方にお話を伺った

わけではないんですけども、全国的に言われていることとすれば、中小事業者の登録が、まず少ない、延びていないということ、その原因はやはり事務の煩雑さにあるというふうに言われております。登録申請に関する事務、それから宿泊後の新規の申請に関する事務、このあたりが中小にとっては、事務が煩雑であり、その負担を敬遠してということがあるのではないかとこのように言われております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 今、観光課長のほう答弁いただきましたとおりで私は思います。非常にホームページを見て登録したいんですけど、非常にパソコンになれない方もいらっしゃるでしょうし、もうちょっと煩雑ではなくて、単純にすっと入っていけるようなものにしてもらえたら、もっと率は上がったんだろうと思います。ただ、ここには1つ問題がありまして、受ける私ども宿泊事業者とそれからお越しになるゲストの皆さんとの間には、コロナという問題もあって、お互いに行きたい、受け入れたいと思っても、この問題解決しなければできないという大きな問題あったんです。当然、我々としては、コロナに罹患したら怖い、それから自粛要請の中、県外のゲストのお客さん、車のナンバー見たら県外だ、回りの宿泊利用者から見たら、何か後ろめたさみたいなものを感じて、おどおどしながら宿泊をさせていた、あるいはお客さんもみんなの目を心配して、こそっと泊まっているというような、お互いに楽しいリゾートにならないような仕組みになっていたのが、私は大きな原因だと思います。それに加えて、そういう事業者が登録したくても、なかなか難しい。たまたまホームページから入った方たちも、8月1日に登録したにもかかわらず、何か8月の25日ぐらいになっても、まだ自分のとこが登録されていないというふうなことで、私もちょっとそういうこと心配していましたから、観光庁に電話をして聞きましたら、個人的な問題については把握はできないのでお答えもできないということでした。無理もないだろうなということで、観光課長にも相談をしたりして具体的にそこから推測できるものを引き出して、件数を数えるしかないではないかという、今、答弁のとおりだというふうに思っています。

文章で送られてきたものについては、パソコンが使えない方でも自分で書いて、印鑑を押して、ちゃんと送れば、着いた着かない、メールで送ったけど、果たしてそれが受けつけてもらえたんだろうかどうかという、そういう問題も解決できますので、なかなか難しい問題ですが、できれば文書、それからメール等そういうものを幾つかの媒体を通してやっていって、今後続けていってもらえれば、もっともこのパーセンテージが上ってくるんだろうと思います。

それで、もう1つは、GoToキャンペーンに参加したいんですけども、サイトによっては35%の値引きをした金額で売り出しているんで、そのGoToキャンペーンに参加したい、登録されたということが認定されなければ、そのサイトに載せてもらえないというこういう問題もあるんです。これについては、観光課長、どのように今後対応していったらいいか、コメントいただけ

ますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 多分今、ご質問の内容とOTAとの取引の中でのお話ということでしょうか、ですね。

その件で、私にどう考えられるかというふうに言われても、なかなかお答えができないと思うんですけども、これで、実際に感染状況が、今少し落ち着きつつあるので、これに応じてG o T oの事務局のほうもうまく機能していくんじゃないのかなというふうに考えています。

というのも、今まで登録申請が殺到して、それをしっかりさばけなかったというような混乱も当初あったと思うんですけども、そのあたりが落ち着いてくれば、事務手続、それから、旅行業者と宿泊施設のやり取りなんかも、スムーズに進んでいくのではないかとというふうに期待しているところです。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そういうわけで、せっかく第3機関として観光局が白馬にはあるわけですので、そういうところを通して、積極的に国のほうに働きかけて、なるべくスムーズにお互いが登録しやすい、それから来やすいというフレームをつくっていただくことが、ぜひ大切だと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

この期間ですが、来年1月いっぱいという形の中ですので、あと残すところ5か月弱ですか、それで修学旅行については3月末までオーケーということなんですけど、いかにしても時間がありませんので、できるだけ観光庁のお尻を叩くようなことをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問に移ります。今の村長の中では、数字が2番目の質問に対しては、なかなか数字把握できないという話だったんですが、国土交通省のほうの報告では、8月末までに556万人がG o T oキャンペーンに参加されて、8月1か月間で140万円増えたというデータが出ていましたんで、これはお盆に関して帰郷された方とかということで、ぐっと増えたと思いますが、いずれにしても通常から比べれば、もうはるかに少ない数字だというふうに思います。

それで、ちょっと数字が見つかることができないということなんですけど、観光課長にもちょっと一度お聞きしたんですが、モバイル空間統計でその数字の把握というのはできなかったのか、ちょっとそのあたりをもう1回ご説明いただけますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 村長の答弁は、議員からの質問がG o T oトラベル事業を利用して、白馬村いらっしゃった方が何人ですかということを想定して、ちょっと答えを作ってしまったので、先ほどの8月25日時点の420万人というお答えになっています、全国的に。

モバイル空間統計に関するご質問ですけども、あの数字なかなかリアルタイムで出てこないんで

す。通信事業者で数字を取って、その上で出入国管理とのやり取りなんかがあって、実際に私どもの手に届くのは4か月後になっておりますので、この夏の実際なモバイル空間統計とすれば、12月ぐらいになってしまうというのが実情であります。

さっき、ちょっとすみません、1か月間で556万人というお話だったんですけども、8月25日以降に9月1日の記者会見で、やや1か月間で全国で556万人の利用があったというふうなことは把握しております。

加えて大臣は、より詳細な利用状況を分析して発表していくというふうに会見で述べられていたもので、その中で地域別の利用者なんかが出てくるのかなというふうに期待しているところであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 昨日の加藤議員の質問の中にもありましたけども、3月から7月までの入り込みは去年と比較したものは出ていたんですが、一番ちょっと1年間の中で、観光客の入りが多いのは8月なんですが、ちなみに昨年の平地観光と山岳観光の合計見込み数というのは、ホームページから割り出せるんですが、大体昨日の村長の挨拶の中でもありました、大体40%ぐらいまで下がるだろうという、大体20万か21万人ぐらいに、この8月は集計してみると、多分去年のその4割ぐらいという計算だとそのくらいになろうかと思うんですが、いずれにしても、去年の4割では、とてもとても観光業者は大変な状態になろうと思います。

キャンペーンの効果というのは、あらわれているのかいないのか、難しいんですが、言葉だけが一人歩きしていて、なおかつ今度はG o T o イートですか、こういったものが導入されたりして、ちょっと受ける事業所側も非常に内容が煩雑になったりして、ちょっと分かりにくいんで、なるべく悪い頭働かせながら理解していくつもりでいるんですが、ちょっとすっきりした文書を紙切れ1枚でいいから、ここはこうです、これはこうですというようなものが、みんなに配布されたいのかなというふうに思います。

それで、村としては、安全対策としてどうしたらいいかということ、私ぜひ聞きたくて、村長に答弁求めるんですが、今後どうしたら、この安全にこの村に来てもらえるというようにお考えか、ちょっとそこをお聞かせいただけますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

やはり、さっき村長の答弁にもあったとおりに、この村は安心です、安全ですということを前提に、その上で、清潔さというのをしっかりと村の中で確保して、それを発信していくことが必要かなと思います。この8月の観光客の動きというのを、ざっと見てみますと、G o T o を利用すれば、宿泊施設は35%のオフになるという金額的な有利な点はあるにもかかわらず、村側から見るとキ

キャンプが結構盛況でありました。というのは、消費者とか旅行者というのは、価格よりも今は安全とか安心というんでしょうか、密を避けるようなものを求めているのかなと思います。ですので、軸はHAKUBA VALLEYクリーン認証制度を軸にしっかりと村の中で、安心安全清潔さというのを確保していく、その広がりもしっかりと満たして、それで地域としてグレードアップしていくということを願っていききたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そうですね、やっぱり3密を避けるとか一般的に言われている、いわゆるマスクの着用、手洗いの励行だとかいうソーシャルディスタンス、うがい、ドアノブ等の消毒、それから従事者の体調管理だとか、県民手帳の活用だとか、いろいろもろもろなものもあると思うんですが、1つ気になるデータもありまして、コロナウイルスのウイルスの場合は、例えばこうやって話していると、飛沫がどこまで飛ぶかといったら大体3メートル範囲内ぐらいに無風の状態で出るんだそうですけど、そのエアロゾルの中にウイルスが活着している時間というのは、大体普通の清浄機などを使わない状態で、約3時間、それから銅板の上にその菌が付着して4時間、それからステンレスの上だと48時間生きるんだそうですね。段ボールの上でも36時間、一番多く時間が付着していて死なないで菌が活着している時間が一番長いのは、プラスチックだそうです。ですので、私どもが小まめなお客さんがお泊りいただいても、その期間、何気にいかにも清掃していますなんて見せなくて、何気に清掃するんですが、72時間生きていられるとなると、ちょっとこれ普通の対応だけでは難しいと思いますので、このあたりを私どもさらに慎重に対応していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに考えています。

いずれにしても、こういうことは、全部守りながらお客さん、ぜひいらしてください、白馬の宿泊施設は安全で安心で大丈夫ですから来てくださいということを、大きな声で言いたいなというふうに私は思っていますので、このG o T oキャンペーンについては、さらにさらに努力をして、あるいは我々の努力もそうですけど、お客さんにも来ていただけるような認証制度、先ほど出た認証制度等県の、決められたルール何かに従って、ぜひやっていきたいというふうに思っております。

それでは、3番目に移りますが、秋から冬にかけてのG o T oキャンペーンの進め方の打開策はということで、先ほど村長から、宿泊割の導入が発表されたんですけども、これ割引数量としては1万1,500泊分なんですけど、この割り振りはどういうようにやるんでしょうか。登録した宿泊施設に対して。ちょっとそのあたり説明いただければ。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 今の対象施設の申請を受け付けているところでありまして。昨日、一昨日と説明会も実施いたしました。その中で事務局や観光課から説明があったと思うんですけども、登録申請の中で、昨年の月別の宿泊実績、秋から冬にかけてです。今年の見込みというのを出していた

だくようにしてあります。その実績に基づいて、まずは割り振りをさせていただくということを考えていると報告受けています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そうですね、ぜひせっかく登録をされた方たちに公平性の欠くことのないような配分の、当然宿泊のキャパシティによって、変わってくるかと思えますけども、参加された宿泊業者さんのほうには、あるいはわざわざでも振り分けをしていただきたいというふうに思っています。

それで、この期間というのは、9月の19日から来年の3月の21日のチェックアウトまでということだそうですが、実は感染症の専門家たちは、まさに今年の11月から来年の3月が、いわゆる今私ども第2波なんて言っていますけど、そこが大きな波が来るんだろうというように考えている専門家の方たちが結構いらっちゃって、ちょっと不安な部分があるんですけども、そこそこのようにせっかく村が考えて宿泊割でお客さんいらしてくださいとやる状態の中で、これが重なるもんですから、非常に心配するんですけど、何もなくて過ぎていくということも期待するしかないわけですし、なかなか難しい問題ですが、そこを何とかクリアして、少しでもお客さん来ていただければと思っています。

それから、追加案として、宿泊割のほかに何かもっと考えられる策はないかということなんですが、観光課長、もっと別にちょっと短期的とか、違ったカテゴリーでお客さんを宿泊していただけるような何か策はありませんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** そうですね、白馬村単独でというのは、なかなか財源的にも厳しいところがありますので、今回の白馬宿泊割もG o T oに上乘せして利用できるということ、それから、長野県がこれから、連泊に関する割引というのをやっていますので、それら国・県・村のそれぞれの支援事業を組み合わせることを可能にして、よりお得感を出すような形を考えています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 1つ提案があるんですが、たまたま私のうちの向かいにコンドミニアムありまして、この4月の半ばから、今でもお泊りいただいているファミリーがいるんです。これもう4か月ですか。それでちょっといろいろな噂を聞いたりしますと、いわゆるコンドミニアムなんかにお泊りいただいている、長期で短くても1週間とかあるいは1か月間単位とか2か月単位とか、そういうお客さんが増えているということで、サイトのほうから登録しませんか、参加しませんかというふうな提案があるんです。これはとてもいい話で、コンドミニアムみたいなのところでしたら、3密も避けれるし、家族ですし、そういう施設に積極的にそういうニーズがあるんだったら、そういう

ものに受け入れて、少し何か付加価値をつけて、そういうお客さんを呼び込むというような仕組みというのは、私とてもいいと思うんで、一度観光課長、前向きに検討してみたらいかがかと思いますが。返答結構です。

そういうことで、いろいろあの手、この手でやっていかなきゃいけないなというふうには考えております。

次の質問に移ります。4番の税収の落ち込みということは、昨日の数字と金額で分かったんですが、これ、税務課長、このまま8月でこの金額ですので、来年の3月までいったら想像ですが、大体どのくらいの徴収猶予の金額が計算されるのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** 徴収猶予、このまま続けばどの程度の財源に影響するかという質問ですけれども、村税でいいますと、8月末までに約4,070万円余りが、今猶予になっております。この猶予の申請をされた方が、これから到来する来年の3月1日までの納期をこれからも猶予すると想定をしますと、その金額が約1,870万円余り、合計しますと猶予の合計が約6,000万円弱になってまいります。

今回の猶予の制度ですけれども、猶予の期間が納期から1年間ということになっておりますので、今年度、出納閉鎖の来年の5月31日までに猶予された方が全て入ってくると、お金が1年遅れで入ってくるとすると約2,140万円が戻ってきます。そうなると、収入の減が約2,800万円余りになろうかというところです。

ただ、猶予されている方が1年たってもなかなか返さないと、当然次の税も出てくるわけですので、そういうことが想定しますと、一番最悪で先ほど言いましたとおり6,000万円というその間になってくるということで考えております。

我々も猶予のほうの相談を受けるわけですけれども、当面の事業の資金繰りのために、そちら優先していただくという立場に立って、相談を受けているわけですが、猶予の期限はあくまでも1年間ですので、その辺を十分考慮していただきたいということも併せて、素案にのっている対応しているというところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 猶予をお願いをされる方たちも、本当にひっ迫しているんだろうというふうな推測できるんですけれども、続けて対応できることはしていただきたいなと思います。

それで、このままいきますと、昨日も太田伸子議員の質問の中で、7つ8つの事業を中止して1,500万ぐらいのお金が、わずか1,500万といいながら、それだけの無駄なというか浮いたお金を活用する方向でいくんだと思いますけど、これ、事業執行するに当たって、来年の3月までということだと、何か支障が出てくると思うんですが、そういうことになった場合の手立てとい



うのは、何が考えられるのでしょうか。当然、財政調整基金に手をつけるとかって、いろいろあると思うんですが、もっと大きな事業も来年に回すとかというふうな、そういうふうな方向しか考えられないのか、ちょっとお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、徴収税等の猶予における財政上の影響ということでお答えさせていただきたいと思いますが、今回、議員言われたように、削減額というのは、昨日の一般質問の中でも出されております。今回の補正に当たりまして、各課には、事業の執行に500万円以上の事業についての支払い計画というのを出させました。それを今年度中、いわゆる3月までの大きな支払いをいつにするのかという部分と、今回の補正では予算上は減額はしておりませんが、見込みとする徴収猶予額、ここら辺を見ながら、3月までのキャッシュフローを組み立てをしております。

そこで出てくるのが、当然のことながら、現金預金が少なくなるということが想定をされますので、一時借入金がいいのか、それと国では地方財政法の規定に基づきます猶予特例債という起債、いわゆる先ほどの猶予に係る金額については、起債の発行を認めていただけということがあります。猶予額ということで、先ほど税務課長、最大で6,000万という話がありましたので、そこら辺もどういうふうにしていくのかという点を、今後キャッシュフロー上でどういうふうにしていくのかということを考えなければいけないかなということ、ある程度まとめながら、9月の補正に対応したというところがございますので、今後、削減する事業というものも、中には出てくるものもあるかと思えます。3月までの支払いの執行計画というものを定めても、経常的なものを加えてはおりますが、突発的なものが出てくるというものも考えられますので、1回決めたキャッシュフローがそのままいくかどうかは分かりませんが、そこら辺を会計管理者のほうともしっかりと調整をしながら、資金計画を立てていきたいというふうを考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** ありがとうございます。やっぱり皆さんプロですので、毎年毎年、生き物のように金額変わってきますから、それに合わせて対応できること、ぜひ、そうかといって、税の徴収には公平性も欠いてはいけないんで、そのあたりのバランスを見ながら徴収できるものはきちんとして、活用できるものは活用するというようなことで、ぜひ、やっていていただきたいと思えます。

それでは、5番目の質問に移ります。廃業とか自然消滅、自然終息といいますか、倒産といったような具体的な数字があるんじゃないかというふうなことで危惧をしていたんですが、今の時点では、村内には1件もないというお話だと思います。

それで、村長がちょっと先ほど6月の定例会で私の全て救うことはできないといったの、ちょっ

と少し言葉を短くしたものですからこういう形になったんですが、たまたま議会報特別委員会のほうに所属してまして、文書作ったものをカット、カットしていきますと、ああいう文書になっちゃった、これまことに村長に対して申し訳ないと思っていますが、他意はございませんので。ただ、できればみんなおしなべて助けていただきたいというのがあるんですが、そういう中で小規模事業者持続化補助金なんかは、商工会のほうにお聞きしたら、5月の19日の第1回からの申請で、今回で3回終わって、あと10月の2日に第4回もあるそうですが、その3回までに68件の申請があつて、実際通ったかどうかというのは、まだ数字が出てこないらしいですが、いずれにしても皆非常にそういう100万円のうちの4分の3までとかというような、助成できるそういうシステムを活用して、コロナ対策をしていきたいということで、皆さん一緒に頑張ってもらって、引き続きやっていただきたいと思うんですが。

その中で、去年12月に経済産業省が開発したJグランツというシステムがございますよね。そのJグランツというシステムは、自分でパソコンでどこからでも打ち込んで、こういう状態だからこういうのを申請しますという印鑑も必要ないしというふうなことで始まったんですが、商工会のほうにお聞きしましたら、その仕組みでやっても商工会で指導員さんから指示を受けてやって提出しても、審査の段階では一緒だという話なんですけど、でも自分で自由に書き込んで申請してできるというシステムは、どんどん村の中で、できる人はやっていってもらえばいいと思うんです。取得出来る、出来ないは別ですから。

ですから、そういう仕組みで便利なものがあるということなら、横断的にどこの省庁に対してもそういうことが活用できるそうですので、今後、商工会のほうには、そういうものを含めたところで指導していってもらえればというふうに、ちょっと話はさせていただいているんですが。

そういうことで、大勢の方がそれを活用しているというのは分かりましたので、大変安心しているんですが、その中でも長野県は11件の倒産がコロナ関係であつて、全国で昨日の時点で500件という件数が、倒産という残念な結果になっているんです。これ多いか少ないかというのは、ちょっとわからないんですけど、いずれにしても6月、7月、8月に向かって、どんどんその件数が増えていっているということを考えますと、これからさらにちょっと増えるような気がします。それに対してはまた、商工会なんかとも相談しながら、なるべく廃業しない、持続的に、この冬まで何とか持ちこたえてという色々な方策をやっている方たちもいらっしゃいますので、そういう方たちの後押しができるような仕組みをまたぜひ、村としても考えていっていただきたいと思います。

あと、新しい生活様式の基準、村がどこまでレベルアップできるかということで、私質問しているんですが、これ観光課長にもお話したとおりに、私は今回はもう、コロナとは死ぬまで付き合っていないきゃいけないんだということに頭切り替えて、それで今のソーシャルディスタンスというものを含めて、守れることは守る、やることはやって、もう完璧にこうやって白馬村はやっていますから、ぜひ安心して来てくださいというものを、こっちからどんどん発信していく仕組みをもうち

よっと媒体を使ったり、色々、諸々なところにアピールするなりして、ぜひやっていってもらいたいと思うんですが、このことについては、再度質問させてもらいますけど、どういう手立てを考えていますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

答弁の中にありましたとおり、感染症対応をとというのはHAKUBA VALLEY共通のクリーン認証制度を軸に考えていきたいと。その立ち上げたという、この認証制度を立ち上げたのが、8月の頭でありました。そこであらゆるメディアに記者発表して、白馬村として、こういう取り組みをしているというのを、まず取り上げていただきました。それで、この制度を村中で進めるに当たっては、村の事業に絡めて、例えば商品券事業の登録の要件にしていたり、今やっている白馬宿泊割の要件にしたりというような、皆さんにしっかりとそれを実践していただくというようなことにも取り組んでおります。

これからは、この白馬村認証制度というのが、一時的なものじゃなくて、来年、再来年のインバウンドを見据えると、こういった取り組みって非常に重要になってくると思うので、しっかりとこの地域根を固めて、その上でそれをエンブレムで来たお客さんに訴えていく、そういったことが大事なのかなという気がします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そうですね、そういうことはぜひやりながら進めていっていただきたいと思いますし、新聞によりますと、県内の小中学生の修学旅行が、次々と東京方面とか関西方面とか海外に行かれたところが、コロナの関係で行けなくなって、その県内を再度見直すというような形の、何か前向きな姿勢が見えて、この白馬村はキャパがありますので、そういう学校1つでも2つでも取り入れることによって、皆さんが少しでも潤う仕組み、そんなものを構築していただければいいかと思っております。

先日、私もちょっとお願いをされて、1つ中学校の修学旅行まとめさせていただいたんですが、私なんかは気遣う以上に、子供たちは意外と能天気ですよね。これちょっと心配だなと思っていて、当然お部屋に入れば、今までだったら3人、4人入ったところに2人とかいうなるべく密を避けるようなあれはしているんですが、お部屋の中に入ったらもう、ふざけ合っただけだったりして、それはそれで楽しいのだと思うんですが、これで果たして3密とかいようなことが守れるのかなという部分があるんで、そのあたりとても来てほしいし、でもかかってほしくないって非常に難しいところがあって心配なんです。

いずれにしてもそういう修学旅行なんかは県内で再認識されて、知らない自分の生まれた信州の中でも知らないエリアに行って泊まって、知らない自然の中で体験をするというのはいい話だと思います。

いますので、観光課長、ぜひそういう話は業者さんとはいろんなところから話があったら、ぜひ、白馬村の1つでも2つでも導入することに努力したいなと思います。

それで、この最後の質問の中で、私思うのは、今まで私PCR検査って結構積極的にやらない側にいたんですが、いろいろ調べていくうちに、これPCR検査って積極的にやって、例えばこの前、村長が12月に気候非常事態宣言をしたんですが、そういう何ていうんですか、インパクトを与えるようなこととして、白馬村を注目させるなら、この村はおしなべてみんなPCR検査をあるいは抗原検査、抗体検査をやって、当然陽性率何%か出て、その人たちは隔離するなり自宅待機で静養していただくなどしていけばと思うんですが、それをアピールして、この村はこういうことをやっている、長野県の村の中で初めてだという、その宿泊施設を一番持っている初めての村だというアピールをすれば、これ積極的にPCR検査ってお金かかるんですが、やっていったほうがいいのかというふうに、私最近考えるようになりまして、当然世田谷区のように、例えば医療関係の従事者や福祉関係や学校教育者だとか高齢者だとかもろもろの人からやって、あとは希望者をやるということ、今やっているみたいですけど、白馬村もそのあたりのことをやったらどうかって、再度村長にお伺いします。決して期待している答えは出てこないと思うんですが、村長どういうふうを考えているか、ちょっと教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** PCR検査の実施ということでお答えをさせていただきます。

昨日、加藤議員の質問等にもお答えしたとおりでございますけども、PCR検査は今民間でやる場所が少しずつ出てはきているようでございますが、まだまだ検査体制が不十分であるということと、あとPCR検査の制度的に言いますと、70%ぐらいの信頼率ということで、疑陽性とかそういう問題もありますし、まだまだ検査体制を含めて課題が多いと思っています。

検査については、今県のほうで進めていますので、協力しながら村としては考えてまいりたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁終わりました。質問ありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 県のほうは、1日1,000件のあれを1,040件ですか、できるというような体制で、あるいは国は1日に20万件の検査ができるというような、言葉としては言っているんですが、実際この白馬村で宿泊されたお客さんあるいは事業者側から出たら、今、大町病院は4床しか対応のベッドがないんです。これ多分1軒のうちから4人出たら、もうこの大北地域はパニックになると思うんです。それだどうでしょう、陽性率を調べてPCR検査やったら絶対出ますんで、そしたら逆にこっちから打って出るという仕組みも考えたほうがいいのかと思うんです。

例えばPCR検査2万5,000円ですか、抗原検査が大体8,000円から1万2,000円ぐら

いですか、それで抗体検査が1万5,000円ぐらいですか、どこでやるにしても、今課長がおっしゃるように70%ぐらいの確立しかないというのは、あれは実はうそでして、うそですという言い方おかしいんですが、医療機関が崩壊するだとか担当するPCR検査にある程度レベルの高い検査技師がいないといけないんですけど、機械が高いとか、そういう問題でなかなかやりたがらないんですかね。でも、いつまでも何ていうんですか、こわごわやっていて、いつ出るかいつ出るかなんて、そんなこと心配しているよりも、そんなもんぽんと出たらいいじゃないですか、隔離して、それで軽い人は自宅待機するとか、これやっていかないと、これ検査絶対成り立たないと思います。

答えになっているのか返答になっているのか、よく分かりませんが、いずれにしても何かそういうことで、白馬村からどんどんそういう検査を進めていくというようなこと、声を大にしていけば、今、全国でも結構そういうふうに言っている人たちが増えてきていますので、ぜひ将来的には、将来のまたこうした感染症が出たときの対応にしてもそうだと思うんで、1つの礎にしてもらえればいいと思います。

そういうことで、6つの質問にはお答えいただきましたので、これを基にして前向きにぜひ経済との成り立ちを慎重に見極めながらやっていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問はありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩に入ります。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

**第3番（田中麻乃君）** 3番、田中麻乃でございます。本日は、通告に従いまして1件質問させていただきます。

気候変動対策についてです。

村は、昨年12月に、気候非常事態宣言、今年2月に、ゼロカーボンシティ宣言を行ないました。宣言にもあるように、気候変動問題は、全ての国の持続可能な開発を達成するための能力に悪影響を及ぼす可能性があり、世界的な気温上昇、海面上昇、海洋の酸性化などの深刻な問題につながります。

今年2月に、フューチャー・アースという国際組織の報告書が公表されましたが、極端気象、生物多様性損失、水危機、食料危機などが重なり合って、今後数十年でグローバルなシステム崩壊のリスクがあると述べています。

気候と環境の非常事態は、非常事態にふさわしいやり方でしか解決できません。すなわち、ゼロカーボン社会を実現するために村の総力を挙げて取り組むためのアクションプランを速やかに作成

し、具体的に実行することが必要不可欠です。

そこで以下について伺います。1、3月定例会一般質問において、「今後の取組として、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会設立準備会を設置し、この中で地域の特性を最大限に生かした再生可能エネルギーの利用・活用について、官民でできることを話し合うことを考えている」と答弁されています。進捗状況について伺います。

2、白馬村環境基本条例は、村民にどの程度周知されているか伺います。

3、メガソーラーや風力発電などの環境規制、紛争解決スキームなどの必要性について考えを伺います。

4、近年、日本全国で多くの自然災害が発生しています。BCP（業務継続計画）・レジリエンス対策として、再生可能エネルギー発電設備は不可欠な存在となっています。村のBCP策定状況及び再生可能エネルギーの位置づけを伺います。

5、長野県は全国的に環境政策のトップランナーとして知られています。長野県気候危機突破プロジェクトにおける、世界標準のRE100リポートプロジェクトには白馬村も含まれています。県と連携しながら、この気候危機突破プロジェクトをどのように進めていくのかをお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から、気候変動対策について5項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、1点目の再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会設立準備会の進捗状況と、5点目の県と連携をしながら気候危機突破プロジェクトをどのように進めていくのかの質問は関連性がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

まず、再生可能エネルギー基本方針等連絡協議会設立準備会の進捗状況についてであります。開会の挨拶でも若干触れましたが、現在まで2回の会議を開催しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、初回の開催からずれ込んだことから、スケジュールは多少遅れております。

第1回会議では、各団体が行なっている活動の情報共有を図り、今後取り組むべき施策について議論が行なわれました。第2回は、取り組みの方針や目標設定について議論が行なわれ、第3回の開催は、9月の下旬を予定しております。

当初は、計3回程度で基本方針を定めたいと考えておりましたが、委員からの闊達な意見もあり、方針をまとめるには、もう1回程度重ねる必要があると事務局では考え、第4回を最終回として取りまとめた後に、協議会へ移行したいというふうに考えています。

メンバーについては、長野県、現在、再生可能エネルギー設備の整備を検討している村内の事業者、地球温暖化対策への具体的な取組みを行なっている事業者、農林業に従事をする団体、農林業団体、文化財における学識経験者、そして、気候非常事態宣言のきっかけにもなりました白馬高校の生徒にも参加をいただいております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、現状や課題及び今後の方針などについて幅広くご意見をいただいているところです。準備会の段階では、委員報酬は発生しておりませんが、今後、協議会に移行した段階で、執行機関の附属機関として位置づけ、委員報酬も支払っていききたいというふうに考えております。

そして、この準備会、協議会の中で、RE100に対する考えも含めた検討を行なっております。議員の質問にも、「長野県気候危機突破プロジェクトをどのように進めていくのか」につきましては、まさに現在検討を行なっている内容が、長野県気候危機突破プロジェクトに対する白馬村の行動計画につながると考えています。今後も引き続き、県の方にもメンバーに入っていただく中で、議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の白馬村環境基本条例が、村民にどの程度周知をされているかという質問ですが、正直申しまして把握できていないのが現状であります。

平成30年に、環境基本条例、規則等の見直しを行なった段階では、広報等あらゆる手段を使って周知に努めてまいりましたが、実際のところの村民からのどの程度理解をいただいたのかという部分は未知数であります。例えば、建物を建てたり、土地を売買したりするなどといった自分自身が影響するケースが生じない限り、他人事と思われている部分もあるかもしれません。

ただ、今後、環境政策を円滑に進めていくには、やはり関係条例、規則等の村民周知、村民理解は重要なポイントだというふうに思いますので、庁内各課の連携も密にしながら、しっかりとした情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目のメガソーラー発電等に関する環境規制、紛争解決スキームの質問にお答えをいたします。

まず、小規模な太陽光発電施設につきましては、現状で届出等が必要なケースは、電池モジュールの築造面積が20平米以上のものを設置する場合、いわゆる長野県の景観条例に基づく届出が必要となりますが、その他については、自然公園法や森林法、農地法といった個別法令の規定に依存することとなりますし、さらに大規模なものは、県条例に基づく環境アセスが必要な場合もございます。

村の環境審議会でも、太陽光発電施設に関する村独自の規制等についてご意見も頂戴しております。現在、周辺自治体の例も参考にしながら一定規模以上の太陽光発電施設については、関連する上位法令の許認可と併せて、村に設置届等の届出を義務づけるといった内容の要綱制定を検討しているところであります。

こちらにも既に素案は環境審議会でお諮りをし、おおむねの方向性はご承知おきいただいておりますので、今後、庁内の各課施策との調整を図りながら、新年度から施行を目指して事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから4点目の村のBCP策定状況及び再生可能エネルギーの位置づけはとの質問について答弁をいたします。

まず、自然災害に伴うBCP策定状況と付随する防災計画ですが、新型インフルエンザ等対策業務継続計画では令和2年2月改訂、新型インフルエンザ等対策行動計画は平成27年3月策定、白馬村地域防災計画は平成29年7月改訂、観光防災マニュアルは令和2年3月に策定、上水道の危機管理マニュアルは平成31年3月改訂、下水道事業業務継続計画は令和2年8月に改訂があります。

また、計画ではありませんが、コロナ対策、働き方改革、災害対策の一環として、8月の臨時議会で予算をお認めをいただいた白馬村役場のテレワーク推進事業を進めることにより、これも有事に備えたい計画に基づくものであります。

再生可能エネルギー発電設備の位置づけも、もちろん重要と考えておりますし、再生エネルギー活用の例を申し上げますと、公共施設では、役場庁舎に木質バイオマスの発電設備導入の調査を実施をいたしました。多額の予算を要することとなり、発電施設設置は断念をし、木質バイオマスを活用するまきファーンレスを役場村民ホールに、まきストーブをノルウェービレッジに設置しております。

小水力関係では、平川小水力発電所を設置をし、太陽光発電ではB&Gプールのシャワー設備の既存ガスとの併用、EV関係では、公用PHEV車両から電気を取り出すパワームーバーが今月末には納品をされることとなっております。

また、再生エネルギーではありませんが、中部電力と災害時における相互協力に関する協定を締結しており、災害時の活動拠点への電力供給を相互協力において実施をいただくこととなっております。

再生エネルギー活用の課題としては、BCP等の各種計画とひもづけることはもちろんですが、発電設備設置は、民が実行するにしろ、官が実行するにしろ、多額の費用を要するという事です。村の調査結果では、小水力発電は平川小水力発電クラスで設計関係では約2,600万円、建設工事で約3億から4億程度、木質バイオマス発電では、先ほど説明した役場庁舎にチップボイラーCHP（熱電併合設備）を導入すると2億2,000万という程度の概算費用が必要となっているというふうな報告を受けているところであります。

田中議員からの気候変動の対策についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 設立準備会の構成員ということで、県や村内の事業者、農林業団体、高校生などと伺いましたけれども、具体的にどんな団体が主なのか、また、選定した基準を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 準備会のメンバーでございますが、まず、行政関係では先ほど答弁にもありました県、それと、村の中で庁内の小水力研究会というものを立ち上げておりましたので、その座長、あとは再生可能エネルギー設備を行なおうとしている白馬村内の地域の合資会社、あと



は地球温暖化対策への具体的な取組を行なっております村内の民間企業、または、白馬村と一緒にタイアップしてEV車両の活動を行なっている団体など、全部で総数が18名ということでございます。

高校生についても入っていただきましたのは、先ほどきっかけというふうになりましたので、きっかけになった部分がありますので、この準備会の中では、いろいろと意見をいただければというふうに思っております。

あと、農林業に従事する者につきましては、木質バイオマスを取り扱っている村内の事業者、農林業団体ではJAさんにも入っていただき、文化財関係での学識経験につきましては、文化財の審議会から委員のほうを選出していただいたというものでございます。

メンバーの構成につきましては、いろいろと村内で、村のほうでも把握している団体と把握していない団体がありましたので、それぞれ、今回、報酬というのが発生せずに準備会の段階で、いろいろとご意見を聞きたいというお話をさせていただいたところ、それぞれの団体が、それぞれネットワークを持っておりまして、こういう方、入っていただければどうかというようなご提案もいただき、当初は、もう少し人数が少ないのかなというふうには思ったんですが、できる限りいろいろとご意見、ご提案をいただいた団体については参加をいただくということで人選のほうに至ったという経過でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 答弁にもございましたように、2回会議を行なわれたということなんですけれども、そのメンバーの方々からは、どのような意見や悩みが多かったか、また、行政に求められている役割は何だと思いか、どう受け止めているか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 会議の中での、それぞれ事業者さんから聞いた中での悩みや行政に頼る部分というところなんです、やはり村長の答弁にもございましたとおり、まず設備の導入に関しては、どうしても事業費がかかってしまうという部分と、一つ例を挙げますと、小水力の関係でいうと、水利権等の交渉が出てくるということで、非常にハードルの高い内容のものも出てくるということが出されました。

そこで、今、取りまとめている最中ではありますけれども、一つの例として発言をさせていただくと、民間の資金を借りるにしろ、やはり債務の年数というのが10年程度というのが一般的らしいです。ただ、実際に事業展開をするとすると20年ぐらいのスパンで見ないと、なかなか、その償還計画については立てるのが難しいというお話をいただきました。

そこで意見としては、いわゆる当初の段階、イニシャルコストのところでは何とか支援とか、いろんな形ができないかというような意見が出されたものと、いろいろと小水力でいくと水利権等の権

利関係が生じますので、そういうのの渉外には、ぜひ村が当たってもらえないのかということで、この事業を展開するのに当たって、民間が、なかなか進められないということを持っている内容を出していただき、ただ、それは再生可能エネルギーによって求める内容は変わってきますので、それを求めるエネルギーの内容によって、今、取りまとめているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ただいまの答弁ですと、やっぱり民間が進める上での村の役割という形で受け取ったんですけれども、今まで村で研究している——庁内でも研究会を立ち上げておりますけれども、小水力発電やマイクロ小水力、木質バイオマス事業については、気候危機非常事態宣言を出した矢先なんですけれども、スピードが緩慢なのかなというところで受け取っております。

2050年までには、まだ30年もあるという形で、先ほど答弁では予算がかかるということでおっしゃってはいったんですけれども、村としては、一向に、その事業を進めているような気配はないんですけれども、村として独自でやるような、この事業の進捗状況というのを伺わせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** スピード感というところではありますが、村が直接事業主体となってやるという部分については、小水力の庁内研究会がありますので、それが実現できればというふうには、もちろん思います。

ただ、官がやるべきものなのか、民がやるべきものなのか、民に対して支援をするのか、そこら辺というのは、まさしく、今、準備会の中でもいろんなご意見をいただいているところでありますので、その辺については、今後あと2回ほど会議が残っておりますので、そこで方針等をまとめるということで今のところ事務局では考えております。

それと、もう一つは、これは長野県が間に入っておりますので、いわゆる施設の整備だけを捉えての進め方ということについては、もう少し幅広い視点で考えてほしいということを言われました。それは、再エネの電力の調達的手法というものも、今、自由化になっておりますので、これも対象になってくる。

それと、RE100として、これは県のほうでは、突破プロジェクトでは、非常にスケールの大きい計画になっておりまして、委員からは、この準備会として、指数的なものについては、できる限り目標設定として分かりやすく目標設定を捉えやすいような数値を、ぜひ考えていきませんかというようなご意見も出されておりますので、会議の中では、施設の調達の方法と電力そのものの調達の方法、それと、いわゆる二酸化炭素排出抑制に対する行動、ここら辺をどういうふうに決めていきたいと思いますかという作業をしているということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** よく分かりました。

一番、村で導入するに当たっても、事業者に当たっても、やはり予算というのが一番重たいところなのかなと思うんですけども、村の小水力研究会でも書かれてあったんですけども——報告書にも書かれてあったんですけども、補助金が先細りという文言があったんですけども、その先細りというのは、何を根拠に先細りとおっしゃっているのか、根拠をお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 例えば、長野県でしたら、環境部のほうで、再生可能エネルギーに対する補助事業がございました。数年前までは、調査、設計等に当たる費用につきましては、補助金という形で返還の義務のないもので、要は、交付していただくというような事業があったのですが、ここ数年は、事業自体はあるのですが、かかった費用につきましては、将来の小水力発電事業で、ある程度の利益が出た段階で返してくださいと。簡単に言うと、無利子で融資をしていただけるといような位置づけの補助金に変わってきているというものでございます。

また、実際のハード面につきましても、現在ある事業の内容では、事業費の3割程度、9,000万円を限度ということで、これもやはり平たく言うと無利子融資ということで、丸々頂戴できるものではないような補助事業制度になっているというようなことで、そういった意味で、以前に比べれば先細りというような表現をさせていただいたものというふうに理解しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 長野県のRE100のプロジェクトなんですけれども、その中で、本当に、長野県、環境政策のトップランナーとして日本全国に知られておりまして、私も勉強会等々に参加させていただく中で、やっぱり白馬村の名前というのが本当によく出てきます。

その中の長野県の位置づけとして、地域循環共生圏創出というところで、小水力発電など豊富な再エネポテンシャルを活用して、旅館・ホテル業界、意欲的な事業者等と連携して、RE100リゾートを目指す、世界水準のRE100リゾートプロジェクトに取り組むという形で、白馬村としては、これから参画していくということになっていくと思うんですけども、この戦略に基づいて、2020年度は、徹底した省エネ事業に2億円超、再エネの復旧・拡大事業には約5.8億円の予算が計上されています。

その中でも、農業用水路を活用した小水力発電の予算がついていると思うんですけども、そういったものは、ご検討はされたのかどうかというところをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 農業系の補助金については、まだ若干検討の余地があるものがございません。

ただし、以前もそうでしたが、農水系の補助金につきましては、使途についてはかなり限定され

るものがございます。売電収益につきましても、やはり農業系のものに使ってください。それとも、あと公共性を高めるのに使ってくださいといったような様々な条件付がされている予算がありますので、その辺につきましても、今後も研究しながら、当村にとって有意義なものであれば、研究会としては提言をしていきたいというふうに考えているものでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 恐らく、農業用水路という形で決めちゃうと、その使い方は限定になってくると思うんですけど、多分、県の中のRE100プロジェクトの中の再生エネルギーの位置づけとして使うという形であれば、多分、違う用途がいろいろ出てくると思うんです。なので、そういうところも、これから研究会が続くと思いますので、いろいろ研究されて、活用できる補助金があれば使っていただけたらと思います。

準備会、今、お話いただきまして、準備会から、次は協議会に移行する形だと答弁では伺ったんですけども、その協議会までのスケジュール、また、その協議会を設立してアクションプランまではどう考えているのかについて、スケジュールをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 今後の組織のスケジュールの関係でございまして、会議自体につきましては4回ということで、できれば12月の議会前までに取りまとめてまいりたいというふうに考えております。

それを取りまとめた報告をさせていただきながら、条例の一部改正が必要となってまいりますので、できれば12月に議会のほうに提出をさせていただき、準備会から協議会への組織を格上げと言えは変なんですけども、移行しながらアクションプラン、または行動計画というのを定めていきたいというふうに考えております。

ただ、その先のいつまでの期間にするのかという部分につきましては、もう少し後、2回ほどの会議の中で、できれば今のメンバーの方たちには、かなりそれぞれの活動の範囲も広いもんですから、そのまま入っていただきながらというふうに予定はしておりますので、その中でご意見を聞きながら、どこら辺までに、それを定めるべきなのかというご意見も聞きながら、先のスケジュールを決定したいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 今のところ決まっているのは、12月の議会で協議会変更への条例をつくっていくというところだけが決まっているというところですか。

協議会をつくったところで、一番必要なのは、やっぱり具体的に進めていくためのアクションプランだと思うんです。これから協議会で話される内容かとは思いますが、今の段階で、村としてアクションプランは何を軸として作成していくのかお考えがありましたらお伺いさせていた

できます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 先ほど来の質問の回答と重複してしまいますけれども、施設の整備、それと再生電力の使用の関係、それと行動計画、ここら辺が3本の柱になってくるのかなというふうには思っております。

やはり設備等だけに、委員の皆さんも偏ってはいけないものですから、この準備会の委員の皆さんに、村といろいろとRE100の登録をした日本のある企業さんが、白馬村の今後の進め方に興味があるということで、オブザーバー参加をしたいということで、委員の皆さんにお諮りをして、その会社につきましてはプラント系ではなくて、地域全体のマネジメント——環境省さんともいろいろと相談等もしているということでもありますので、全体を把握するような形でオブザーバー参加をしたいということで、委員の皆様からも認めていただきました。

もし、委員と事務局の中で、少し欠けているようなセクションがあるのであれば、ご意見等いただきながら、そのアクションプラン等に反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 分かりました。

2番の白馬村環境基本条例は、村民にどの程度周知されているかを伺いますといった質問で、把握できていない、理解度未知数、他人事など答弁いただきましたけれども、まず、何でそんな質問をしたのかと申し上げますと、こちら、昨日、同僚議員も示されておりましたけれども、この環境保全と開発の決まりの前文に物すごくいいことが書いてあるんです。

こちら一読させていただきますが、「白馬村は、美しい自然や景観に恵まれ、これを生かした観光産業で成り立っています。訪れる観光客への最大のもてなしは、この美しい自然環境や景観を提供することです。観光の歴史は開発の歴史とも言えますが、地球温暖化・酸性雨・オゾン層破壊など地球規模での環境問題がクローズアップされている現在、環境保全は地球に共に暮らす人類全体の課題であり、21世紀における最も重要な課題の一つとなっています。無秩序な開発を行なうことは、結果として自らの首を絞めることとなります。私たちは、今後の観光産業の安定を図るためにも、環境という大きな視点に立ちながら、経済活動及び開発事業の在り方を考えていかねばなりません。また一方で、バブル崩壊から端を発した不況から日本経済はいまだ立ち直ることはできず、政府の経済対策もこれまでのところ先行き明るい見通しをもたらしていません。白馬村においても、この不況は基幹産業の観光に深刻な影響をもたらしています。将来に向かっての安定的な観光の基盤整備を考えると、規制だけではなく、次代を見据えたグローバルな視点からの環境保全と開発のルールづくりが必要です。このような考え方に基づき、平成11年12月、これまでの開発（規制）行政の基としてきた白馬村開発基本条例を見直し、これを包含する形で、開発を含めた21世

紀の環境行政の礎とする、「白馬村環境基本条例」を制定しました。併せて施行規則及び指導要綱についても全面的に見直しを行ないました。これらの条文の一つ一つが白馬村の考え方です。行政が自ら行なうことはもとより、村民の皆様、そしてこれから事業を計画されている事業者の皆様方におかれましては、今後の白馬村の安寧と発展のため、共にご協力頂きますようお願い申し上げます」というふうに書いてあるんです。これは20年前なんです。

制定されたのが20年前ということで、私が前段申し上げた地球規模での環境問題というのがクローズアップされているという時点では変わらないというのか、むしろ現状として、かなり悪化しているなという印象を受けます。一つ一つが白馬村の考え方ですというふうにおっしゃっているんです。

さらに20年前といいますと、私、高校生なんです。高校生で、必死に大学受験のために勉強しているときだったなということ思い出して、そのときの自分というのは、本当に、いい大学に進学して、一部上場の企業に就職することが自分の人生を豊かにするものと考えていました。

こういった状況の中で、20年後に、こういった気候危機ですとかコロナの感染症ですとか、こういった世の中になっているとは想像もつかなかったわけなんですけれども、この準備会です。白馬村が、今、気候危機に取り組んでいて、その準備会に参画している高校生も私と全く同じ状況なんです。20年たてば、私のように、ここに立って村政を問うということをしているかもしれない。

ということで、この20年間というのは、この制定されたものです。恐らく、目の前にいる役場の皆さんは、20年前、何かしらの形でいらっしまったと思うんですけど、例えば、20年間、どういう心境で、これを策定した後、20年間、村政に取り組んできたのかということ聞かれると、どうお答えになるのかを副村長に求めます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** ご指名いただき恐縮です。

20年前、私、2000年、介護保険係長を拝命して、当時も地球環境以上に私としては少子高齢化、特に高齢化、介護が必要とするということで始まった介護保険制度に一生懸命携わってきたなという思いはしております。ちょっと話とずれました。

ただ、もちろん、この環境基本条例、その前からありました開発基本条例については、白馬村は非常に先進的な取り組みをしているという自負はございました。私も総務課関係長く——ただ、直接の担当はしていませんが、横で、それぞれの担当係長が非常に業者や住民に指導している姿を間近に見ながら仕事しておりましたので、白馬というのは、多分、業者からすると、いろいろやるのに面倒くさいところだというような印象を持って、いつも窓口に来ていたということは鮮明に覚えております。以降、その流れは全く変わっていないというふうに私は思っております。

ですので、今、田中議員おっしゃったとおり、非常に価値のある——崇高なと言うといけないのかな——そういう条文、条例、というか、その前文が非常に、今、聞いても一つもかすれていない

というか、時代に後れを取っていないものになっているというところで、自分のとこの条例を言うのはなんですけれども、改めて見直したところであります。

ちなみに、私がやり始めた介護保険も、何とか制度が続いていて、いいなというふうな感想も持っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 本当におっしゃっていただいたとおり、一つ一つが白馬村の考え方ということで、かすれることなくいまだに基礎として礎いているものだと思っています。

それだけ20年間変わらずにあるものというものは、先ほども言いましたように、今の高校生たちが大人になったときに、この20年間、本当に村は何をしていたんだとか、大人は何をしていたんだと言われないうちにも、今、やっぱりスピード感を持って、今、議場に立っている私もそうですけれども、社会をつくっていく大人たちが必死になって取り組んでいかなければならないものだと思っておりますので、今、準備会を設立している気候変動に対するアクションもしっかり進めて、実のあるものにしていただきたいと思います。

この環境基本条例なんですけれども、平成30年4月に全面的に見直されたというところなんですけれども、内容としては建物規制に関することが主になっているんです。

古に策定された新エネルギービジョンは、中期計画の10年間が終わって平成28年まで、温暖化対策推進計画は24年までということで、この2計画につきましては、いずれも計画期間が終わっているということで、答弁を12月議会でいただいております。

再エネやゼロカーボンを含む気候変動対策に関わる村の姿勢を示す条例はないということになると私の中では思っているんですけれども、また、その環境基本条例は、環境規制については、また別の重要な役割を担うものと位置づけとしては思っています。

この環境基本条例と、これから作成するアクションプランであったり、第5次総合計画などでも再エネを掲げていらっしゃると思うんですが、この条例、ほぼほぼ単体でのイメージがあるんですけれども、どのような位置づけで、立ち位置で、それぞれを推進していくのかお考えをお伺いさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** 環境基本条例の関係につきましては、現在、建設課のほうで所管をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますけれども、昨日来、一般質問でも出されておりますけれども、今、作業を進めております景観計画の策定などにも関わってくる部分でありますので、先ほど来、ご質問ありましたとおり、現在の環境基本条例にうたわれております特に基本理念の部分なんかは、やっぱり新しい、今、見直しをしている計画なり、あるいは条例の中に引き継いでいかなければいけないものなのかなということ念頭に、今、進めておるところ

なんですけれども。

議員からもご質問ありましたとおり、幾ら立派な計画、あるいは条例をつくってみても、その村民周知というのはしっかりされなければ生かされていないと。それが、今、抱えている大きな課題なのかなという認識は持っております。

そういった課題も含めまして、今現在、そういった景観計画等の策定作業を進めておりますので、ご理解をお願いできればというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 昨日、同僚議員の発言でもあったんですけども、こちらの条例等に関しても、ニセコをぜひ参考にさせていただきたいなと思っています。ニセコは既に先駆的で、必要十分な環境施策の体系が既に形づくられています。

まちづくり基本条例、白馬村はございませんけれども、このまちづくり基本条例を頂点として、一本の柱では、環境基本条例。環境基本条例と環境基本計画、24年から35年度のものが存在して、もう一本の柱では総合計画——環境創造都市ニセコがございます。その両柱で示されている資源やエネルギーを大切に使う取り扱いについて、より具体的に実効的な計画を担うものとして、温暖化対策実行計画と並んで、恐らくこれから皆さんがつくられるであろうアクションプランです。ニセコという環境モデル都市アクションプランというものが存在しています。

拝見させていただくと、本当にそれぞれの条例の体系というのがすごく分かりまして、規制についても、この部分でこの条例が適用できるといったものがすごく分かりやすくなっています。

この環境アクションプランは、そうした環境政策の体系の中での位置づけを深く理解し、同時に、過去に実行されてきた各種の計画群、白馬村もございます新エネルギービジョンであったり、省エネルギービジョンというものをレビューしながら、第1次アクションプランを引き継ぐ後継として十分な議論を踏まえて策定されているんです。

なので、12月議会の際に、私も質問させていただいたんですけども、せっかくいい温暖化対策とか、新エネルギービジョンというのがあって、ただ、やっぱり、その計画が終わると、もう飛んでしまって続くものがないんです。そういったものがとてももったいなので、ぜひ、これからアクションプランをつくっていただくに当たっては、つくった当時、何が課題で、今、何が引き継げるものなのかといったところをしっかりと庁内で議論していただいて、続く形で、ぜひつくっていただきたいと思います。

しかも、このニセコのアクションプラン、本当にすごいのが、事業ごとのタイムスケジュールが年度ごとに入っているんです。この年に何をやる。しかも、議会への上程スケジュールもしっかり入っているんです。本当に見習っていただいて、つくっていただければと思います。

次は、再生エネルギーのところですよ。



移ってまいりますけれども、再生可能エネルギーの日本の現状ですけれども、ご答弁でもありましたとおり、メガソーラーは規制していくべきではないかというご意見も出ているというふうに伺っています。まさにそのとおりだと思うんですけれども、発電施設の大規模化が進んでおりまして、大手業者による一極集中型の開発が進んでいます。それにより、利益は地域外に流れています。大規模なメガソーラーパネルや風力発電施設の設置により、地域の自然環境、生活環境の破壊や生態系への大きな影響が出ています。

再生可能エネルギーというのは、本来、消費地の近傍に小規模な発電所を設置し、発電所周辺の住民が中心となって電気を使用し、何らかの便益を図るのが本来の姿であると思っています。

特に太陽光発電は、基本は人工物につけるものでありまして、山林を伐採して自然を壊すエネルギーの推進というのは、明らかに不当な開発行為ですし、再生可能なエネルギーとは言えないと思っています。メガソーラーの禁止条例など大規模ソーラーへの抑制、民間事業者を統制する条例づくりが必要だと考えています。

先ほども申し上げましたとおり、環境基本条例の中では、どちらかという建物であったりとか景観といったものが主になっておりまして、そういった環境系の条例が白馬村にはない中で、そういった条例づくりを一つつくる必要があると考えるんですけれども、その点についてのお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの環境基本条例に続く環境部門、それと、あと、再生可能エネルギーに向けてというところの条例の制定でございますけれども、確かにいろんな意味での再生可能エネルギーの使用というのは考えられると思います。

これも、地域は地域で、地域の者のみで循環するという考えももちろんあるでしょうし、民であれば、いろいろなところが入ってきてやるという考えも、いろんな考えは、皆さん持ち合わせていると思いますので、この辺についても準備会の中では意見が出されております。

これは、何に基づいてかといいますと、資源エネルギー庁で出されているエネルギー消費数値というものがありまして、それを一応参考に、例えば、太陽光であれば、この地で考えると、なかなか、先ほどの建設課長の答弁にもありましたとおり非常に難しい問題もあるだろうと。そうすると、絞り込みであったり、過程的なものであったりとか、そういうお話も出ておりますので、その話の中、もちろん議員もおっしゃいましたニセコのアクションプランというのは私も拝見させていただきましたが、どこまでのつくり込みをするのかという部分はありますけれども、そのつくり込みの中で、やはりこれは条例として制定をし、地域を守るという部分のご意見が統一されれば、その辺については前向きに考えていきたいというふうに思いますけれども、現時点では、もちろん設備については、もちろん再生可能エネルギーという話は、先ほど来、出てはいるんですが、先ほども議員が計画でありました地球温暖化防止推進計画、いわゆるごみの減量とカリサイクルの関係、こういう

行動計画というものも載せながらということで、今のところ考えておりますので、そこらを、全部をまとめた条例となるのがいいのかどうなのか。そこら辺も委員の皆さんからは意見を出していただき、この準備会の最終的な行く先といますか、どこまで我々がまとめているんだというところのご意見もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 私は、アクションプラン以外にも、しっかり条例化したほうがいいと思っています。

その条例のご紹介なんですけれども、神奈川県の松田町で、松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例ということで、2020年3月13日に町議会可決成立して、3月19日に公布、施行されている条例がございます。これも気候危機に対する全国の議員の会があるんですけれども、その議員の勉強会でも、かなり話題になった条例でございます。

軽く紹介させていただきますと、この松田町というのは神奈川県の人口1万人強の町で、世界遺産である富士山を臨み、清流と豊かな緑に恵まれた地域で、総面積の約75%を森林が占め、町の下には複数の活断層が存在し、太陽光、風力、バイオなど豊富な自然エネルギー資源を保有しています。

条例は、地域由来の再エネを減災と地域産業の活性化に生かすとの目標を立て、基本理念の中で、再エネ資源は地域と一体不可分なものとして存在する。古来、地域に生活する者は、その恩恵を享受し、これを地域の財産として維持し、生活の基盤としてきたと位置づけて、町民は、そうした再エネ資源を持続可能な方法により再エネを享受する権利——こちら、全国初の町民の地域エネルギー享受権を認定したものになるんですけれども、それを有すると明記しております。再エネ資源を活用するために、町長、事業者、町民、そして地域金融機関、それぞれの責務と役割を示しています。

町長は、再エネ利用指針を定めるとともに、特定の再エネ事業を地域主導型再エネ事業として認定するとしており、その条件は、1、地域の利害関係者がプロジェクトの大半、もしくは全てを所有すること、2、プロジェクトの意思決定は、地域コミュニティに基礎を置く組織によって行なわれること、3、社会的、経済的便益の多数、もしくは全てが地域に分配されるの3条件のうち2つに該当することを求めています。加えて、災害時に自立運転可能な装置を装備することで、災害対策に活用できることも条件としています。

この条例の策定には、町民参加のプロセスを導入、町民のほか学識経験者、町が参加する松田町再生可能エネルギー普及促進検討会で協議を重ねて案を練られたそうです。

なので、これから協議会に移行されていく協議会の中で、こういった条例の策定についても、声があればというわけじゃなくて、ぜひ役場のほうから提案を、その協議会のほうにさせていただいた

いと思うんですけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** ただいまの件について答弁させていただきます。

会のほうには、こういうご意見があったということで出させていたいただきたいというふうにしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** この素案は、そんなに大きいものといえますか、第20条ぐらいしかないものなんですけれども、しっかり地域益に資するような形で設定をしています。こういった条例をしっかりと、環境基本条例も先ほど私が読み上げた前段の崇高な条文の前文というような形で位置づけて、ぜひしっかりこれらからの村の再エネに対する姿勢と、やっぱり地域益に関するように循環型の社会をつくる意味でも制定していただきたいと思います。

4番目の質問の再質問なんですけれども、近年、日本全国で多くの自然災害が発生しているということで、災害時に系統電力によって、安定かつ十分な電力供給が見込めないことを想定して、自立型、分散型の電源の導入などの電力確保策の必要性が認識されています。それは役場も答弁いただいたとおりに分かっていると思うんですけれども、災害時の電力確保について、答弁とかぶるかもしれませんが、簡単にどのように考えているのか、自治体BCPやほかの防災策と連動しているのかについてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 業務継続計画のBCPについてでありますけれども、村長の答弁にもございましたとおり、防災計画に付随する地震対策については、現時点ではまだできていないというのが実情です。

そのほか、新型インフルエンザ等、その公営企業の関係とか、それぞれのところで作っているBCPというのはありますので、まずは、地震対策についてもできてはおりませんが、初動マニュアルというのがありますので、それぞれの課がやるべき内容というのは持っております。

その中で、電力の関係につきましては、今後、シフトしていくということは考えられるとは思いますが、今のところ庁舎につきましても、庁舎全体のもの、それと、Jアラートに関するもの、ケーブルテレビに関するもの等は、それぞれバックアップ用の非常用電源を持っておりますので、ある程度のものは対応はできるのかなというふうには考えております。

先ほどの答弁にもありまして、庁内に、いわゆる木質バイオマスの発電も考えたんですけども、やはり投資額が余りにも大きくて、なかなか、これは費用対効果として難しいということで、今年度については、パワームーバーという車両、PHEVから取り出す、そういうものも購入をし

ながら、徐々にではありますけれども、そういう対策を取っていくということで進めております。

特に地震対策につきましては、業務の継続というよりも突発的に起きるものですから、やはり避難所の運営、業務の継続で一番最短で必要になるのは、恐らく罹災証明等ということになってまいりますので、その辺は、神城断層地震のときにも実際対応しておりますので、業務の内容については、それぞれの課が所管しているかなと思います。

逆に、今回のような新型コロナ、いわゆる新型インフルエンザの特措法に関するような内容については、どういうふうに業務を継続するべきものなのかというのは、私も理事者のほうと相談しながら、非常に交代要員とか難しいものがありますので、この辺は、再度詰める必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 自治体BCPにおいては、ご存じだとは思いますが、停電に備えた非常用発電機等、その燃料——蓄電です——を確保することは特に定めるべき重要な要素として挙げられておりますので、しっかり進めていただければと思います。

答弁にもございましたが、やはり予算の関係で、設備をそろえるのに厳しい問題があるということとは伺ってはいるんですけども、国の方でも、12月議会でもご提案させていただきましたが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業であったりとか、地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業、地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業費補助金、地域マイクログリッド構築事業など、いろんな補助金が出てきています。

自治体と地域の企業とコンソーシアムを組むということが前提にはなってくるんですけども、再生エネルギーの発電だけを重きに置くというのではなくて、防災と減災の目的のために、この松田町の条例もそうなんですけれども、再エネを普及させるという補助金も出てきていますので、防災、減災のまちづくりを目的として再エネの普及を目指すまちづくりを提案したいと思うんですが、お考えのほうはいかがでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 防災、減災に向けたまちづくりというのは住民たちにも必要なことだと思いますので、それぞれ補助金であったりとか、今年までの時限ではありますけれども延びると想定されている緊急防災・減災事業債等もありますので、何を活用するのか、どういうやり方がいいのかという点については、またいろいろとご意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 村の責務は、住民の命を守ることだと思っています。もちろん感染症対策も重要ですし、いろんなこと、やらなきゃいけないことあると思うんですけども、ぜひ再生エネルギー含めて、住民の命を守る防災、減災のまちづくりを目指していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問はありませんので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終了いたします。ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 5番、伊藤まゆみです。今回の新型コロナウイルス感染症が世界に与えている影響は大きく、元に戻るのに数年、あるいは元に戻らないといったことも言われています。このように経済活動も落ち込み、これからの生活に皆が不安を覚えているこの時期に、私たちのこの村はこうやって生きていくんだという指針を掲げ、メッセージを送ることが、住民にとって一番の励みになるのではないかと、そのように考えます。そこで、以下について伺います。

1、持続可能な社会、地域をどう維持すべきかについてであります。

1番、持続可能な開発目標「SDGs」には、2030年までに達成すべき17の国際社会共通の目標が掲げられております。社会を持続可能にするにはどうすればいいのかを、短い言葉、できれば一言で表していただきたいと思います。

2つ目、当村において、今後、持続が難しいと思われるものに、どのようなものがあるのかを伺います。

3つ目、当村は民宿発祥の地で、小規模宿泊事業者が人口割で日本で一番多いと言われております。この形態は持続可能であるかを伺います。

4番、昨今、小規模事業者の廃業が多く、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、さらに廃業が増えるのではないかと懸念されております。ある団体の長、具体的には商工会であります。商工会長が1軒も廃業させない、たとえ廃業しても、この村に残っていただく、そういう意気込みでやっていただきたいと村長に依頼したと聞いておりました。どのような対策をお考えでありますか。あるいは、ある程度の廃業は仕方ないと認識であるのでしょうか。

5番、当村にとっての持続可能な在り方、「この村はこうやって生きていくんだ」を具体的に、かつ、簡潔に示していただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員からは、持続可能な社会、地域をどう維持すべきかについて、

5項目について通告されておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、持続可能な開発目標「SDG s」を短い言葉で、できれば一言で表してほしいにお答えをいたします。

SDG sとは、一言で申し上げれば、「地球上の誰一人取り残さないことの誓い」と考えます。ただし、この一言だけでは一般論として分かりにくいので、SDG sの誕生の背景に触れさせていただきますが、このままではこの美しい地球を、豊かな社会を将来世代につないでいけないという強い危機感がありました。また、貧富の格差が先進国内でも途上国内でも国と国との間でも広がっていました。そして、経済のグローバル化は、おおむね人々の生活を便利にして世界を豊かにいたしました。その恩恵は平等に行き渡っていないこと、さらに、今世紀に入って気候変動が人類の存亡を左右する脅威として、猛烈なスピードで深刻化しているなどによるものであります。

2点目の、当村における持続可能が難しいものは何かについてであります。1点目の背景から考えると、17の国際目標の全てに対して真剣に取り組むことが必要と言えます。しかし、特に気候変動に関して申し上げます、人類の活動を原因とする気候変動によって劣化する地球環境は、もはや持続可能とは言えず、危機的状況にあると認識をしております。

地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとって極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければならず、「気候非常事態宣言」や「ゼロカーボンシティ宣言」をさせていただいたことは、これまでも申し上げたとおりであります。

持続可能な開発のための2030アジェンダの宣言では、「我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代にもなるかもしれない。」と記しているとおおり、私たち一人一人の姿勢と行動にかかっていると考えます。

3点目の、小規模事業者の持続可能性についてですが、経済産業構造分析事業において用いた資料によりますと、村内の宿泊施設の8割超が宿泊定員数50人未満の施設であり、ホテル、旅館、民宿やペンション、貸別荘など施設種別は多様であります。施設の数や種別に比例して、サービスも多様性に富んでいたのではないのでしょうか。宿泊施設の多くは、これまで旅行形態やライフスタイル、社会情勢、経済状況などといった外部環境の変化に、それぞれ対応をしつつ事業を継続されてきたと考えます。

ただ、ここへきてスキー人口の減少や異常気象、新型コロナウイルス感染症の流行など、観光を取り巻く環境は目まぐるしく変化をしており、中でも新型コロナウイルスは未曾有の危機であります。これに対応しなければ生き残ることはできない状況に直面をしているといえます。

ご質問の小規模宿泊施設の持続可能性については、インバウンド需要の増加から一転し、新型コロナウイルスの流行で岐路に立たされている今、時代や社会の変化に柔軟に対応をしなければ持続可能性を保つことは困難であると考えます。

この難局を乗り越え、宿泊産業が持続可能性を保つために求められることは何か。

白馬村観光地経営計画では、宿泊施設の戦略的な活性化を戦略の一つとして掲げており、これに基づく具体的なアクションとして、本年度、宿泊産業イノベーション研修事業に着手をいたしました。この事業では、滞在の主軸を担う宿泊産業において、生産性の向上やサービス力の向上等によるイノベーションを図ること、加えて、現下の状況に求められる新しい生活様式への対応、さらにはウィズコロナとポストコロナを見据えた変革など持続可能な宿泊産業の実現に向けて、座学とグループワークを組み合わせた研修を行なうものです。

先ほど、生き残るという表現を用いましたが、生き残る方法を学び、考え、それを実践することで宿泊産業の活性化を図り、持続可能性を確保する宿泊産業イノベーション研修事業は、そのための事業として実施をするものであります。

4点目の、ある団体の長の要望に対する行動についてお答えをいたします。

伊藤議員のご質問の内容から、ある団体の長の依頼というのは、4月の16日に白馬商工会から提出をされた「新型コロナ感染症にかかる事業者支援に関する要望書」を指しているものと想定し、お答えさせていただきますが、この要望書は、村内の事業者が村内において事業継続ができること、できるだけ廃業しないこと、事業者をはじめ村民が安心して白馬に住めること、村外に移住しないことの2点を商工会の方針として、この難局を乗り切りたい、については村に5点を要望するというものであります。

要望と、それを受けた村といたしましての行動の概要について、それぞれご説明をさせていただきますが、1点目の要望は、国の緊急経済対策に関する情報を速やかに事業者へ提供することでありましたが、商工会や観光団体を通じた情報提供のほか、行政ホームページでは関連情報を集約した構成に変更し、特に、情報という点ではスピードにこだわって対応をしてきたつもりであります。

2点目では、相談窓口を一元化することでありましたが、対策本部事務局である総務課が総合調整役を担い、相談内容に応じて担当課へつなげるといった方法により対応をいたしました。

3点目は、村内循環型緊急経済対策を構築をすることでありましたが、消費を通じた事業者支援を目的とした「地域支えあいプレミアム付商品券事業」を事業化しております。

4点目は、企業存続や安定経営に向けた事業者支援として、具体的に制度融資に係る利子補給が要望され、こちらも制度化した上で、安定的かつ効率的な支出のための財源を確保するための基金を設置をいたしました。

5点目は、誘客につながる情報発信を行なうことでありました。この点については、白馬村観光局が主にSNSを用いて、画像や映像による情報発信を継続して行なっているところであります。

なお、伊藤議員のご質問にある、ある程度の廃業は仕方がないとの認識であるのかという点であります。決してそのような認識はありません。大事なことです。再度申し上げますが、そのよ

うな認識はありません。

太谷議員に対する答弁と重複をいたしますが、村の財源だけでできることは限られますが、国や県の支援策を有効に活用しながら、事業の継続と雇用の維持に取り組んでまいります。また、施策や事業の立案、実施に当たっても、関係機関の協力が不可欠でありますので、十分な連携の下で取り組んでまいり所存です。

最後に、持続可能なありさまを具体的に示してほしいについてお答えいたしますが、白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の、見出し、議会の議決すべき事件第2条に、「村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止」を議決事件として規定をしております。

現在、白馬村第5次総合計画後期計画の策定の途中ですが、コロナ禍にあつて後期計画における基本構想について、変更について庁内で検討をいたしました。後期計画においても前期基本構想のキャッチフレーズ「白馬の豊かさとは何か 多様であることから交流し学びあい成長する村」を踏襲することとしており、議会において前期計画でお認めをいただきました、この基本構想がこれに当たるところであります。

以上で、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。一言で言っていたきたいところなんです。SDGsの目標みたいなのにあつた「地球上の誰一人残さない」というところでのよろしいでしょうか、一言で言うと。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（横山秋一君）** 村長答弁のとおり、「地球上の誰一人残さないことの誓い」であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうすると、今までの経済活動の中で取り残されてきた方たちがいらっしゃるという認識でよろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（横山秋一君）** 今のは、地球全体で取り組んでいるSDGsのいわゆるキャッチフレーズというふうに思っております。それがイコール経済活動で誰かが取り残されたという解釈にはならないと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** じゃあ、別に村内のことというふうには限ってはいないんですが、残された方がいるから残さないようにしていこうということだったと思うんですね。で、何で取り残されたのかということなんです。自然現象で、例えば皆さんの収入が減っているとかがいろいろあるかと思うんですが、例えば少子化とかそういったことで子供の貧困とか、そういうことが言われて



いるわけなんです、これ、全て自然現象だと思われませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** すいません、ちょっとSDGs議論というか、非常にグローバルなんです、SDGsに関して、地球全体で取り組んでいるとさっき言いました。そこで取り残されたとよく言われているのは、年代的にいうと子供たち、特に貧困、飢餓にあえぐ方々、あと学校に通いたくても通えない方々、そういった意味からいうと日本は恵まれていると言われているのは確かでございます。これについては紛争等の事案もありますし、一概に全て自然現象というところではないかなというふうに考えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 日本も別に恵まれているかどうか分かりませんが、子供の貧困というのは6人に1人、7人に1人とされています。必ずしも日本は豊かだ、経済的に豊かだとは決してもう言えなくなっているんですね。そのことをやはり念頭に置いていただきたいなと思います。

私、一応ここではどうすればこの持続可能に変えられるかというところなんです、持続可能な社会って何かというと、今までやってきたことが継続すれば、これは持続が不可能だよということを行っているんだと思うんですね。ですから、じゃあ何をすればいいかということなんです、私は今までの価値観を変える、今までの真逆をやるということだと思っていますが、どう思いますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** これ、確かな答えはないかと思うんですけども、例えば私たち職員一同、昨年度ですか、SDGsの職員研修というのを行いました。その中でいうと、経済、環境、社会、これのバランスを取ることが非常に重要であると。環境だけに重視しすぎると、それこそ経済的な稼ぎがなくなって貧しくなる。逆に、経済だけが進むと、環境破壊が進むと、そういったようなのが、非常に上手な、うまくできたゲームでできておまして、それをチーム単位で取り組んだ時、SDGsの取り組みというのはこういうことなんだなというふうに考えました。ですので、今、議員がおっしゃった、今までと真逆のことをやればいいということではないと。ただ、行き過ぎた部分は削ってもいいのかなというふうには個人的に考えています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 私は、真逆と、その辺はいいのかわかりませんが、今までの価値観をやっぴり変えるべきだと私は思うんです。今まで、じゃあどんな価値観で経済活動してきたかと、経済優先でしたよね、正直なところ。何が、どんなものかという、やっぱり大きいものが、新しいものが、効率的なものがそういう社会活動といいますが経済活動だったと思うんですね。ですから、今回も効率的じゃない学校、統廃合をすべきだというようなことを、まことしやかにささやかれているわけですが、そうすると、こういった経済活動を私は変えなきゃいけないと思うんで

すね、価値観を変えなきゃいけないと思うんですが、そうすると、持続不可能であるということが生き残れないであるならば、じゃあ変えなきゃいけないと思うんですが、その点はいかがですか。自分たちは変わっていかないといけないと思うんですか、どうでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** おっしゃるとおり、発想を転換とかしていくことは重要なことだと思います。今まで、当たり前だと思っていたことを一回立ち止まって見直す、そういうことは大事だと思います。あと、多分、伊藤議員とは6月議会でも経済学のお話をさせていただいて、おそらく行き過ぎた新自由主義というのに警鐘を鳴らしていたので、そういった部分に絡んでいるのかなというふうには思いますけれども、それはそれぞれの考え方でありますので否定するものではありませんけれども、そうですね、発想を転換していく、それは非常に常に重要なことだというふうに考えています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうすると、③のところなんです、小規模事業者が日本に一番多いと言われていて、この方たち、この形態、持続可能かというところなんです、可能とおっしゃいましたね、不可能とおっしゃいましたか、すいません、ちょっと聞き取れなかったのです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 村長の答弁ですと、やはりいわゆる現在のうちの宿泊施設は、8割以上が小規模というか、そういったものであるということがあるので、もちろんそういった8割以上占める部分なので、そこは持続可能でなければいけないとは思いますが、今の現状は非常に時代的に困難ですよというような答弁をさせていただいたと思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** その時代的に困難というのもちょっと分かりかねるんですが、私、この宿泊業者が小規模の宿泊業者、自営業者が多いというのは、これは白馬のとんがった部分だと思っているんですね。民宿の発祥の地という、やっぱりこういうふうにして生きてきたという歴史のものだと思うんですね。これはやっぱり持続可能だと私は思うんですね。先ほどちょっと柔軟性がなくなっているとか、柔軟性というお言葉が出たんですが、柔軟性があるのは大きな宿泊施設なんですか、それとも小規模の施設だと思います、どちらだと思いますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

宿泊施設の規模を見て一概に柔軟性ある、ないというふうに言うことはできないんですけども、ただ言えるのは、小規模の施設というのは、やはり小回りが利くというのはメリットがあると思います。それぞれのお客さんに応じたサービスができると、そういったサービスをやってきて、これまで持続可能性を確保してきたんだというふうに認識しております。

一方で、大きな宿泊施設というのは、やはり時代というんでしょうか、流れを読む力にたけていて、そこに順応できるという点でメリットがあると思っていますので、それぞれいいところを伸ばしていくことが、白馬村の宿泊産業の持続可能性を確保する一つの方策なのかなというふうに感じています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** SDGsって多様性ということを言っていると思いますので、こういうふうにたくさん事業者がいてということは、いろんなマーケットニッチを捕まえるんじゃないかなと私は思うんですね。ですから、そういう方たちがここで踏ん張っていただいて、どこ行っても同じホテルでどこ行っても同じ景色でというような、そういったリゾートにはしていただきたくない、してはいけないと思っています。なので、この方たちに踏ん張って、本当に頑張っていただきたいと思うんですが、その中で、宿泊産業イノベーション事業ですか、こちらを計画しているということなんですが、これどういった、どこからの提案でされたものなんでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** ベースは観光地経営計画の中に宿泊産業の戦略的な活性化というような戦略が1つ掲げられております。昨年度、計画集計当たりますので、前期の評価を実施いたしました。その中で、戦略的事業に位置付けられながらも、なかなか目に見える事業に取り組んでいないという評価がありましたので、事務局である観光課で、ひとつ宿泊産業を変革させるような取り組みをやるんじゃないかということで発案して、一部専門家のアイデアも頂きながらつくり上げた事業があります。

また、この春コロナが感染広がりつつある中で、ある地区の宿泊施設幾つか集まったところからも、こんなこと考えているだけと同じような提案というんですか、相談がありました。村でも宿泊産業イノベーション研修事業やるので一緒にやりませんかということで、地域の宿泊施設の方々も同じ方向向いているなと思ってこの事業を着手しているところです。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** この事業は、元気づくり支援金を使っていらっしゃるかと思うんですが、前回やったか、前々回やったと思うんですけれども、大体予算が600万くらいあったかと思えます。それで、1人当たり1回に計算すると5万円くらいになると、大分お高いものだったような気がします。もし間違っていたらすいません。それで、これをやることによってこうなるんだよという効果をちょっと教えていただければと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** こちらの研修事業について、村長答弁でありましたとおり、座学とグルー

ワークで皆さんで考えて一つの方向を導き出すというような形になっております。

その参加者は、今、募集しているんですけども、おそらく問題意識もあって、先を見た未来志向の方々が集まってきて、今の白馬村の置かれている状況、それから求められていること、それから何が必要なんだろう——同じことか——をみんなで議論しながらやっていく研修にしていきたいと思いますので、宿泊産業のこのイノベーションの中核的なところになっていただいて、それを広げていくような、そんな形を目指していきたいというふうに考えています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 先ほどの廃業は増えるんじゃないかと、廃業しても仕方ないと思っていられないとおっしゃったんですが、おそらく今おっしゃっている未来志向の方っていうのは廃業を考えていないと思います、おそらく。やっぱり、そういう人たちはもう後ろ向きになっているので、じゃあどういうふうにそういう人たちを探し出すというか、そういう人たちに手を差し伸べていくかというところなんですけど、何か案はありますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** おそらくこの研修事業の中では、実施施設に限らず白馬村の宿泊産業という広い視点で議論するところから始めることになると思います。その中で、おそらく問題点として、問題点というか解決の方向性としてサービス形態を見直そうとか、幾つかの施設でできるサービスは共同化していこうとか、そんな話が出てくるかと思います。その辺りで、実施施設だけではできない負担が大きい部分をみんなで分散ができれば、一つ継続というんですか、廃業を減らす手段になるのかなというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうすると、生き残る方法としてみんなでまとまるということなのかな、地区でまとまって皆さんでやっていかれるというようなニュアンスだった、それでよろしいのかなと思うんですが、ちょっと違うかもしれない、すいません。

それで、あと先ほどの、どうやって廃業を食い止めるかというところで、村の財源だけでは限られるというようなことをおっしゃったかと思います。これは、いつも財源、確かに財源があればいいとは思いますが、やはりどこどこを使うかというところで、随分と財源が縮小されるんじゃないかなと思うんですよね。というのが、やはり先日ですか、山麓会議がありまして、白馬高校の寮のことが全協で出てまいりました。このときに、全国募集の生徒に寮ではなくて下宿を紹介すると言ったのはどうかということがあったかと思います。それで、そういうその下宿を紹介するに当たって、後ろ向きである方、もしくは後継者がいない、もう観光局の退会理由が廃業だとか、後継者いなくて廃業だ、そういう人たちに焦点を当てて、例えばそういった方たちに下宿を紹介する、

あるいはお孫さんに来ていただく、それで白馬高校に通っていただくというようなことを考えては  
いかがかなと思うんで、いかがでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 私、山麓の副管理者という立場もあるので答弁させていただきます。

今、議員さんおっしゃった、いわゆる寮生を下宿のほうへシフトし、その受入れ先を宿、今、宿  
やっているけど疲弊している宿がやればいかがなものかというお話です。これは大変いいご提案だ  
というふうに思います。実際は、確かに寮はそうは言っても12か月、収入は安定しますけれども  
ずっと休みなくというか、ほとんど休みなく面倒を見なきゃいけないというような面もあって、ど  
っちかという、いい面もあるし、結構逆にハードになる面もあるのかなということもありますけ  
れども、そういった業務が向いているというような形態の宿だったら、それは全然転換してもら  
っても、業態を転換するということは、さっき太田が言ったとおり、小回りが利く宿泊施設だと有  
効かなとは思いますが。ただ、寮生というか来ていただく県外生の数が一定していないという非常に  
リスクを抱えているので、いいアイデアだとは思いますが、今日のところはお聞きしておきた  
いというところでお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** やはり、どこどこを結びつけるかというのは、やっぱり個人情報とかも  
ありますので、これはもう行政が一番データを持っているといいますか、資源を持っているわけ  
ですね、それを活用していただきたいな、そういうふうに思います。やってみないと分からないので、  
とにかく両方を結びつける、それで白馬を好きになっていただく、白馬の里親をつくっていただく  
というような形が、私はよろしいんじゃないかなと思います。

それと、やはり、3月の定例会ですか、そのときに、滋賀県の野洲市の滞納を減らしていること  
を紹介させていただきました。そこで、市が持つ資源を有効に使うことで滞納者を救済するという  
ことを野洲市はやっておりまして、その市民生活相談課というのがありまして、そのハタノさん  
という方にお電話で聞いたことがありまして、野洲市の場合は、サラリーマンがメインで税の滞納が  
ないということでした。担当のハタノさんだったらどうしますかと、私、聞いたんですね。そした  
ら、商工会などをつなぎ、経営指導ができる人を紹介してもらい、納税できるよう一緒に連携する、  
専門家につなげるとかネットワークを構築するということをおっしゃっていました。それで、最後  
の一言が、皆さんの場合、要するに白馬村の場合なんですけど、自営業の滞納が減ること、そ  
のことが村全体の底上げになって、ブランドになるんじゃないですかと言われたんですね。私、そ  
れを聞いたときには、本当にそういう考え方があるんだと思って、すごいびっくりしたんですね。  
この前は、これしたときには、あまり前向きなお返事をいただけなかったんですけども、まずそう  
いう方から救済していくということをやられたらどうかなと思うんですけど、どうでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** 滞納を減らすということでございますけれども、当然財源の占める村税の割合というものは非常に大きなものがございます。本村の特徴として、その村税の中でも他の自治体と違うのは、固定資産税が6割を占めるという部分でございます。この固定資産税が多いというのは、今、話に出ております宿泊施設の持つ家屋あるいは償却資産、こういったものが非常に多くを占めております。当然、こういったものを維持していく、持続していくということに関しましては、当村が代々行っております観光立村、こういったものにもつながってくるというふうに私は考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** ブランドの考え方がどういうふうかというのが、まずちょっと皆さんと私、違うかなと思うのは、商工会がやった起業塾で先生がおっしゃったのは、積み上げていくものだと、あるものではなくて、これは独特なものだといってバケツの中に入れていくものだと、そういうふうに教わったんですね。ですから、ぜひともこういうものをブランドとして、白馬のとんがったものにしていただきたいな、そういうできるのは行政だけなんですよね、ほかの人はできないんです。なので、それをぜひとも有効に使って、住民のためにやっていただきたい、そのように思います。

あと、4番目なんですけど、いろいろと商工会の会長から出されたことをおっしゃっていただいたんですが、小谷村が観光連盟を通してやったことがあるんですね、このコロナ対策で。それ、ご存じかなと、どうでしょう、知っておられますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 小谷村、観光再興を検討しているところでありまして、たまたま小谷の副村長とは非常に席を同じくすることがあるんで情報交換している中で、コロナ対策と言えるか、先ごろ載った何億円という救済とは別で考えさせてもらいたいですけれども、小谷村では観光連盟が会員さんにマスクや消毒液、検温計というのを配布して、多分費用は村が負担しているのかなというふうには考えているのと、最近の動きでは、マイクロツーリズムですか、県内とか近県への営業を強化しているというふうな情報交換をしています。逆に向こうから聞かれることは、午前中も出ましたG o T oトラベルの関係で、うちの観光局は、7月4連休からずっと相談窓口を開いて、いわゆる小規模宿泊向けに第三者機関登録というのをして便宜を図ったと、そんなような情報交換をしたので、それを報告させていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうなんです、小谷村観光連盟というのが、非接触型体温計を、大体1万2,000円するものらしいんですが、140戸ですかね宿泊関係、それと飲食にも合わせて190件ですかね、あと、マスクとかアルコール、フェースシールドなんかも配った。結構早い段階で配ったというんですね。じゃあ本当にこれ欲しかったなと、宿泊やっていたものとして思った

わけなんですよね。なので、ここの差は何だろうとすごく思ってしまっただけなんですけれども。

観光局の16件の総会資料では、会員数が15名の減で、退会理由は相変わらず廃業による退会等となっております。先ほど、廃業を食い止めるのに、どんなことをしてきたんですかとお伺いしたんですけども、ちょっとはつきりした、これやりましたということはお聞かせ願えなかったと思います。そのとき、16回の総会で、定時社員総会に向けた質問と題する会員の質問に、「日々白馬村の観光行政にご努力を感じながらも、今回の資料等には、組織全体としての危機意識のなさや未来構想のない議案書に、驚きと失望を隠し得ません」と前説がありましたが、観光局、このままの調子でいって持続可能なんですかね。昨日の同僚議員が、局に対する危機感があるというふうにおっしゃっていたと思います。局の在り方を検討する時期じゃないかと最後に言ったんですが、答えは求めなかったようなんですけれども、検討する時期ではないですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 観光局の組織としてこれからも継続して、村の観光の先導役になっていくか、その考える時期ではないのかという件でお答えさせていただきますと、確かに昨日の一般質問の中でも、村の負担の在り方を検討すべきだというようなご指摘が、議員さん、それから代表監査委員からもありました。ですので、そういう部分から、継続する中では財源、費用をどういうふうにしていこうかというのも一つ大事な要素だと思いますので、その部分は検討していきたいなというふうに考えています。

会員の減少というのは先ほどお話あったんですけども、最近実は増えているんですよ、会員が。5月以降、二十数軒の主に宿が新たに、または再加入されているというところがあります。これは、G o T o特需だと言われてしまえば、ちょっと言い返す言葉はないんですけども、それに応じて観光局の努力というんでしょうか、しっかりした姿勢も保っていると思います。さっき副村長がおっしゃったように、7月の早い段階から、なかなかG o T oの事務局から正確な情報が出てこない、それについて観光局が何度も電話をして、しっかりした情報を得て、それをかみ砕いて宿泊施設に流していったと、そういった姿勢を見て、ぜひ加入したい、加入しておくべきだというようなことを感じてもらって、今、増加傾向にあるということを見ると、やはり観光を先導するということもありますし、地域の観光、宿泊施設に限らず観光事業者をバックアップというんでしょうかね、後押しするようなことも大事なことだと思いますので、費用とそれから会員との接点の在り方というんですか、接し方、そういったものも含めて一度考えるというか会員事業者の意見を聞いて、それを反映するような機会が必要だというふうに感じます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 今、観光課長おっしゃったように、今年が会費がただだというふうのと、やはりG o T oがあつてというので、やはり第三者機関を通さなきゃいけないというのがあつて皆

さんが入られたというのは結構あるんじゃないかなと思います。ぜひとも維持できるように頑張っていたきたい、そのように思います。

時間も限られておりますので、次に移りたいと思います。

2番目ですが、持続可能な社会、コミュニティ、学校はどうあるべきかについてであります。

1、コミュニティの持続を不可能にするのは人口流出であるとするが、大学等への進学後に子供たちが戻ってこない一番の理由は何であると思われますか。

2番目、立地適正化計画が進められておりますが、安曇野市の計画は市街地、学校を核にした集約のように見受けられます。

当村では、小学校の統廃合がささやかれておりますが、持続可能なコミュニティであり続けるために、特に小学校は歩いて行ける範囲にあったほうが良いと思います。どうお考えでしょうか。

3、学校がなくなるイコール、コミュニティの崩壊につながるかの認識はお持ちであるのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の、持続可能な社会、コミュニティ、学校はどうあるかについて3項目の質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきますが、1点目の大学進学後に地域に戻ってこない理由についてであります。本村において具体的な調査等を行っておりませんが、民間の就職サイトでは、ご質問に似た内容の調査を実施しており、地元就職を希望しない理由の上位5位は、1位の「都会のほうが便利だから」、2位に「志望する企業がないから」、3番目として「実家に住みたくない、離れたい」、4番目として「地域にとらわれず働きたいから」、5位「給料が安そうだから」といった内容であります。この結果を見ますと、本村においても同様ではないかと推察をいたしますが、また、一般論としてですが、地元に戻る就職先として多いと言われる地方公務員ですが、白馬村役場の近年の新規の採用職員の応募状況を見ましても、地元出身の応募者がいない年も含めて非常に少ないことも事実ですので、この辺の理由についても確認をしてみたいというふうに思っております。

2点目のご質問にお答えをいたしますが、歩いて行ける範囲に小学校があることは、児童の通学に対する距離を考えた場合、理想的であると考えます。

しかし質問は、持続可能なコミュニティであり続けるためにとの質問の趣旨の観点から申しますと、議員の質問のとおり、私もあったほうが良いというふうに考えております。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が平成27年に発表されており、その中で学校の適正配置、通学条件の考え方が示されております。引用をしますが、「適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間についておおむね1時間以内を一応の目安」と



されております。

しかし、学校の配置は通学距離や時間ばかりではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の本質を踏まえた集団規模の確保も考慮をしなければなりませんので、学校の設置者としては、地域の皆さんのご意見も聞きながら、適正な規模と配置を検討すべきであるというふうに考えております。

また、教育課では、本年度、白馬村の将来を見据えた学校の在り方を検討するための「学校のあり方検討委員会」を立ち上げ、議論を開始をするというふうに聞いております。地域のコミュニティーの核としての性格を有することが多い学校と、その教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討していただきたいなというふうに思っております。

最後に、質問にお答えを申し上げますが、私も学校がなくなるというコミュニティーの崩壊とまでは言いませんが、衰退につながりかねないという認識を持っておりますし、その認識の下に、白馬村と小谷村では地域が協働して白馬高校の経営・運営に参加する地域案を提出をして、現在も白馬山麓事務組合で白馬高校支援事業を行っていることは、議員もよく承知のことかと思えます。

学校は、児童生徒の教育のために設置をされている施設ではありますが、地域の皆様から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所でもあり、地域の交流の場など、長い歴史を経る中で、地域と密接につながっています。こうした中で、地域とともにある学校づくりを目指して、各学校に信州型コミュニティースクールを立ち上げ、今年度からは国の基準にのっとった学校運営協議会に移行しており、地域に開かれた学校運営を目指しているというふうに聞いております。

伊藤議員の2問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含めあと11分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** なぜ帰ってこないかというところなんです、今、村長がおっしゃっていただいた理由です、仕事がないとかそういうことをいつまでも持ち続けると、事の本質を見間違っているんじゃないかなと私は思っています。

一応、村長、副村長、教育長、あと農政課長には渡したんですが、この平田オリザさんという方が書いている本なんです、これ、賛否両論あるかとは思いますが、この方が言っているのは、この本で言っていることですよ、「大学の教員を15年間やっていて、地方に雇用がないから帰らないという学生にはほとんど会ったことがない、彼らは口をそろえて地方はつまらない、だから帰らないと言う。そうならば、つまらない町をつくれればいい、あるいは地方に住む女性たちは口をそろえてこの町には偶然の出会いがないと言う。そうであるなら、偶然の出会いがそこかしこに潜んでいる町をつくれればいい。」というふうにあるんですよね。で、私、このことを先ほど村長のお話にあった白馬高校の学校運営協議会でお話ししましたところ、白戸会長もそのとおりだ

とおっしゃってくださいました。おもしろくないから帰らないんだよと言っていました。だから仕事じゃないんですよね。じゃあどうやってそのおもしろい町をつくるかというところを本当はもっとやりたかったんですが、ちょっとあんまり時間がないようなので、端折ってやらせていただきたいと思うんですが、先ほど紹介した本の中に、夕張市と富良野町の違いが出ているんですよね。それで、夕張市はご存じのように、100億円以上使ってリゾート施設を造ったりとかしたわけなんですけど、結局破産をしたといえますか、そういう形になっています。富良野は、「北海道最大の観光地として、季節を問わずにぎわいを見せている。さらにその北側、お花畑でアジア各国から観光客を集める美瑛町は、景観を守るため、高規格道路の延伸さえも拒否していると聞く。一体この差は何だろう。」というふうにあるんですね。この差は何だというふうに、一応これ、お渡ししてあるので読んできているという前提でお聞きいたします。（笑声）

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 事前に渡したから通告外でもいいというのは、また別の議論で議会のほうで検討してください。

基本、ざっと読みました。その部分は最も地方自治に携わっている人間としては参考になります。当時、炭鉱ですよ、炭鉱のあったところには、もう、無尽蔵にお金を出して貸し付けて、都会にでもあるような遊園地を造ったと、それが夕張。で、逆に自然環境のよさを、当時もきつと北の国からもあったんで、そういったのも相乗効果があって、あの自然環境の売りで人がどっと訪れたのが富良野、美瑛町という認識でいます。本物が勝ったという感じかなというふうに思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** この先生というか平田さんによりますと、「自分たちの誇りに思う文化や自然は何か、そしてそこにどんな付加価値をつければよそからも人が来てくれるかを自分たちで判断できる能力がなければ、地方はあっけなく中央資本に収奪されていく」と。要するに、そこにいる人間だと言うんですよね。で、「現代社会は資本家が労働者をむち打って搾取するような時代ではない。巨大資本はもっと巧妙に文化的に搾取を行っていく。文化の自己決定能力を持たずに付加価値を自ら生み出せない地域は、簡単に東京資本もしくは、あるいはグローバル資本に騙されてしまう」というふうに書いてあるんですが、白馬村はどっちですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** すいません、今、答弁終わって、ちょっと気を抜いておりました。申し訳ございません。

白馬村のいい方向に進む方向のほうを選択させてください。お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 地方の負ける方程式というのがあるだと思うんですよね。それ、どんなこ

とかというと、都会の真似をして、都会にあるものを田舎に持ち込む、これ、負けちゃうんですよ。だったら都会のほうがいいわけなんですよ。だったらここにあるもの、とんがったものをどう生かして付加価値にしていくかということだと思っんですが、今まで白馬よかったのは、どんな付加価値をつけていったと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） いろんな付加価値というか、やはり20年前、30年前から例えば景観形成とかそういった、もう開発でけっこう高い建物とかが建ちがちなゲレンデ周辺だったですけども、そういったところを未然に景観に気をつけたりした、そういった村づくりも一つの付加価値であると思いますし、やはり昔からある原風景ですかね、それはきっと都会にはない付加価値、ちょっと思いつくままといってもなかなか思いつかないんですけど、そんなことがあるのかなと思いました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 付加価値ってソフトだと言っているんですよ。なので、この中でソフトだと言っているんです。私は多分、食べられない、うちの父がよく言っていたのは、本当に食べない村だ、食べないと言っていました。それを食べるようにした、何か付加価値つけたと、やっぱりスキーだと思うんですよ。スキーを前面に。それはなぜかということ、みんながスキーをやったから、それを文化として持っていたんだと思うんですよ。だから、ここで私たちスキーやるのが楽しいのよというのをアピールしたんだと思うんですよ。だから皆さんスキーに来ていただいたんじゃないか。みんなスキーできるんですよ。それで、村民スキー大会とかでやっていらして、なんか本当に私より年配の方がチーム組んで出るって、本当いいなと思うんですよ。こういうのが、やっぱり根づかなくなっちゃった、このソフトが本当に地元がエンジョイできなくなっているんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 伊藤議員のおっしゃるスキーは白馬、本当に白馬の大事な文化だということは、もう全面的に賛同します。そこについて、そういう文化があるところは強いんだろうなと、そういう気はいたしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 本当もうちょっとこの辺はしつこくやろうと思っていたんですが、付加価値とは何か、とかというところは、もうちょっとやっていきかけたんですが、ちょっとあまり時間がないので、最終のほうにいきたいと思います。

この平田さんが書いていらっしゃるの、この書なんですけども、これ、そもそもは3・11でどうやって東北を復興するかというような後に書かれたものなので、東北がメインになっているんですが、「かつて、奥州は平泉にあれだけの金色堂を建てるほどの富を持っていたはずなのだ。司馬遼太郎氏は、繰り返し南部一藩は米本位制の徳川幕府体制に組み込まれなければ、デンマークの

ような酪農国家になる可能性を秘めていたといった趣旨のことをお書きになっている。しかし、南方由来の稲作を無理に行ってきたために、この地は毎年のように冷害、飢饉におびえなければならなかった」ということで、ここにはないものを持ってくと、やっぱり無理がいつてしまう、私はそう思うんですね。それで、東北といえは宮沢賢治、彼がある書で書いているんですが、「かつて我らの師父たちは、貧しいながら、かなり楽しく生きていた。そこには芸術も宗教もあった。今、我らには、ただ労働が、生存があるばかりだ。」、全く今のおりだなど思うんですよ。「宗教は疲れて、近代科学に置きざれ、しかも科学は暗く冷たい。そこに暮らす民草一人一人が芸術家となって感性を磨き、地域の付加価値を高めていく以外にはほかはない」と言っているんです。白馬、どうやって付加価値をつけて行けばよろしいと思われま。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 付加価値をつける、これ、非常に重要なことです。農産物のブランディングなんか付加価値をつけないと売れないという時代でありますので、今後一緒になって考えていってください。よろしくお願ひします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間はあと30秒です。質問はありませんか。

**第5番（伊藤まゆみ君）** もうちょっと本当は質問したかったんですが、やっぱり6次産業化というのが一般的には付加価値をつけてということになっているんですが、どうもうまくいっていない、そんな気がいたします。それで平田さんがおっしゃっているのは、何が足りないかという、付加価値を生み出すだけの人材が決定的に地方は不足していると言うんです。だからこれはすぐ教育に関係する。本当は今日は教育まで行きたかったんですが、ちょっと行けずに残念でした。

以上で、一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

**第10番（田中榮一君）** 10番、田中榮一です。9番目であります。非常に皆さん、お疲れのところでありますけれども、しばらく我慢頂きたいというように思います。

先ほど副村長が主体の答弁をしましたが、総務課長が主体になろうかと思ひますのでよろしくお願ひしたい。

今回は2つの質問をいたします。まず初めに第5次総合計画の後期計画について、行政文書の

管理について、この2点であります。

新型コロナウイルスによって、白馬村の観光産業が未曾有の収入源に見舞われています。国内で感染が確認されてから村内は未発生であります。7か月以上たちますが、いまだに終息の気配すら感じられず、雪不足と相まって多くの村民の方々は感染と経済不安の毎日を送っています。

そんな非常事態と言っている状況の中、後半5年間の行政の方針を示す第5次総合計画後期計画策定作業が現在行なわれております。策定方針の資料には、将来を見通すには非常に不透明な要素も多いが、関係する委員・職員全てがよりよい白馬村を創造し、策定作業を進めると表明されています。村政にとって極めて重要な計画になると思うが、次のことについて伺います。

- 1、不透明な要素とは何かを伺います。
- 2、基本構想の変更があり得るのか伺います。
- 3、令和3年度予算編成に及ぼす影響について伺います。
- 4、誰もが分からないコロナ危機、村長に求められるのはスピード感と政策の優先順位、未来を見据えた先見性だと思う。後期計画に向かっての覚悟を伺います。

以上4点、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中議員から第5次総合計画の後期計画について4項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の不透明な要素とは何かについてであります。計画策定方針の中で、「年々厳しさを増す財政状況や目まぐるしく変化をする国内情勢、また気候変動などによる異常気象などを見通すには非常に不透明な要素も多い」と記載をさせていただいておりますが、また、これに加えて世界的な流行が続いている新型コロナウイルスの感染拡大による生活や経済への影響など、行き先を見通すには非常に難しい現状について「不透明な要素」と記載をさせていただきました。

2点目の基本構想の変更があり得るのかについてですが、基本構想は住民ワークショップなどの話し合いの場で行われた意見を基に、平成28年度から令和7年度までの10年間を目標とし、村づくりの将来像と基本的な考え方を示したものとなります。

社会情勢の急激な変化により変更が必要となった場合は計画を見直すこととなっておりますが、後期計画の策定方針を定める前段において課長会議に諮り、基本構想についての継続の方針を確認をした結果、後期計画における基本構想の変更の必要はないと判断をしております。

3点目の令和3年度予算編成に及ぼす影響についてであります。前提として、現在も総合計画の全てが予算に反映をされているわけではございません。現在進めている後期基本計画の策定状況を申し上げますと、計画素案について計画審議会に審議を頂いている状況です。今後は、おおむね11月ごろまでに計画を取りまとめ、12月定例会において一旦報告をさせていただき、その後パブリックコメントを行なう予定となっております。

したがいまして、予算編成と計画策定は同時進行で作業が進むことになるため、前期基本計画で示された方針などを引き続き後期計画で行なう事業などについては、予算編成方針とともに大きく関係をしますが、来年度予算には反映されることは考えられますので、予算編成への影響は少ないものというふうに考えております。

最後に、後期計画に向かっての覚悟についてですが、本計画の基本理念に掲げている「白馬村の豊かさとは何か～多様であることから交流し学びあい成長する村～」を踏まえ、前期計画の達成状況をしっかりと精査をし、計画期間である5年後以降も見据え、持続可能な将来の村のあるべき姿をしっかりと描き、村政運営の指針となる計画になるよう、現在策定作業を進めているところであります。

白馬に集う皆さんが、白馬の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越える、そして、一人一人が豊かさを感じながら成長することができる白馬村を目指してまいりたいというふうに考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 冒頭の趣旨説明の中に「未曾有」という言葉と「覚悟」という言葉を入れました。これは非常に私自身も迷ったわけでありますけれども、今、白馬村の現状を見るに当たり、非常に入れなければならない文言だというように思ったわけであります。さらにもっと言えば、「混沌」という文字さえ、この中に入れようかと思ったわけですけど、そこまではちょっと控えなければと思って控えたわけであります。

村長にお伺いしますけれども、この未曾有の現状、かつていない今の白馬村、それからそれに立ち向かう覚悟というところを、まず冒頭村長にお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 田中議員、「未曾有の」という言葉をお使いになったと。確かに私も就職以来35年かな、経つけれども、このような経験は初めてであります。そういった意味では大変な時代、それを乗り切るのは本当にそれを越える思いでいかなければいけないということであるかと思えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** まさにそのとおりだというふうに思いますので、ぜひ職員も同じ気持ちで、この最後の5年間、この計画の5年間を職員一致団結をして、村長が旗振り役でありますので、その後に皆さんそういう気持ちでもって村政に当たっていただきたいというふうに思います。私自身も議員出るときも理念というもののいろいろ掲げたわけでありますけれども、このところを加えて議員生活をしていきたいというふうに思っております。

それでは、次のところの2番の基本構想の変更があり得るのかというところ、なぜ聞いたかとい

うところであります。これ変更がないという先ほどの答弁もありましたけれども、5年前に策定をしたときには、このゼロカーボンとか異常気象というそういう文言、それからSDGsのその文言は、たしか5年前にはまだ出てこなかったのではないかなと思うんで、間違っていたら言ってください。

この5年間で大きく世の中が変わってきたという中で、後半の5年間というのはやはり大きく左右するこの文言、3つの文言というものを基本構想の中に盛り込むべきじゃないかというふうに思っ、この2番の質問をしたわけであります。再度、じゃ、総務課長お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 基本構想の関係でございますが、村長の答弁のとおり、今のコロナ禍の中で基本構想をどう考えるべきなのかということで、改めて再度内容を確認させていただいたというところで、今のまま行くといったのは答弁のとおりです。

今の田中議員おっしゃいました、いわゆる気象変動であったりゼロカーボンであったりというのは、その下につく基本構想、こちらのほうの具体的な中身にのせていく内容で事は足りるんじゃないかということで、改めて基本構想のところに加えるということはずに、基本構想はそのままという考えでいるというところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 今、基本構想と言ったが、基本計画のほうではないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** すみません、基本構想の下の基本計画のところですよ。

**第10番（田中榮一君）** じゃ、もう少し細かいところを聞いていきます。いきなりでありますけど、教育長か教育課長にお答え願えたらというように思います。

文科省の最近の学習指導要領、新学習指導要領の中を見ますと、SDGsで新型コロナに打ち勝つというような形でSDGsのところを学習指導要領に組み込まれていると、6月に。そのところはご存じですか、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 学習指導要領の中のSDGsの関係ですけれども、話は伺っておりますけれども、細かい内容まではちょっと今資料持ち合わせておりませんが、そういったことが入っているというようなことは聞いております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** いきなりですみませんでした。これ私ちょっと調べたんです。それで、このところ大きく文科省のほうでもって新指導要領というもののの中に組み込んだというところであり

子供たちの環境というものが大きく変わる。音なしという言い方もおかしいんですけども、国の施策というものが大きく変わる、17のSDGsの項目があるわけでありましてけれども。そういう大きな変化というもの、これからの20年、30年後の国づくり、村づくりをしていくのに、そのように文科省も動いている、国も動いているということだから、この基本構想の中にある程度組み込んでいいんじゃないかなというふうに思ったわけでありまして。

このところをちょっと読んでみますと、これからの新型コロナウイルスに打ち勝っていくために、子供たちが20年、30年後に、まだ多分コロナウイルスというのは存在するだろうというところで、打ち勝っていくためにも今から教育をしていかなきゃいけないというところでありまして。これからの時代を生きる子供たちが、予測不能な事態に備えるためにどんな教育が必要なのでしょうか。鍵を握るのが新しい学習指導要領に盛り込まれた持続可能な社会のつくり手であります。持続可能な開発目標の担い手になるということですよ。

前文の中に、

一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多用な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることが求められる。

そういうふうに明記してあります。

この中に「多様な人々」という言葉も出てきます。それで「豊かな創造性を備える」というところも出てきてあります。これはまさに白馬村の基本構想に合致するところでありまして、SDGs、言いくいんですけど、このところをやはり基本構想の中にきちっと組み込んでいいんじゃないかなというように思って、基本構想のところを書き加えていったらどうかというところで質問したのであります。

非常に子供たちもみんな、国民老若男女一緒になって国づくりを進めていきたいと思いますということ。白馬村もくどいようですけども、子供たちと一緒に、世界の人々と一緒になって村づくりをしていくというようなところでありまして。ぜひこの中にSDGsの文言を一言基本構想の中に入れてほしいなというように思います。

それで、次のもう少し質問なんですけれども、今度はもう少し細かいところで聞きます。観光課長にお聞きをいたします。

白馬村には学習旅行という団体が存在をしております。前回、私一般質問をその中にちらっと入れたわけでありましてけれども、やはり長にお聞きしたところによりますと、いち早くSDGsの取組というものを学習指導要領の中にある、これを取り込んで修学旅行のカリキュラムにも素早く入れたと。6月に決まって、もう既に修学旅行においていただく学校に、私たちはこのような今までにないカリキュラムを組んで皆様をお迎えしますという、もう発信を既にしている。

それで先日お聞きする中で、京都のほうから中学生ですけども修学旅行に訪れたと。この厳しい



中に僅かな人数でしたけれども、バス1台20人とか、そのぐらいの非常にゆったりした豪華な旅であったようでありますけれども、そういう企業努力をし、それで1件だったということをお聞きしておりますけれども、そういう対応をしたというようなどこであります。

こういうところに積極的に村を売り込む上でも、それで同僚議員もちょっとそのところを触れたところがありますけれども、そんな国内、県内の修学旅行をお迎えするためにも、そういうところはもっと全面的にアピールをするということが非常に大事なところだということに思いますけれども、観光課長どうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

長野県の学習旅行誘致推進協議会白馬支部では、今議員おっしゃるとおりSDGsを一つの題材として、いち早く事業に取り組んでくださっていました。今年入ってからすぐ、総会というんですか、メンバーの中でいろんな議論はされて、じゃ、こういうテーマで行きましょう。ついては、役場の担当課にも、こういったところで応援してください、主には環境分野に関することだったんですけども、評価のことであったりとか、気候非常事態宣言のことであったりとか、そういった部分で村の取り組みをぜひ担当者が紹介してくださいというような話を頂きました。それにも全面的に協力しますよというような形でお答えしたんですけども。

やはり村として、今なかなか団体旅行というのは「どうぞ来てください」と言えるような状況ではないんですけども、いずれ来る感染症が落ち着いた時期に備えて、村なかで学習旅行の一つの大きなテーマ、魅力としてSDGsに関する取り組みはしっかり進めていくべきだというふうに考えています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 積極的に特に修学旅行というようなところは、非常に白馬村としても非常にありがたい団体だというように思いますので、ぜひあらゆる付加価値、先ほど言う付加価値というものをつけてお迎えするということは非常に大事なことではないかなというふうに思います。

先ほどの田中麻乃議員も持続可能なエネルギーというか、そのところを大分質問していたわけがありますけれども、私も小水力発電に関しては大分前からぜひ取り入れてほしいと言っているところでもあります。ぜひ後期計画の中でも、そのところは取り組んでいただきたいなというふうに思います。

非常に3億とか4億とか、そういう田舎にあるような大きな小水力ではなくて、本当に1,000万とか2,000万ぐらいの発電機でも十分、かなりの電力を賄うことができるというようなところをお聞きしております。そこのところは私あんまり詳しくないんですけど、酒井下水道課長が非常に詳しいということなんですけれども、ほんの小さな発電機というのはピンからキリもあると思うんで

すけど、どうですか、普通の水路で使う発電機の場合には、金額的にどのぐらいのお金を用意すればできるのかどうか、そこをちょっと一言。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井洋君）** 突然の質問でちょっと戸惑っておりますが、小水力発電研究会のチームリーダーという立場で先ほどもお答えさせていただきましたが、そういった意味でお答えさせていただきたいと思いますが。

確かにマイクロ水力発電ということで極端なことを言うと、1キロ、2キロワットの電球がつく程度の発電機、極端なことを言うと自転車の発電機、さらに毛が生えたようなというようなものから、実際平川発電所でやっているような180キロワットを起こすような発電機まで、発電機自体もう本当多種多様なものがございます。

今、田中議員が1,000万程度でできるものはないのかという話でございますが、当然いろんなメーカー当たっていけば、そういったものはあります。ただ、それに応じた適地があるかという話になりますと、それぞれの発電機、発電量、流量、落差等に併せた全てのバランスをそれぞれ調整しなければいけないというものがございまして、数年前に農政課のほうで農業用水路に対しましては発電の可能性調査というのは終わっておりますので、そういったところでは非常に多くの可能性もありますし、それなりの発電も可能だというふうに以前も村長のほうが答弁しているとは思いますが、今日の答弁の中にもありましたように、そういった場合になりますと、やはり2億、3億というような金がかかるということで、現在いろいろな調整をしているというような現況でございます。

また、そういったマイクロ水力発電につきましては、今現在もう技術革新が進んでおりまして、いろんなメーカーで出しておりますので、また引き続き研究会、また庁内ではそういった検討を進めまして、適地があればそういったものも例え僅かであっても、ゼロカーボンに向けた取り組みとして進めていけるのがよいのではないかとというふうに考えているところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。

**第10番（田中榮一君）** 後期5年間の中で、どうにか例えば1機でもいいんですけども、できればいいかなんてというふうに思っております。

8月の頭ですけれども白馬尻大雪溪、ちょっとプライベートで行きました。二股の発電所が全面的にほとんど改築に入っております。建物はもう全て撤去されて、水道管も多分新しくなるのではないかなというふうに――あ、送水管ですかね。それで非常にどのような水力発電ができるのかどうかというのを、今から楽しみなわけであります。

そんなところで中電も、そういう全面改築というよりも新築というか新設というかね、そんな感じであそこの二股を今やっているというようなところで、非常に白馬村としても下手すれば観光スポットというようなところにもなってくるのではないかと、水力発電、平川の小水力も含めて。そ

れでちっちゃな小水力も出来上がっていけば、非常に世界にも日本国内であったとしても、非常にアピールできる施設になっていくのではないかなというふうに思っております。ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

3番目のほうの税のところはどうなるかというのは心配なわけでありまして。税務課長、非常にこれから徴収のようなところでね、非常につらい立場にあらうかというふうに思います。かと言って、減免というわけにもいかないわけでありまして、村の財政、特に住民サービスというようなところは税の使い道の基本であるわけでありまして。

だから、そういうところでも、住民サービスを衰退することなく村政をやっていくためにも、徴収というところは非常につらい立場であるかもしれないですけども、やっていかなければならないというように、使うほうは楽ではありませんけれども、徴収するのは非常に大変だというように思います。その点、課長にこれからの税の徴収猶予というようなところを簡単にちょっと説明を頂きたいと、答弁頂きたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** お答えします。

税の徴収につきましては、このコロナ禍だから何かをやるということではなくて、私が4月税務課へ来る前から、税務課の職員については常に村民と向き合う中で、自主納税に向けて日々努力をしてきたというところであります。

こういったときでは、国のほうで徴収猶予の特例あるいは来年度には固定資産税の減免、こういったことも予定されております。我々としても国がこういった法改正をした趣旨、こういったものを十分受け止めて、それを村民の皆様に伝えていく。

ただ、当然そこには税の公平性ということもありますので、その辺も十分配慮する中で納税者の方と向き合って、何とか国が定めた、例えば徴収猶予であれば、この1年間はそれぞれの事業者さんが当面の資金繰りに苦慮しているところであれば、そういったものに使っていただいて、何とか経済的に回復してくれば、当然払っていただくというような形で、日々納税相談に当たっているところでございます。そんなところで日々、努めているということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、この1項目めの質問を最後の質問といたします。

村長、先ほどお答え頂きたかったんですけども、「覚悟」というところをもう一度——もう一度じゃなくて村長にお伺いをしたいというふうに思います。

この誰もが正解が分からないコロナ危機の中で、村長に求められるのは四字熟語で申し訳ないんですけども、「朝令暮改」という言葉が最近よく出てきます。私はこれ今まで知らなかったんですけども、朝決めたことを夕方にもう、またやめているとかという、そういうような一見ぶれ

るといふか、そういうところの表現ではないかというように思いますけれども。

ただ朝令暮改、朝の命令の「令」と「暮れる改革」というふうに書くわけでありませうけれど、でも、ある月刊誌なんか見たところで、朝令暮改をよしとする、やはりスピード感というものは大事なのではないかと、恐れてはいけないというところが書いてあります。

ぜひ政策の優先順位とか未来を見つめた先見性というようなところ、そして何よりもその覚悟と説明責任というようなところで、スピード感を持って対応すると、恐れてはならないというようなところ、失敗を恐れてはならないというようなところで言っている朝令暮改というようなところの説明であります。

感染防止策と社会経済活動と、まさに両輪が求められる最後の5年間だというように思います。村長として、本質はこの危機管理対応の場面で、今やはり村長の本質というものは問われてくるというように思いますので、覚悟というところを村長にお聞きしたいというように思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど答弁したとおりであります。今、朝令暮改というような四文字熟語で有名な言葉でありますけれども、そんなことも場合によっては柔軟性を持って取り組んでいかなければいけないというような状況もありますし、今こういったコロナの関係、そしてまた非常に村民が疲弊しているというような状況の中で、コロナ対策はしっかりとやらなきゃいけない、かと言って、経済も回さなきゃいけないという非常に難しい部分でありますけれども。

柔軟性を持つ中で何とかこの白馬村の発展のために、先ほど申し上げましたけれども、白馬の豊かさとは何か、こういったことをみんなで共有し合って、このすばらしい村にしていきたいというふうに思っておりますが、そのためには職員、そしてまた議会の皆さんからのご協力を頂いて、このすばらしい村にしたいというふうに思っておりますので、ぜひご支援、またご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** ありがとうございます。

それでは、次の行政文書の管理というようなところをお伺いをいたします。

政府は、2020年3月に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、国家や社会として記録を共有すべき歴史的緊急事態に指定をいたしました。これにより議事録などの作成が義務づけられ、将来にとって貴重な教訓を伝える資料として国立公文書館に移管されることとなります。

長野県は、政府が指定したことを踏まえ、県も正確な記録を行なうとともに、公文書として適切に管理・保存すると決めました。県内一部の市も感染拡大防止に向けた対策本部会議について、議事録を作成することを決めております。

今年度、村が直面した暖冬、雪不足を受けた緊急経済対策や新型コロナウイルス感染症に対す

る対策などは、白馬村にとっても歴史的緊急事態と言えるのではないかと考えます。ついて、次のことについて伺います。

1、上記の行なってきた2つの対策を村独自の歴史的緊急事態に指定し、保存する考えがあるのか伺います。

2、指定するならば、将来への引継ぎ事項として感染症予防対策や緊急経済対策を導入した結果、過程、その対策内容、効果、そして暖冬、雪不足、コロナ禍に村民はどう生き、何を考えたのか、資料として後世に残すべきと思うが、考えを伺います。

3、白馬村公文書等の管理に関する条例を制定する考えがあるのかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 行政文書管理について3項目の質問を頂いておりますので答弁をさせていただきます。

1点目の村独自の歴史的緊急事態に指定し保存する考えがあるのかと、2点目の将来への引継ぎ事項として資料として後世に残すべきと思うがとの質問ですが、関連がありますので一括答弁をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症による本村の対応状況から説明をさせていただきますが、白馬村対策本部会議を13回開催をしております。対策本部は課長会議と併せ、情報共有やコロナ関連事業の方針決定をしており、庁内全体への意思疎通をなるべく早く行なうために、当日または翌日には会議録を作成し、各課長を通じ、職員に回覧をしているところであります。

本村は過去にも、歴史に残る長野冬季オリンピックや神城断層地震を経験をしており、都度、議会より公的記録に関しての質問を頂いていると記憶をしております。現在のところ、世界的パンデミックであるコロナ禍を村独自の歴史的緊急事態に指定する考えはありませんが、各課で対応している事業の資料や国庫補助事業である新型コロナウイルス地方創生臨時交付金に係る書類等は文書取扱規定に基づき適切に処理をし、保管をするよう指示をしているところであります。

また、先の話にはなりますが、今後更新される白馬村史には、2020年のコロナ禍について、それぞれの専門家より執筆をされるというふうに思っております。

最後に、白馬村公文書等の管理に関する条例を制定をする考えがあるのかとの質問であります。公文書等の管理に関する法律が制定、平成23年の4月より施行され、地方公共団体における公文書管理条例制定は努力義務規定となりました。現在のところ公文書管理条例制定は考えておりませんが、現行の文書取扱規程についてデータ管理の方法と併せて見直しの時期に来ていることも事実ですので、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

田中榮一議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、ちょっと細かいところを聞いておきます。

村では、神城断層地震を経験しているわけでありますけれども、いろいろな関係資料を保存しているアーカイブですかね、そのところで、もう既に歴史的緊急事態というふうに捉えているのではないかと思うんですけれども、そのときには歴史的緊急事態という捉え方はなかったんですか、あったんですか。その点ちょっとお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。（笑声）関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** すみません。神城断層地震のアーカイブの関係でございますけれども、これにつきましては、緊急事態ということではなく、後世に伝えるために残していくという部分で始まっております。それと同時に、いろんな震災の学習ですとか、そういったところも含めて始まっている部分ではあります。あまり答えにはなっていないんですけれども、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 私はアーカイブとしてちょっと見たんですけれども、あそこのところでもって不足しているということちょっと語弊ありますけれども、緊急の対策本部を立ち上げて、そのときにどういう話の内容であったか、会議録というものはそのときに整備をされていたのかどうかというところなんですけれども、ああいう緊急事態のときに録音でもいいんですけど、その資料というものは残っているんですかね。その点どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 本部対策会議の会議録でございますが、日々刻々と状態が変わっていく中、また情報が収集される中で、最初においては対策本部会議を行ない、ブリーフィングの資料つくってプレス発表するという形態を取っておりましたが、あまりにもその頻度と刻々と変わる状況がございましたので、ブリーフィングはせずに、いわゆるマスコミを一堂に会しての本部会議ということにしておりましたので、議事録自体については残していないというのが実情でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** そこのところが非常に大事なところ、後世に残していくためには非常にそこのところがどういう議論をされたのかというのが、非常に大事なところだというように思います。国もそこのところが、東日本震災のときに、そこのところが曖昧であったがために法律を改正したところがあります。

私も震災直後に役場へすぐ来たんですけれども、そのときに対策本部でやり取りしていたところを傍らで見ていたんですけれども、非常に的確に指示をして、それぞれの課長に例えば教育長でありましたら、「マイクの運転をお願いね」、たしかそのような言い方、申し訳ないですけど、もうそのように的確に割り振りをして、それで被災者、人命を最優先にして、その対応をまずしてい

るといふ、そういうところというのは非常に議事録として残しておくというのが後世に一番大事なところだといふふうに、そのためのところを言っているわけでありませう。

そういう意味合いにおいて、今回の新型コロナウイルス感染症ということば、様々な対応をそれぞれ課においてやっているわけでありませう。例えは、じゃ、どなたの課長にお聞きするのがいいのか聞いていきますけれども、どなたにお聞きしましょうか。また教育課長に行きますか。

安倍総理が緊急事態宣言をしたときに、村に小中学校の休校ですか、それを求めてきたといふ。多分そのときに、総合教育会議を開いたのか、教育委員会を開いたのか、そこで多分決定をされていると思ひます。

それで、その小中学校をどうするかということば、それぞれの市町村に任されているわけでありませう。そのときの対応をどうしたのかということば、課長にちょっとお聞きしたいといふように思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めませう。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 緊急事態宣言の通りの休校に対する措置についてということばありますが、学校の休業については、教育委員会権限ではなくて設置者権限ということば、白馬村の決定ということばになってまいりませう。

あのとき、非常に事態が逼迫したといひませうか、早急に対応しなければいけなかったもんでせうから、教育委員会の意見としては、教育長の専決事項ということばでやむなしということば、各学校のほうには間に合わせるようにということばで通知をしたといふものでありませう。

これについて、各市町村教委、各市町村それぞれにいろいろな考えがあつて、間に合わせることなく遅らせたところもありませうけれども、白馬村の場合には、感染防止拡大といふところを一番において、間に合わせたと。小学校はちょっと間に合わなくて1日遅れたんですけども、そのところは専決事項で処理したといふものでございませう。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませうか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、ほかに緊急に対応をしたといふ課の方、どなたか手挙げ方式でいきますか。観光課。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 全体のこともありませうので、私のほうからお答えさせていただきますが、まず、新型インフルエンザの特措法の改正により、新型コロナウイルスは法律上でいくと新型インフルエンザの特措法の中に含まれるということばをまず押さえておいていただき、緊急事態宣言が出されたといふ時点で、地方公共団体は必然的に対策本部といふのを設置しなければならないといふ法律になっています。ですので、緊急事態宣言下の中では、我々もそうですし、長野県も国の指示に基づき行動せざるを得ないといふところをまず押さえておいていただきたいと思ひます。

で、もう1点は、新型コロナウイルスの対応に対する閣議決定というのが行なわれております。いわゆる国のほうの対策本部を設置した段階で、市町村への設置義務というのはないんですが、それぞれ対策本部をどうするのかは、地方公共団体に委ねるとというのが閣議決定で通知がされているところです。

大きく分けて、緊急事態宣言下では我々がどの対応をするのかというのは、国に委ねられているというところが1点です。

それと、緊急事態宣言が解除をされて、それぞれの地方公共団体としてどうするのかということになりますと、長野県の対策本部が行動方針等を定めますので、村の対策本部としてはそれに従うというのがこれまでの会議の中で詰めてきた内容になります。

そのほかに、単独で決めるというものの中にはあろうかとは思いますが、その辺については、村の対策本部会議の中でそれぞれ検討し方針を定めてきたという全体の流れを、まず私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと11分です。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 公文書の管理ということは、後世に残すために非常に大事なところというところを今やっているわけでありまして。ぜひこれから会議録をどう作っていくかというようなところになってくるんですけど、そのところをどう、ちょっと難しい言い方になるかと思うんですけども、例えば課長会議、臨時課長会議というのがあります。で、それというのは白馬村、庁議規程ですかね、そこで課長会議、臨時課長会議というものを位置づけているというようなところですけど、その庁議規程のところ、総務課長、ちょっと簡単に説明していただけますか。今の言い方でいいんですかね、自分の。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 庁議規程ですけども、定例課長会議と臨時課長会議とございまして、定例課長会議はたしか月末、臨時課長会議は随時ということで定められていると思いますので、それに基づき、毎月できる限りではありますけども、会議のほうを開催させていただいているという状況でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** そのところに、例えば会議録というようなところは私は見たんですけど、そこに会議録をすとかそういう義務づけはしていないわけでありまして。それで、もしこの歴史的緊急事態に対する文書というのを残すことになれば、そのところで会議録を作成をするというように定めるところを、項目を1項加えることによって、次の世代にこの財産とも言える公文書の作成になっていくのではないかと思うんですけども、その庁議規程の中に、会議録を作る



というようなところを付け加えるということが、どうですかね、それは考えられないのかどうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、課長会議の関係につきましては、現在、定例も臨時も議事録というのは作ってございます。それと今回のご質問に関しては、歴史的緊急事態といえますか、そのような内容ということになると、今回でいうと、新型インフルエンザ対策本部というのは要綱で定められておりますので、実質課長会議の後で開催はしておりますが、位置づけとすれば要綱に定められたもの。で、これも先ほどの村長の答弁でありましたが、13回の会議録は全て整えております。

ただ、先ほど私が申し上げましたとおり、緊急事態宣言下での名称と、閣議決定による白馬村が独自に対策本部をつくったという名称は若干変えておりますが、議事録自体は残しているというものでございます。

あと、先ほど神城断層地震も個々の議事録は残していないという、私説明はいたしました。が、記録誌を御覧いただければわかるように、それぞれライフラインであるとか、時系列のものについては最低限残すということで努力はさせていただき、記録誌として田中議員も御覧いただいたと思いますので、その辺については、実質的な議事録の作成までは至りませんでした。そこまでは何とか対応させていただいたということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それで、会議録の保存というところになるんですけども、やはり永久保存というところまで持っていけないと価値がないと言ったらおかしいんですけど、そう思うんです。だから、そういう意味合いにおいても、条例の制定というところをぜひやっていただきたいというようなところを申し上げたわけでありまして。

それでもっと言いますと、国が今回、事前にちょっと申し上げたんですけども、東日本の震災のときには議事録は残していなかった、その反省のもとに、今回のコロナに関することは歴史的緊急事態ということで国が定めたわけでありまして。それできちんと議事録も取ってやりましようと言ったにもかかわらず、安倍政権がそれをやっていないというようなところでも新聞報道にもありました。

それで、じゃあ、県はどうなの、長野県はどうなのということで、長野県の公文書の管理というのは、条例を、今年になったのかな、春か何かには条例をつくっています。で、長野県もすぐに緊急事態というのを指定したにもかかわらず、議事録を残していないというようなところでも新聞報道にあった。で、そういうところが非常に、そういうことは微妙なところの議事録ということで、そういう言い訳的なところを言っているわけでありましてけれども。

だけど国、県がそうだからといっても、ぜひ各市町村、白馬村は国、県にかかわらず、きちっと

公文書というものを歴史的緊急事態に指定をして作っていったらどうか。もう包み隠さずやっていったらどうか。ほかの上のようなそういうことではなくて、きちっとやっていけば、やはり村としての行政の質といいますか、そういうところ、それと住民サービスというのは非常に向上してくるのではないかということで、条例の制定というところを言っているわけであります。

で、長野県内でこの公文書の条例を制定をしている公文書等の管理に関する条例を制定しているというのは、東北信のある町1件、僕の調べた限り。長野県の市町村も含めてもその1件のところだけであります。町の名前を言えば小布施町ですかね、そこだけは、この公文書等の管理に関する条例を制定して、それで対応しているということであります。

だから、ほとんどの市町村というのはやっていない、努力義務であるからやっていないわけであります。だから、今回のこういう事態というのは、もう繰り返すようではけれども、緊急事態、もう間違いないわけであります。それでよその市町村やってないからといって、努力義務だからといってやらないというわけではなくして、もうぜひ作ってほしいなというように思います。

先ほど、庁議設置規程というところも話をしました。ぜひこの規程の中に会議録に関することを、ぜひ加えてほしいということを申しました。ぜひ前向きと言え、つくらなくなるんでありますけれども、ぜひこの緊急事態、雪不足というものも非常に白馬村にとって緊急事態であります。この疫病に関しても100年前のスペイン風邪、今でいうインフルエンザのA型でありますけれども、今、コントロールされているわけでありまして。そういう歴史的にも、疫病というものから逃れることができない人間の宿命といいますか、ありますので、これからも5年、10年後にもまた新しいウイルスが発生をして、生命を脅かされるかもしれません。そういう意味合いにおいても、きちっと今の状況というものをきちっと議事録に残して、歴史的緊急事態ということに指定をして、議事録を残していただきたい。

各課の課長さんも、今回のこのコロナ対策や雪不足に対する対策というものをきちっとやったのを、それをどこかでまとめて1冊の資料として後世に残していただきたいというようなところで、一般質問をさせていただきました。村長、この資料を後世に残すというようなところを一言頂いて、私の質問を終わりたいというように思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 検討してみます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から定例会会期日程表のとおり各委員会等を行ない、9月24日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から定例会会期日程表のとおり各委員会等を行ない、9月24日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時06分



## 令和2年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和2年9月24日（木）午前10時開議

（第4日目）

### 1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

## 令和2年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和2年9月24日（木）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 3 議案第52号 物品の取得について
- 日程第 4 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書
- 日程第 5 発委第 4号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

## 令和2年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和2年9月24日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	山岸茂幸
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

議案第52号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発議第1号（村長提出議案）討論、採決

発委第4号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
  - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第52号 物品の取得について
  2. 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書
  3. 発委第 4号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書



開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。これより、令和2年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。それぞれ、常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。お諮りいたします。議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和2年第3回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案11件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第38号 工事変更請負契約の締結について。B&G体育館大規模改修工事に伴うもので、アスベスト含有ボードの撤去・処分、屋根材の室内側のさび落としのため750万2,000円を増額するものです。質疑では、工事詳細部の質問のほか、工期の変更は、に対し、10月末に予定どおり竣工する。中学生はアリーナ部のみ仮検査をして使用している。一般貸出しは11月から、という答弁がありました。

討論はなく採決したところ、議案第38号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定について、条例制定の背景の説明では、外国人観光客や外国人住民が急増し、共にまちづくりと村の経済を発展させるとともに、多文化共生の生活文化を築いてきた。全ての村民が文化を尊重し合うことは、白馬村の経済と村民福祉の向上に極めて重要である。また、緊急時において土地所有者と連絡が取れないとの意見が寄せられた。外国人の不動産所有を中心とした個人情報収集により緊急時の対応をするとの趣旨説明と、続いて各条項の説明がありました。

質疑では、白馬村は外国人の比重が多い自治体であるが、他の市町村は多文化共生について取決めの指針がある自治体が多い。情報収集が主目的の条例に見える。理念条例的なものをまずはつくるのが最初かと思うが、に対し、前段は理念をうたって、後段で情報の収集と提供とした。まずは一緒に住みよい地域をつくりましょうという理念と、土地所有の実態が登記簿だけでは分からないことの課題から、後段は情報の収集と提供を検討した。既存の税条例の一部改正や、個人情報保護条例でいう審査会で意見を聞き扱うことも考えたが、時間もかかるのでこの条例にした、という答えでした。

外国人の不動産情報について把握したいということで条例を制定するというのか、に対し、情報収集も一つの要素、ウェブサイトでの情報提供も一つの要素。今はニュースレターを作成しているが、今後ウェブサイトで情報を発信していきたい、との答えでした。

長野県の多文化共生推進指針2020がホームページに掲載されている。白馬村は外国人1,100人ぐらいでの比率が11.74%で10位。茅野市は900人で1.77%の比率しかないが、茅野市は推進計画をつくっている。先に理念条例だけをつくる予定はあるかに対し、前段で理念をうたっているのご理解いただきたい。茅野市は参考にさせていただく、との答えでした。

元気づくり支援金をもらうために、慌ててやったと思われるが、に対し、元気づくり支援金は、令和2年度事業で1次採択されている。年度当初の条件として類する条例を考えていただきたいということでこの時期になった、という答えでした。

よその自治体での前例はあるのかに対し、全国で4つしか条例の制定はない。加えて個人情報の収集は白馬村が初めてとなろうかと思う、との答えでした。

情報収集をするために条例を制定することに間違いはないかに対し、課題を具体化するために情報をデータベース化する、との答えでした。

自治基本条例を考えることはしなかったのかに対し、自治基本条例も関係課で打合せしたが時間的な課題があった。自治基本条例には議会も入るので時間的に厳しい。今回は時間がないので多文化共生条例を上げさせていただいた、という答えでした。

基本理念の第2条第3項は誰に対して言っているのか。外国人に理解してもらわないといけないが、これは日本人に対して言っているのではないか、に加えて、第4条の議会の責務をなげうたい込まなければいけないのか理解できない。議会基本条例があり改めてこの条例に入れ込む必要があるかに対し、2条3項は、多文化共生の推進を図るに当たり、県の多文化共生指針があり、その中で受け入れる側が外国人に対して行なうことが32項目書かれている。条例では外国人を受け入れる理念ということで書かせてもらっている。議会の責務は深い意味はなく、全体で取り組みましょうということで入れた、という答えでした。

理念は重要でありこの村を皆でよくしていくというところをうたい込まないとだめだ。日本人と外国人、皆が守っていかないと意味がない。多文化共生支援員は、納税代理人を示唆していると思

うが、この下についてくる要綱はどう考えているのか。どういうふうに応用していくかが見えてこない、に対し、細かいことは規則で定める。かけ橋になってくるので、例えば区長が登録すれば支援員になる。村内に住所がある不動産会社や納税管理人を想定している、との答えでした。

2条2項には、外国人も入区をしてもらうことを入れていかなければいけないのではないか。これではお互いが助け合うことが薄れている。時間をかけて検討したらどうか、に対し、外国の営業している方の把握ができていないのが一つの理由。情報を一元化して誰が管理しているかは分かるようにする、との答えでした。

議会の責務は、議会基本条例をつくる時も10年以上話し合いながら制定している。あえて議会の責務をうたい込まなければいけないのかは疑問に対し、議会の責務は、理念条例には他の自治体でも掲げている例がある。本村の既存条例にはこれまでないが、今回は議会の皆さんと一緒に進めていきたいということでご理解いただきたい、という答えでした。

意見としまして、この条例はやっとできたと思っている。3年前に索道事業者が特定技能者を入れてほしいと要望していた。外国人労働者を村は受け入れていかなければいけない。1割の外国人が定住している中で、視点を当てて条例を制定してほしい。アクションプランを策定してほしい。お互いを認め合うことは難しく条例を決めて話し合うことは重要。議会の責務は載せていったほうがよい。別の意見として、多文化共生条例は高邁な理念条例であり格調高くつくってもらいたい。本当の狙いは情報収集することであり、左右ページの内容がアンバランスで理念のつくり込みが浅い。議会の責務は疑問でここだけが他より具体的に書かれている。第1条(目的)は、互いに仲よくしましょうというものであり、目的に沿うなら外国人住民の責務と村民の責務の両方が必要だ。対等に付き合う理念のつくり込みをしていただきたい。

討論に入りまして、条例制定趣旨は理解できるが、中身を精査していただき、再度出していたでくということで、反対。原案で賛成。対等であればこういう問題は出てこない。別々につくるのが本来。理念条例だけではつけないとの答弁と、中身は外国人の不動産情報の取得が目的なので、理念条例が約束できなければ、反対、というような討論がありました。採決したところ、議案第39号は、委員長を除く委員少数の賛成により否決すべきものと決定しました。

議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、白馬村学校のあり方検討委員会を追加したいもの。構成は地域住民3名、保護者代表、学校長に、一般公募2名、1名は子育て世代などを考えている。児童数が減っている中、諸問題を調査検討いただき教育委員会に答申していただく、という説明がありました。質疑、討論はなく採決したところ、議案第40号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号の学校のあり方検討委員会の委員報酬を追加するもの。他の委員会同様の日額6,100円、半日額3,800円とする、との説明がありました。質疑、討論はなく採決したとこ

ろ、議案第41号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、GIGAスクール事業でICT導入支援を行なうGIGAスクールサポーターを配置する。報酬をこれまでのICT支援員への1,000円以内から、2,000円以内に改める。小中学校での技術的な助言、パソコンの設定、ICT支援員に指示ができる人材を配置したい、との説明がありました。

質疑では、雇用の募集は始まっているのかに対し、10月1日から開始したい、との答えでした。討論はなく採決したところ、議案第42号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、さまざまな対応策により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とされたことなどの規定を定めるもの、との説明がありました。質疑、討論はなく採決したところ、議案第43号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、全国の家庭的保育事業者の半数が連携施設を確保できていないことにより、連携施設を確保しないことができる経過措置を延長すること。卒園後の受け皿について、利用定員が20人以上の企業主導型保育事業の施設、または地方自治体が運営費の支援を行なっている認可外保育施設から確保できるように定めるもの、との説明がありました。

質疑では、家庭的保育事業者は具体的にどのようなもので、村内に事業者はあるのかに対し、保育の形態は、保育園、幼稚園、小規模保育、家庭的保育、事業者保育事業があり、家庭的保育は基本5名以内の未満児を預かる。3歳になったときに正規の保育園等に受け入れてもらわないといけないが、全国的にみると受けてもらえない状況があるための措置。村内にはない、との答えでした。

討論はなく採決したところ、議案第44号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、厚生労働省令で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同省令を参酌して定めている条例について所要の改正を行なう。改正点は、放課後児童支援員の認定資格研修をいまだに受講できていない職員に対し、受講機会を確保する必要があることから所要の規定を定めるもの、との説明がありました。

質疑では、研修費用は村で出すのかに対し、研修費用は特段発生しない、との答えでした。討論はなく採決したところ、議案第45号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決

定しました。

議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について、保育所の入所基準に満たない児童が、保護者の希望により私的な契約によって保育所に入所する場合、保育料無償化の対象外となることから、保育料を定める必要がある。3歳以上児は月額3万円、3歳未満児は月額6万円と定め、併せて減免規定も設ける、との説明がありました。

質疑では減免規定以外の3万と6万には副食費は入っているかに対し、副食費を含んだ保育料となっている、との答えでした。討論はなく採決したところ、議案第46号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項についてです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,024万7,000円を追加し、予算総額を72億7,985万円とするもの。全般に職員及び会計年度任用職員の異動配置による人件費補正と、コロナ感染症による各種行事等の中止による減額補正、マスク・消毒薬配備のための補正が複数ありますが、これらの報告は省略します。

総務課企画費の、ケーブルテレビ白馬管理運営事業278万4,000円の増額は、電柱の支障移転によるもの。環境政策費50万円の増額は、EVシェアの増額によるもの。健康福祉課の、社会福祉協議会補助金50万円の増はファミリーサポートの感染症対策。教育課の、修学旅行中止に伴う保護者負担緊急支援補助金77万7,000円は、キャンセルしても企画料8%は取られるため。中学生の修学旅行は11月に東北に行くとの説明がありました。子育て支援課の、放課後子どもプランでは南小児童クラブにエアコン設置費として50万円。幼保無償化例規整備費247万5,000円は全額補助金手当があります。広域入所委託料50万円は大町市八坂の保育園に2歳児が3か月の入所。子育て支援ルームの工事費50万円と備品購入費40万円は、コロナ対策補助金を活用して休日保育室にエアコンの設置とマイクシステムの購入。

生涯学習スポーツ課の、文化財保護事業37万6,000円は村指定文化財の江戸彼岸さくらの枝が折れ、支柱を設置するため事業費補助。伝統的建造物群保存事業では村保有の土蔵修繕を予定していたが、今年度は見送るため421万3,000円を減額する。

住民課の戸籍住民基本台帳事業では、法改正によるシステム改修電算委託料698万7,000円。国策として進める国外転出者のマイナンバーカード等の利用の実現を図るために、住民基本台帳及び戸籍の附票に関する電算システム改修で全額国費補助がつく。番号カード関連事務交付金220万円は、地方公共団体情報システム機構へ支払う費用の予算額を、同機構から示された令和2年度の支払上限見込額となるよう増額するもの。塵芥処理事業原材料費85万3,000円の増額は、リサイクルセンター建設に伴う横断水路の暗渠化の原材料支給。落倉区とめいてつ区への集積場設置補助金で当初予算不足分130万円の増額、との説明がありました。

質疑では、住民課関係ですけれども、ボックスカルバートは原材料のみでいいのかに対し、資材

支給で現場の施工業者が行なう。工事費はかからない、との答えがありました。全体討論はなく、議案第48号総務社会委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第49号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億545万1,000円とするもの。

歳入の補助金70万4,000円の増額は、マイナンバーカードに保険証機能を追加するための電算システムの改修費補助金で、県の指導により一般会計から本会計に計上する。財政調整基金繰入金1,221万4,000円の増額は、システム改修費の補助残分を元年度からの繰越額確定により不足する額を増額。歳出の保険給付費負担金等償還金434万4,000円の増額は、歳入で補正した還付金が県から交付された普通交付金であることから、還付された全額を県に返還する必要があるため不足する額を増額するもの、との説明がありました。

質疑、討論はなく採決したところ、議案第49号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第3号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書提出の陳情です。提出者は長野県退職教職員の会大北支部支部長、宮崎勇さん。内容は、1として、安心・安全な少人数学級をすみやかに実施し、早急に30人学級、その後20人程度の学級へ移行すること。2として、授業を詰め込み過ぎず、仲間との学びと豊かな学校生活を保障。学校再開後、多くの学校が土曜日、夏休みも授業で行事を削っている。行事も大切に子供達豊かな学校生活を保障するよう必要な措置を、というものです。

質疑では、学校現場から30人や20人の要望はあるのか。現場が望んでいないものを、退職した方が言っているのは疑問に対し、1学級40人が標準でこれは法律で定められている。編成は都道府県教育委員会が定めるが、県教委は35人を基準にし、県費43億円でこれを行なっている。村も1クラス36人になれば2クラスになる。法律で少なくすることは県としては助かる。学級人数を減らす要望は、学校現場からは今のところはない、との答えでした。

討論では、村では既に陳情の人数になっている。現場で声が上がってなければ不採択。不採択にするまでもなく、北小はコロナで密になるとの声も聞くので趣旨採択。教育の方向が詰め込みから多様性を求める子供を求めるということで、20人程度までは行き過ぎではあるが、25人から30人ぐらいの学級にしたほうが、先生の目が届くと思う。県の予算が減るなら助かるので採択等の討論がありました。

採決したところ、まず趣旨採択賛成が少数でした。次に原案採択を諮り賛成多数により、陳情第3号は採択すべきものと決定しました。これにより委員会として意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第38号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号 工事変更請負契約の締結については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号の討論に入ります。まず、原案に賛成の方の発言を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。賛成の立場から討論を行ないます。

今月、9月12日、人種差別撤廃と人権侵害に毅然と立ち向かいながら、テニス全米オープンを制した日本人大坂なおみ選手の行動は、世界の人々に大きな感動を与えました。

一方、日本のメディアは一部の人による新型コロナウイルス感染者や医療従事者に対する誹謗中傷、人権に関わる報道を連日報道し、国内でも大きな問題になっています。

そんな中、今定例会に上程されたこの条例は、人種を越えて世界の人々と人権を尊重し、差別意識を解消し、外国人住民が持つ多様性を認め、共に生きていくという内容のものです。

条文の文言に一部違和感を覚える箇所がないわけではありませんが、条文全体を見ると国際法も加味をし、日本国憲法に規定する10条から15条に書かれている基本的人権、法の下での平等の条項そのものと解釈でき、さらにインバウンド観光に依存する村として、外国籍の方々に対する情報提供の充実を図り、村税の公平、公正な納税にもつながる多文化共生支援システム導入にも関連し、とても大事な条例と、私は評価をします。

現在、村は第5次総合計画後期計画を策定中であり、その基本理念多様であることから、交流し、学び合い、成長する村は、議会の議決事項として5年前、議員全員で可決した基本構想です。

この基本構想にのっとり提示された条例と判断でき、この条例を否決した場合、白馬村議会として、議決説明責任が問われるおそれがあります。

条例制定に当たり、外国住民と村民に課せられる責務は重たいものがあり、人々の心や考えを動かすことは一朝一夕にできることではありません。村長以下、村職員、議員も含め、この条例の持つ意味、重要性を心に刻み、これからの村政運営をしていかなければならないと思います。

活力と安らぎのある村づくりと、インバウンド観光に一層の付加価値をつけて、さらに世界水準

の山岳リゾートを目指し、世界に発信しようとするこの条例を、何ら反対するものではありません。  
よって議員全員の賛成で可決されることを願い、私の賛成討論といたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に原案に反対する方の発言を許可します。第7番加藤亮輔議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 7番加藤亮輔です。議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定について、反対の立場で意見を述べます。

多文化共生社会とは、国籍や民俗などの異なる人々がお互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていける社会づくりです。

国も、多文化共生推進プランを策定し、全国の自治体へ取組を促し、現在全国で多文化共生の推進にかかわる指針及び計画の策定状況は874自治体49%です。

白馬村も冬季オリンピック開催地として、スキーを中心に外国人観光客及び多様な国々の定住者が年々増加し、多文化共生社会推進計画及び条例の制定が急がれる状況です。

今回提案された、白馬村多文化共生社会の推進に対する条例制定の目的は、担当課の説明のように、外国人による土地や建物など、不動産所得の移転状況をリアルタイムで把握するために、不動産管理協議会や納税管理人の協力で、データベースシステム構築のための根拠条例づくりです。表題とは違う内容です。

村では、多文化共生社会に関する例規は何一つありません。これからの白馬村の将来を考えた場合、欠くことのできない重要な条例でありながら、先送りされてきました。

今回の外国人不動産情報取得関係条例もどきより、まず手をつけなければならないのは、村をついの住みかたと考えている多様な外国人との対等な共生社会を実現するための基本的な考え方を示す理念条例を制定することです。

今回の条例案は1条、2条で目的と基本理念を述べていますが、7条以降は調査研究及び情報収集に関する条文になり、条文にうたい込まなければならない外国人住民の責務、活動の推進計画や推進体制についての条文はありません。

このまま理念と目的が乖離している39号を採択することは、今後に禍根を残すことになると思います。修正の上、再提出することを求め反対します。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第3番田中麻乃議員。

**第3番（田中麻乃君）** 3番田中麻乃でございます。議案第39号に賛成の立場で討論いたします。

この白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定については、村の外国人住民の増加を背景に受け入れる地域として共生を図るもので、個々の文化や習慣を尊重する多文化共生社会を目指すことを目的に、行政や議会、事業者、村民の協力を責務とし、同時に外国人住民都地元の間を取り持つ支援員の配置など、個人の生命、身体、または財産の安全を守るため、情報管理についても規



定したものです。

言葉のバリアに囲まれている外国人住民にとって、日本人にはささいと思える事柄が大きな壁として立ちちはだかることは少なくありません。例えば体調が悪いときに、どの病院に行けばいいかわからず、医師の説明もよく理解できない、子供のことでいえば、学校のお便りが読めない。1例ではありますが、こうした不安や不満が積み重なって共生への希望を遠ざけています。

このような外国人のディスアドバンテージを埋めてからようやく条例にもある、個人が地域社会の対応な構成員として共に生きていく社会への最初の一步を踏み出せるのです。

多文化共生は、地域社会に住む日本人が当該地域に住む外国人の文化、言語を尊重すれば、実現できるかのような認識は実態からほど遠いです。地域社会は受け入れた外国人の権利を守るため、強い決意を持って取り組まねばなりません。同時に外国人自身が地域社会に積極的に関わり、自ら義務を果たすことができるよう、地域の環境を整備しなければなりません。

多文化共生は行政だけの問題ではなく、一人一人の生き方、そして社会の在り方に関わるものであり、皆で考えていく問題です。この条例を制定し、連携の輪を広げ、皆で考え、活動するための環境を整えていくべきです。

また、東日本大震災発生時の外国人が多く住む自治体での経験を踏まえ、災害発生時など、緊急時の外国人への村からの多言語情報を提供体制の構築は必要不可欠であり、この条例を制定することにより、外国人向けウェブサイトによる情報発信と不動産データベース構築に取り組む多文化共生支援システムの運営に向けた条例整備にもつながります。

このことから村は条例を制定し、積極的に推進すべきと考えることから賛成討論いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 次、原案に反対の方の発言を許可します。第8番津滝俊幸議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 第8番津滝俊幸です。私は反対の立場から討論させていただきます。

本条例案は多文化共生社会をつくっていく基本理念と、外国人所有の不動産を中心とした個人情報収集、活用を趣旨とする条文の構成となっています。条文の目的については、互いに文化を認め合い仲よくしましょう、人権を尊重しましょうとうたっているにもかかわらず、理念では外国人の持つ多様性を日本人が認めることになっており、条例目的と条文内容が矛盾しています。

また、議会基本条例で議会の責務を義務づけているのに、なぜこの条例にうたい込まなければならないのか説明も不十分で理解できません。

不動産や権利情報の運用についても、条例制定後に規則か要綱で定めて行なうということですが、具体的な詳細が見えていません。個人情報を扱うには、条例制定時にしっかり内容を詰めておくべきと考えます。

先行して制定されている市町村では、これ多くないようではありますが、外国人労働者が多く定住滞在している状況下で、教育や労働環境等において、差別が散見されるため、平等な共生社会の構築のために条例が制定されています。

本村に定住、滞在している外国人の多くは経営者、投資家、資産家が多く、村民との関係では事業経営のパートナー、もしくは競合者であります。よって条例の制定状況が違うことを認識してもらいたいです。

本来は多文化共生社会の構築においては、十分な多様性や認識が、自助、共助、公助など住民と行政の責務について定義し、報道理念をうたった自治基本条例を制定すべきです。

特に、外国人の責務や村民の責務など、対等につき合う内容としてもらいたいと思います。また、外国人所有の不動産情報の管理については、多文化共生の推進の条例と一緒にではなく、新たな管理条例を立案することを望み、行政へはもう一度内容を再考してもらうことをお願いし、原案については否決すべきものとしたしました。皆様の賛同をお願いよろしくお願ひいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は否決です。したがって原案について採決をいたします。

議案第39号 白馬村多文化共生社会の推進に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

**議長（北澤禎二郎君）** 挙手多数です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

**議長（北澤禎二郎君）** 挙手全員です。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 白馬村特別職で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに

賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（北澤禎二郎君）** 挙手全員です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（北澤禎二郎君）** 挙手全員です。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

陳情第3号の討論に入ります。まず原案に反対の方の発言を許可します。第8番津滝俊幸議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 8番津滝俊幸です。陳情第3号について反対討論をいたします。

本陳情では早急に30人学級、その後20人程度の学級に移行することを求めている陳情内容です。白馬村では小学校は既に1クラス当たり30人以下の学級であり、学年によっては20人以下になっている状況です。今後はさらに児童数が減少していくもので、教育委員会や現場の教員からも学級人数を減らす要望は上がっていません。

また、菅内閣ではコロナ禍も鑑み、少人数学級導入を教育改革の柱として推進していくことを述べており、学級編成に関する法律も来年度に向けて改正していくことになると思われます。

陳情者は退職教職員の会からで、現時点で学校の状況や文科省の動静について、十分な情報を得

ていないのではないかと思います。

よって、この陳情は不採択すべきものといたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書提出の陳情の件は、委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

**議長（北澤禎二郎君）** 挙手多数です。よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

**産業経済委員長（伊藤まゆみ君）** 令和2年第3回白馬村議会定例会産業経済委員会の審査報告をいたします。本定例会において、産業経済委員会に付託されました案件は、議案3件です。付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項、農政課関係であります。

主なものは、人事異動による減額と増額のほかに、集落支援員1名の報酬及び関連予算、自動車借上料など、農業振興事業で318万円の減額。

農業基盤整備促進事業、田の区画拡大事業補助金で施行範囲確定により補助率100%、118万円を増額。

林業振興林道維持補修事業では、ナラ枯れ発生に対する薬品購入、黒菱林道のU字溝の修繕費などに増額。

森林整備事業で、県の森林づくり支援金の増額に伴い委託料を増額。

有害鳥獣被害対策事業で、今年、設置したトレイルカメラからスマートフォンに自動送信される映像の通信費、貸出用電気柵の撤去委託料、豚熱野生イノシシの埋設委託料などを増額。

質疑・意見では、ナラ枯れはどの程度の被害か、との問いに、岩岳スキー場で20本くらい、10年くらい前に発生した際には、樹幹注入と伐倒、燻蒸処理をした。春になり虫が飛び立つ前に、伐倒、燻蒸処理を来春予定、どんぐり地区の庭木なども来春を予定している。ほかの場所での被害報告は受けていないとのことでした。

イノシシ豚熱対策委託料の埋設は、スノーハープではなく違うところに埋めるということか、との問いに、スノーハープの村有地がいっぱいになったため、奈良井公園を予定しているとのことでした。

当初予算で、田の区画拡大事業補助金に101万円が計上されているが、今回の予算も同じ村内業者1社か、との問いに、同じ担い手で工事箇所に変更があったので増額になったとのこと。

また、地主に補助金が出るのか、との問いには、担い手が工事するので担い手に交付されるとの答えでした。

討論はありませんでした。

次に、建設課関係であります。

歳入では、国の交付決定による国庫補助金都市計画費補助金の減額があり、立地適正化計画の財源であるためそちらも減額し、不足分は一般財源から充当。認可外道路、いわゆる赤線の売払い収入の増額。

歳出では、人事異動による人件費のほか、景観形成事業無電柱化のアドバイザー委託料、塩カル散布で使うダンプの点検手数料として除雪事業の増額。

村道改良国庫補助事業の922万円の増額は、ほかの設計委託料を減額して、姫川通橋——赤い鉄橋でありますけれども——の工事に充てる差額で、総額では5,000万円を超えるので一般競争入札を予定。

道路改良起債事業は、増減はありませんが、用地費測量委託費の起債事業を減額し、どんぐりの雪崩防止柵の工事に330万円を充てる。

河川総務事業102万円の増額は、河川の雑木伐採の県補助金が増額されたことによるもので、測量設計委託料と工事費を補正。

都市計画事業では、コロナで当初予算を見送っていた都市計画審議委員報酬を計上。

村営住宅管理事業の増額は、北城南部ほ場整備で白馬団地が支障物件となるため、その解体による移転補償料等を増額、補正しております。

質疑・意見では、村道改良国庫補助事業・道路改良起債事業ともに設計委託料があり、今回両方とも減額するが、設計委託料は増額するそれぞれの工事請負費に入っているのか、との問いに、村道国庫補助事業の実施計画委託料には工事設計と橋梁点検の委託料が入っている。国からは、5年間で、全部の橋梁点検をするようにと言われている。橋梁点検については、来年に送り工事を優先するもの。国からは毎年、橋梁点検費1,500万円と工事費用の両建てでもらっている。通橋は、当初予算で1億円を見込んでいたが、設計を進める中で、さらに2,000万円くらいかかることになった。これは、一般財源で予算付けできないため、点検を優先するか、工事を優先するかということになり、工事を優先することにしたとのことでありました。

討論はありませんでした。

次に、観光課関係であります。

観光総務事業の997万円の減額は、人事異動による840万円、白馬の夏祭り中止に伴う協賛金150万円の減額など。

21 観光戦略事業150万円減額は、冬と夏の実施を予定していた対面式の来訪者調査がコロナでできなくなったため、村内宿泊事業者実態調査に事業を変更、縮小して行うため、委託費を減額するもの。

海外観光客受皿整備事業の686万円の増額は、白馬バレーツーリズムのデザインコードに基づく多言語案内標識を、白馬駅と八方バスターミナルに設置するための増額。これは、国のまちあるき満足度向上整備支援事業補助金の組替えと、県の観光地域づくり重点支援事業補助金を用いてするものであります。

商工振興事業では、コロナ禍で借入件数が大幅に増額するのを見込んで、信用保証協会の利子補給負担金2,500万円を増額。創業支援事業補助金3件の300万円を減額するとのことでした。

質疑に入り、2か所の多言語案内標識の大きさは、との問いに、幅2.5メートル、高さ2.1メートル、高さの板面は1.5メートルとのことでありました。

また、標識設置は白馬バレーツーリズムの事業ではないか、との問いに、白馬バレーツーリズムはデザインを提供し、看板を立てるのは各市村が行い、大町・小谷も同デザイン、同仕様の物を設置するとの説明でした。

3市村からの白馬バレーツーリズムへの負担金では、事業費がなく人件費のみだ。観光局もツーリズムもインバウンドをやる。一緒になってやるというのであれば、観光局は白馬村のことはやりづらいし、存在意義が薄れるので、白馬村の観光局はいらぬのではないかと、との問いに、例えば、インバウンドなどは、ツーリズムは外に出ての誘客はしない。3市村間の調整をして、足りないところをそれぞれの観光協会が手分けしてプロモーションを行うようになる。初年度は人件費のみだったが、デザインコード、ホームページなどの事業もやっており、事業費は持ち出しではなく、県・国などの補助金を活用しているとのことでした。

また、白馬村には独自の観光局がある。白馬バレーツーリズムの代表理事は白馬村観光局の副代表理事であり、委員会の委員長が白馬村観光局の事務局長であるなど、役職が重複し、混ざっているとの意見がある。ツーリズムの事務作業観光局の任用をやっているということはないのか、との質問に、大きくは接客と集客という2つの委員会がある。委員会としての仕事はあるが、ツーリズムの事務仕事を受けることはない。1枚岩になってやっているといるという感じがある、との答えでした。

討論はありませんでした。

各課の審査終了後、全体を通した討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）であります。

主なものは、フルタイム会計年度任用職員の児童手当分と福利分の増額であります。

質疑・討論はなく、採決しましたところ、議案第50号は、委員長を除く委員全員の賛成により

可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

資本的収入488万円の増額は、区域外流入分担金6件457万円、受益者負担金1件31万円をそれぞれ増額。

資本的支出540万円の主な増額は、森上1号ポンプが絶縁不良等の指摘を受け、更新工事をするため、工事請負費206万円、排水区域外の公共ます設置補助金交付に362万円及び人事異動による減額によるものであります。

質疑・討論はなく、採決しましたところ、議案第51号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

産業経済委員会の報告は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第48号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

**議長(北澤禎二郎君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番太田伸子決算特別委員長。

**決算特別委員長(太田伸子君)** 決算特別委員会の審査報告をいたします。

本定例会におきまして、決算特別委員会は9月7日から15日までの期間中、5日間にわたり決算に付随する議案第47号の1件及び認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件を審査いたしました。

各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、その他説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査を行ないました。また、決算審査に係る現地視察は4か所行ないました。

審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

これは、水道事業会計決算に係る議案で、剰余金9,661万2,070円のうち、9,000万円を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第47号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算の概要については、歳入は64億6,533万2,000円で、前年度比5億8,702万円、8.3%の減です。歳出は63億845万9,000円で、前年度比6億6,924万円、9.6%の減です。形式的収支は1億5,687万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,816万1,000円を差し引いた実質収支は1億2,871万2,000円です。実質収支のうち

6,500万円を財政調整基金へ積み立て、残額6,371万2,000円を令和2年度へ繰り越しています。

一般会計の地方債残高は71億4,464万9,000円で、前年度比2.1%の増です。令和元年度末の財政調整基金残高は6億8,154万5,000円、減債基金残高は2億1,721万3,000円となっております。

実質公債比率の3か年平均値は10.9%、前年度より1ポイントの増、単年度数値では12.8%、前年度より1.5ポイント増加しています。

また、将来負担比率は70.7%で、前年度より5.3ポイント上がっています。増加した要因は、新規発行債の増加による地方債現在高の増などによるものです。今後の指数動向に配慮すべきと監査委員から指摘されています。

次に、審査において質疑、意見は次のとおりです。主なものを課ごとに報告いたします。

総務課関係では、第5次総合計画では実質公債比率12%、将来負担比率30%であるが大丈夫かとの問いに、神城断層地震や大型事業があり、公債費が増えている。令和2年度予算では、公債費は落としていく方針を立てている。予算方針の中で全体額をどのようにするか指示しているとの答弁がありました。

ふるさと納税事業が前年比124%に増えた主な理由はとの問いに、元年度から返礼品事業は委託業務に切り替えた。受託者もメニューを増やし、SNSでの情報発信をした。白馬ファンや新たな白馬ファンが返礼品を扱っていただいたとの答弁がありました。

手数料は10%で、3,200万円がしくみ株式会社に入っているが、金額に見合う仕事かとの問いに、地元雇用で10名近い方が従事しているとの答弁がありました。

住民課関係では、マイナンバーの普及策は講じているのかとの問いに、方策はしていないが、テレビCMの効果が大きい。保険証機能がひもつくことを説明していきたいとの答弁がありました。

外国人もマイナンバーを取得するのかとの問いに、国籍に関係なく取得してもらうことになるとの答弁でありました。

健康福祉課関係では、介護予防の利用者が減ってきているが、緊急通報装置の利用者の数はとの問いに、9名が利用との答弁でした。

障がい児通所はどこ施設かとの問いに、大町の「キッズウィル」、小谷の「そらいろ」で、待機児童はいないとの答弁でした。

建設課関係では、景観形成計画はスケジュールどおりにっていない。景観行政団体にしたいがために計画をつくったと解釈しているが、景観行政団体にできなかったのに、業者に支払った500万円は妥当だったのかとの問いに、県内の景観形成計画を策定している他町村の状況を聞くと、白馬村が投じてきている額はかなり安いという印象。通常は2,000万円弱かかると言われているとの答弁がありました。

もてなしのしつらえの色彩計画と景観計画に書いてある部分が全く違うが、どちらを中心に考えていくのかとの問いに、総務課からの引継ぎでは、景観計画で進めてほしいとのことであった。これまでの色彩の指導を考えると、もてなしのしつらえの色彩計画に、ある程度寄せていかないと駄目になる。色彩計画をベースにアースカラーを盛り込んでいく考えでいる。両方をうまくすり合わせながらつくっていききたいとの答弁でした。景観計画は、芝浦工大のフィールドワークでしかない。景観計画のアースカラーは前面に使っては駄目で、一部ならいい。もてなしのしつらえを無にしないように願いますという意見がありました。

立地適正化計画策定は、ほかに費用がかかるのかとの問いに、昨年の500万円と今年度の800万円、計1,300万円の予算を投じて計画を策定していくという答弁がありました。

立地適正化計画がないと補助が受けられないのかとの問いに、立地適正化計画がないから補助がないということはないが、補助のかさ上げがある。自治体に対して手厚く補助すると国土交通省は言っているという答えがありました。

農政課関係では、青年就農給付金事業の営農計画書の審査は、どこが認定しているのかとの問いに、県農業農村支援センターで相談し、実質的には村と県で行なっているとの答弁でした。

支援センター1か所での認定は甘いと思う。問題は、農地を任せられるか、村の中で審査会なるものをつくり審査したらどうかとの問いに、村の農業を担ってほしいと思っているので、県に審査をお願いしているとの答弁でした。再生協議会や農業委員会などから審査会をつくったほうがいい。松川や大町は審査会を開いているという意見がありました。

農地法5条許可の件数が伸びているが、転用目的の上位3つと外国人の転用目的はどの問いに、住宅、駐車場、宿泊施設、外国人の関係は4件の申請があり、ドッグラン、駐車場、宿泊施設との答弁でした。

駐車場という転用目的が宿泊施設になっている。農地が外国人に買われない方策はないのか、せめて農地は守れないかとの問いに、理由、土地利用の計画を出させ、やむを得ない状況で転売されてしまうと、農業委員会では手を出せない。外国人だから駄目だという理由がないとの答弁でした。

奈良井湿原の草刈りは年1回しかしていないように見える。また、1回は、カメムシ防除していると思う。118万円の対価の内容のものなのかとの問いがあり、現場を見ながら草刈りをしてほしいと言っており、昨年度より草刈りはしている。湿地帯で機器が入れないので、機械が入れるようにもしてもらっているとの答弁でした。機械の入るところで3回から4回やればきれいになると思う。春に野焼きをしてはどうかという意見がありました。

観光課関係では、白馬バレーツーリズムの市村の負担割合はどの問いに、均等割りで700万円ずつ、索道自動車協議会が1,100万円という答弁がありました。

観光庁から直接白馬バレーツーリズムに補助金が下りているが、全協で説明してほしい。白馬バレーツーリズムに700万円出ているが、どういうふうに使われているか見えない。各種団体への

負担金、助成金が見える形にならないかとの問いに、700万円の内訳は、会費が400万円、通年型マウンテンリゾートに向けた取組の300万円という説明がありました。今後、主な団体の総会資料をお渡しするという答弁もありました。

ドローン事業は理解が得られる事業かとの問いに、山小屋経営者は期待している事業。今年は楽天を使って大変進歩した。課題をクリアし、山頂まで行くことができた。量は5キログラムを運んだとの答弁でした。

ドローンでの荷上げはできるのか。本来の目的はドローンによる撮影とかであるとの問いに、荷物を搬送するという役目で離島や山間地は既にされている。今回、山岳部にも応用したいということで行なっている。楽天は、専門事業部を立ち上げている。ヘリも高騰しているので、ぜひお願いしたい。3,000メートル級の山と平地の話と一緒にしてもらっては困るという答弁がありました。

上下水道課関係では、合併処理浄化槽整備事業で、下水道区域外地域における補助は営業施設には国庫補助なしという考えか。なぜ、営業施設が外れるのかとの問いに、営業施設は補助なしになり、設置基準は国の基準に基づいているとの答弁でした。

教育委員会教育課関係では、義務教育施設整備基金積立金は2万4,966円がいいのか。政策的に積立てしないとという問いに、校舎は老朽化し、これまで事務教育整備基金を取り崩し、毎年修理してきたのが現状である。少しずつでも積立てしていくとの答弁がありました。

学校給食事業の賄い材料について、何のために給食用物資納入者登録制度を導入したのか。何を基準に安全、安心、安価なのか。地産地消のために白馬産の米を使用してとなっているが、白馬の物を使っているといっても一度しか使っていないというふうに聞いている。野菜は長野県産50%、白馬産11%とあるが、何を基準に11%なのかとの問いに、給食用物資納入業者登録法にのっとり、保健所の許可をクリアしているか。入札参加登録をいただき、安全、安心で納入できるか業者に見積もりを依頼をかけて、安いところから仕入れることができる。米は地元産100%で入れている。登録は1事業者である。地産地消は件数で計算。量や金額だと違った数値で出てくると思うが、県と同等の計算をしている。その上で県の目標値を上回っているとの答弁がありました。

保健所の許可をクリアしているとはどういうことかとの問いに、材料に対してではなく、会社の身分について適切な衛生管理の下、食材を扱っているか、2年に1度保健所の立ち入り検査があり、それをパスしているかどうかということという答弁がありました。

ここで言う安全、安心は、食材のことを言っているわけではないという解釈でいいかとの問いに、保健所の審査がそれぞれの取扱い品目によって違うので、それを満たしているということで、食品についても安全、安心であるというふうに理解していると答弁がありました。意見として、農産物の栽培履歴の確認を取っているわけではない。安全、安心というのは食材に対してであって、業者が安心かどうかではない。安価な食材を入れる努力はされていると思うが、安全、安心を担保できているということではないと思うという意見がありました。

中学校の部活動指導員報酬は、外部の方に指導していただく制度だと思うが、担当の先生の労働時間が軽減されたのかとの問いに、時間外勤務の報告をいただいております、劇的に変わっているという答弁がありました。

遠距離通学費補助金は幾らか。補助金の支払い時期はどの問いに、区によって金額が違う。2万2,000円から3万1,000円。3月までの登校日数により4月上旬に支払っているという答弁がありました。

教育委員会子育て支援課関係では、保育料無償化になり副食費のみ支払うが、会計上の決算書の処理はどの問いに、保育所負担金の中に入っていると答弁がありました。

副食費無償の陳情があったが、要望等は出ているのかとの問いに、園に直接の要望はありませんとの答弁でした。

教育委員会生涯学習スポーツ課関係では、神城断層地震の森上撓曲断層部を買い取る内容はどの問いに、文化財として保存するため、調査委託料244万円は、掘削調査をしてデータを取った。土地の購入費99万9,799円は代替地の取得で、今年代替地と交換する予定という答弁がありました。

図書館等複合施設について、昨年総務課でやったことであるが、図書館と複合施設策定業務委託料600万円をかけた価値をどう思うかとの問いに、教育長から、検討委員会と違う候補地を言っている、理解に苦しむという答弁がありました。

今後どうしていくのか。どのくらいJRと協議していくのか。金額は幾らなのかとの問いに、候補地の選定に当たり、官民連携で高い評価を得ている。JRと協議は半年くらいしてきて、官民連携にどのようなやり方の可能性があるかどうかとも検討する必要がある。ゼロ予算では厳しいため、何かしら予算を取れるようにして調査する。来年度時間をかけて調査する必要があると思うという答弁がありました。

令和3年度まで調査をするのかとの問いに、官民連携のポスト的な部分もあるので、その調査をしないわけにはいかないという答弁がありました。

村長の任期が終わるが、結論を出さないで終わるのかとの問いに、村長との話の中では、官民連携で資金が生み出されることを期待している。JRの資金は厳しく、そこを精査すればおのずと時期が見えてくる。図書館建設のための基金はあったほうが良いという村長の意向であるという答弁がありました。意見として、図書館のための基金であれば、皆が納得する場所でなければいけないと思う。また、複合施設といいながら、図書館のことはしか検討をしていない。子育て支援ルームを併せ持った機能にしていくということで、一緒に考えなければいけなかったのではないかと。図書館と子育て支援ルームを分割した方が安く上がるのではないかと。子育て支援ルームは喫緊の課題であるという意見。また、図書館、子育て施設もひっ迫し、2年かけて検討し、さらに何年もかけて検討するのはおかしくないかという意見がありました。

税務課関係では、建築確認申請は村を通さなくても良くなったが、新築情報の取りこぼしはあるのかとの問いに、今のところはないという答弁でした。水道は必ず引くので、上下水道課と連携を取ってほしいという意見がありました。

1,698万円の不納欠損があるが、数的には減ったと思うが、不納欠損の総括はとの問いに、高額での不納欠損は調査をし、差し押さえや滞納整理機構に移管した中で、不納欠損でやむなしとの判断で行なっている。不納欠損は滞納整理であり、取れないものも滞納整理です。調査は徹底的に行なっているとの答弁がありました。

5日間の審議と現場視察を終え、全体を通しての意見として、説明員の数字の読み上げをすらすらとしてほしい。できるだけこの場で回答できるようにお願いしたい。それから決算書、成果説明書には丁寧に明細の記述をお願いすることと、関係資料をしっかりと整えていただきたいと要望がありました。

全体討論に入り、討論はなく、採決したところ、認定第1号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は10億8,729万1,000円で、前年度比3,355万2,000円の減、歳出決算額は10億6,880万9,000円で、前年度比1,211万円の減です。

不納欠損額は87万9,000円を計上しています。

白馬村国民健康保険財政調整基金は、基金利子分として16万2,000円、財政調整基金条例第2条に基づき、前年度繰越金の2分の1以上の額1,996万2,000円を合わせた2,012万4,000円を積み立て、令和元年度末の基金保有額は1億8,240万8,000円になりました。

質疑に入り、国保税の不納欠損の内訳はとの問いに、日本人が9名で、外国人が52名という答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第2号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は9,805万6,000円、歳出決算額は9,763万4,000円です。後期高齢者医療制度は、保険者である長野県後期高齢者医療広域連合と市町村とで事務を分担し、制度を運営しています。市町村は、保険料の徴収、申請や届出の受付、保険証の交付、納付された保険料の保険者への納付が主なものとなっています。

質疑に入り、保険料3割負担の方が増えたとの説明であるが、理由はとの問いに、土地を売買したり社会保険から抜けた人は高くなるとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認

定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入決算額は376万9,000円、歳出決算額は375万8,000円で、公債費、施設維持管理費が主なものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、認定第4号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支額は、事業収益3億1,604万9,000円、事業費用2億2,587万3,000円となり、純利益は9,017万6,000円となりました。

資本的収入は1,293万9,000円、資本的支出は9,171万6,000円です。資本的収支不足額7,877万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

質疑に入り、携帯の回線を使つての検針を試験的にやってみると言っていたが、どうなったのかという問いに、自動検針の方法として無線検針を検討している。3年目の検証をしている。問題がなければ、来年もしくは再来年に段階的に行なっていきたい。電話回線は、会社の都合でなくなってしまうことがあるとの答弁でした。

水道の長寿命化計画を行なうことを聞いているが、漏水工事は一部で始めたのか。長寿命化計画より先に行なうのかとの問いに、試算の洗い出しは終わっている。本年度は県の大型工事が発注になっているので、そこから行なっている。個別の方針計画は、本年度概略を立てているとの答弁でした。有水率が昨年度より落ちてきているので、注意してほしいという意見がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定についてであります。

平成31年4月1日から、公営企業法の全部を適用し、決算を行ないました。収益的収支の総収益は5億6,745万6,000円、総支出は5億4,292万7,000円となり、当期純利益は1,673万2,000円となりました。

資本的収入は4億4,721万8,000円、資本的支出は5億7,009万円です。資本的収支不足額1億2,287万2,000円は、引継金と現年度分損益勘定留保資金で補填しています。

質疑に入り、受益者負担金169万円の内訳はとの問いに、受益者負担金は農地の猶予解除によるものですとの答弁でした。

決算書では、公共ますが8件となっている。本日配付の資料の有形固定資産では11ますとなっており、3件の開きの理由はとの問いに、8件は村が発注した公共ます、3件は区域外流入で、区域外流入者が公共ますを設置するが、村では補助金を交付しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第47号と認定第1号から認定第6号までの採決の方法は、起立によって行ないます。あらかじめ申し上げておきます。

議案47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 令和元年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和元年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 令和元年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 令和元年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ



いては、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 令和元年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 令和元年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 令和元年度白馬村下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から議案提出の申し出、太田伸子議員から発議の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 議案第52号から日程第5 発意第4号までは会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。日程第3 議案第52号から日程第5 発意第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、日程第3 議案第52号から日程第5 発委第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見が述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第3 議案第52号 物品の取得について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第52号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第52号 物品の取得についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

物品の取得目的は、令和2年度白馬村立小学校情報端末機器購入で、取得する物品は、タブレット型コンピューター「ASUS Chromebook Flip C214MA」475台です。取得金額は2,562万3,400円で、現在仮契約を締結しております。契約の相手方は、長野県松本市和田4010番10、キッセイコムテック株式会社公共・医療ソリューション事業部長、深石文夫です。

この物品取得は、国が進めるGIGAスクール構想により、1人1台のコンピューターを整備するもので、調達に当たっては、長野県自治振興組合の共同調達に参加しており、このたび納入業者が決定したため、当該業者から物品を調達したいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第52号 物品の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

**△日程第4 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方財源の確保を求める意見書**

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第11番太田伸子議員。

第11番(太田伸子君) 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方自治体は喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されることから、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次項を確実に実現されるよう地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国に提出したいものであります。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、産業経済大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

**△日程第5 発委第4号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を  
求める意見書**

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 発委第4号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

**総務社会委員長（丸山勇太郎君）** 発委第4号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書。

陳情第3号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、安心・安全な少人数学級を速やかに実施すること、授業を詰め込みすぎず仲間との学びと豊かな学校生活を保障することを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国に提出したいものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第4号 コロナ禍で学ぶ子どもたちに、少人数学級と豊かな学校生活の保障を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

**議長（北澤禎二郎君）** 挙手多数です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第8 議員派遣について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

**村長(下川正剛君)** 令和2年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月7日に開会をし、本日までの18日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めを頂き、厚く御礼を申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして、今回の定例会は、特に、決算議会として慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。定例会の中で、各議員から頂きました提言等につきましては、可能なものからその実現に向け努力してまいり所存であります。

また、ご指摘いただきました点につきましては、真摯に受け止め、今後、議会の皆様と連携をしながら進めてまいりますので、ぜひ、ご理解とご協力をお願いをいたします。

この16日に、衆参両院本会議の総理大臣指名選挙で、菅義偉新総理が選出をされました。新総理は、新型コロナウイルス対策と経済活動の両立を最重要課題として掲げ、地方創生にも力を入れるとのことであり、私としても期待をしております。また、地方の声をしっかり受け止めていただき、真に地方のためになる施策の展開が推進されるよう要望をしております。

村では、新防災情報システムの構築に向けて、本年度、防災アプリを構築しており、住民の皆様へのリリースまでにはもう少し時間が要することとなりますが、国では、令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループによる提言を踏まえ、避難行動を促す普及啓発活動の取組の1つとして避難行動判定フローを作成し、周知をしてきました。この避難行動判定フローとは、ハザードマップと併せて確認をすることにより、地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき避難行動や、適切な避難先を判断できるようにしたフローのことをいいます。

この避難行動判定フローは、ライン公式アカウント「内閣府防災」において、ハザードマップポータルサイトを含めて確認ができるようになりました。

今後は台風シーズンが本格化してきますので、自らの命は自らが守る意識を持ち、平時からお住まいの地域の災害リスクと取るべき行動を確認をし、緊急時に適切な避難行動を取ることができるよう心がけていただきたくお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますご活躍を頂きますようご祈念を申し上げます。定例会閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、令和2年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時00分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 9月24日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員